

平成23年第1回

香美市議会定例会会議録

平成23年 3月 2日 開 会
平成23年 3月16日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 3 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 3 年 3 月 2 日 水曜日

平成23年第1回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成23年3月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月2日水曜日（会期第1日） 午前 9時03分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	山 崎 龍太郎
4 番	利 根 健 二	1 5 番	大 岸 眞 弓
5 番	爲 近 初 男	1 6 番	片 岡 守 春
6 番	千 頭 洋 一	1 7 番	石 川 彰 宏
7 番	濱 田 百合子	1 8 番	竹 内 俊 夫
8 番	山 崎 晃 子	2 0 番	山 本 芳 男
9 番	織 田 秀 幸	2 1 番	小 松 紀 夫
1 0 番	比与森 光 俊	2 2 番	西 村 芳 成
1 1 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

1 9 番 前 田 泰 祐

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	明 石 猛	建設都計課長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	野 島 惠 一	下水道課長	佐々木 寿 幸
広域分権担当参事	奥 宮 政 水	環境課長	横 谷 勝 正
総務課長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企画課長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	几 内 一 秀
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	地籍調査課長	竹 内 敬
財政課長	後 藤 博 明	林政課長	舟 谷 益 夫
収納管理課長	阿 部 政 敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉 村 泰 典	支 所 長	二 宮 明 男
住民課長	山 崎 綾 子	地域振興課長	今 田 博 明
保険課長	岡 本 明 弘	《物部支所》	
税務課長	高 橋 功	支 所 長	岡 本 博 臣
福祉事務所長	小 松 美 公	地域振興課長	西 村 博 之
農政課長兼農業委員会事務局長	中 井 潤		

【教育委員会部局】

教 育 長 時 久 恵 子 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 田 島 基 宏
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

- 議案第 1 号 平成23年度香美市一般会計予算
議案第 2 号 平成23年度香美市簡易水道事業特別会計予算
議案第 3 号 平成23年度香美市公共下水道事業特別会計予算
議案第 4 号 平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
議案第 5 号 平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 6 号 平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第 7 号 平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
議案第 8 号 平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
議案第 9 号 平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 10号 平成23年度香美市水道事業会計予算
議案第 11号 平成23年度香美市工業用水道事業会計予算
議案第 12号 平成22年度香美市一般会計補正予算（第5号）
議案第 13号 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 14号 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第 15号 平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
（第3号）
議案第 16号 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 17号 平成22年度香美市老人保健特別会計補正予算（第2号）
議案第 18号 平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第
3号）
議案第 19号 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第
4号）
議案第 20号 香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 21号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
議案第 22号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

- について
- 議案第 23号 香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第 24号 香美市私債権の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議案第 25号 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 議案第 26号 香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 27号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28号 香美市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 30号 香美市立保健センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 議案第 31号 香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33号 香美市課等の組織編制に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につ
いて
- 議案第 34号 香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について
- 議案第 35号 香美市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について
- 議案第 36号 香美市国際交流学生寮の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 37号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 議案第 38号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 議案第 39号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
- 議案第 40号 香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について
- 議案第 41号 香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定期間の変更について
- 議案第 42号 土地の取得について
- 議案第 43号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 44号 香南香美衛生組合規約の変更について
- 議案第 45号 香美市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第 46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議員提出議案の題目

請願第 1 号 土木工事における入札参加資格の見直しを求める請願について

陳情第 13 号 県道・林道・道路整備について

議事日程

平成23年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成23年3月2日(水) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 行財政改革推進特別委員会委員長報告
3. 議会改革推進特別委員会委員長報告
4. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第 1 号 損害賠償の額の決定及び和解について

報告第 2 号 香美市立鏡野中学校耐震改修工事(建築主体工事)に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について

報告第 3 号 損害賠償の額の決定及び和解について

報告第 4 号 平成22年度香美市農業集落排水資源循環統合補助事業逆川地区汚水処理施設整備工事に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について

報告第 5 号 学校給食費滞納整理における訴えの提起について

報告第 6 号 学校給食費滞納整理における訴えの提起について

(2) 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく報告について

香美市土地開発公社 平成23年度事業計画・資金計画及び会計予算

(3) 行政の報告並びに提案理由の説明

日程第4 議案第 1 号 平成23年度香美市一般会計予算

日程第5 議案第 2 号 平成23年度香美市簡易水道事業特別会計予算

日程第6 議案第 3 号 平成23年度香美市公共下水道事業特別会計予算

日程第7 議案第 4 号 平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

日程第8 議案第 5 号 平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計予算

日程第9 議案第 6 号 平成23年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算

日程第10 議案第 7 号 平成23年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算

日程第11	議案第	8号	平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
日程第12	議案第	9号	平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
日程第13	議案第	10号	平成23年度香美市水道事業会計予算
日程第14	議案第	11号	平成23年度香美市工業用水道事業会計予算
日程第15	議案第	12号	平成22年度香美市一般会計補正予算（第5号）
日程第16	議案第	13号	平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第17	議案第	14号	平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第18	議案第	15号	平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第19	議案第	16号	平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第20	議案第	17号	平成22年度香美市老人保健特別会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第	18号	平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
日程第22	議案第	19号	平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
日程第23	議案第	20号	香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第	21号	香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第	22号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第	23号	香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第	24号	香美市私債権の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第	25号	香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第	26号	香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第	27号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第	28号	香美市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32	議案第	29号	香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

の制定について

- | | | | |
|-------|-----|-----|--|
| 日程第33 | 議案第 | 30号 | 香美市立保健センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第34 | 議案第 | 31号 | 香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第35 | 議案第 | 32号 | 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第36 | 議案第 | 33号 | 香美市課等の組織編制に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第37 | 議案第 | 34号 | 香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について |
| 日程第38 | 議案第 | 35号 | 香美市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について |
| 日程第39 | 議案第 | 36号 | 香美市国際交流学生寮の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第40 | 議案第 | 37号 | 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について |
| 日程第41 | 議案第 | 38号 | 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について |
| 日程第42 | 議案第 | 39号 | 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について |
| 日程第43 | 議案第 | 40号 | 香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第44 | 議案第 | 41号 | 香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定期間の変更について |
| 日程第45 | 議案第 | 42号 | 土地の取得について |
| 日程第46 | 議案第 | 43号 | 市有財産の無償貸付けについて |
| 日程第47 | 議案第 | 44号 | 香南香美衛生組合規約の変更について |
| 日程第48 | 議案第 | 45号 | 香美市過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第49 | 議案第 | 46号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |
| 日程第50 | 同意第 | 1号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第51 | 諮問第 | 1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第52 | 諮問第 | 2号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第53 | 請願第 | 1号 | 土木工事における入札参加資格の見直しを求める請願について |
| 日程第54 | 陳情第 | 13号 | 県道・林道・道路整備について |

会議録署名議員

9番、織田秀幸君、10番、比与森光俊君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時03分 開会)

○議長（西村芳成君） 改めましておはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから平成23年第1回香美市議会定例会を開会します。

議事日程に入る前に報告します。19番、前田泰祐君は、検査入院のため欠席という連絡がっております。

これから平成23年第1回香美市議会定例会に入りますが、日程に入る前に、その前に開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

日中は少し暖かくなってまいりましたが、議員各位、執行部には、年度末を控え何かと公務ご多忙の中を本会議、定例会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

今日の国政は、2011年度予算関連法案で与野党が厳しい論戦を繰り返していますが、民主党は参議院選挙で公約したマニフェストの高速道路無料化もあきらめたようでありますし、子ども手当につきましても法案がどうなるかわからない状態であります。成立しましても地方の負担は出さないと行って平成23年度予算に計上していない地方自治体もあるわけであります。香美市の平成23年度当初予算でも約4億4,200万円が計上され、うち地方負担の一般財源が約6,800万円計上されております。政党が選挙で公約したことを地方に負担を押しつけることは当然すべきではないと思うところであります。

さて、香美市議会も昨年改選されてから議会改革推進特別委員会を設置し、これまで3回の特別委員会が開催され審議されてきました。去る2月2日には兵庫県の宍粟市の議会を訪問し議会運営と議会改革について研修を行い、3日には岡山県備前市議会の議会運営について研修を行ってきましたが、今までにない実りある視察研修であったと思います。全国的に地方公共団体の意思決定機関としての議会の役割が重視されていますし、地方分権により議会の権限が強化され、議事機関である議会は、合議制の特性を最大限に生かして多様な市民の意見や要望を市政に反映させるために早期に議会基本条例の制定を推進しなくてはならないと考えておるところであります。

また、香美市も合併をいたしまして5年を経過しましたが、この庁舎も昭和36年に完成をし今年で49年と約半世紀を迎え、この3月末に完成する新庁舎に移り事務をとることになると思いますので、臨時議会は別といたしましても定例会の本議会は今議会が最後になろうかと思えます。

さて、本日の議会定例会に市長から提出されている議案につきましては、平成23年度香美市一般会計予算を含む46件、専決処分事項の報告6件、同意1件、諮問2件であります。また、12月議会で委員会に付託されていた請願1件、陳情1件がありますし、追加案件として意見書案3件が予定をされております。後ほど市長より提案理由の

説明がありますので、議員各位においては慎重な審査と審議の上、それぞれの議案等に対し適切な議決を賜りますようお願いをいたします。

また、議員各位におかれましては、一般質問につきましても質問の要旨を明確に質問され、議員の品位を重んじ円滑な議事運営に各段のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして開会に当たり私のごあいさつといたします。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて9番、織田秀幸君、10番、比与森光俊君の両君を指名いたします。両君にはよろしく願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、議会運営委員会で協議をいただいておりますので、議会運営委員会の報告をお願いいたします。議会運営委員会副委員長、竹平豊久君。

○議会運営委員会副委員長（竹平豊久君） おはようございます。11番、竹平です。本日は前田泰祐委員長が欠席のため私、副委員長の竹平が議会運営委員会の協議結果を報告をいたします。

本日招集されました平成23年第1回香美市議会定例会の運営につきまして、去る2月25日に議会運営委員会を開催し協議を行いました。

まず、会期につきましては、お手元にお配りいたしました会期及び会議（審査）の予定表のとおり、本日から3月16日までの15日間といたしました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することとなりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までといたします。ただし、人事案件である同意第1号、諮問第1号、諮問第2号については、本日、委員会付託を省略し採決まで行います。続いて、昨年12月の第9回議会定例会におきまして継続審査となっておりました請願第1号並びに陳情第13号について、各常任委員会の審査報告から採決までを行います。

会期2日目の3日から会期6日目、7日までは、休日並びに議案精査のため休会といたしました。

会期7日目の8日から会期9日目、10日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期10日目、11日は、議案質疑の後、各案件は常任委員会へ付託となります。引き続き議案第1号、議案第12号の連合審査を行います。その後各常任委員会において議案審査となります。

会期11日目から会期14日目までの4日間は、休日並びに議案審査整理のため休会となります。ただし、会期13日目の14日月曜日は、11日金曜日でございますが、

に委員会審査が終わらなかった場合の委員会審査予備日といたしております。

会期15日目の最終日16日でございますが、各常任委員会の付託案件の審査報告と採決並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して本会議方式で採決まで行います。追加案件として意見書案3件が提出される予定となっております。

次に、一般質問の通告は、会期2日目、3日の木曜日でございますが午前10時までと決定をいたしました。一般質問の通告内容であります、質問の趣旨が十分にわかるように具体的に記入の上提出をお願いをいたします。

続いて、意見書案3件が提出されておりましたのでその取り扱いについて協議した結果、意見書案第3号については提出者を所管の教育厚生常任委員長、賛成者を他の常任委員長とし、全会一致を目指して提案することに決定をいたしました。そのほかの意見書案については、会期中に調整を行い、調整がついた場合は全会一致で提案される予定です。

次に、本日、本会議終了後に議員協議会を開催をすることに決定をいたしました。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 議会運営委員会の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、副委員長の報告のとおり本日から3月16日までの15日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月16日までの15日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりであります。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告をします。

まず、平成22年第9回議会定例会において決定いたしましたトンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書、生活保護の老齢加算の復活を求める意見書、中山間地域の衰退防止と獣害対策を求める意見書については、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係の各大臣へそれぞれ送付いたしました。

次に、平成22年第9回議会定例会で総務常任委員会、産業建設常任委員会にそれぞれ付託し継続審査となっていました請願第1号並びに陳情第13号については、閉会中に委員会の審査を行っております。各常任委員長から審査報告が提出されておりますのでお手元に配付しておきました。また、教育厚生常任委員会の閉会中の所管事務の調査報告書の提出があっておりますのでお配りしてあります。

次に、市長から地方自治法第180条第1項の規定により報告第1号から報告第6号までの専決処分事項について報告書のとおり報告がありました。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定により香美市土地開発公社の平成23年度事業計画・資金計画及び会計予算の提出がありました。

次に、公的資金保証金免除繰上償還にかかる財政健全化計画等の執行状況の報告がありました。

また、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お手元にお配りしました議長報告書のとおりであります。

これから行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、山崎龍太郎君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（山崎龍太郎君） おはようございます。14番、山崎龍太郎です。

1月24日、行財政改革推進特別委員会を開会いたしました。協議事項は、1点目、市税等の滞納整理等の状況について、2点目、職員等の滞納の状況について、3点目、議員の滞納等についてであります。審査の経過及び結果について順次報告いたします。

1点目のうち市税及び保険料の滞納整理等の状況についての説明の要旨は、平成21年度徴収実績では収納額は低下、固定資産税の高額滞納者が増加。滞納整理では低額滞納者には訪問にて早期完納を促す、高額滞納者は財産調査、納付交渉、応じない場合は差し押さえの実施を行う。催告書は4月に現年滞納者へ、12月に全滞納者へ送付。分納制約は半数が不履行による再分納となっている。滞納処分として預金調査、給与照会、ネット公売で実績を上げる。高額滞納者数は減少していない。滞納処分の執行停止は68名実施。平成22年度は、市・県民税の特別徴収により収納率増加が見込まれる。口座振替にて引き落とし不能時、納付書の発送は効果なしとの結論から今後督促状を出す。

質疑では、農家の高額滞納者増加の背景についてハウスの償却等が終わり税額が増加したとのこと。催告書の内容に早期来庁の文言を入れたらとの提案については検討するとの答弁。平成22年度は高額滞納者訪問等時効の管理が中心、外回りに手が回らない状況があるとのこと。原課の取り組みとして現年滞納を繰り越さないため電話催告を行う。口座振替希望者の入力事務を原課にとの要望あり。

保育料、給食費の滞納整理等の状況については、保育料の徴収実績は前年同水準。

質疑では、100万円を越す滞納者の生活実態は多子世帯で低所得、ほかの滞納もあり。納付不能にならないよう毎月の履行は徹底するとのこと。給食費全体の滞納者は縮小していない。原課は電話による督促を行う。未納額増加は給食費改定による。就学援助等制度利用についてはその都度説明しているということ。両滞納とも平成23年度からの制度改正が検討される子ども手当からの天引き充実に期待するとの見解。

2点目、職員等の滞納状況については、1月17日現在、督促状の発送状況から税については正規職員はなし、臨時職員について9名の滞納者あり、ただし全員滞納解消

の方向。市営住宅関連は1名1カ月分のおくれ、給食費は教員2名が各2カ月分滞納あり。

3点目、議員の滞納等については、滞納なしとのこと。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 行財政改革推進特別委員会委員長報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続きまして、議会改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について報告を求めます。議会改革推進特別委員会委員長、小松紀夫君。

○議会改革推進特別委員会委員長（小松紀夫君） おはようございます。それでは、去る1月13日また2月15日に開催をされました議会改革推進特別委員会での協議内容及び決定事項をご報告いたします。

なお、ご報告する決定事項につきましてはあくまでも特別委員会での決定事項でございまして、本特別委員会の協議内容につきましては議員各位の活動に直接影響することから、全員協議会の場で皆様方のご意見をいただき最終決定をするものと、そういうふうを考えておりますのでご理解どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、1月13日開催の第2回特別委員会から順次ご報告をいたします。

まず、特別委員会の審査スケジュールについて協議をいたしまして決定をいたしました。本年1月から2月にかけては、一般質問の方式について及び提案理由の説明についてでございます。4月から5月にかけては会派制について、また常任委員会のあり方についてでございます。7月から8月にかけては議会報告会の実施についてでございます。10月から11月にかけては適正な議員定数について、また適正な議員報酬について、政務調査費についてでございます。そして、平成24年の1月から3月にかけては議会基本条例の制定についてと決定をいたしました。また、今後も新たな審査項目が提案をされましたら、その都度協議の上審査項目に追加してまいります。

引き続きまして、執行部の提案理由の説明についてを議題として協議を行いました。

大方の委員の皆さんから現状の提案理由の説明につきましては、開会初日に市長から大まかな説明がなされておりますけれども、議会審議におきます論点情報の形成には到底至っていないとの意見がございました。そこで、執行部に対し詳細な提案理由の説明を求めるよう申し入れをすることといたしました。また、その後の議員視察研修の際、備前市議会が採用しております書面による提案理由の細部説明書を視察研修をいたしまして、本市議会におきましても書面による詳細な提案理由の説明を求めるよう申し入れをすることといたしました。

続きまして、一般質問の方式について協議をいたしました。決定事項をご報告いたします。

発言の方式につきましては、現在行っております総括方式と一問一答方式の選択性と

いたします。一問一答方式を選択した場合は、1回目から一問一答方式で行うことといたします。発言の場所につきましては、質問者はすべて登壇をし質問をいたします。そして、質問席横の補助席にて待機をすることといたします。答弁者は、1回目の答弁につきましては答弁席で行い2回目以降は自席で行うということといたします。発言時間につきましては、質問のみ1時間といたします。これは現状の、現行のとおりでございます。質問回数につきましては、現行の総括方式については従来どおり3回とし、一問一答方式を選択した場合は無制限といたします。また、執行部の反問権につきましては、制限を設けず議長の許可を得た後認めることといたします。実施時期につきましては、全員協議会です承を得た後に6月もしくは9月定例会からといたします。

以上が第2回の特別委員会の報告でございます。

続きまして、2月15日に開催をいたしました第3回の特別委員会の協議内容及び決定事項をご報告いたします。

まず、会派制について協議をいたしました。

協議の結果、会派制を採用することとなりました。また、採用するに当たり会派構成の最低人数は2人とし、1人会派は認めないこととなりました。

各委員の意見といたしましては、多様化する行政ニーズや山積する諸課題に対して1人での活動には限界があり、同一の理念を共有する複数の議員で政策の立案、決定、提言等に努め、協議や研修によって導き出された議論の展開というのが今の地方議会には必要ではないか。また、会派に所属しない議員の意見が議会運営に反映されるような配慮も必要では等々がございました。これらのご意見は、議会基本条例に反映をさせていただきます。

続きまして、常任委員会のあり方について協議をいたしました。

協議の結果、常任委員会の同時開催は廃止し、1日1常任委員会として3日間で開催することとなりました。これを採用することにより会期は若干長くなりますが、委員会方式を採用している本市議会におきましては、一般会計以外の議案については常任委員会において審議をされることからすべての委員会を市民が傍聴することが可能となり、開かれた議会を目指す上でも必要と考えるところでございます。また、議員の傍聴も可能となり、採決における論点形成にもつながっていくと考えるところでございます。

そのほかに各委員の意見といたしまして、委員会は専門性の高い見地から審議を行わなければならない。また、議会閉会中の委員会活動を重視する必要がある。また、委員会活動を市民に報告する場を設けては等々がございました。これらのご意見は、議会基本条例に反映をさせていただきます。

続きまして、委員より提案がありました質疑のあり方についてを審査項目に追加をし協議をいたしました。

各委員よりさまざまなご意見が出されましたが、質疑のあり方の前提といたしまして詳細な提案理由の説明が不可欠と考えるところでございます。細部にわたる提案理由の

説明がございまして、おのずと質疑の内容は変わってくるのではないかと考えるところでございまして。また、会議規則第55条の3にございまして「議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。」、このことを遵守しなければならないと考えているところでございまして。また、質疑の通告制につきましては、現時点では今後の検討課題といたしました。

その他各委員の意見といたしまして、論点を深く追求する質疑がなされているのか、議案に対する理解がなされているのか、議案質疑の向上は会派制につながっていくのではないかと、係数や場所などを問うのではなく事業や政策の中身を問う質疑を、一般質問のような質疑は慎むべき等々がございました。これらの意見も議会基本条例に反映させてまいります。

続きまして、土曜・日曜議会、夜間議会についてを審査項目に追加をし協議をいたしました。

この事項につきましては、香北地区の自治会長会において個人的に出されたご意見でございまして、この際審査項目とし各委員の意見を出していただきました。

協議の結果、土曜・日曜議会、夜間議会については、採用しないということとなりました。

各委員のご意見といたしまして、議会改革を進めることで市政に関心を持っていただき傍聴者をふやしていけばよいのではないかと。年1回程度の土・日議会等で傍聴者がふえるのか疑問であり、ただのパフォーマンスになりはしないかと。また、議会側の意思だけで実施することはできない等々がございました。

最後に、次回の開催日を4月13日、審査項目はスケジュールに沿って議会報告会の実施についてとし閉会をいたしました。

以上、議会改革推進特別委員会からのご報告といたします。

○議長（西村芳成君） 議会改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

この件につきましては、本日の議員協議会の協議事項に上げておりますので、しかし、この際どうしても質疑のある方は委員長報告に対する質疑を許しますのでお願いいたします。ございますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） はい。ないようでありますので、これで質疑を終わります。

日程第4、議案第1号、平成23年度香美市一般会計予算から日程第52、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまで、以上49件を一括議題とします。

行政の報告並びに提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。一雨ごとに春の訪れを感じる季節となりましたが、議員の皆様方には日ごろ市政運営に対しましてご指導いただいておりますところ厚く御礼を申し上げます。本日、平成23年第1回香美市定例会を招集いたしま

したところ、議員の皆様には大変お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。

さて、先月22日午後0時51分、ニュージーランドで大規模な地震が発生し、建物の崩壊はもとより多くの死傷者が出ました。また、日本人留学生28名を含む多数の皆さんがまだ安否不明の状況であり、まことに痛ましい限りであります。被災された方々に対しまして心からご冥福とお悔やみを申し上げます。

それでは、ただいまより諸般の報告、平成23年度施政方針並びに議案の提案説明を申し上げます。お手元にお配りをしております冊子をごらん、ご参照いただきながらよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

まず、各課関連の行政報告を申し上げます。

総務課からは、人事異動につきまして、2月10日に4月1日付職員人事異動内示を行いました。組織再編、庁舎移転などを考慮した結果、早期の内示となりました。

企画課からは、平成22年国勢調査の速報値について、昨年実施されました国勢調査の速報値は下の表のとおりでございます。ごらんをいただきたいというふうに思います。

産業振興条例策定調査研究検討会につきましては、平成22年9月3日に発足した検討会は3つの専門委員会を中心に調査研究を進め、2月24日に報告書をまとめ検討結果が報告をされました。

財政課から新庁舎建設工事の進捗状況について、建設工事は予定どおり進捗しており、エントランス部分以外はおおむね完成をし、今月末には新庁舎の部分引き渡しを受ける予定であります。3月27日の日曜日には、請負業者の協力を得まして一般市民を対象とした見学会を開催し、4月には電算ネットワークや電話などの配線工事を行い、5月の連休には新しい庁舎に移転をいたします。

防災対策課から高齢者の免許返納促進制度への取り組みについて、4月1日より香美警察署や香美市商工会などと連携をしまして高齢者の免許返納促進制度を実施します。制度目的は、車の運転に不安を抱える高齢者に対して自主的な免許証返納を促進し、返納者には市内協力店舗や交通機関等において各種サービスを行い、高齢者交通事故の防止に努め安全安心なまちづくりを目指すものであります。

耐震改修緊急支援事業につきまして、耐震改修緊急支援事業への申し込みが募集枠21戸に対し29戸の応募があり抽選により事業実施対象者を決定しましたが、落選しました8戸につきましても防災施策において、耐震改修は最重要事項でございますので今議会で追加補正予算を提案し事業対象枠の追加要望を行う予定であります。

農政課から、中山間地域等直接支払制度と農業者戸別補償制度につきましては、中山間地域等直接支払制度は、本年度から平成26年度までの5年間で第3期対策として耕作放棄地の発生防止や農業生産活動の継続に向けて101協定が締結されました。

農業者戸別所得補償は、本年度のモデル対策を経て新たに畑作物の所得補償が追加され、来年度からの本格実施に向けて関係機関とともに調整を行ってまいります。

村づくり交付金事業と災害農地・農業用施設復旧事業につきましては、平成22年度村づくり交付金事業の須江工区用排水路改良工事は平成23年1月末に完成し、残る中組工区用排水路改良工事も今年度中に完成予定です。

また、平成22年度国庫補助災害農地・農業用施設復旧事業は、土佐山田町管内2件と香北町管内1件でした。すべて1月末で完成し本年度事業は完了いたしました。

商工観光課から雇用についてでございますが、平成23年度ふるさと雇用再生特別基金事業では公募による4事業の採択を含め合計10事業、18人の新規失業者の雇用を計画しました。加えて緊急雇用、重点分野雇用創出、地域人材育成の各事業で合わせて16事業、51人の雇用計画を県へ提出をいたしております。

建設都計課から土木関係につきましては、社会資本整備総合交付金事業によりまして施工中であります市道有谷線、新改上改田線、船谷宮の口線、猪野々西線の各改良工事は年度内完了予定であります。市道後入線、楠目1号線の2路線は、施工方法などの調整に不測の日数を要し繰越施工となります。

道整備交付金事業による市道柳沢線、駅前成矢線の各事業は完了し、大栃河口線、大栃山崎線、根木屋上線の3路線は、施工方法調整のため繰越施工の予定であります。

地域活性化きめ細かな臨時交付金事業による商店街通り側溝改修、中組7号線改良、吉野法面補修、黒代線補修の各工事を完了し、美良布商店街側溝改修、猪野々地区のゴウ谷改修の2件も年度内完了の予定であります。

がけくずれ住家防災対策事業は14件が採択され、災害復旧事業は補助災害18件、単独災害8件が発生しましたが、各事業合わせて40件すべてが年度内完了の予定であります。

下水道課から公共下水道につきましては、平成22年度は認可区域の拡大初年度であったことから設計委託業務を先行しまして発注し、施工時の問題点などさまざまな検討を行った結果、設計図作成に時間を要し例年よりも工事発注が遅くなりました。このことから、本年度の管渠築造工事は既設上水道管布設替工事との工程調整を行いながら、平成23年度5月末ごろの完成に向け現在施工中であります。

農業集落排水事業につきましては、逆川地区の処理場工事は順調に進捗をしております。また、処理槽本体の埋戻材料変更などによりまして請負金額の約2.3%に当たる298万円を増額する変更契約を専決処分といたしております。12月補正に係る管渠築造工事は発注済みですが、県道改良工事との工事調整のため平成23年9月末ごろの完成予定です。

環境課から、環境省チャレンジ25地域づくり事業計画策定につきましては、国庫補助を受け物部川流域の香美、南国、香南3市の関係機関、市民団体、事業者との協働によりまして、低炭素社会の実現を目指し環境省チャレンジ25地域づくり事業が計画をされております。計画書が策定をされました。事業概要は、太陽光・熱利用を初め木質

バイオマスや風力発電など再生可能エネルギーの積極的利用、温室効果ガスの削減目標達成のために具体的な対策や導入事業評価とロードマップ作製、事業推進体制の拡充などであります。

健康づくり推進課から物部歯科診療所の移転についてであります。昨年12月13日に改築工事を完了し、1月9日から3日間で診察台など診療器具の移転を終了し、1月12日から診療が順調に行われています。

林政課から3市町鳥獣被害対策首長懇談会についてであります。2月16日に大豊町、徳島県那賀町と3市町鳥獣被害対策首長懇談会を開催し、連携捕獲の具体的な実施方法、ニホンジカの効果的な捕獲方法などについて3首長を中心に協議を行いました。協議の結果、連携捕獲のさらなる推進に向け狩猟者が県境を越えても捕獲できるよう高知県並びに徳島県に対して要望を行うことと、今後も継続して懇談会を開催し近隣の徳島県三好市、愛媛県四国中央市にも参加を呼びかけていくことを確認をいたしております。なお、この3月4日、あさってでございますが、尾崎知事に直接会いまして県境を越えても捕獲できるような、そういうことについての要望をすることにいたしております。

有害鳥獣被害状況及び捕獲報告につきましては、下の表に記載してございますのでごらんいただきたいと思います。

水道課から山田堰簡易水道、影山送配水施設の移設についてでございます。現施設用地の借地期限到来によりまして同施設の移設先が決まり、現在、基本設計、実施設計、計画などの作業中であります。また、移設工事は平成23年度から借地期限である平成24年9月30日までに工事完了を目指し、工事費は約1億5,000万円を予定をいたしております。

大柘簡易水道区域の拡張事業につきましては、水道未普及地域を解消するため大柘簡易水道事業区域を拡張し、物部町楮佐古地区、受益者が41戸、71人ではございますが新事業区域に追加変更いたします。今後、国の補助を受けまして平成23年度、平成24年度に事業費約1億4,400万円で施設整備し、平成25年4月には供用開始を予定をいたしております。

香美市水道審議会への諮問についてであります。今後の水道事業の健全な発展と効率的な運営推進を図るため、水道料金の改定、上水道事業における新水源の開発、簡易水道事業における水道施設の建設改良などにつきまして市水道審議会に諮問をいたします。

学校教育課から、学校施設の耐震につきましては平成20年8月策定の香美市学校施設耐震化推進計画に基づき、今年度は繁藤小・中学校と鏡野中学校の耐震改修工事を完了し、来年度は片地小学校並びに舟入小学校の耐震改修工事を実施する予定です。

幼保支援課からあけぼの保育園建設工事は順調に進捗しており、予定どおり園舎などがほぼ完成をいたしました。敷地面積は約7,600平米で建築面積が2,000平米であり、園舎は木造平屋建てで冷暖房完備、各種警備システムを取り入れ駐車スペースも

十分確保されております。今後は、4月の開園を目指して移転作業や勤務体制、業務の打ち合わせなどを行ってまいります。

生涯学習課から、成人式につきましては1月9日の日曜日に高知工科大学講堂におきまして成人式が開催され、対象者259人のうち181人に出席をいただきました。厳粛に進められた式典の後には鏡野吹奏楽団による演奏が行われ、新成人の門出をお祝いいたしました。

消防課から平成22年の火災件数、救急及び救助出動件数などにつきましてでございます。昨年、平成22年度は、火災件数17件、損害額4,377万2,000円、救急出動件数が1,472件、救助出動件数が17件となっております。平成21年度と比較しまして火災は3件の減、損害額808万5,000円の減、救急出動は89件の減、救助出動は4件の増となっております。以下、表もごらんをいただきたいというふうに思います。

消防団の活動につきましては、香美市消防団では12月26日から12月30日にかけて年末警戒を実施し、期間中各分団はそれぞれの管轄区域内の巡回をして火災予防を呼びかけました。また、1月9日には、旧大栃高校グラウンドにおきまして消防団員ら総勢255名が参加をしまして出初式が開催をされました。消防団員の表彰並びに人員及び服装点検、機械器具点検、分列行進などが行われました。

消防防災施設などの整備事業につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業で整備を進めておりました物部町小浜地区の防火水槽新設事業は、平成23年1月28日に完了いたしました。また、単独事業の消防ポンプ自動車は、平成22年12月20日に納入され消防署に配備済みでございます。

続きまして、平成23年度施政方針を述べさせていただきます。

現在の日本経済は、リーマンショック後の経済危機を克服し外需や政策の需要創出、雇用の下支え効果により持ち直しの傾向にありますが、急速な円高の進行や海外経済の減速懸念によりまして夏以降の先行きの不透明感が強まるとともに雇用も依然厳しい状況が続いております。1月に閣議決定された平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度によりまして、平成23年度の我が国の経済見通しは、世界経済の緩やかな回復が期待される中で予算、税制などによる新成長戦略の本格実施等を通じて雇用、所得環境の改善が民間需要に波及する動きが徐々に強まることから景気は持ち直し、経済成長の好循環に向けた動きが進むことが見込まれています。そのため、平成23年度の国内総生産の実質成長率は1.5%程度、名目成長率は1%程度とそれぞれ2年連続のプラス成長が見込まれています。しかしながら、先行きのリスクとして海外景気の下振れや為替市場の動向などの懸念があるといたしております。

こうした状況下のもと平成23年度の地方財政は、企業収益の回復などにより税収が増加する一方で社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、職員の定数減や人事委員会勧告などの反映に伴い給与関係経費が大幅に減少してもなお

依然として大幅な財源不足が生じると予想しており、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の総額が実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保することにより、地方財政の歳入歳出規模は、地方財政計画規模で82.5兆円、前年度比0.5%増で、公債費などを除く地方一般歳出の規模は66.8兆円、前年度比0.8%増となっております。

地方財政計画においては地域主権改革を推進し、地域活性化、雇用、子育て施策などの継続した取り組みが必要とした上で、地方財政の運営に支障が生じることのないよう一般財源を確保しつつ地方財政の健全化を図る観点から臨時財政対策債を大幅に縮減をいたしました。前年度に創設された地域活性化・雇用等臨時特例費は、子育て施策、住民に光をそそぐ事業、地球温暖化対策暫定事業などを上乗せした地域活性化・雇用等対策費として充実が図られ、地方再生対策費は引き続き措置されるなど雇用創出、地域の元気対策の財源として経済、財政状況の厳しい自治体に対して重点的に配分されることとなり本市もまたその恩恵を受けることとなりますが、今後とも地方の財政需要に適切に対応し、安定した財源確保の観点からも地方交付税の充実を要望していかなければなりません。平成23年度も限られた財源の中、国や県の補助事業を有効に活用しながら防災対策基盤整備、地域に根ざした産業の育成、少子・高齢化対策を含めた地域福祉施策の充実、庁舎建設関連や住環境の整備などを重点施策として安全で安心なまちづくりを目指して取り組んでまいります。特に福祉医療費につきましては、従来、就学前までであった医療費補助を小学校6年生まで引き上げるために衛生費が増額となっています。実施時期は予算通過後、対象者への通知や申請などの作業を経て7月からとなる予定であります。

主な新規事業としましては、空き店舗等利活用助成事業補助金、商工会プレミアム付商品券発行事業補助金、中山間地域介護サービス確保対策助成金、地域支援員対策費などとなっております。

以上、施政方針を述べさせていただきましたが、ご承知のとおり現在の国会の審議状況を見ますと2011年度予算案は衆議院で可決され年度内成立が確定、確立をしたものの、いわゆるねじれ現象の中で自治体の行財政運営や住民生活に大きな影響を及ぼす法案の行方が不透明な状況であり、平成23年度予算案関連法案が年度内に成立しない場合が想定をされます。地方交付税改正法案が3月末までに成立をしない場合には普通交付税の4月配分に影響があり、また、赤字国債発行のための公債発行特例法案が成立しなければ国の財源見通しが立たないため公共事業など国庫支出金を財源とする事業に影響し、また、子ども手当法案については、法案が成立しない場合には4月からは以前の所得制限がある旧児童手当となりますが、児童手当システムの運用が昨年3月に終了しておりシステム上で問題が生じるなど子育て世帯はもとより自治体の事務や窓口に大きな混乱が予想されます。今後、国会の審議動向を見据えながら行政運営に努めなければなりません、国はこうした状況を早期に解消して混乱の回避に努める大きな責任が

あると考えます。こうした状況を踏まえ全国市長会は、国に対して混乱回避の申し入れを行っています。

それでは、続きまして、平成23年度一般会計予算案の説明を申し上げます。

平成23年度一般会計予算規模でございますが、平成23年度の歳入歳出予算総額は146億9,400万円で、前年度159億9,000万円と比べますと12億9,600万円、8.1%減となっております。

歳入では、地方での景気回復がおくれることが予想され、住民税、法人税の減収が見込まれるものの固定資産税の増収により市税が23億8,322万2,000円で、地方譲与税や各種交付金では、地方特例交付金が前年度実績4,896万4,000千円を参考にしまして4,939万9,000円を見込み、前年度比128.6%増と大きく伸びております。また、地方交付税は、普通交付税で国調人口の減少による影響や地域活性化・雇用等対策費の創設による別枠の加算額などを見込み、62億4,000万円となっております。

繰入金につきましては、今年度は歳入不足を補うため財政調整基金繰入金4,334万6,000円を計上し、庁舎建設基金繰入金3億9,980万円を計上するなど基金繰入金の総額が4億5,088万8,000円となっております。

市債につきましては、交付税の振替財源として臨時財政対策債が6億2,163万6,000円となっております。庁舎建設事業や合併振興基金積み立てに伴う合併特例債5億4,630万円、過疎対策事業債が1億2,960万円などによりまして総額で14億6,043万6,000円となっております。

歳出を性質別に大別しますと義務的経費が75億1,867万6,000円、投資的経費が15億9,758万円、その他の経費が55億7,774万4,000円となっております。また、総予算に占める割合は、義務的経費が51.2%、投資的経費が10.9%、その他経費が37.9%となっております。

以上、平成23年度一般会計予算案の説明を終わりますので、審査のほどをよろしくお願いをいたします。なお、詳細につきましては提案説明書を参照いただきたいと思います。

続きまして、今議会に提案します提出議案に対する提案理由の説明を申し上げます。

まず、報告第1号から報告第6号までは、専決処分事項の報告であります。

報告第1号並びに報告第3号は、公用車事故による損害賠償額の決定及び和解についてであります。

報告第2号は、香美市立鏡野中学校耐震改修工事に係る請負契約の一部を変更する契約の締結です。

報告第4号は、平成22年度香美市農業集落排水資源循環統合補助事業逆川地区汚水処理施設整備工事に係る請負契約の一部を変更する契約の締結についてであります。

報告第5号、報告第6号は、学校給食費滞納整理における訴えの提起についてであり

ます。

次に、議案第1号は、先ほどご説明しました平成23年度香美市一般会計予算でございます。

議案第2号から議案第9号は、平成23年度の各特別会計予算となっております。

議案第10号、議案第11号は、平成23年度の各企業会計予算となっております。

次に、議案第12号は、平成22年度香美市一般会計補正予算第5号でございます。今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額に9,308万7,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ170億3,123万5,000円といたしました。

概要は、歳入では市民税の減額、普通地方交付税の追加、生活保護費負担金の減額、きめ細かな交付金の追加及び庁舎建設基金繰入金の追加が主なもので、歳出では、土地開発公社用地の購入費の追加、きめ細かな交付金関連事業の追加、住民の生活に光をそそぐ交付金関連事業の追加、子ども手当の減額及び生活保護費の減額が主なものとなっております。

議案第13号から議案第19号は、平成22年度の各特別会計補正予算についてでございます。

議案第20号から議案第32号は、条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第33号は、条例の整備に関する条例の制定です。

議案第34号から議案第36号は、条例の制定についてです。

議案第37号から議案第40号は、指定管理者の指定についてです。

議案第41号は、指定管理者の指定期間の変更についてです。

議案第42号は、土地開発公社解散に伴い公社が所有する土地を買収するために提案するものです。

議案第43号は、香北町菌床生産組合への市有財産の無償貸与についてです。

議案第44号は、香南香美衛生組合規約の変更についてです。

議案第45号は、香美市過疎地域自立促進計画の変更についてです。

議案第46号は、辺地にかかる公共的施設の総合整備計画の策定についてです。

次に、同意第1号は、香美市教育委員会委員の任命に伴い議会の同意を求めるものがあります。

次に、諮問第1号、諮問第2号は、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めるものであります。

以上、平成23年度香美市一般会計予算など報告6件、議案46件、同意1件、諮問2件の提案説明を終わります。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当職員から説明を申し上げます。議員各位におかれましては、審査の上、適切なるご決定をよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） これで市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。

これから市長の専決処分事項の報告及び香美市土地開発公社、平成23年度事業計画・資金計画及び会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） 報告第2号でお伺いします。

この鏡野中学校の耐震改修工事に係る請負契約、これ専決処分によりまして829万9,474円という大変大幅な増額になっておりまして、変更理由を読みましたらほとんどが経年劣化による改修工事等々になっております。ですので工事中に何か勃発して金額が増額になったとかいうふうなものではなくてですね、もともとこれやるのであれば請負金額の中に初めから入っているべきものではないでしょうか。このように補正でこれほどの額が、補正じゃないわ、専決でこれほどの額が増額されるということについては、こういう形というのはどうなんでしょうか。

それと、829万9,474円につきまして財源をどこから引っ張ってくるのか、その2点をお聞きします。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい。お答えします。

今回の鏡野中学校の耐震工事につきましては、耐震補強工事と改修工事を一緒にやっております。ほんで、最初もですね、学校を含めて設計の段から学校施設をずっと見回りもして改修の必要なところはもちろん設計も入れていきますけれども、耐震改修工事を進め改修を進めるうちにですね老朽化も確かにしておりますのでさまざまな課題が目に見えてくるところがあります。学校の要望とかもありますので、そういうことにつきまして打ち合わせをしながらですね、工事業者とか見積もりもとりながら概算を出しながらこのような形で進めてまいりました。大変申しわけないですけどもかなり進めるうちに学校そして業者から等のいろいろアドバイスもありましてこのような形で工事がふえたという経過があります。

それとですね、財源ですけども、今実績報告をまとめてまだ確定ではないですけども補助事業ですね、安全・安心交付金事業を大体33%ぐらい充てて、ほんで起債、合併特例債を46%ほど、そして単独の部分が21%ぐらいということで見込んで最終的な作業を進めているところです。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかにほ。

15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） 今、課長からご説明ございましたけれども、言い方は悪いかもしれませんが最初に入札の時に額をこうやって抑えて落札してですね後でこうやって、業者の要望もあったということですけどもこんな形に、あるいはなるかもしれないというふうなところで、保育園の建設も何でこんなことが初めからわからなかったかというようなことで増額、増額になっていた経過があって、それは議会のほうからも

意見が出たことでしたが、やはりあんまりこういうふうにな大きな額になりますとですね、一遍その発注をし直すとかそれくらいの規模の額ではないでしょうか、その辺どうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい。お答えします。

先ほどと同じような答えになるかもわかりませんが、工事を進めるうちに本当にたくさんの課題が出てまいります。工事を進める、耐震、ブレース補強なんかもします。さまざまな改修工事をやるうちにですね、付随する改修工事がどうしても出てまいります。打ち合わせごと、打ち合わせをそのたびに毎週のようにやっていきますけれども、そのたびごとに対応しながらそれぞれ検討して進めてきました。ただ今回ですね壁の、先ほどから言ってますけど老朽化とかもありましてこの際に、確かにやっておかなければ、ここでやっておく必要がある、改修工事の補助事業の対象になる部分かなりありますので、そういうことも頭に入れながらですね工事を進めてまいりました。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

16番、片岡守春君。

○16番（片岡守春君） 16番、片岡です。

報告の第4号ですけど、これは簡単に説明してるんですけど、もともとは現地で出た残土で埋め戻しするとか、今度新しく埋戻材を変えるということになったら内容的にはどんなのか説明をお願いします。

○議長（西村芳成君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） はい。報告第4号の変更理由についてご説明いたします。

まず、逆川の処理水槽の形なんですけど、円筒形のものを土の中に入れるということで進めておりますけども処理水槽の下部、半分から下の埋め戻しについては、いわゆるコンパクターによる埋め戻しはできないということで基礎のコンクリート板を境にしてそこから内側処理槽側は砂、それから外側は土というふうな当初設計です。これは当初設計の土がある一定排水性のよい土であるという判断からやっておったものでございますけれども、実際掘ってみますと結構粘性土でございまして排水性が非常に悪いということがありましてすべてを砂に変えるということ、変更でございまして。ほんで、ちょうど隣接に片地川の河川もございまして、洪水時にはそのハイウォーターレベルですね、洪水時の水位がちょうど処理槽の中間付近まで上がってくるということで、地下水位の上昇もありますのでいわゆるその埋め戻しに現状の土をそのまま使うと安定をしないというふうな判断に基づきまして変更するものでございます。当然砂での埋め戻しでございますので建設発生土、土につきましては当然残土処理及び発生土の処分が必要になるという形で今回の変更になったものでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

13番、依光美代子君。

○13番（依光美代子君） 13番、依光です。報告第2号で少しお尋ねいたします。

3番目にその給水配管の取りかえ工事を取りやめるという変更になってますよね、これは取りかえの必要性がなくなったということなんでしょうか。今回は見合わせてまた先とか、どういう状況で取りやめになったのかをお願いします。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい。3番のところですね、ここの部分はですね、現状が耐衝撃塩ビ配管というところの部品になってまして改修の必要がない、強い塩ビ管ということで必要がないという判断をしました。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番。公用車の事故について伺います。

報告第1号と報告第3号ということですが、ともに責任割合が90なり100なりということで、実際この間の議論の中でもやっぱり事故についての心配する議員各位の話もあったんですが、その教育ですわね、教育するというふうなことも言ってたと思うんですが、どのようにやっぱりその車の安全運転等について職員教育をなされたのか、その点を尋ねます。

○議長（西村芳成君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） お答えします。

事故が絶えないところでございまして大変残念な結果になっております。職場におきましては安全管理者、私でございすけれども、副管理者また支所、消防にもですねそれぞれ配置いたしまして、交通安全の団体等にも所属しましてさまざまな研修を受けておるところですけれどもその点が職員のところまで徹底をしていないというところで大変残念でありますけれども、現在のところは特別に交通安全ということで研修をしたりというようなことはございませんけれども啓蒙活動というようなことでやっております、普段につきましても交通安全の街頭指導などにも立ちまして市民の先頭に立っておるところでございすけれども、そうした点でもまだまだ不十分なところがあるというふうに考えております。これにつきましては、今後いろいろ検討をいたしまして、研修だけでなしに啓蒙活動への参加も促したりしながら自覚的な立場で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番。

関連で伺いますが、やはり私どもやっぱり心配するのはね、人身とかになると非常に、

そういうことになったときをすごく心配してるわけで、やはり先ほど課長の答弁では特別な部分はなかなかやれてないということと、やっぱり不十分さもご認識されてたようですのでやはりその部分は、小学校等では子どもたちを自転車のおきにはやっぱり安全運転の教室なんかも開いてますね、確かに。どういう次元の話をしたらいいのかわちよと定かにはここですぐ思いつきませんが、やはりこれほどこちらの過失が、過失とか大きい事故が起きてる中でこの対象が、逆に言ったら車じゃなくて人であったときという、考えたときには、やはり私は今の時期には何かの実地的な、初心に戻ったやはり車の運転についての再教育的なものが、皆さん、課員の方忙しくされてるということももちろん十分わかりますけど、そこでやっぱりひとつ注意を払うというその初歩の部分が欠落するからこの安易な事故が発生してるんじゃないかというふうにも考えますので、ぜひその点を市長とも話されてやはり何だかの総合的な計画なり段取りなりをとっていただきたいというふうに思うわけです。その点をこの際ですので、要望めいたことになりまして話させてもらいます。

○議長（西村芳成君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） おっしゃることはもう十分わかりますので、市民の先頭に立って交通安全の立場でやっていかなきゃいけない職員でございますので、交通安全ということにつきまして今後課長会なども中心に職員に徹底を図るという立場でやってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（西村芳成君） ほかに。

7番、濱田百合子君。

○7番（濱田百合子君） はい。7番、濱田です。

報告の第5号と報告第6号ですけれども、学校給食費の滞納整理における訴えの提起についてですが、このおのおの方それぞれ額がありますけれども準要保護の家庭であるのかどうか、その対象の家庭ではないのか、その辺をお伺ひいたします。

○議長（西村芳成君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） はい。報告第5号と報告第6号につきましてお答えいたします。

このお二人の方は現在、南国市と、報告第5号の方が南国市、それから報告第6号の方が香南市へもう転出されている方でございますので、現在は給食費等の請求がされておられません、お二人の方です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番。

濱田議員が聞いてたことは準要保護かどうかということですので、言ってた中身は債権額が報告第5号の方は未払い件数10件で4万5,515円、報告第6号の方は未払い件数48件で10万7,067円ということで、割れば必然的に金額が違いますわね。

ということは、少なくともこの報告第6号の方は給食費が半分等になってる方じゃないかというふうに想定はされますがそのことを聞いてたんじゃないでしょうか。

○議長（西村芳成君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） はい。答えが十分でなくて申しわけございませんでした。報告第6号の方は準要保護者になっておりました。

○議長（西村芳成君） ほかに。

総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 大変申しわけないんですけれども報告の第1号と報告第3号、交通事故に関する報告でありますけれども、この点につきまして提出の期日が「平成22年」となっておりますがこれは「平成23年」でございますので、申しわけありませんがご訂正をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長から報告第1号と報告第3号につきまして提出の年月日が、「平成22年」を「平成23年」の訂正がございましたが了承いただけますか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） はい。どうもありがとうございました。

ほかに質疑はありませんか。

15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） さっき報告の第5号と報告第6号の件で準要保護であったかどうかということで報告第6号の方が準要保護の対象者であったと。この報告第5号の方は、もう南国市へ転出されているということですので香美市に在住の間のその所得状況というのか、あるいは申請をすれば準要保護の対象になってたかもしれないという方ではなかったのか、その辺を詳しく。請求の過程で、滞納整理の過程でこの被告でお名前の挙がってる方に、調べられていたのか、ちゃんと、事情等をどういうふうに聞いていたのか、その辺をお聞きします。

○議長（西村芳成君） わかったかね？

収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 今ちょっと手元に、資料持っておりますけどそういう詳細な部分についてはちょっと交渉記録にはございませんので、また調べましてご報告をさせていただきます。

○議長（西村芳成君） ほかに。ほかに質疑はありませんか。

公社のこれもえいがじゃおか。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑がないようでありますので、これで質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

10分間休憩いたします。

（午前10時22分 休憩）

(午前10時34分 再開)

○議長(西村芳成君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

お諮りします。先ほど議会運営委員会の副委員長の報告にありましたが、同意第1号、諮問第1号、諮問第2号につきましては人事案件であり、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。よって、同意第1号、諮問第1号、諮問第2号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから日程第50、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを審議します。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長(法光院晶一君) 同意第1号、教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町2396番地3

氏 名 山下 保 唯

生年月日 昭和25年9月14日

任 期 平成23年5月26日から平成27年5月25日まで

平成23年3月2日提出、香美市長 門脇楨夫

提案理由

教育委員会の委員、山下保唯氏の任期が平成23年5月25日をもって満了するため、再任しようとするものです。

後ろに参考資料を添付しておりますのでどうぞよろしく願います。

○議長(西村芳成君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長(西村芳成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号を採決をいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第51、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

てを審議します。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市香北町美良布1008番1

氏 名 上 村 善 和

生年月日 昭和20年9月24日

平成23年3月2日提出、香美市長 門脇槇夫

推薦の理由

上村善和氏の任期が平成23年6月30日をもって満了するため、引き続き人権擁護委員に推薦しようとするものです。

同じく後ろに参考資料を添付してありますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり適任とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、諮問第1号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、日程第52、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを審議します。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市香北町梅久保710番地

氏 名 黒 岩 徹
生年月日 昭和 2 4 年 4 月 2 日

平成 2 3 年 3 月 2 日提出、香美市長 門脇慎夫
推薦の理由

小野川忠純氏の任期が平成 2 3 年 6 月 3 0 日をもって満了するため、その後任を推薦しようとするものです。

同じく参考資料をつけておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第 2 号を採決いたします。

本案を原案のとおり適任とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、諮問第 2 号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、日程第 5 3、請願第 1 号、土木工事における入札参加資格の見直しを求める請願についてを議題とします。

まず、総務常任委員会の審査結果の報告を求めます。総務常任委員会委員長、島岡信彦君。

○総務常任委員会委員長（島岡信彦君） 1 2 番、島岡信彦でございます。1 2 月定例会で総務常任委員会に付託され継続審査となっておりました請願第 1 号、土木工事における入札参加資格の見直しを求める請願について総務常任委員会の審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

1 月 1 9 日、委員 8 名全員出席で定足数に達しておりましたので直ちに会議を開き審査を行いました。

審査方法としては、執行部、請願者それぞれに対し工事発注のあり方、入札の方法、不落、不参加の状況、建設関係者の組織などについて質疑を行いました。

まず、執行部からは、災害復旧工事の場合は災害を受けて査定を受けてから発注となるのでどうしても毎年、年度末に近い発注となる。また、不落分については全業者で公募しており、入札に参加しなければ落札する気がないとみなす。改めて依頼はしない。不落分の随意契約については、各担当課で契約している。また、地元業者不落後、市外業者に協力してもらったとき、次年度から入札参加を考慮するなど用件の検討も出てく

る。最低制限価格のせいで不参加ではなく工事の内容や現場代理人がいない等の理由で参加者が少ない。指名業者を絞る方法については難しい。業者との協議は、A、Bランクの会社と1回、Cランクの会社と2回したことがある。行政が協議しようにも数名の業者との話し合いに終わり業者の総意が酌み取れない状態であるなどの答弁があり、終了いたしました。

次に、請願者からは、公共事業の減少とダンピングで経営状態は厳しい。行政は地元の建設業者の育成も使命ではないか。また、災害復旧工事については工事の価格、工期についても設計に無理があったり、また、極端な例ではあるが住民が協力的でない場合もある。制限付一般競争入札は時代の流れで取り入れていると思うが、なぜ必要か、制度的な問題を感じ、請願書を提出させていただいた。従来どおり指名競争でもよいのではないか。災害にしても、一般競争には参加がないが指名にすると不落になる確率も少なくなるのではないか、災害復旧工事については指名競争入札にしてもらいたい。建設業組合等の組織の設置については検討はする。

次に、紹介議員からは、地域での雇用確保や地域経済への波及効果も見込まれ地域産業の育成につながるとの意見がありました。

続きまして、2月15日に委員8名全員出席し定足数に達していましたので直ちに会議を開き、1月19日の会議録を精査した後、審査を行い、地元産業の育成といった視点から執行部、業者側も不落、不参加の状況への対応を熟慮することを委員会の意見とし、採決の結果、全員賛成をもって採択と決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決をいたします。

本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、請願第1号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

次に、日程第54、陳情第13号、県道・林道・道路整備についてを議題とします。

まず、産業建設常任委員会の審査結果の報告を求めます。産業建設常任委員会委員長、千頭洋一君。

○産業建設常任委員会委員長（千頭洋一君） 6番、千頭でございます。12月定例会で産業建設常任委員会に付託され継続審査となっておりました陳情第13号、県道・林道・道路整備について委員会の審査を行いましたので、その経過と結果についてご報

告いたします。

審査の手順として1月31日、委員7名全員出席で現地視察の後、定足数に達しておりましたので引き続き会議を開き審査に入りました。

まず、執行部に対して質疑を行い、県道香北赤岡線の現状や整備計画、県への要望について、また、林道秋葉線の現状や市道管理の方法についての説明を受けました。

質疑の内容としましては、「まず、周辺道の公有林、市有林を行政としての基本的な管理等は。」の問いに対し、「林道の管理は山田管内、香北管内、物部管内で支所の限られた予算の中で維持管理をしている。その中で生活道に特化している林道もある。予算は重点的に林道の起点から集落の終点まで優先的に維持管理をしている。林道については、森林組合、森林所有者が山林施業時に維持管理をしている。」と答弁。「林道の所有、権利関係はどうか。香美市としての所有としての登記はされていないとの理解でよいのか。」の問いに対し、「そのとおりである。県営、公団施工時の大規模林道は普通の道路基準に合った構造で用地の買収を実施しているが、県営の林道、補助営の市町村林道については通常用地買収は行っていない。一部例外的に香北町時代に西又河野線の曉美橋のもとからキャンプ場までの用地買収を行い拡幅した事例もある。通常は用地の無償使用承諾で立ち木の補償もしない。支障木を撤去した後、現場にそのまま放置しておくわけにはいかないので森林組合に引き取っていただき、売り上げた中から手数料を差し引いた残金が森林所有者に入る。特に支障木の補償もしていない。登記をしてもらいたいと話もあったが、費用もかさむので国調時に寄附の申し出があった場合には受けることの事例もあった。通常、国調後には個人名の公衆用道路という地目になっている。」と答弁。「現地を見て非常に林道としての管理はよくできている。」との意見もございました。「林道の受益者、所有者たちが林道維持管理に係わることがあるのか。」の問いに対し、「機能的には管理している方や林道の愛護委員という組織もあり実施しているが、市の林道台帳にある林道は香美市が維持管理費を支払って林道の維持管理をしていただいている事例もある。その事例は山田管内のウバガ谷線でもある。あとは林道沿線の個人の方々に年間5万円とかで委託をし草刈り等お願いしている事例もある。」と答弁。「県道についても香南市とリンクしながら塩の道保存会も林道を利用させてもらっているという考えでいくべきではないか。」の問いに対し、「県道の改良については、議長も入っていただいている県道香北赤岡線期成同盟会で年1回会を開催し要望している。香南市側はほぼ改良されているが、香美市側はほとんど改良されていない現状である。香北支所としては起点側から整備を要望している。香美市の分の延長距離は、起点から文代峠まで8,141メートル、そのうち改良済み延長が426メートル、改良率5.23%であり改良率が非常に悪い。県道香北赤岡線の全体整備計画路線はできており香北町小川側から1.5車線の改良を要望している。」と答弁。「塩の道保存会の一番の要望は24人乗りのバスを使って全国へ情報発信しお客を呼びたいとのことで、これをかなえることはどんなことがあるのか。」の問いに対し、「県道の千

萱のバス停には市有地がありここにバスは十分駐車でき、そこから文代峠まで塩の道ルート等を利用していく方法で距離は約1キロメートル、片道10分程度で文代峠まで行けるルートがある。県道を通ると2.3キロメートルある。県道をショートカットする方法もある。」と答弁。「文化財、観光資源としてとらえたときの県道、林道整備は可能かどうか。」の問いに対し、「観光面における塩の道は大変大切な体験型事業であり、龍馬ふるさと博の体験事業として、地域おこしとして新たに入れてもらっていることでもあり、そういった面でも多くの方々に塩の道を体験してもらうことは大変重要であると考え。林道秋葉線は平成20年にも今回と同様の要望があり、その時には塩の道として香美市の位置づけ、財政と県道の改良、林道秋葉線の整備であり、財政援助については商工観光事業費補助金20万円で塩の道整備とかトイレ、桜公園の整備に使っていただくということで現在も補助金を出している。県道の整備についての要望も前回同様に出しています。今回も同様です。林道秋葉線の整備は、香北支所の業務管理課（地域振興課）で予算の範囲内でできるだけの管理を森林組合に委託し、かぶさっている枝等を伐採して中型バスに来てもらいたい思いはあるが、費用がつけば問題はないが、今一番端的な事業費は緊急雇用創出事業であるが平成23年度で終了である。現在、事業計画は終了しているが、県の予算が余ったら再募集があるかもしれない。そのときには手を挙げたい。観光面での景観事業もあるが、今回の林道支障木の伐採に対する補助金はない。それらを総合して観光としてたくさんの人に来ていただきたい塩の道事業であるが、かといってなかなか整備は難しい。予算が発生することで、何だかの知恵を出していただきたい。先ほど提案のあった県道をショートカットする方法もできれば行っていただきたい。」と答弁。「要望があるように立ち木、支障木を伐採し側溝の管理をして中型バスの乗り入れは可能か。」の問いに対し、「幅員3メートルの林道は、4トン車トラックの通行は厳しいが可能ではある。4メートル林道は9ないし10トン車が通行できる。林道は道路法の道路ではない、十分な安全施設もない、4メートル林道でカーブもきつく立ち木等もあり中型バスは通りにくい。幅員3メートルの林道秋葉線は小型バスなら何とか通れそうでもあるが、ただ、待避所もない。観光道として整備するならば安全施設、待避所の整備をし、十分な安全施策、整備ができてからバスの乗り入れが可能ではないか。安全面で不安も残る。」と答弁。「山林所有者に無断で立ち木等の伐採は可能か。」の問いに対し、「無償使用承諾や立ち木等の支障木は地方自治体が伐採、根、株等は林地還元することの承諾をとる必要がる。一応は断りの必要がある。」と答弁。執行部に対しての質疑は終了いたしました。

次に、委員会の意見として、県道香北赤岡線の改良工事については、旧千萱バス停までは中型バスの乗り入れが可能であり、市有地を利用しながら文代峠まで徒歩で塩の道ルートへ導く方法が考えられる。路線の全体計画が策定されており、市は香北町小川から文代峠まで順次改良を要望している経過があり改良を待つていただく必要がある。林道秋葉線の整備については、林道用地は無償承諾という形であり支障木の伐採には地権

者の許可が必要である。道路幅3メートルで待避所もなく、支障木を伐採しても中型バスの乗り入れは林道の規格上不可能である。

以上の結論に至り、審査の結果、全会一致で不採択と決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

11番、竹平豊久君。

○11番（竹平豊久君） はい。11番です。ただいまの委員長の報告につきましてちょっと質疑を行います。

まず、委員会のいわゆる着眼点ですね、その点に関してでございますが、ご存じのとおり委員長の報告でありましたように塩の道は今やこれ日本の歩きたくなる道という、その日本ウォーキング協会の選定によりまして500選にもこれも入って、いわゆるメジャーデビューして全国に売り出しておるといようなこと。それから、この香美市が策定しております振興計画、こういった中にも観光面を含めていわゆる交流によるまちづくりの推進、そして交流基盤の整備とか、それから観光交流の受け皿づくり、こういったことが盛り込まれております。それと同時にこの県道関係でも、先ほど委員長の報告でもございましたが検討、調整を図りながら順次改良を進めるといったこともこの香美市の振興計画には盛り込まれておりますが、こういった観点からの委員の質疑はなかったのかと。

それから、2点目でございますが、このいわゆる我々も含めてそうですが、委員会の情報収集ということにかかわる面でございますが香南市の市議会、ここでは12月の議会におきましてこの陳情と同様のものが採択ということになっておりますが、こういった情報はとって、そしてその上でこれに基づいての審査をしたのかといったこと。

それから、委員長報告の中でございました、中型バスが通れるところまで行ってそこからお客さんに歩いていってもらってそして塩の道の起点のほうへ案内をするという案が委員会のほうでも出たようですが、これ私若干陳情の趣旨とは離れたように思ったわけですが、委員会の意見ということですので特に先ほど言いました振興計画の関係と香南市議会の陳情書の採択の件について、委員会でどのような取り扱いをしたのかお聞きします。

○議長（西村芳成君） 6番、千頭洋一君。

○産業建設常任委員会委員長（千頭洋一君） はい。6番、千頭です。お答えいたします。

まず、その審査に当たって塩の道の件でございますが、先ほどご説明しましたように文化財、観光資源としてとらえた県道、林道の整備であるということも審査の対象にいたしました。

それから、2点目の香南市との、香南市側は12月の定例会で採択されたということ

でございますが、そのような情報は当然入っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番。委員長にお伺いをいたします。

陳情これ2件ありますけれども、ご審議をされた委員会の中で部分採択、いわゆる一部採択とかそういうふうなご意見、お話しはなさりましたでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 6番、千頭洋一君。

○産業建設常任委員会委員長（千頭洋一君） お答えします。

部分採択については何もご意見はございませんでした。

○議長（西村芳成君） ほかに。

8番、山崎晃子君。

○8番（山崎晃子君） 8番、山崎です。

この塩の道は、関係者の努力によって本当に香美市の観光に大きく貢献をしているところですが、また、一方のほうで一部地域の生活道として利用されている、生活道としても重要な役割を果たしているこの県道ですが、そうしたことの住民の声を聞き取るなどそういったことの情報収集などはされて結論を出したのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 6番、千頭洋一君。

○産業建設常任委員会委員長（千頭洋一君） お答えいたします。

住民の方々の意見というのは聴取はしておりません。

○議長（西村芳成君） ほかに。

ちょっと休憩します。

（午前11時03分 休憩）

（午前11時03分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

ほかにご意見ございませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の討論を許します。反対の討論は。

山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 反対ということは？

○議長（西村芳成君） 反対とは原案に。

○3番（山崎眞幹君） 原案ということは陳情事項に対して賛成という意味でしょうか。

- 議長（西村芳成君） 反対という意味です。
- 3番（山崎眞幹君） ああ、そうか。
- 議長（西村芳成君） 原案について反対ということです。
- 3番（山崎眞幹君） はい。3番。
- 議長（西村芳成君） 3番。山崎眞幹君。
- 3番（山崎眞幹君） はい。3番、山崎眞幹でございます。この陳情に対して反対、すなわち委員会の報告に対して賛成という立場で、少し委員長の報告の補足（後に「討論」と訂正あり）ということをごさじたいと思います。

委員長の報告にありましたように、委員会といたしましては慎重にこのことについては審議をいたしました。そして、先ほど竹平議員さんからのありましたようにその塩の道事業についての重要性というものについては、委員の皆さんの認識は一致しております。ただ、この陳情されました事項につきましては、陳情事項ということでそのことについて慎重に審議をしたということをごさじまして、まず、その県道香北赤岡線の改良工事につきましては、先ほども委員長の報告にありましたように議長ですね、この香美市の議会の代表であります議長が入っておられますその期成同盟のほうからも、もう既に毎年のように陳情というかお願いをしております。そして、これは今回の開かれております県議会のほうでもいわゆる予算措置もされております。これにつきましては、この新聞報道でありますけれども1.5車線道路整備に約30億5,400万円を措置し、香北赤岡線や土佐佐川線など県道77工区で整備を進めるということになっております。そして、実際塩の道の皆さんと一緒に視察をしたときにもですね、一番ここが問題ですよというふうに言われてましたところも見ました。そこには既にもう測定の跡がありまして、多分これはやるんではないかというふうなこともありました。

そういう意味で第1点目については、これはもうこれ以上の、議会として既にそのことについてはお願いをしているわけだからもうこれ以上のことはないだろうということをごさじます。

そして、第2点目のその林道整備についてでございますけれども、これも陳情についてはですね、要は中型バスの乗り入れが可能と思われるということでしたけれども実際にその業者の方に電話で確認をいたしました。中型バスの乗り入れは不可能であるということでしたのでこのことも、不可能なことをこれを採択するわけにはいかないと、端的に言えばそういうことをごさじますので、両方のそのことにつきまして分離という話にはできないかということもありましたけれども、両方については、この陳情内容についてはそれぞれもう第1点目についてはしておると、第2点目については、それが刈りあけをされても中型バスは入らないと、そういうことで不採択ということになったという、少し補足（後に「意見」と訂正あり）ですけれども説明（後に「討論」と訂正あり）をさせていただきます。

これで討論を終わります。

○議長（西村芳成君） 眞幹君、討論じゃき、ほら、説明じゃないき。それから委員長の補足じゃ言われん。取り消しちよいて。

○3番（山崎眞幹君） 討論で失礼しました。委員長の補足ではございません。私の意見といたします。すべてのことは私がその後情報収集いたしまして私の意見としてこの場で反対ですね、原案についての反対の討論とさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に賛成の方の討論を許します。

11番、竹平豊久君。

○11番（竹平豊久君） 11番、竹平です。陳情第13号、県道・林道・道路整備について原案に賛成の立場から討論を行います。

まず、本案件のポイントといたしましては、住民力の育成、それから香美市振興計画との整合性、それから逆転の発想、そして香南市議会の姿勢、この4点にあると考えております。そうした観点からまず本案件の背景や内容を見るとき、これがいわゆる住民力の最たるものと認識するものです。つまり、現在に至るまでの経過をたどってみますと、議員諸氏もご存じのとおり最初は地元の数人の有志が手弁当で行動を起こし、順次賛同者を得て整備が始まり、その熱意がやがて行政をも動かし、今や香美、香南両市の行政と市民が協働、連携をとるまでに至っております。そして、今なおさらなる整備を目指し活動がなされております。この意味するものは何かということになるわけですが、地域の歴史ある文化遺産、これを後世まで継承することと、これを通じて教育、文化面の啓発を頂点として人口交流による地域の活性化や経済、文化において地域発社会貢献につなげることに考えております。皆さんも既にご承知のとおりこうしたパンフレットですね、第3回ということでタビックスジャパン高知支店がこういったことでまた募集もしております。そして、これを土佐塩の道保存会、そして後援が高知県のウォーキング協会と、こういったような形で地域の貢献につなげておるということです。

次に、こうした視点からの議会の立ち位置です。つまり、何事につけ物事は各方面から情報収集、これを行い、それをベースに判断し結果を導く姿勢にあります。単に表題に準じて判断し結果を導くのも結構ではございますが、ややもすると本質から外れた結果にもなりかねません。今回の案件の場合、特にその背景や内情を探る、すなわち香美市振興計画とも合致する点です。林道整備はもとより住民力の芽を育て、協働体制でもって活性化策を推進をする、また、本案件を通じて香美、香南両市、住民の物心両面における相互交流と連携を図ること。こうしたことを考え出したとき複合的な視点に立てば、結果はおのずと違ってきたのではないかと思います。

また、県道関係、先ほど山崎議員も言われておりましたが、県道整備関係で申し上げておきたいのはいわゆる逆転の発想による順位付けのつけかえです。確かに県道について予算がついたというご意見ございました。しかしながら、県道というものは県下各地を網羅して何百キロという数になっております。つまりですね、そういったことの順位付けかえ、事業の根拠と理由づけのためにこの塩の道という地域の資源、これを前面に押

し出して県の産業振興計画とリンクさせるように働きかけ、場合によっては香美、香南両市の執行部と議会のトップが連合して県道香北赤岡線の改良、整備について優先順位を上げるべく折衝するという事も考えられます。特にこの点につきましては、香南市議会が原案と同様の陳情書を先の議会で採択をしていることから連携が図られるのではないかというふうに思われます。

このように多角的に事象を考え合わすとき、議会といたしましては消極的な見解を示すのではなく、むしろ冒頭申し上げたポイントを念頭に、また独自機関としての役割を果たすためにも積極的に推進すべき案件として議長につなぎ、そして、それをもって執行部と議会がそれぞれ知恵を出し合い協調して行動すべきではないかと考えるところでございます。

終わりになりますが、これは繰り返しになります。二元代表制の一翼を担う議会であるならばこそ、この役割と責務を今一度深く認識することも重要であることを申し添えまして、本案件の原案には賛成の立場から討論を終わります。

○議長（西村芳成君） ほかに討論はございませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第13号を採決をいたします。

本陳情については、産業建設常任委員会委員長の報告は不採択であります。本案を原案のとおり採択することに賛成の方、原案のとおりです。原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。賛成少数であります。よって、陳情第13号は、不採択とすることに決定をいたしました。

これで本日の日程はすべて終わりました。

次の会議は3月8日火曜日の午前9時から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

（午前11時15分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 3 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 3 年 3 月 8 日 火曜日

平成23年第1回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成23年3月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月8日火曜日（会期第7日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	島岡信彦
2番	矢野公昭	13番	依光美代子
3番	山崎眞幹	14番	山崎龍太郎
4番	利根健二	15番	大岸眞弓
5番	爲近初男	16番	片岡守春
6番	千頭洋一	17番	石川彰宏
7番	濱田百合子	18番	竹内俊夫
8番	山崎晃子	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	比与森光俊	21番	小松紀夫
11番	竹平豊久	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	商工観光課長	高橋千恵
副市長	明石猛	建設都計課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	下水道課長	佐々木寿幸
広域分権担当参事	奥宮政水	環境課長	横谷勝正
総務課長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	田中育夫
企画課長	濱田賢二	健康づくり推進課長	几内一秀
庁舎建設担当参事	前田哲雄	地籍調査課長	竹内敬
財政課長	後藤博明	林政課長	舟谷益夫
収納管理課長	阿部政敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉村泰典	支所長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	地域振興課長	今田博明
保険課長	岡本明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋功	支所長	岡本博臣
福祉事務所長	小松美公	地域振興課長	西村博之
農政課長兼農業委員会事務局長	中井潤		

【教育委員会部局】

教 育 長 時 久 惠 子 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 田 島 基 宏
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成23年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成23年3月8日(火) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 8番 山 崎 晃 子
- ② 21番 小 松 紀 夫
- ③ 10番 比与森 光 俊
- ④ 2番 矢 野 公 昭
- ⑤ 4番 利 根 健 二
- ⑥ 11番 竹 平 豊 久
- ⑦ 16番 片 岡 守 春

平成23年第1回香美市議会定例会追加議事日程

(会期第7日目 日程第2号の追加1)

平成23年3月8日(火) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ⑧ 6番 千 頭 洋 一

会議録署名議員

9番、織田秀幸君、10番、比与森光俊君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

8番、山崎晃子君。

○8番（山崎晃子君） おはようございます。8番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

初めに、介護保険についてお伺いいたします。

介護保険制度は、スタートしてから10年を経過しました。この間に介護報酬の改定や制度の見直しが行われてきましたが、複雑で利用しづらい制度に多くの方から不満の声を聞いてきました。介護が必要な状態となったとき、住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、町なかであっても山間地域であっても必要な介護サービスを同じように受けられることが求められます。しかし、それぞれの地域の実情や利用者の状態に合わせた制度にはなっていません。特に物部町のような山間地域においては、保険料あって介護なしという介護保険制度導入時に心配された地域間格差がますます拡大し、深刻な状況になっていると感じています。この地域間格差に関して県は、来年度の予算で中山間地域で介護保険サービスを展開する事業者への独自補助制度を創設することが高知新聞などで報道されました。これは、山間地域や過疎地で採算性が悪くサービスが行き渡っていない状況を踏まえて、遠距離移動を伴う介護報酬に一定額を加算し、過疎地のサービス水準の維持と拡充を図るものです。県は、2008年から独自に調査研究してきた結果を踏まえ、全国で初めて補助制度事業として創設するとのことでした。私は、これまでの議会でも住民の不安の声などをお届けしながら、同じ香美市でも地域によって受けられるサービスの利用回数や種類が制限されている現状などを指摘し、どこに住んでいても安心して介護は受けられるようにとの思いから、事例などを紹介しながら山間地域の介護を後退させないような取り組みを進めるよう求めてまいりました。そのような中、県がこの中山間地域介護サービス確保対策事業に踏み切るということは、事業者の赤字部分が少しでも解消することで事業の継続が図られるのではないかと、介護の現場に携わってきた1人として大変期待しているところです。また、県がこのような事業に積極的に取り組むことは、介護利用者やそのご家族にとってもうれしい知らせであり、山間地域でも安心して介護は受けられ、在宅生活の継続に望みをつなげるものではないかと思えます。

そこで質問に移ります。県が全国に先駆けて中山間地域介護サービス確保対策事業に

取り組むことについて、先ほども申し上げましたとおり、私自身は大変期待しているところですが、担当課としてはどのような見解をお持ちなのかお聞かせいただきたいと思っております。また、この補助事業について本市の対象地域や対象者数、対象サービスなどもう少し詳しい内容をお聞かせください。

次に、介護保険に関して訪問介護の特別地域加算についてお伺いいたします。

訪問介護の特別地域加算は、山間僻地や離島などの特別地域に住所を有する事業者から訪問介護のサービスを利用する場合、特別地域加算として利用者が負担する利用料に15%が加算されるものです。地理的条件などで効率の悪い地域でサービスを提供する事業者にとっては必要な加算ではありますが、利用者にとっては大変重い負担となります。このことについては、2009年9月議会において、この「利用者への加算分を市が助成してはどうか」ということを質問いたしました。そのときの担当課からは、「検討してきたが実施するまでには至っていない。もう一度、具体的に検討する」という答弁をいただいております。その後、検討結果をお聞きしたところ、「国に減額制度があるということがわかった。しかし、この減額制度を利用するためには、利用者ではなく事業所が申請しなければならない。そのことを事業者の説明したが、事業者からの申請はなかった」ということでした。残念ながらそれ以降、市として助成することを検討したとは聞いておりません。

そこで質問に移ります。訪問介護は在宅介護を支える中心的な役割を担っています。特に一人暮らしや高齢者夫婦の方々にとっては、必要不可欠なサービスになっています。それが同じ香美市に住んで同じ介護保険料を支払っているにもかかわらず、山間地であるというだけで負担だけがふえて必要なサービスは利用できないという不公平な状況について、どのように認識されておられるのかをお伺いいたします。

また、県が事業者に対し補助制度を創設するのに合わせ、市としては訪問介護の利用料に加算される特別地域加算の自己負担分を補助していくことを再度求めたいと思っております。見解をお聞かせください。

次に、介護保険法改定案についてお伺いいたします。

厚生労働省は、2012年度実施に向けた介護保険法改定案に市町村の判断で要支援者を保険サービスの対象外にできる仕組みを打ち出しています。現在は、要支援と認定された人は介護保険サービスを受けられるようになっています。そのために全国一律の基準でサービス内容、労働者の資格や配置人数、事業者への報酬、利用料が決められています。しかし、新たな総合サービスでは、保険サービスではなくインフォーマルなサービスの活用を強調しています。保険制度の不十分さから多様なサービスが必要なことは事実ですが、要支援者が保険サービスを受けたくても受けられない状況になる危険性があります。要支援者が多く利用している介護保険サービスの中には、ホームヘルパーによる掃除や洗濯、調理や買い物などの生活援助があります。

しかし、改正案では総合サービスと名づけ、これらの生活援助についてボランティア

活動などによる見守りや配食に置きかえようと計画しています。現在のホームヘルパーによる生活援助は単なる家事の代行ではありません。支援を必要とする高齢者とコミュニケーションをとりながら、心身の状態を的確に把握し、その状況に応じて一人一人の意欲を引き出し、安心、安全な在宅生活を送っていただくために欠かせない専門的かつ重要な援助活動となっています。このようなホームヘルパーによる生活援助など現行の保険サービスを要支援者の対象外にするということは断じて許されることではなく、保険給付の切り下げであると言わざるを得ません。総合サービスを実施するかどうかは市町村が判断することになっておりますが、本市の対応姿勢と市民に及ぼす影響についてお聞かせください。

次に、地域交通対策についてお伺いいたします。

このことについては、前議会に担当課長から、来年度、前倒しをして交通体系全体を見直すとの答弁があり、本市の交通体系がより住民の大切な足となるよう期待しているところです。現在、試行運行されている楮佐古、神池、程野、黒代などの地域では、長年の要望であったバス路線の開始を大変喜んでおられ、今後も引き続いての運行を望む声をお聞きしています。しかし、市営バスが運行していない地域はまだ多くあります。また、バス運行地域であっても停留場まで歩いて出ることが困難な方もおられます。これらのことを総合的に検討していただき、広範な山間地域などでは乗り合いタクシーの導入を検討されるなど、地域の実情を考慮したきめ細かな交通体系となるよう望んでいるところです。

そこでお聞きいたします。来年度は再び香美市内地域交通対策検討委員会の設置が予定されています。この検討委員会を組織するにあたり1つ提案ですが、これまで地域住民の声やアンケートなどを実施しながら、地域に入って住民の声を直接聞いてこられた高知女子大学の学生、教授の方々にも検討委員会のメンバーとして参加要請を行うなど、幅広い立場で検討することが必要ではないでしょうか。そのようなことも含めどのような計画をお持ちなのか、具体的な取り組みなどお聞かせ願いたいと思います。

また、福祉タクシー制度についてですが、来年度1年間だけ試験的に通院のほかに買い物や社会参加などにも利用でき、回数も片道券が24回から36回に拡大されると伺いました。この改正については大変喜ばしいことと歓迎しています。しかし、残念ながら初乗りからの1,000円の自己負担はそのまま、それを差し引いた金額の半額補助と上限3,000円という条件については従来のものであり、何か消化不良な改正に終わったのではないかという感じが残りました。特に市営バスが運行していない地域のことを考えると心を痛めます。これらの地域では、タクシーが非常に重要な交通手段となっています。私は、従来から申し上げておりこのような地域で不便な生活を余儀なくされている方々に対し、タクシー代の補助、拡大、強化することが、この地域の方々の暮らしを支えるだけでなく命を守ることもつながるのではないかと考えているからです。1,000円の自己負担に関しては、せめて物部村のときのように

に540円の初乗り運賃程度の自己負担に押さえ、それ以上の料金については上限を撤廃した上でその半額を補助するように願っていますが、今回の提案に至るまでに補助額などの見直しは検討されたのでしょうか。協議内容とこのような結果に至った経過などについてお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、大柁高校の利用についてお伺ひいたします。

大柁高校が50年の歴史に幕を閉じ、閉校してから間もなく1年になろうとしています。子どもたちのにぎやかな声を聞くことがなくなった周辺の方々からは、「寂しい、いよいよ寂れた」とため息交じりの声をお聞きしています。また、「まだ高校の後の利用は決まっていらないのか」とか、「あのまま放っておくのはもったいない。高齢者の施設や集合住宅などに活用できないか」などの声を聞いています。昨年10月議会には旧大柁高等学校の施設利用検討会が開催され、施設を雇用につながる産業の拠点として利用することを目的に施設利用の公募の準備を進めていくことになったとの市長報告がありました。大柁高校の旧校舎の活用が決まることにより、少しでも町のにぎわいが取り戻せるのではないかと期待するものです。このことについて、これまでの検討の経過と今後の見通しについてお聞かせください。

次に、地域担当職員制度と地域支援員についてお伺ひいたします。

初めに、地域担当職員制度についてお伺ひいたします。

地域担当職員制度は、合併前の旧物部村において職員が地域に足を運び、地域の実情の把握と地域住民とのコミュニケーションに努め、安全で安心して住める地域づくりを図ることを目的に取り組んでいる制度と認識しています。主な業務内容は、地域の把握、独居、高齢者世帯などの訪問、自治会長や民生委員などからの地域の実情や要望などの聴取などで、班編成にて月1回程度の訪問を行っていると聞いています。この取り組みに関しては、訪問を受けた住民の方々から「大変心強い」とのお話をお聞きしていますが、現在の地域担当職員は専任体制ではありませんので、十分な活動ができるのか心配される所です。今後ますます過疎、高齢化が進行すると考えられますので、今以上に地域の隅々まで目が届く体制の確立が必要であり、地域担当職員の役割が重要視されています。この制度の今後の拡大、充実をどのように考えておられるかお聞かせください。

次に、地域支援員についてお伺ひいたします。

来年度より山間地等の集落対策として地域支援員の配置を検討しているとお聞きしていますが、地域担当職員とのかかわり、連携などはどのようにお考えになっているのでしょうか。また、地域支援員の取り組み方針や業務内容、人員体制などについて詳しくお聞かせいただければと思ひます。

最後に、べふ峡温泉に関して2点お伺ひいたします。

1点目に、シカ肉加工施設についてお伺ひいたします。

近年シカの食害が深刻化している中、駆除したシカを有効活用しようとシカを食材に

した料理や加工品の開発に取り組んでいる地域の話題を耳にする機会がふえてきました。べふ峡温泉でも平成21年度からシカ肉の特産品開発に取り組んでいるところと認識しています。昨年12月にはシカ肉加工場を充実させるためとして、新たなシカ肉加工施設をつくるための補正予算が計上されました。林政課の説明によると、以前のシカ肉加工施設は保健所の認可に関して問題があったとのことでしたが、もう少し詳しい経過をお聞かせいただきたいと思います。また、新たな施設ではどのような製品を開発される計画なのでしょうか。例えば肉の加工だけでなく角の加工品や革製品などについても開発計画があるのかどうか、そのあたりをお聞かせ願えればと思います。あわせて今後の販売計画などどのような見通しを持っているのかお聞かせください。

2点目に、べふ峡温泉についてお伺いいたします。

昭和60年10月にべふ峡温泉がオープンしてから約25年が経過しました。しかし、経営は大変厳しい状況と聞いています。こういう状況の中で利用者は年々減少しているとの報告も受けています。近隣の自治体にも同じような施設が多くあることも原因の1つかもしれませんが、今後いかに独自の取り組みを進めていくかが重要であると考えます。また、私たち議員もこの問題を真正面からとらえ、執行部や現場従業員、そして地域の方々などとも問題を共有し、ともに考えていかなければならないと思っています。そのような思いのもとで次のことをお伺いいたします。

経営が厳しい状況の中、平成21年には経営改善のために300万円を投入し、民間のコンサルタントによる調査を実施されています。コンサルタントの調査から約1年が経過したわけですが、コンサルタントの調査結果や経営改善に向けた指摘など、どのように受けておられるのかお聞かせください。もしよろしければ、どのような指摘があったかもお聞かせ願えればと思います。

また、一昨年夏にべふ峡温泉の経営改善への手だてについて説明を受けましたが、その説明の際に担当課長からは「背水の陣で臨む」という強い覚悟の言葉をお聞きし大変力強く感じておりました。この決意のもとで担当課、奥物部開発公社の役員、現場の従業員などの間では調査報告などをどのような形で共有し、どのような連携のもとで経営改善に臨まれてきたかをお聞かせください。また、具体的にどのような面で成果があらわれているかということと、今後の運営の見通しなどについてもお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） おはようございます。山崎議員のまず介護保険に関してのご質問にお答えします。

県の中山間地域、介護サービス確保対策事業についての保険課の見解ですが、中山間地域の多い高知県では事業を行うに当たって効率が悪く、赤字となるため事業所の存続が困難になっており事業そのものができにくくなっております。香美市も中山間地域が多く事業の困難な事業所があり、着眼点のよい大変ありがたい事業だと思っております。

香美市としても県の考え方に添うようにこの事業に乗って進めていきたいと考えております。

次に、本市の対象地域、対象者数、対象サービス等の詳細をとのご質問ですが、まだ、県の考え方は示されておりますが、まだ要綱ができておりませんのではっきりしたことをお答えすることができません。市町村の要綱は県が示してくれる予定で、それをもとに香美市として考えていきたいと思っております。

次に、山間地の負担増による不公平な状況に対する認識はとのご質問ですが、同じ市に住み、同じ介護保険料を支払っていても住む場所によって、いろいろな条件や場合によって利便、不便が存在することは明らかなことだと思っております。事業そのものが成り立つような仕組みづくりは必要だと考えますが、それに伴う負担が発生するということはやむを得ないことだと考えます。特別地域加算の自己負担分を市が補助することについては、ご質問の中にもありましたように以前の議会で質問がありまして、直接お答えをさせていただきました。全体の中のわずかな金額であっても新たな特別な負担が発生するということとなりますので、補助についてはできないと考えます。

次に、介護保険法改正案の本市への影響と対応はとのご質問ですが、改定案の詳しい内容を把握しておりませんが、ご質問の内容からすると介護予防日常生活支援総合事業についてのことだと思われませんが、この事業は現在の予防給付での対応か総合サービスを利用するのかという選択ということのようであり、いうなら選択肢がふえるということのようですので、サービスの縮小にはつながるとは考えていないと、厚労省も言っておりますので、平成24年度からの事業ですので平成23年度中には事業が決められて、具体的な内容が示されるというようには考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君

○企画課長（濱田賢二君） 山崎晃子議員からのご質問3点についてご答弁をさせていただきます。

まず、地域交通対策についてですけれども、地域住民の声やアンケートと合わせ地域に入り住民の声を直接聞いてきた高知女子大学の学生、あるいは教授などにも検討メンバーに加わってもらって、幅広い立場で検討することの必要性についてのご提案ですけれども、基本的な考え方としては、さまざまな知恵をいただきながら検討することは当然のことであると考えております。ご承知のように組織再編によりまして、4月からこの事務につきまちはまちづくり推進課の所管となりますことから、せんだって引き継ぎを行ったばかりですけれども、その中では検討委員の構成等については言及をいたしておりません。しかしながら、検討の目的やこれまでの経緯等についてはおつながりしたところでございまして、地域の実情をしっかりと認識をしながらの検討は申すまでもないことだと思います。そのことから、これまでのデータやノウハウを活用することは、検討作業時間の短縮や労力の軽減にもつながると受けとめております。

一方、地元の工科大学との連携によりまして、繁藤地区とＪＲ土佐山田駅を結ぶ試行路線におきまして乗客及び地域の方からの聞き取り調査やアンケート調査の実施によるデータも保有しておりますので、そうしたものも活用しながら検討作業が行われるものだと考えておりますけれども、データの活用にとどまらず人的な面での支援を求めるかどうかまでの言及は現段階では差し控えさせていただきたいと思っております。ただし、早期に人事異動の内示もあったことから年度がわりの早い段階での検討作業へ取りかかる必要はあるかと承知をしております。なお、今議会におきましては、次年度、当初予算に所要経費を、そして検討の組織化関連議案を上程いたしておりますのでどうかよろしくをお願いをしたいと思います。

次に、大栃高校の利用についてのご質問ですけれども、平成１７年１２月、県教委から統廃合を検討する対象校として公表されて以来、今日まで地域住民はもとより卒業生や多くの方々から存続への期待のもとにさまざまな陳情や要望活動などの取り組みがされてきましたけれども、昨年３月３１日をもって統廃合により閉校、以来１年を経過をいたそうとしておるところでございます。この間、その後の活用策等についてお尋ねをいただくなど大変強い関心を持たれてきたところでございます。ご承知のとおり大栃高校につきましては、学校創設のため敷地を物部村が寄付した経緯を考慮され、閉校後は香美市の地域振興のための活用ということが県教委から提案されたことから、平成２１年７月２１日に香美市及び県教委の関係者により大栃高校統廃合後の利用検討会議を設置をいたしまして検討を進めておりました。

しかしながら、県立施設であること等権限を有しない立場では対応に限界があるということから検討方法を整理をいたしまして、改めて平成２２年８月３日に旧県立大栃高等学校の施設利用検討会が設置をされ、県教委を主体として施設利用のあり方について検討が再開をされました。そして、本年１月１８日開催の第３回検討会におきまして、公募に当たっては地域の雇用確保や活性化、福祉の向上等につながるものを優先するという使用の用途、目的を規定した上で、貸与による施設利用者の公募を２月に開始するということが確認をされました。これを受け、県教委におきましては公募の決裁手続に取りかかろうとした段階で、新たに県庁内からの施設の利用についての検討をしたい旨の申出があり、協議を行うため公募の決裁をとめているとの報告が２月３日にありました。追って状況を知らせるということで今日に至っておるところでございます。したがって、今後の見通しにつきましては、県教委の結論といえますか報告を待っておるというような状況でございます。

３つ目に、地域担当職員制度と地域支援員についてのうち、２つ目のこの関係をどうするかということについての部分にお答えをいたします。

地域支援員につきましては、新しい自治活動と集落機能の維持のために雇用し、専属的に地域活動にかかわっていただくとか担っていただくことを想定をしております。一方、本市におきましては、地域担当職員は市の行政事務に従事することを本務として

いるとの位置づけという認識であります。議員と一緒にいったかどうか記憶が定かではございませんけれども、京都府綾部市にての研修では、確か綾部市では職員を地域に派遣する形だったかと思えます。綾部市では、水源の里・地域振興課を主軸としまして、支所的機能を有した地域センターに配置された職員が集落に入り込み支援する人材との位置づけだったと記憶していますけれども、ここは現在のような地域おこし隊や集落支援員制度が生まれる前、言いかえますと綾部市のような取り組みが現在の制度を誕生させたのではないかと考えているのですが、いずれにいたしましてもできた制度の活用を考えてきたところをごさいますして、平成23年度の事業として予定をしています。仮称ではございますけれども、自治活動協議会のモデル事業推進の柱はこの集落と申しますか地域支援員を想定しているところで、ここは当然と申しますか所管するまちづくり推進課とは直接的なかわりの中で任務に当たっていただくこととなりますけれども、物部町あるいは香北町においては、支所とも密接に関係を持っていただかねばならないのではないかと考えております。特に物部支所におきましては、地域担当職員制度をとっておりますので積極的な関与と支援が期待をされるところで。

なお、地域支援員につきましては、国の言います外部人材の導入がいいのか、あるいは地域内、あるいは周辺から人材を求めるかということにつきましては、地域事情とも関連をいたしますことからモデルとなっただけの集落と協議をしながら決めていくことになるかと想定をしています。地域支援員の担う役割についても、モデルとなる地域の状況によって違ってくるでしょう。なお、現在例示的にということでは自治体活動や自主防災組織、生涯学習活動や支え合いやあったかふれあい事業といった福祉活動、そして生活道の管理活動や飲供施設管理、あるいは地域振興や産業活動、これは例えば小遣い稼ぎレベルであったりしてもいいでしょう。そうした地域におけます共同事業を支援したり、実際の作業をしたりといったことまでさまざまな活動要素があると思っておりますけれども、こうしたことに対してマネジャーであったりコーディネーターであったり、ときに作業員であったりと、その任務は多岐にわたるものであると考えております。ただ、あくまで地域が主体であることは初めから共通認識として明確にしておく必要があります。

なお、先に言いました綾部市とともに研修をいたしました兵庫県朝来市を理想像として制度設計を想定していますけれども、朝来市でも5年間を要した取り組みであったとお聞きをいたしました。将来の地域を支えるための新しいシステムづくりを目指した事業ですので地域とじっくりと取り組みながらつくり上げていかなければならないことから、詳細については現段階で語れるものではないと考えておりますのでご理解をよろしくお願いをいたしたいと思えます。

なお、人員体制につきましては、想定ではモデル地域を核にだんだんと広がっていく過程で考えなければならないと思えます。なお、スタート時点では1モデルあたり1名が適当であると考えているのですが、このあたりも推移を見ながらの対応となろうと思えます。

す。

以上です。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所所長（小松美公君） おはようございます。山崎議員の地域交通対策についての福祉タクシー制度についてお答えします。

平成23年度に地域交通体系全体のあり方について、タクシーの助成制度等もあわせて協議検討を行うため、通院タクシー助成事業は見直しても1年限りの制度となる。また、高齢者福祉計画の見直しも平成23年度に行いまして、ここでも協議を行います。また、合併時には、3町村の制度が違っている中、十分協議をしまして現在の制度となっております。

以上のことを踏まえて、極力、現在の制度に沿って今回は見直すということで検討しました。タクシーの利用目的を現行どおりの通院のみにするのか、また、通院に限らず買い物等の利用も含む福祉タクシーとするのか検討しまして、公共の交通機関の通っていない山間地等の高齢者の方などは、通院に限らず買い物等の日常生活の移動手段にも困っているとの意見もあり、この問題に対応するため日常生活の利便等に使用した場合も対象になるように拡充しました。

また、この事業の助成額についても検討しました。公共交通機関が通っていない地域の方でタクシー以外の移動手段がない方にとっては、移動にかかる個人の費用負担が大きくなっているとの意見があり、支払ったタクシー料金の2分の1の助成とか、旧物部村のときの制度であります、支払った金額からタクシーの基本料金を引いた残りの2分の1を助成するという事も検討しましたが、この制度ですと山間部だけでなく公共の交通機関の通っている地域の方の利用のほうが多くなってくることも考えられる、それに伴い事業費がどれくらい増加するのか。また、制度改正と利用者増により事務量の大幅な増加も予想される。また、公営バスの運行や地方バス路線の維持に補助金等も支出してバス路線の確保等に努力をしているところですが、これらのバスと競合してバスの利用者を一部とってしまうようなことになってはいけない。以上のことなどを検討しまして、現行どおりタクシー料金から1,000円を除いた2分の1の金額を助成することとしました。また、利用券1枚の助成額の上限としては、現行の3,000円以上を超える方は現在ほとんどいないため、現行どおり3,000円を上限としました。年間の交付枚数についても、現在、年間24枚使用している方はほとんどいませんが、通院以外にも利用範囲を広めたため拡充して年間36枚としました。また、利用できる区域につきましては現行どおり香美市内とし、通院で市長が特に必要と認める方については香美市外への通院も可能としました。

最初にも申しましたように大幅な見直しについては、平成23年度の地域交通体系全体の協議、検討の中で見直していこうということで今回は最小限の改正としました。

以上です。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、岡本博臣君。

○物部支所長（岡本博臣君） おはようございます。山崎晃子議員の地域担当職員制度の拡大、拡充についてのご質問にお答えいたします。

地域担当職員制度につきましては、物部支所におきまして日常業務のスムーズな運営と住民が安全で安心して住める地域づくりを図るため、職員が地域に足を運び地域の実情を把握し地域住民とのコミュニケーションを図ることを目的として取り組んでおります。

現在の状況でございますが、支所職員は私を含め22名となっており、班編成、人員確保のため林政課、教育委員会の職員、また健康づくり推進課、地域包括支援センターの職員、香美警察署、民生児童委員の協力も得ながら3名11班体制で取り組んでおります。訪問先につきましては、比較的人口密度の高い大栃、山崎の一部を除いた全域を対象に、75歳以上の独居高齢世帯を中心に行っております。地域担当職員制度の拡大、拡充につきましては、今後とも前向きに取り組んでいかなければならないと考えておりますが、新年度になりますと支所職員も1名減となり、林業事務所は4名体制になります。このため人数的に現在の3名11班体制の維持は困難になり、11班のうち半数以上は2名体制ということになります。また、それぞれ業務を持っての訪問ということになりますので、班によっては計画どおりの活動を行うことが困難なことも予想されますので、今後は地域の民生児童委員との連携を密にし、訪問時には同行していただける体制についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。山崎晃子議員のべふ峡温泉に関連してということで2点お答えをさせていただきます。

まず、経営改善のための1つとしてべふ峡温泉でのシカ肉の特産品加工に取り組んでのご質問でございますが、このことにつきましては、平成20年9月17日に財団法人奥物部開発公社がシカ肉加工施設を設置をいたしました。食肉の処理業、食肉販売業の各免許を取得しまして、以降平成21年2月に制定をされました高知県シカ肉処理衛生管理ガイドラインに基づきまして適正なシカ肉の処理を行ってきたところでございます。ご質問にもございましたように保健所からの指摘ということで、平成22年7月に高知県中央東福祉保健所の立ち入り検査を受けました結果、ガイドラインに一部適合しない箇所の指摘がなされました。この箇所につきましては、解体処理室と精肉加工室、また調理室の区画が別々でないというふうなことのほか何点かあったわけでございますが、この指摘を受けまして平成22年8月から10月にかけて三度高知県地域づくり支援課、または健康対策課、そして食品衛生課、そして中央東福祉保健所と市の関係機関からなりますシカ肉有効活用意見交換会が開催されまして、問題点につきまして議論を行ってまいりました。

その結果、シカ肉の有効活用につきましては、高知県の産業振興計画に記載されていること。また、年間1,500頭前後のシカが捕獲されていることもございまして、今後も有効活用していく道を模索して行く必要があることから、ガイドラインに沿った新規の施設を設置すること。既存施設は新規施設の付帯施設としてシカ肉の保存及び加工に使用することなどが確認をされました。新規施設につきましては、平成23年2月14日に着工しまして3月中旬に竣工の予定でございます。なお、既存施設につきましては、設置当時、適正な手続き、検査に基づきまして免許を取得していること、そして今回の保健所からの指摘後、改善措置をとったこと、以上2点によりまして免許の取り消しなどの処分は行われてはございません。

そして、シカ肉の活用ですが、今後の見通しも含めてでございますが、ちょうど昨日、土佐フードビジネスクリエイター人材創出事業におきますところの平成22年度の成果発表会がございました。この通常FBCというふうな呼び方をしておりますが、この組織は文部科学省の科学技術振興調査費によりまして地域の再生人材創出拠点の形成を行っておるものございまして、この講座にこのべふ峡でシカ肉の加工に携わっておられます従業員が参加をいたしております。昨日その発表に選ばれまして彼女が発表をいたしました。そうした中で捕獲をしたシカの有効活用方策としまして、食材として利用する、そして高付加価値を付けて商品の開発をしていく。また、それを土佐鹿としてのブランド化を図っていくという取り組みを進めております。開発商品としましては、土佐鹿のローストであるとか、あるいは土佐鹿の吟醸みそ漬、またソーセージなど4種類ぐらいできておるようです。土佐鹿の吟醸みそ漬につきましては、地元のみそを使用し、また同時に地元の酒蔵のかすですか、それを利用した新商品として開発がされております。これは、先週の3月4日でしたが、ちょうどシカの被害対策につきまして知事に面会をし話をしてきたところでございまして、そのときに彼女にも同行していただきまして、知事にもこの加工品を見ていただき、また知事からは「なかなかいい製品ができておる」という言葉もいただいております。

今後の展望としましては、こうした商品開発によりまして地域の活性化、あるいはまた雇用の創出、そして同時にシカそのものの駆除を図っていくわけでございますので、里山の保全にもつながっていくのではないかとということで、そうしたトータル的なメリットも出していきたいというふうに思っております。ただ、しかし、野生動物でございますので、今はそうした森林等自然の食害防止のために捕獲をしておるといのが最大の目的であるわけでございます。シカ肉というものが、そうした捕獲をした肉をいかに有効利用していこうかという、いわゆるそうした着眼点を持っているものではございませんので、ご承知のとおり野生動物はさまざまな自然の条件の中で減少がされる場合もありますし、また同時に、以前はシカは捕獲対象外の動物であったというぐらい減少をしておった時期もあるわけでございますので、将来的な見通しはなかなかとりにくいと。現在多くいますが、これが適正な数になった場合にはこれを今度は反対に保護をせにや

あいかんということにもなってくるわけでございますので、そうした裏腹な問題も抱えておりますのでなかなか将来を見通して革の製品であるとか、あるいはそのような加工へ手を回したらというふうなご意見を申されましたが、なかなかそこまでは今のところ考えておりません。まずは今の中で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、べふ峡温泉に関しましてでございますが、べふ峡温泉の経営の改善につきましては実に私自身心を痛めております。大変厳しい状況でございます。私自身がこのべふ峡温泉の経営に携わったのは平成21年ごろだったと思っておりますが、前理事長がやめられて私が開発公社の理事長という形になったわけでございます。大変内容が厳しい状況を察知いたしました。しかしながら、べふ峡温泉を建設をした当時の物部村の思い、そしてあの地域での活性化、そうしたものを果たしている、担っている大きな施設であるわけでありますので、なかなかそう簡単にどうこうするというふうなところには至らないわけでございますが、そうした中でいかに経営を立て直していくのかということで、先ほど議員も言われましたように背水の陣で臨むというところまで発言をしながら今日まで取り組んできております。

べふ峡温泉の利用者数でございますが、平成10年度には9万2,000人余りあったものが平成15年度には7万9,800人ぐらい、そして平成20年度には5万9,000人、そして平成21年度は5万4,000人、そして平成22年度は5万1,000人と年々減少しているわけでございます。収入もそれに対しましてそれぞれ減少してきているわけであります。こうした経過もございまして、平成21年度に有限会社HMSのコンサルに診断をしていただいたわけでございます。コンサルの診断結果としましては、経営課題は料理内容及び従業員のモチベーションの低下が大きなものであるということで、中でも集客増の対策として料理の改善に向けての取り組みが最優先である。それ以外にも売上対策や各種業務改善など問題は山積をいたしておるということの報告を受けております。

これに基づきましてそれぞれ担当部署、公社の理事会などで協議を重ねまして、指摘を受けたさまざまな項目につきまして現在改善を図っているところでございます。その一例としまして、売り上げ増に対する取り組みとしまして自社サイト、ネット広告の活用ということが指摘されておりました。そのことにつきましても昨年6月からインターネットを利用した宿泊を受け付けております。月平均で20人程度の予約がございます。また、各種団体に対しまして宿泊料の割り引きを実施し、また固定客の確保に努めております。さらに、日々早朝のミーティングなどを行いまして職員間の業務意識の高揚を図っていくという特に大変大事な部分でございますが、そうしたものも現在行っております。具体的な成果といたしまして、平成21年度までは毎年約1,900万円程度の市費を繰り入れてございましたが、平成22年度につきましては、これはまだ終わっておりませんが1月末現在におきまして市からの繰入額が約1,200万円ぐらいになるのではないかとというふうに考えております。今後の経営内容にもよりますが、幾らか収

支の改善ができるのではないかというふうに思っております。

今後の運営につきましては、厳しい経済状況、また各種の燃料の価格が高騰されておりました。厳しい経営環境でございますが、平成23年度につきましては現在の市営管理の中で進めていきたいというふうにも考えております。そのためにもコンサルから指摘を受けましたさまざまな改善項目とともに、まず従業員みずからが作成をしました改善計画の達成に向けた取り組みを進めていくということが大変大事でありますので、従業員一同がみずからの職場であるという自覚を持ち、接客業でございますのでそうした体制をつくっていくということに力を入れていきたいと思っております。また、先ほど言いましたシカ肉等の特産品につきましてはの外商活動も特に力を入れて、イベント等につきましては出ていましてその中で外商活動をいたしております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 8番、山崎晃子君。

○8番（山崎晃子君） 8番、山崎晃子です。2回目の質問をいたします。

初めに、介護保険に関してですけれども、この中山間地域介護サービス確保対策事業案の、まだ県のほうからはっきりとおりにきていないということですのでちょっと詳しいことが聞けないんですけれども、私も物部のほうで展開している事業所に聞きますと、遠いところで40分くらい片道かかるということでサービスを提供しているということですが、その中でもまた別のちょっと心配がありまして、やはりその運動のヘルパーさんなんかにはしますとそこに行くまでに40分かかるといってなかなか運転が疲れると。道が細いとか雪道であったりとかって、なかなかその運転に疲れるのでヘルパーさんが来てもやめられてしまうというようなこともあったりするということですので、この山間地域でサービスを提供するっていうのはなかなか大変な、事業所側にしては大変な状況があるようです。こういった事業は、高知県だけじゃなくってほかの全国的にもそういう厳しい状況を抱えていると思いますので、それに先駆けて取り組んだということは本当に私もよかったことでありますし、それから課長のほうからも着眼点のね、よいつてということでお話をいただきました。

それと、この介護保険法の改定案のほうですけれども、一つ心配されるのは、もし選択肢がふえるということはずごくいいことですが、やはり町部と山間地域では違いますのでボランティアとかNPO活動とかそういったことになった場合には、その山間地域ではそういったことがないので、やっぱりきちんとその介護保険サービスの中でサービスが利用できる体制がとれるっていうことが一番大事だと思いますので、市町村の判断ということですので、これから来年度にそういったことが話し合われてくるかとは思いますが、そのあたりのこと、町部と山間地域は違うっていうことをよく考えていただいて市町村が判断する場合にはそういうことをお願いしたいと思います。

訪問介護の特別地域加算、これは補助することはできないということで答弁をいた

だきましたけれども、現在利用されている方にとっては本当に同じ市でありながら、同じ介護保険料を払っているにもかかわらず特別地域加算というて特別に負担が重くなるっていうことですよね。この中山間地域に住まわれている方っていうのは、低所得の方が多いっていうこともありますので、やっぱりそうしたところに同じ香美市であるということ、やはり私はこれは考えていかなければいけないものだと思いますけれども、何か方法を何かこう検討される余地は全くないのか、検討を私はしていただきたいというふうに考えています。

それから、地域交通対策については、これから早急に作業に入るということですが、その福祉タクシー制度ですが、来年度1年間ということ、全体的にその来年度見直しをする中でまた決められていくっていうことですが、同じ市でありながら、同じ介護保険料を払っているにもかかわらず特別地域加算というて、特別に負担が重くなるっていうことですよね。この中山間地域に住まわれている方っていうのは、低所得の方が多いっていうこともありますので、やっぱりそうしたところに同じ香美市であるということ、やはり私はこれは考えていかなければいけないものだと思いますけれども、何か方法、何かこう検討される余地は全くないのか、検討を私はしていただきたいというふうに考えています。

それから、地域交通対策については、これから早急に作業に入るということですが、その福祉タクシー制度ですが、来年度1年間ということ、全体的にその来年度見直しをする中でまた決められていくっていうことですが、市営バスのほうは75歳以上の方無料になったわけですが、やはりタクシーを使われてる方というのは、本当に市営バスが来ないとか、それからその地域で運転をする人がだれもいない、一人もいない地域の方もおいでますので、今度の検討会を待つということではなくて、やはりそうした地域を考えたときに、私は自己負担額の減額とか補助額のほうですね、こういったことを前もって前倒ししてやってもいいんじゃないかというふうに考えますがそのあたりと。それから、この回数が36回ということ、36枚ですか、これがちょっと気になったんですが、病院へ行った場合に往復で2枚使って、また買い物に行ったりして2枚使ってっていうことで48枚が、考えたら48枚にしたほうがよかったんじゃないかと思いますが、利用の実績から見てっていうことですが、ちょっとそのあたりがどうかなっていうことと、それから、やはり使いにくいんですね。先ほど言いましたように1,000円差し引いた中での半分の補助額っていうところ、そういうこともあってその利用が少ないということもあるんじゃないかと思いますが、その辺をやったり前倒しでされてもいいんじゃないかと思いますがそのあたりのご見解をお聞かせ下さい。

それから、大栃高校に関してはご説明をいただきました。県とも協議して、1日でも早く旧校舎の活用ができるように望んでおります。

それから、地域担当職員制度ですが、これはだんだん支所の職員が減少してい

くということになるかと思えますけれども、そうなった場合にますます地域に手が届かなくなるってということが心配されるんですけれども、その支所の職員だけでなくって、本庁の職員とかですね、そういう方々もこういうことに参加していくということも、その支所だけじゃなくて本庁の職員も担当する方向で考えていかなければならないと思うんですけれども、物部地域だけ、またその充実に関してはその物部の地域だけでよいのかということもあろうかと思えますがそのあたりの見解をお聞かせください。

地域支援員については詳しくご説明をいただきました。私もちょっとその人材をどうするのかなっていうふうに思ってたんです。外部から雇用してとか、あるいはその中でこの地域支援員に関しては、地域によっては自治会長さんを充てたりしてるところもあるようですけれども、香美市の場合は朝来市や京都の綾部市なんかの取り組みを参考に進めるということですので、もう詳しくはちょっとこれ、ひょっと聞けないかもしれませんが、人材がすごく大事だなという感じを受けました。

べふ峡温泉に関してですけれども、このシカの被害は大変深刻な状況です。この問題の解決策を見出すためには被害現場の状況を知ることと、これ以上被害を広げないための取り組みなどにかかわって問題を共有することが大切だと考え、私自身これまで三嶺の防護ネット張りの作業などにもずっと参加をさせていただいてます。そんな中で何とかよい対策はないものかと素人なりに思いを巡らせていました。ここで私なりに考えた発想をお伝えしたいと思います。素人の安易な発想ですので専門的には通用しないかもしれませんが、何かのきっかけになればとの思いから提案をさせていただきます。

シカ肉の活用に関してですけれども、先日、県の担当者にお話を伺ったところでは、山でシカを捕獲した場合にはまず血抜きという作業を施してから加工施設に持ってくることになるというのを聞きました。イノシシのお肉なんかはほとんど捨てるどころがなく食用肉にできるそうですが、シカ肉の場合は料理に利用できる部分はほんの一部分であり、そのほかの部位は廃棄処分しなければならないっていうことを聞きました。そこで、もったいないなどの思いから出てきた発想が、廃棄しているシカ肉を犬や猫のペットフードとして利用できないかと考えました。このような加工品として活用するためには多くの問題が発生することとは思いますが、物部ブランドのペットフードとして研究、開発できればと思うのですがいかがでしょうか。また、このようなことは全国のどこかで研究しているなどということはないのでしょうか、そのあたりもお尋ねしたいと思います。

それから、次に、べふ峡温泉の運営に関してですけれども、私は経営については詳しい知識がありませんが、長年介護の現場に従事してきた者としての発想がありますのでお伝えいたします。それは、べふ峡温泉を一般利用者とあわせて高齢者や介護が必要な方のリハビリ施設として、福祉を目的とした形にも併用できないかということです。実際に介護を必要とする方や高齢者の中には、安心して生活していくために定期的なリハビリを必要とする方が多くおられます。このような方々に温泉施設を利用いただくことや、介護や医療施設などで活用していただくことが可能ならもう少し利用客を伸ば

ないかということでございますが、先ほどもお答えしましたようにこの福祉タクシーについて助成をどれくらいするかっていうところでございます。それについては確かに検討を行いました、補助する額が多ければ多いほど確かに利用者の方にとっては喜ばれるとは思いますが、この制度につきましてはもう香美市全域が対象ですので、その助成額がどれくらいが適正かということはいろいろな考え方が出てくると思います。今回、通院に限らず買い物なんか等にも広げておりますので、通院なんかですと1人でタクシーに乗っていくっていう場合もあろうかと思いますが、買い物なんかですと仲のよい友人とかご近所の方と誘いあって行けばお二人ですと半分になりますし、負担額が、3人ですと3分の1とか負担額も減ってきます。そういったことを考えるとどれくらいが適正かということところは、いろいろあれなんですけど現行どおり今回は1,000円を除いた分の2分の1の金額を助成するってところで考えております。

また、枚数につきましても36枚でなくって48枚が妥当ではないかというところですが、現在も通院に限りましては24枚使っている方も、先ほども言いましたがほとんどおりません。これも買い物に、今回は買い物なんかにも使えるように広げましたので、仲のよい友達なんかと一緒にいけばですね、2人で例えば行けば行きと帰りにそれぞれの分を使えば往復1枚でお一人分は済むわけです。そういったことを考えると、この36枚でも十分大丈夫じゃないかというところで今回のこの案となっております。平成23年度実施しまして結果とかも見てみたいとは思いますが、平成23年度につきましては、今回の改正した案で行っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎晃子議員の2回目のご質問の中で、何となく2回目のご質問いただいたかどうかちょっと妙に、よく認識ができてないがですけど、その中で地域支援員のことににつきましては、人材の確保の件について特に強調されたかと思われまますので少しそこについてお答えをしておきたいと思っております。

本当にこう言われますように人が仕事をするわけですから、人材というのがまさに大事であると、最も大事だというのはそのとおりだというふうに思っております。そういう意味ではよく適材とこう言われるものをどう確保するかということになるかと思いますが、今回のことにつきましては、1回目の答弁でも申し上げましたように地域としっかり協議をする中でその地域に何が求められておるのかということを考えながら、外から求めるのか、あるいはその地域の中で確保するのかと、ここについては考えなければならないというふうに思っております。まさにそういう意味では、地域としっかり協議をすることの中で人の確保というものについて結論を導く必要があるだろうというふうに考えております。

それから、大柝高校の件ですけれども、これは先ほど答弁しましたようにもう方向を決めまして、さあいよいよという段階で県内部での事情が発生しましたことからこういう現段階での状況になっておりますけれども、これまでの協議も香美市に対する県の思い

を前提にし、双方が信頼関係を持つ中でですね協議をしてきました。そういう意味では、この推移を見守りながら県の結論を待ちたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎晃子議員の2回目の質問にお答えをします。

また、地域担当職員制度につきましてでございますが、確かにご指摘のような課題もあります。しかしながら、今回地域支援員制度、支援員のいわゆるそうした制度にも平成23年度から取り組むわけでございますので、そうしたことも一緒にあわせながら山間地域の状況等についての把握をしていきたいというふうに思っております。この19日ですか、民生委員・児童委員さん等が物部のほうに訪問にお伺いをするということで、市長も同行をということで私も朝から物部へ入って地域を回るように思っております。そうした中でも現実等も見ながら今後政策の中で進めていかななくてはならないというふうに考えております。もって本所の職員をというところまでまだ考えておりませんが、今後の検討にもなろうかというふうに思います。

また、シカ肉等の件でございますが、ペットフードとして加工品に利用したらということでございます。こうしたものをつくるにしましてもかなりの施設も必要かと思っておりますので、今の中で私ペットフードというところまで考えが至っておりませんが、1つのアイデアとしてお聞きをしたわけでございます。

また、べふ峡温泉の改善策につきましては、ありとあらゆることを、小さなことまで今再点検をしながら進めております。コンサルのご指摘もありましたように、やはり従業員みずからがやはり自分たちの職場としてどうこれを支えていくのか、改善をしていくのかという意識改革がまず必要なわけでございますので、そうした部分にも深く話を理事会の中でもさせていただいております。そして、さまざまなことに取り組んできておるまだ途中でございます。そうした中で先ほどご提案いただきました保養的なリハビリ的な施設として利用をしたらということでございます。こうしたことも、これとリハビリ的にはないかもしれませんが、各企業を現在回ってそこで1つのツアー客であるとか、あるいは利用の促進を図っていただくようお願いを各団体にしながら営業もいたしております。経営から見てもやはり宿泊をしてくれる方をふやすということが一番経営には大きなポイントであろうというふうに思いますので、そうした面も図りながら、また食堂への入り込みも図りたいということもあるわけでございます。なかなか客商売をするということはなかなか難しいことございまして、ここで言いゆうことが簡単にできるとはなかなか思うておりませんが、努力をしておりますのでその努力を買っていただきたいと。

以上です。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 済みません。先ほどのお答えの中で、お答えをさせていただいた中で、特別地域加算の部分でお答えをさせていただいた中で不適當な発言をしてしまいました。「○○○○○○」の部分を取り消しをさせていただきます。「課内で検討しています」というように変更をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 8番、山崎晃子君。

○8番（山崎晃子君） 8番、山崎晃子です。3回目の質問をいたします。

その福祉タクシーの件ですけれども、この今までの通院タクシー、これ今度福祉タクシーに変わるわけですけれども不用額がいつも出ていますよね。なぜ使い勝手、なぜ利用の方がいないのか、利用者が少ないのかってというようなことなどは調査をされたのでしょうか。私は、先ほども述べましたように補助額にやはりちょっと問題があるんじゃないかというふうに考えますけれども、せつかく組んだ予算が使われないと意味がないと思いますので、そういったこともよく、ちょっと調査などもしてみなければならぬんじゃないかというふうに考えますがその点はどのようにお考えでしょうか。

それから、べふ峡温泉に関して、非常に素人発想でいろいろと提案まではいきませんが、私も私にこんなにしたらどうかなってという思いを述べさせていただきました。私個人では本当に何も解決する力は持っておりませんが、何か私にもできることがあるんじゃないかというふうにも思うんですが、もし私に何かできることがあればお声をかけていただきたいと思います。と思っています。

○議長（西村芳成君） 山崎さん。

○8番（山崎晃子君） はい。

○議長（西村芳成君） 思っておりますじゃいう…。

○8番（山崎晃子君） 思っておりますが、そうですね。

○議長（西村芳成君） 質問形式でやるように。

○8番（山崎晃子君） はい。

○議長（西村芳成君） 質問ですので。

○8番（山崎晃子君） またお声をかけていただければというふうに思いますが、お聞かせを…それをお聞かせくださいっていうのも変ですね。済みません。はい。

あと、地域担当職員じゃなくて地域支援員ですけれども、来年度予算も組まれてますけれども、これはそのモデル事業をされるということでそこに1名ということだと思いますが、その事業をもとにその次はというふうにこう考えていくのだろうと思いますが、この200万円という中の地域支援員っていうのはどういう、勤務時間とかそういったことはどういう状況で考えておられるのかお聞かせください。

以上で私のすべての質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎晃子議員の3回目のご質問にありました地域支援員の件ですけれども、予算200万円という数字を今回お願いをしておるわけですけれども、

この200万円につきましては、この事業そのものがスタートした段階からもう軌道に乗ってということにはならないと思います。まず、取り組みといたしましてはモデル事業の募集をいたしまして、上がってきた地域と話をしながら年度の途中で恐らくその人の確保というものにつながっていくだろうというふうに考えておりますので、年度当初からの人の確保ということをご想定はしてございません。そんなことですから数字としては非常にこう小さく映るかもわかりませんが、平成23年度に一步踏み出す部分で前提にはやはりそういった経済的な部分を支えるものがなければならぬということで200万円という数字を整えておりますので、そういうふうにご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所所長（小松美公君） 山崎議員の3回目のご質問にお答えします。

毎年というか予算の執行について不用額が出てるのではないかと、その要因はということですが、この通院タクシーにつきましても実際の執行の金額がはっきりわかってくるのは結構、年度末とかになり、券は発行してましても請求とかは3月の年度末とかに出てきます。ほんで、当初予算を立てるところでは、事業が適正に執行できるようにある程度の予算を確保しなければいけないというところで予算を組んでますので、結果として不用額というものが出てきております。ただ、その要因として、確かに先ほど申しましたように1,000円以上の2分の1の補助っていう部分では使いにくいっていう方もおられるかもしれませんが、制度としては、これも合併協議のときに通院タクシーについての助成についてはこういったことでいくということとかも話し合った上で行っております。そういったことで現在に至ってるわけですが、これとかにつきましても平成23年度に検討するということですので、そういったことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時46分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をいたします。

皆様ご承知のとおり本3月定例会の初日に、昨年12月定例会からの継続審査となっております請願第1号、土木工事における参加資格の見直しを求める請願が全会一致

で採択をされました。請願を採択したということにつきましては、請願の主旨の実現に対しまして、議会として法律上は何ら保証規定はございませんが、しかし、採択をした以上、その実現につきましては最善の努力をすべき政治的また道義的責任がございますし、私紹介議員の1人という立場でもございますので、今回の請願採択が実のあるものにとの思いで質問をさせていただくところでございます。なお、同じく紹介委員でございます山本芳男議員の12月定例会での質問と重複する部分もございますが、ご答弁をよろしくお願いをいたします。

それでは、質問に入ります前に、質問の論点を明確にするため若干お時間をいただきまして、採択をされました請願書を読み上げさせていただきます。「土木工事における入札参加資格の見直しを求める請願」、「貴台におかれましては、平素より香美市の社会整備推進と、地域の基幹産業である建設業の再生・振興に向けて諸施策を推進して頂いておりますことに、深く感謝を申し上げます。さて、長年に亘り公共事業を取巻く環境は悪化の一途を辿り、それに伴い地域建設業者はもとより地域経済の落ち込みは著しく、どん底ともいえる不況が続いております。そのような状況のなかで、地域に密着した建設業者は、規模は小さいながらも地域の経済と雇用を支え、地域社会資本整備の担い手として重要な役割を果たし、また、災害時には地域防災の要として、地域特性に応じた機動的な防災活動を行い、地域住民の生命・財産を守っております。これまで地元企業への発注につきましては十分ご配慮を賜っておりますが、地元建設業者がこれからも地域社会とともに生き残っていくために次の事項について強く要望致します。」「1、入札参加資格の見直し」、「香美市制限付一般競争入札実施要綱によりますと、入札参加資格が香美市内に本店または支店を有する者と規定をされております。支店を有する者の入札参加は、元々そこに存在する地域に根ざした企業の経営を圧迫する要因となりますし、そういった企業は概ね、災害時協力や地域に根ざす活動は行わないし、地域への経済効果も望めません。また、営業所としての機能も十分ではありません。よって、入札参加資格を香美市に本店を有する者のみとして頂きますよう強く要望致します。」と、以上が請願書の本文でございます。

請願の主旨は至って明快でございます。香美市が発注する土木工事の入札参加資格は香美市内の地元建設業者のみとしてくださいという内容でございます。本文にもございましたとおり、地元建設業者の存在は、香美市内の地域経済を支える一翼でありますとともに地域の雇用の場でもございます。また、災害時の協力や地域に密着した活動を通じ、本市にとってなくてはならない存在でありますことは改めて言うまでもございません。それに対して、本市に支店を有するものの、その支店の実態は看板と転送電話があるだけの営業所が、支店が多くございまして、そこには経済波及効果や雇用の場はございませんし地域に密着した活動も期待できないところでございます。このことから、本市が発注する工事は地元建設業者に受注していただいて雇用の機会を広げ、経済波及効果を上げることが本来の姿と考えるところでございます。しかしながら、昨今の公共

工事の減少によりまして建設業の不況は極めて深刻でございます。中にはやむを得ず会社を閉鎖した地元建設業者の話も耳にいたしました。そのような深刻な状況下にもかかわらず、本市が発注する土木工事の入札に市外業者の支店が参加をする。そういうことは、地元建設業者にとりましてはまさにやりきれない思いではないだろうかと思像するところでございます。

そこで、制限付一般競争入札に市外業者を参加をさせる理由とそのことによるメリットは何なのかお伺いをいたします。

また、紹介議員の1人といたしまして、請願書が付託をされました総務常任委員会を傍聴させていただきました。その中で請願書の主張、また執行部側の答弁を拝聴いたしまして、両者間のコミュニケーションが不足をしていると強く感じたところでございます。総務常任委員会での発言の一部をご紹介いたしますと、例えば、これは執行部側の答弁の一部でございますけれども「一般競争入札において、市外業者の支店が受注しているのは、1社を除いたらほとんどない。ただし、不落中止等については受注をしてもらっている」、こういうご発言でございました。このことに関しまして請願者側の主張は、「幾ら受注をしたからだめだとか、そういう問題ではない。行政がなぜ市外業者の支店を入札に入れなければならないのか理由を知りたい。他の自治体はそんなことはしない。受注の金額とかの問題ではない」とのことでございます。また、不落や中止になった場合の対応につきまして執行部側のご発言は、「制限付でほぼ市内全域に公募しているところであることから、入札に参加をしていないということは受注をする気がないとみなす。それらの業者に再度声をかけるのは難しい」と言われております。一方、請願者側は、「不落や中止になった場合は、まず市内業者に相談をしていただきたい。もちろん不落等については対処をする。現に昨年、災害工事で不落になった件で担当者から相談があり受注をしたことがある。不落や中止になったからといって、市外業者に相談するということが我々にとっては不信感を抱く。地元業者に相談してくれればありがたいが飛び越えていくのは理解できない」とのことございました。

以上、委員会での発言の一部をご紹介をいたしました。委員会の傍聴を終えまして真っ先にコミュニケーションが全くとれていないと思ったところでございました。また、信頼関係のようなものは皆無だと感じたところでございます。地域の経済と雇用を支え、地域の社会資本整備の担い手であり、災害時には地域防災のかなめとして防災活動を行う地元建設業者と自治体とが、このような関係でよいのだろうかと思慮感さえ感じるところでございます。市長のご見解をお伺いをいたします。

最後に、地元建設業者全23社のうち、通告文には「全社の請願」というふうに通告をしておったんですけど、全23社のうち1社は公共工事を取り巻く環境の悪化から会社を閉めるかもしれないという、そういうことから有志一同に社名を入れなかったということございました。この22社からなる請願、それとその請願を全会一致で採択をした議会の判断をいかに受けとめられておりますか、ご答弁をお願いをいたしまして1

回目の質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 小松紀夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

土木工事における地元建設業者から出されました請願等についての中でのご質問であったわけであります。この件につきましては、今まで何人かの議員さんからご質問をいただきました。答弁もしてまいりました。指名競争入札から制限付一般競争入札に変更したときの状況は、平成19年度、平成20年度の入札結果から不落現象が多発する中で、その解消のために制限付一般競争入札が導入されてきた、その経緯はこれまでも説明してきたとおりであります。

具体的に述べますと、指名競争入札時の平成19年度には105件中18件、17.1%、平成20年度、95件中13件、13.3%の不落がございました。市内の本店業者だけでは工事が賄い切れていない現状がございます。行政としましても、このような状況では円滑な工事進捗に支障を来すために、少しでも不落の防止につながるのではないかとこの観点と、また企業誘致の観点からも税収、雇用、地域経済の活性化にもつながるのではないかという思いの中で建設業法で認められた支店を置く業者についての参加を認めることとしました。導入初年度の平成21年度は不落中止件数が93件中24件と25.8%と出ましたが、平成22年度におきましては、平成23年の3月3日現在でございますが、土木工事入札86件中、入札中止が3件、3.5%となっております。一定の成果は出てきているのではないかというふうに思っております。

おのずから議員の立場と執行部の立場では見解の相違もありまして、一致した見解を見出すことは容易ではないというふうにあると、認識をいたしております。今回の地元業者から出された請願書が議会で全会一致により採択されたことを受けとめまして、今後平成22年度の入札結果状況もさらに分析をし、また平成23年度の発注予定事業の状況も見据えながら契約等審議会でも平成23年度の入札方式について検討しなければならないというふうに考えております。が、ただ、平成22年度の結果から見ましても一定の効果が出てきているのではないかというふうにも考えられますので、現在の入札方式を変更してもとの入札方式に戻った場合、以前の不落がなくなるかというふうな認識には至っていないのが素直な意見でございます。

また、地元業者とのコミュニケーションが不足ではというご質問でございますが、そのようにはとらえておりません。今日までも業者側などから要望などにつきましての協議の申入れに対しましては真摯に対応をさせていただいております。とかく、さまざまな憶測や誤解が持たれないように発注者である行政と受注者である業者との関係は、節度ある関係を保つ必要があるというふうに認識をいたしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） ご答弁どうもありがとうございました。

まずはですね、市外業者の支店を参加させる理由ということは、今ご答弁をいただきました。不落や入札参加が少なくて、なくて中止になる、そういうことを防ぐためにということで導入をしたということですが、自分、平成22年度最終的な件数ということとはよくわからない、まだ聞いておらないんですけども、平成21年度についてはやはり相当の不落、また参加者がいなくて中止になった案件が多々あるということは聞いております。ですから、この入札に関しましては、地元建設業者だけではなく市外業者も含めた中でその入札を行う、そういう中で不落があったり参加者がいなくて中止になってることが多々あるわけですから、このことをもってですね市外の業者の支店を入れなければならない理由にはならないと、そういうふうに自分は理解をしております。そのことによって逆に地元建設業者が不信感を持つということでデメリットのほうがあるのではないかと、そのように感じるところでございますので、再度その点につきまして答弁をしていただきたいと思います。

また、信頼関係とまでは言いませんが、自分は本当にちょっとコミュニケーションがとれてないと、総務常任委員会を傍聴して思ったんですけども、今、市長は定期的に申し入れがあったときは、定期的ではないですか、申し入れがあったときはそういうお話をしていると、そういうことですが、そのやりとりを聞いておりましたも執行部側としては、公募して手を挙げないんだからこれは入札に参加する意思が全くないと、だから再度声をかけることはしないというふうに、そういう考え方だということでございますが、なかなかこの制限つきの入札の中で災害であるとか小さな工事、特にまた年度末に集中したり、はっきり言って余り利益のないような工事が集中をして出てくる。そういう中でこれまでの指名であれば一定消化をしなければならないという業者の考えもあろうと思いますけれども、一般競争入札、しかも、もう市外業者を入れてるぞと、そういう中でなかなか手が挙がらなかったのではないかと、そういうふうに思うところもございます。

ですから、やはり信頼関係というか変な意味で仲がよくなる、そういう意味じゃございませんけれども、やはり香美市のまちづくりをともに築いていく同士とでも言いたいでしょうか、そういう信頼関係っていうのはないと僕は思いました。ですから、今後はこの地元建設業者、防災のときなんか頼りにしなくちゃいけない、そういう業者とのそういう意味での信頼関係を醸成していただきたいと思います。その一歩がこの入札参加資格、これは地元建設業者のみとするということがその信頼関係を築いていく第一歩じゃないかと、そういうふうに強く思ったところでございます。市長の答弁を、再度答弁お願いをいたしたいと思っております。

また、議会と執行部側の立場が違うということ、もちろんそうであろうとは思いますが、この地元建設業者22社の皆さんの願い、またそれを全会一致で採択をした議会、また、これは声なき声でございますけれども一般の市民の方も、やはり香美市の財源で発注する工事はそれは香美市の地元の業者がやって、そして少なからず経済効果もある

わけでございますからそれは当然だと、そういう思いの一般市民の方もたくさんおられるというふうに思うところでございます。ですから、市民の負託を受けた市長としてはそういうことも考えていただきましてご判断をしていただきたいというふうに強く望むところでございます。

2回目の質問といたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 小松議員のご質問にお答えをさせていただきます。

平成21年度につきましてのことと平成22年度ですか、平成21年度では若干この導入の初期であったこととございますのでそうした結果であろうと思いますが、平成22年度におきましては、先ほど申しましたように86件中3件と、中止ということで、業界のほうはやはりこうした制限付一般競争入札を導入することによって、さまざまな考えの中で積極的に入札に参加をしてくれた結果だというふうに理解をするわけです。

また同時に、コミュニケーション不足ではないのか、信頼関係がないのではないかといいこととございますが、私は信頼関係は十分あるというふうに思っております。この委員会を傍聴は私はしておりませんでしたのでどういう発言をされたのか私は存じませんが、地域のやはりさまざまな災害であるとか、あるいはさまざまな行事、事業をする場合には、当然業者の皆さん方の絶大なご協力もいただかなければならないわけでありまして。そうした基本的な信頼関係は、私はあるというふうに認識をいたしております。業者側が私を信頼をしていなければ、それはないかもしれませんが、少なくとも私は信頼をしておるといふふうに認識をいたしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） その信頼関係でございますけれども、恐らく門脇市長個人に対しては信頼をしておられるように感じました。ですが、この入札方式に関しまして不信感を持つと、そういうふうな思いがいたしました。

それと、平成22年度の入札、受注の状況、市内業者とそれと支店を有する市外の業者がどのような形で個別的に受注をされているかということ、その資料を今度見せていただきまして、その内容によっては再度6月議会で一問一答でやらさせていただきたいと、そういうふうに思うところでございます。無制限でございます。

と申し上げまして質問を終わります。ご答弁は結構でございますので。

○議長（西村芳成君） 小松紀夫君の質問が終わりました。

次に、10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 10番、比与森光俊です。通告に従いまして一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

今回は、教育関係4項目、新庁舎に関わる件で3項目くらいでございます。

初めに、NIE（教育に新聞を）との活動推進の立場から質問を行います。

N I E活動の推進については、合併以前の平成16年の9月議会での質問も含めこれまで4回取り上げさせていただいたところがございます。教育現場での各種取り組みなどによる多忙さから、その取り組みにいま一つ踏み切れていない現状にあることは十分承知をしております。私が初めてN I E活動について質問した平成16年には、県内では江ノ口小学校1校だけだったように記憶をしています。翌年の平成17年には5校に、そして平成20年には12校と着実に増加をしてきた経緯があります。全国的にも平成19年からは500校を超え、昨年は533校が実践していこうとして取り組んでいます。また、対象校は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校ですが、全国学力テストで上位にあります秋田県や福井県では、実践指定校のそのほとんどが小学校による取り組みとなっています。実践指定校には、一定期間その地域で配達されるすべての新聞が提供されます。

新聞活用教育N I Eは学校で新聞を教材として活用することですが、1930年代にアメリカで始まり、日本では1985年、26年前に静岡で開かれた新聞大会で提唱され、現在ではその活動を推進するため日本新聞教育文化財団が設立され新聞提供事業を行っています。新聞活用教育を取り入れることで児童・生徒にどのような変化があらわれるのか、財団が実施した調査では約8割の児童・生徒が新聞を進んで読むようになったと回答し、いきいきと学習する、自分で調べる態度が身につくといった項目で、6割以上の先生が児童・生徒の学習態度の変化を指摘しています。さらに、記事について友人や家族と話すようになったといった変化もあり、新聞に親しみながら家族との対話も深まり、コミュニケーションを身につけることが明らかになっています。また、O E C Dの生徒の学習到達度調査によりますと、児童・生徒の総合読解力と新聞の閲読頻度に相関関係があることがわかります。新聞を読む頻度が週に数回と回答した児童・生徒の得点が534点で最も高く、読む頻度が下がると得点も下がり、全くほとんど新聞を読まない者の得点は489点となっています。新聞を教材として学習することは、全ての教科、領域において可能です。新聞教材を楽しんで学習し、学習意欲も高まり、授業の活性化への期待も大きいと言われてしています。

新聞活用教育での授業内容のタイトルを一部紹介しますと、小学校では、「伝え合う力を育てる」、「新聞記事の写真を比較する」、「情報をもとに考えをまとめて書こう」など、社会科では、「環境を守る」、「昔の暮らしの様子を探ろう」、「新聞記事から世の中を探ろう」、「新聞記事を活用して政治と暮らしのかかわりを考えよう」など好きなテーマでさまざまな角度から学習されています。また、今年4月から使われます小学校用の教科書には、新聞を読んだり調べた内容を新聞記事にまとめたりする取り組みが含まれているようにもお聞きしています。

今年1月6日の高知新聞に、日本世論調査会が12月に実施した全国世論調査結果が掲載されていました。記事によりますと、「あなたは教育に新聞を活用することについてどう思いますか」との問いに、「評価する」54.5%、「どちらかといえば評価す

る」35.8%と評価する人が90%に上っています。そして、評価する理由では2つまで回答が許され、「社会の出来事に関心をもつようになる」79.1%、「文章を読む力と書く力がつく」48.7%との回答が寄せられているところでございます。

以上のことから、NIE活動は児童・生徒の学習意欲向上や活字離れの解決方策と考えますが、教育長の見解と今後の対応をお伺いいたします。

次に、教育の2点目、不登校対策についてお尋ねいたします。

県下のいじめや不登校は決してよい方向に向かっているとは言えない現状にあると思います。過日の山田小学校の開かれた学校づくりの会でも、校長先生から家庭環境も含め種々説明と報告をお聞きしたところでございます。今議会の予算案説明書を読みますと、教育費の中に「不登校児童生徒等への支援の充実を図るため、教育支援センター所長を新たに配置、支援員を増員」との記述がございました。そのことから確認する意味で質問させていただきます。

不登校児童・生徒に対しては、ふれんどる一むや少年育成センターが家庭訪問や教科の学習にも取り組んできたと思います。素朴な疑問として、支援員の増員だけでなく新たに教育支援センター所長を配置するには、何らかの新たな課題克服を目的とするのかとの思いがする次第でございます。そして、それは少年育成センターやふれんどる一むのこれまでの活動では補うことのできない課題なのか。不登校対策、その改善のために教育支援センター所長を配置すると思いますので、配置に対し反対するわけではございませんが、組織がふえればそれだけ情報の共有化が薄れるのではないかと心配があります。そして、それぞれの責任の所在をより明確にしなければいけないのではないかと考えます。それぞれどのような役割分担をするのか、4月1日からの人事異動では24課から17課に組織編制するわけですが、その流れからも少し違うような思いもいたします。

以上のことから、教育支援センター所長配置に至った経緯、目的、そして少年育成センター、ふれんどる一むとの今後のかかわり方についてお尋ねいたします。

3点目に、給食センターの改築についてお尋ねいたします。

給食センター改築につきましては、私自身、改築の有無も含め四万十町や四万十市に給食センター視察のため足を運ぶなど議論を重ねてきた経緯もあり、非常に気がかりになっている案件でございます。建設を希望していました土地が購入できなかったことまではお聞きしましたが、その後どのような計画で進んでいるのでしょうか。先に発表されました4月1日付けの人事異動では、これまで学校教育課長が兼務していました学校給食センター所長は兼務ではなく、単独での課長級職となっていることからその重要性も推測するわけですが、改築に向けて現在の課題、そして今後のスケジュールをお尋ねいたします。

次に、大宮小学校グラウンドの夜間照明整備についてお尋ねいたします。

香美市スポーツ少年団、香北陸上クラブでは、毎週水曜日に午後6時30分から8時

まで夜間に走り幅跳びの練習に取り組んでいます。屋外で練習をしますサッカー部やソフトボール部の夜間練習は、夜間照明が整備されています吉野の農村広場を利用しています。陸上部でも金曜日の練習には農村広場を利用していますが、農村広場には砂場がないため走り幅跳びの練習には大宮小学校グラウンドを使用せざるを得ない事情がございます。3町村合併後、この香北陸上クラブの実績の一部を紹介してみますと、平成19年には第23回全国小学生陸上競技交流大会高知県選考会において、女子5、6年、4掛ける100メートルリレーで優勝、同年、高知県小学生陸上競技大会、男子1年から4年の部、4掛ける100メートルリレー優勝など、香美市スポーツ少年団でもこの4年間で三度、団体としての優秀表彰がされています。また、個人でも平成19年度と本年度、走り幅跳びで県大会の優秀選手を出しています。当然のこととして、スポーツ少年団でも年間個人優秀選手として表彰されているところでございます。

大宮小学校では、新築落成時に陸上部が夜間練習をすることから砂場の近くに投光器を使用するための電源差込口を取りつけてくださったところでございます。その時点で、砂場は現在の太陽光発電パネルが設置されている場所にあったことから、西門のグラウンドへの通用門の内側に電源差込口が取り付けられました。昨年、砂場があった場所に太陽光発電パネルが設置されたことにより砂場が南のほうに移動しました。そのため、指導者と保護者は2つの延長コード用ドラムを延ばし5台の投光器で照明することに非常に難儀されています。香北陸上クラブでは、現在15名ほどの小学生児童が5台の投光器による薄暗い照明の中で練習に励んでいるところでございます。

以上のことから、大宮小学校グラウンドにはネットが張られています、そのネットのポールに夜間照明を設置できないものでしょうか。照明器具の設置が無理であれば、せめて以前のように砂場の近くに投光器を利用するための電源差込口の設置を求めるものでございます。見解をお尋ねいたします。

以上で教育関係を終わりにして、新庁舎建設に関して3点質問いたします。

私どもの町内会でも年頭の総会で庁舎完成後の見学会を希望する声がありました。同じような市民の声を複数耳にしたところでございます。新庁舎見学会は「広報香美」3月号に開催のお知らせが掲載されていましたが、個人的にも日曜日なども利用しながら1人でも多くの市民の方々にお知らせしていきたいと思っております。3月27日日曜日13時から16時、上履き持参はいいのですが、広報のお知らせでは「工事用ゲート内の広場にお集まりください」だけの告知のため、何時に集まればいいのか、13時に行ってもいいのか、15時30分に行ってもいいのか、市民の方々が戸惑う案内になっているのは残念に思うところでございます。

新庁舎の完成が近づくとつれ市民の関心は私が想像する以上に高いものではないか、最近そのようにつくづく思うところでございます。モチ米が寄附されるとの話も聞きましたが、庁舎完成から駐車場など周辺整備も含めたすべての工事完了後、現時点でどのようなセレモニーが計画されているのかお尋ねいたします。

次に、新庁舎駐車場整備についてお聞きいたします。

駐車場には身体障害者用の車いすマークの障害者駐車場が何区画か設置されると思いますが、心臓病など外見では障害者と理解しづらい内部障害者や妊娠している人、ベビーカーを押す人などに対する思いやり駐車区画は設置されるのでしょうか。他市での出来事ですが、心臓に病気を持つ人が障害者用駐車場に車をとめた際、警備の方から注意され少しトラブルになったようです。心臓に病気があることを証明するものを持っていたことから、それを提示することで障害者用駐車場に車を駐車したとのことでございます。障害者の方も注意をした警備の方も不愉快な思いをしたことと思います。新庁舎駐車場には、ハートマークでこころ心臓にぎざぎざの入ったハートプラスマークを車いすのような形で区画内にかくことなどの対策を要望するところがございます。自治体によっては区画内に斜めに白線を引き、「思いやり駐車区画」との看板を立てる方法をとっているところもあるようです。この「思いやり駐車区画」への取り組みは自治体によって大変温度差があるように思われますが、香美市にあっては障害者の方々に大変優しい対応を望むところがございます。

以上のことから、障害者の方々に対する駐車場の区画はどのような形で何区画設置するのか、する計画になっているのか、そして「思いやり駐車区画」設置への見解をお尋ねいたします。

次に、2階が会議室になっています山田分団消防屯所の外装についてお尋ねいたします。

この建物、築何年になるかは承知していませんが、外観は少し色あせてきている感じがします。庁舎が完成しますと隣接します屯所が少しアンバランスな思いがいたします。外見よりも中身が大切と言われる方もおいでとは思いますが、島岡議員など中身は実に充実した団員で構成されています。新庁舎と調和のとれた外装がどのような色彩にすればよいのかはわかりませんが、新庁舎と一体感のあるような建物となるよう外部塗装を求める次第です。見解をお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 比与森光俊議員さんのN I E（教育に新聞を）活動に対する見解と今後の対策についてのご質問にお答えをいたします。

新聞には最新の情報、歴史や文化、評論や意見、表現方法など広い分野の学習材があふれていますので、比与森議員さんが言われるように新聞を教育に取り入れるN I Eの活動は、子どもたちにとって多様な教育効果が期待できます。本市でのN I Eの活動は次第に広がっており、本年度は全小・中学校で発達段階に応じた取り組みが行われました。国語、社会、理科、英語、家庭科などの教科学習への導入、新聞記事を題材にしたスピーチ、新聞への投稿など創意工夫のある取り組みが行われています。今後も県内外の進んだ取り組みを学び、校長会や教科研究会で実践を交流し合いN I Eの活動を積極

的に進めていきたいと思っています。

次に、不登校対策について、現在の課題は支援員の増員だけでなく、教育支援センターを設置する目的を明確に、少年育成センター、ふれんどる一むとの連携、位置づけは、そして役割分担への考えを問うという4点のご質問について全体をまとめた形でお答えをさせていただきます。

児童・生徒の支援を行う各機関の役割と関係性が十分説明し切れていなかったことをおわびし、まず、少年育成センター、そして教育研究所、これは現在不登校児童・生徒の教科学習の一部を支援している機関です。それと教育支援センター、3つの機関の目的と関係性について説明をさせていただきます。

まず、少年育成センターは、児童・生徒の健全育成を目的とした機関で、街頭指導、健全育成のための諸活動、警察や関係機関との連絡調整、児童・生徒の安全を見守るやまびこ会の支援、子ども会の活動支援などを行っています。職員は4名で、所長は教育次長が兼ねています。補導教員は県からの配置です。

次に、教育研究所は、本市の教育課題解決のために調査、研究を行う機関です。来年度の職員は4名の予定で、研究員3名は県から配置されます。学力向上、特別支援教育、いじめ、不登校の課題について保育園、幼稚園、小・中学校、関係機関の連携のあり方を含めて研究し、課題解決を目指します。

次に、教育支援センターのことですけれども、教育支援センターはふれんどる一むのことです。2つの機関があるように誤解を招いてしまって申しわけございません。ふれんどる一むは通称または愛称ととらえてください。教育支援センターふれんどる一むは3つの目的があります。1つ目は不登校児童・生徒の学習や活動支援、2つ目は教育相談活動、3つ目は不登校に対するさまざまな啓発活動です。教育支援センターふれんどる一むには、不登校児童・生徒十数名が通所し学習活動を行っています。所長は教育研究所所長が兼務、在籍職員が学校の支援員を兼務など支援員不足のやりくりで繁雑になり、本来調査、研究に当たるべき教育研究所職員が児童・生徒の学習支援に多くの時間を費やさざるを得ない状況になっていましたので、来年度からは教育支援センターふれんどる一む所長と支援員1人を専任とし支援の充実を図ろうと考えています。

少年育成センター、教育研究所、教育支援センター、この3つの機関はそれぞれに目的を持って児童・生徒の支援をしていきますが、特に教育研究所と教育支援センターは相互に連携しながら不登校児童・生徒の減少を目指して取り組んでいきたいと思っています。

最後に、現在の課題ですが、教育支援センターふれんどる一むは、これまで通所可能な児童・生徒にしか学習や活動の支援ができていませんでした。本市には引きこもり傾向の児童・生徒もいますので、所長、支援員、これは教育支援センターふれんどる一むの所長、そして支援員、各校の教職員、教育相談員、スクールソーシャルワーカーなどの連携した温かい取り組みで不登校児童・生徒が元気を取り戻せるように努力していき

たいと思っています。まずは教育支援センターふれんどる一むへ、できれば各校の安心できる部屋へ、そして教室へ、不登校の子ども自身がだれよりも一番自分の教室の自分の座席へ行きたいと願っています。安心できる環境を整え、1日も早く子どもらしい元気な活動ができるように支援したいと思っています。全力で取り組みます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 比与森議員のご質問にお答えいたします。

まず、給食センターの改築に関する建設予定地の現状、課題、また今後のスケジュールというところでありますけれども、土佐山田給食センターの建てかえ検討委員会において、建築後約30年を経過し、建物、施設、設備等、老朽化が進んでいますし、改修等に多額の費用を費やすより将来的には1施設での給食業務の運営を見据え、新施設の建設実施に向けて費用対効果の面でも適当と考えられるとの提言が出ています。建設地についても各委員さん等からさまざまなご意見をいただき、幾つかの候補地の案が出され研究、検討を進めた経過がありますが、建設予定地の決定にはまだ至っておりません。今後のスケジュールですけど、建設予定地もまだ決まっていない状況でありますので、建設に関する予算の要求などについて現時点では見通しがまだついていません。

続いて、施設整備のことでありますけれども、大宮小学校グラウンド用電源差込が太陽光パネルの設置のため使用できなくなったので新たな整備についてでありますけれども、小中学校太陽光発電導入事業において、当初計画の中で大宮小学校につきましては太陽光パネルを屋上に設置する方向で進めていましたけれども、学校の積載荷重を検討した結果、建物の安全率の余裕度が少なく設計されており、パネルの設置重量を計算すると過積載となることが判明しましたので屋上への設置は難しくなりました。そこで、屋上施設以外の方策を検討した結果、グラウンドへの設置に至った経緯があります。パネルの設置により砂場等の施設形状は変わってしまいましたが、グラウンド用電源については既存の位置から変更していません。また、グラウンド東倉庫の外部にも電源差込がありますので、大変不便をかけているというところは理解できますけれども、今後ともそういう形で使用してもらいたいと考えています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） 比与森議員さんの新庁舎につきまして、1点目の見学会につきましてご答弁させていただきます。

市民を対象としました見学会は、市長の諸般の報告で報告させていただきましたとおり、また議員さんもおっしゃってございましたとおり今年27日日曜日の午後で開催いたします。午後1時から4時までの時間内で自由にお越しいただければというふうに考えております。それから、10月31日にはですね、外構工事を含めましてすべての工事

が完成しますけれども、現在事務局では今月末の新庁舎の受け取りとか5月の移転のことに集中しておりまして、まだすべての、完成後のセレモニー等についての検討には至っていないと、こういう現状でございます。

それから、2点目の駐車スペースの関係ですけれども、香美市はこうちあったかパーキングの事業者指定を昨年秋に受けました。新庁舎の駐車場では、あったかパーキング区画としまして駐車スペース幅3.5メートルの専用駐車場を正面玄関前に2台分確保いたしております。設計当時は車いす使用者用駐車区画を想定しておりましたけれども、県の指定を受けまして駐車場のサインをあったかパーキング仕様に変更いたしました。あったかパーキングのご利用には利用証が必要ですが、対象者は身体障害者の方、それから知的障害者、精神障害者、発達障害者、高齢者、難病患者、けが人等、そしてまた妊産婦となっております、議員のおっしゃられていたような方々、多くの方々にご利用いただけるようになろうかと存じます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 10番、比与森議員の新庁舎に関するご質問の3点目の新庁舎と一体感のある色彩に塗装する考えはないかというご質問にお答えを申し上げます。

少し前まではこの本庁舎、隣にあります本庁舎の建物が古かったこともありまして消防庁舎のほうがきれいに見えておりましたが、シートものけられまして新しい庁舎があらわれますと、残念ながら17年の歳月を感じるの仕方のないところでございます。消防屯所の建物につきましては平成6年に建築をされておりまして、今年で築17年というふうになっております。あの建物は、もうご存じかと思いますが、この雨の多い高知県では珍しくといが軒に見えておりません。軒より少し上がったところにつけておるようで、軒から垂れた水が下のほうで少し汚くなったところも見受けられます。しかし、現在の塗装の状態や少し離れた周りから外観をすべて見て回りましたが、17年の歳月と経年により色あせはしておりますが特に違和感があるというようには感じませんでした。

それと、消防屯所ということで考えてみますと、市内には19の分団がございまして、建築時期も昭和40年代の屯所も4分団、また昭和50年代の屯所も9分団、そして昭和60年代、平成ということで、この山田分団に入っております屯所は、先ほど申し上げましたように平成7年の建築でございまして19分団のうち5番目に新しい建物でございまして、このため、今後順次消防屯所の改築等も進めていきますが、その中で改修や外観の塗装についても検討していきたいというのが基本的な考えでございます。

ただ、現実として、ご質問にありましたように隣に新しい庁舎ができましたので、公共施設ということで対外的なことも含めましてこの際に外観についてふさわしい状態にしたほうがよいのではないかとというような思いもないわけではございませんので、なお関係者、2階は議会ということで、の管理ということになっておりますので、関係各位

にご意見を聞きまして検討する猶予をいただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

申しわけございません。1カ所訂正をさせていただきたいと思います。消防屯所の建築につきましては「平成6年」でございますので。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 2回目の質問をさせていただきます。

NIE活動についてですが、それぞれ新聞を活用する授業も取り上げられているということでお聞きしました。この実践校の調査結果に目を通しましたら、先生方からは教材研究の時間不足とか教科内容がふえ新聞活用の時間確保が困難とかいった時間的な困難さをよく記事として見るわけですが、また、実際やれば社会的に関心も高まり多面的に物事を判断、見ることができる。やれば非常によいけれどもそれをやる時間がないという、そのジレンマの大きさというものがよく調査結果としてあるわけですけど、その辺は香美市内の現場の教職員の先生方からの声として教育長のもとに、何かこう声があれば参考のためにもお聞きしたいと思います。

不登校対策についてはわかりました。

それから、給食センターの予定地ですが、まだ候補地も決まっていないということですが、現在、この前落札できなかったJRのバスの倉庫といいますか、それ以前に検討委員会で3カ所ほど検討して進めてきた経緯があり、それも断念したわけですけど、今後候補地を選定する場合どのような方法で選考していくのか、その辺1点お聞かせ願いたいと思います。

それと、大宮小学校ですが、例えばその6畳ぐらいの部屋で、薄暗い部屋でろうそく1本で勉強している状態にあるわけです、大宮小学校の陸上部の練習を見ていると。で、そこへろうそくをもう1本足すのか、机へ蛍光灯スタンドを置くのか、天井に太い蛍光灯をつけるのかというところで、自分をお願いしゅうのはできれば天井に蛍光灯をつけてほしい、それが無理なら蛍光灯スタンドでもというところで質問させていただいたんですけど、課長のほうからは今のところ、ろうそく1本で頑張りよってというような答弁でしたので。確かに東のほうにも、倉庫にあります。それは自分も承知して、見に行ったときにもつけてはいましたけどその効果は全くないわけです。どうしても砂場周辺を5台の投光器で明からさなければ、その6畳ぐらいの部屋にろうそく1本の状態にならないというのが現状なわけです。一度ですね課長、現場を見ていただいて、恐らく香美市のスポーツ少年団の中で最悪の状態で練習してると思います。一度視察していただいて、また今後その対応をお願いしたいところですので、その辺の対応をお願いします。

それから、新庁舎のセレモニーですが、今のところ考えているとは思いますが全く白紙のようなことですが、提案として子ども議会の開催を、もし香北支所、物部支所で中継ができるような状態であればです。そのときには通告もいただいて、執行部全員の

出席でなくてもよいと思いますので子ども議会、六、七年前ですか、一度ここでも土佐山田町時代に開催したことがありますけど、そうすれば市民の議会に対する目、それから執行部に対する目もまた違う意味で、セレモニーというとらえ方がえいのか悪いのかはちょっとわかりませんが、そういう取り組みを考えてみたらどうかと思いますけど、そういうことへの見解をお願いします。

それから、消防屯所です。

自分は庁舎建設の一環として外部塗装を考えられないかというところで今回質問したわけですので、この点について予算30億円、あの外部塗装代ぐらいの予算は残りますよと前田参事言われるならそういう新庁舎建設の一環としてできないものか、お尋ねいたしまして2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 比与森議員さんの2回目のご質問にお答えをいたします。

NIEの活動について、教材研究の時間不足等がありという、ジレンマの大きさがあるという教職員の声、これが香美市内ではどうだろうというふうなことでしたが、NIEのことだけについては私自身がまだ聞いてはいません。ただ、教職員はNIEの活動については、初めに述べさせていただきましたように大変教育効果の高い実践だということにはよく認識をしています。このNIEのこの意見ではございませんが、例えば来年度、平成23年度は新学習指導要領による教育の実施ということで小学校が開始をされます。次の平成24年度には中学校が新学習指導要領による教育の実施ということでちょうど切りかえの時期になっておりまして、そうなりますと年間指導計画などを全部作り直すというふうな作業がありまして、今年度末から来年度にかけては、そして中学校はまたその次へ向けて大変作業が多くなる時期がやっています。それは最近のことですけれど、教職員は教育活動全体が時間不足だということはいつも言っています。教育ってというのはやってもやっても限りなく指導方法の工夫、改善が進むものですから頑張れば頑張るほど次の課題が出てきてというふうなことで、気持ち的に非常に一生懸命しようということで時間不足のことはよく言われます。ただ、その中でも各校のNIEの実践を見てもみますと、先ほど申しましたように各教科であったり、例えば国語などでは教材に「伝え合う私の意見」などというふうな題材がありまして、それに記事を利用して意見を述べ合うというような活動なども取り入れたりしていますので、いろいろなところで新聞を取り込もうというふうにはしているところですので、ですから、多忙さということとこの工夫というのはちょっとさび分けて考えて、先生と話をしながらNIEの活動は取り入れていけるというふうに思っています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長兼学校給食センター、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 比与森議員の2回目のご質問にお答えします。

給食センターの予定地ですけれども、やはり建設委員会ありますので、その方たちのご意見をお聞きしながら候補地を決めていかなければならないと思っています。

それと、大宮小学校のグラウンドの電源用地のことなんですけど、コードを継ぎ足しながら対応していると、投光器が5台ぐらいでやって非常に最悪の状態だということのご意見もお聞きをいたしました。現在では新たな設備を設置する計画はないわけですが、その陸上クラブの利用の状況であるとか活動の状況等も見ながら考えていくというような必要はあると考えています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） 比与森議員さんの新庁舎について2回目のご質問にお答えします。

セレモニーの内容等につきましては、先ほども述べましたように全く白紙の状態でございますので、議員さんのご提案も今度検討に入るときには参考にさせていただくということにさせていただきたいと思えます。

それから、2点目の消防屯所の塗装の関係ですけれども、これは新庁舎の建設予算で行えばよいのではないかというようなご提案だと思うんですけれども、そういう趣旨のご質問だったと思うんですけれども、会計上の仕組みで新庁舎の予算で違うところの部署の工事をするとかいうことはこれは全くできない相談です。ご質問ではあったんですけれども、ちょっと可能性としては限りなくゼロということでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

1時まで昼食のため休憩いたします。

（午前 11時54分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野でございます。通告に従いまして順次質問をさせていただきますけれども、○○○、非常にどこまで言うてえいかわかりませんが、議長、さいさいとめんようお願いします。

（笑い声あり）

○2番（矢野公昭君） その前にまず、通告文の字句を加えていただきたい箇所がありますので、2カ所、「米作農家の」というところの後ろに、次に「生産」を入れていただきたいと思えます。「米作農家の生産意欲を失わせる」と、このようにしていただきたい。そして、次には、同じその文の中の下から3行目の終わりのほうに「そんな中

知県では」とありますけど、その「中」と「知」の間に「高」を入れて「そんな中高知県では」と、このようにお願いをいたします。これは私の間違いではございません。

(笑い声あり)

○2番(矢野公昭君) それでは、順次質問をさせていただきます。傍聴者の方、聞えますでしょうか。

まず、1点目でありますけれども、外国資本等によりますところの日本、そして本市の森林取得についてお聞きをいたします。

最近、日本各地におきまして外国資本による土地取得が行われ、特に危惧をされておりますのが水源地周辺、そして河川の源流域の森林取得であります。これはマスコミ等でも大きく取り扱われておりますのでご承知のことと思われまます。昨年11月には、自民党有志議員によりまして森林法の一部を改正する法律案、そして地下水の利用に関する緊急措置法案が国会に提出をされております。そしてまた、日本共産党の参議院議員によりまして昨年12月には質問主意書が提出をされております。これには1ヘクタール未満の土地を含む事前届け出許可制の導入、そして早急な地籍確定、水源林を購入した市町村への助成などが盛り込まれておりまして、これを政府に求めておるところでございます。政府も今年1月20日、外国人による土地取得に関するプロジェクトチームをつくりまして、森林法の一部改正等、外資によりますところの森林取得に一定の規制をかけるべく検討を始めており、今年3月1日には開会中の通常国会に提出をいたします森林法改正案を閣議決定をしております。このような状況下、各地で県独自、また市町村独自で外資、国内資本を問わず森林取得に対しこれを規制するための条例制定に向けての動きが活発になっております。

以上のことをかんがみまして2点ほどお聞きをいたします。

本市内におきまして外資、国内資本を問わず森林取得、特に水源地周辺、あるいは源流域での現況をお聞きをいたします。

2点目には、住民の、住民、民と言いましたかね、何か、住民です。飲料水等水資源、環境、そして安全な生活を考えますときに、これらを守る責任のある行政といたしまして、そのために重要であると認識をしておる森林あるいはその周辺地域についてどのような取り組みがされてきたのか。そして、今後どのように取り組まれるのかあわせて問うものであります。

次に、米作農家の生産意欲を失わせる白未熟米について問うものであります。

近年、水稻の白未熟米により一等米産出率が著しく低下をしております。農家は、米の販売価格下落とも合わせまして、水稻栽培に対する意欲が失っている現状にあります。この白未熟米は登熟期の高温が大きく影響していると、このように考えられておりまして、農家は田植え時期をおくらせたり、水管理、肥培管理、これに非常に神経を使い多様な努力をいたしております。しかし、何といたしましてもこの対処策といたしまして一番よいのは高温に対する耐性品種の確立であり、この白未熟米の発生と同時に全国的に

高温耐性品種改良にて取り組みが行われております。今日では既に食味、品質ともに優良種といたしまして実用化されている地域も多くございます。高知県におきましては、本山町のにこまるという品種がただ1つ、食味はもちろん高温耐性品種として人気があり、栽培面積もふえ、今年の種もみ注文量も去年の3.2倍と急激に増加をいたしております。これは大変よい傾向であるととらえております。しかし、高知県全体でとらえた場合、他県と比べ対応がおくれているとの認識を私は持っております。

高知県は、従来より園芸王国と言われております。本市も基幹作物は施設園芸を初めといたしますところの園芸物であります。また、JA土佐香美の稲作部は既に廃部となったことも承知の上でお聞きをいたします。本市の農業行政に深くかかわるものとして、JA、県との会合の中で高温耐性品種改良と水稻栽培についてどのような話がなされてきたのか。また、今後の取り組み方針をあわせ問うものであります。

以上1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 暫時ちょっと休憩いたします。

（午後 1時08分 休憩）

（午後 1時08分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

矢野公昭議員。

○2番（矢野公昭君） 先ほど私の質問の中で○○○○○○○○という言い方をいたしましたけれども、これは間違いでありますので取り消したいと、このように思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） ただいまの矢野議員の取り消しの発言、ご了解いただけますか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） はい。どうもありがとうございました。

答弁をお願いします。

林政課長、舟谷益夫君。

○林政課長（舟谷益夫君） 矢野公昭議員の外国資本などによります日本、そして本市の森林取得に関して、関連した質問に対しましてお答えします。

まずは、市内ですみね森林取得に水源地周辺また物部川源流域での森林売買の現状を問うということに対しましてお答えいたします。

国土利用計画法第23条に基づきまして、1ヘクタール以上の売買は契約締結後2週間以内に市町村を通じまして都道府県知事への届け出が義務づけられております。ただ、1ヘクタール未満の取引は法的に把握できませんでしたのでご了承ください。それから、特に水源地周辺といいますかピンポイントでのなかなかその情報を把握することができません。香美市は森林面積が約9割以上ということで全部河川のほうに流れ込んでおりますので、全域が水源涵養のための山林でもあるということでですみね香美市全域のデー

タを報告させていただきます。香美市全域の山林取引の事例ですが、届け出、無届けとも集計した結果ですね、平成18年度から平成21年度までの集計で法人企業、法人、個人を合わせて46件、約296ヘクタールありました。それから、平成22年度におきましては、山林及び保安林の取引に関しては10件で、法人企業が6件、法人、個人が4件、合わせて123ヘクタールとなっております。それから、外国資本によります森林の買収事例はありませんでした。また、県の資料によりますと、県内の平成18年度から平成22年度内の山林取引におきましても外国資本によります事例はありませんでした。それから、物部川源流域でございますが、物部地区におきましての取引事例は平成18年度から平成22年度まで13件、43ヘクタールございました。

次に、行政として周辺地域にどのような取り組みをしてですね、今後どのように取り組むかということでございますが、現行法に外国人土地法がありますが、この法律は1925年、大正14年に制定され、国防上重要な土地の取得制限を定めていましたが、戦後規制対象を指定した政令が廃止されまして実効性が失われているようです。現状では外国資本に対しまして山林取引を制限する法律はなく、まず、今、国において改正に向けて検討されております。森林を含む国土の売買取引をどう制限していくかといった基本的な考え、具体的な施策を待ってから新たに対応していくべきものかと考えております。

また、山林所有者が山林を手放す背景には、森林の木材価格の低迷、所有者の高齢化、不在所有者の増加によります境界の不明確化とともに経営及び管理意欲の減退があると考えます。市としましては、これまで国、県の補助事業を活用しまして適正な森林管理の基礎となります林道、作業道等の路網整備、高性能林業機械の導入などによりまして生産性の向上及び生産コストの低減を図ることで、林業事業体の経営の基盤の強化、山林所有者への利益還元などを通じまして適正な森林管理をしようとしてまいりました。今後も林業を活性化しまして、山林の価値を高められますように積極的に各種事業を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 農政課長、中井 潤君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（中井 潤君） 矢野議員の米作農家の生産意欲を失わせる白未熟米についてお答えを申し上げます。

まず、稲の高温障害と思われまます白未熟米対策が高知県ではおこなっているのではないかとということですが、県におきましては、普通期水稲では先ほど申されましたにこまるの導入のための現地試験や、国、九州育成品種の系統の作出及び農技センターでの検定試験を行っております。早稲品種につきましては、コシヒカリ熟期の品種育成に15年くらい前から取り組んでおりますが、収量、食味の点でコシヒカリにかわるものができていないというのが現状のようであります。他県では優良品種と言われます品種について、高知県に適応しました品種の育成を行い、新たな候補としまして「こういく72

号」と読むと思いますが、高育72号、そして高育73号の試験中でございます。また、高温下での品質、収量、食味がよいとされます高育70号も現地試験中のことでもあります。それから、コシヒカリの栽培対策としまして、白未熟米の発生要因を分析し、土づくりをする、よく耕す、粒をふやしすぎない、根張をよくする、肥料切れにしない、最後まで水を切らさない、株元の温度を下げるためかけ流しを実行するなどの対策を農家に呼びかけております。これらの対策を講じておることから、高知県では米の高温対策はおくれているというふうに考えてございます。そして、高知県の場合は、高温だけでなくその後の日照不足によりますダブルパンチによる品質低下になっておりまして、代替品種の選出も難しい状況にありますますが継続をして研究をしてまいりたいと考えております。

そして、次に、JA、県の連携でございます。毎月第3水曜日に香美市営農対策推進協議会農政部会と香美市担い手育成総合支援協議会を開催しまして、JA、中央東農業振興センター、農政課、農業委員会の担当者が協議を行っております。その中でも水稻関係も報告をいただいております。また、2月の協議会では県の平成23年度の普及推進計画の素案を説明をいただきました。そして、5月には香美市営農対策推進協議会の総会を開催しまして、農政部会、水稻部会、園芸部会、特産部会、畜産部会それぞれから事業報告や決算報告をいただいておりますし、年度の初めには香美・香南地区農業振興連絡協議会を開催しまして、JA関係者、市に対し県の事業計画の説明もいただいております。また、年2回の農業改良普及推進協議会を開催しております。中央東農業振興センター、南国市、香美市、香南市、管内のJA、農家代表が集まりまして、県中央東農業振興センターの活動実績や普及指導計画、そして市の、それぞれ3市の大まかな事業予定などの情報の共有をしております。今後も密に連携をしていきたいと考えております。

以上お答え申し上げます。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 矢野でございます。2回目の質問をさせていただきます。

まず、森林取得についてでありますけれども、課長の報告によりますと届け出246件、296ヘクタール、また源流域については13件、43ヘクタールと、そして1ヘクタール以上、1ヘクタール以下とかいろいろなご答弁をいただきましたけれども、その中で、そういう答弁をお聞きいたしまして質問をさせていただきますけれども、1つこの香美市におきましてですね、本市におきましてですね、外国資本の売買はありませんけれども現実に1件物部でありますけれども外国資本と思われる、これはと思われると言いますけれどもそれが1件ございました。それは中国系でございます。そのブローカーは県外の人だと地元の方は、その山林所有者は言っております。なぜこれを中国系と、中国資本だと言いますその理由といたしましては、そのブローカーが言いますのに「もとは中国である」とはつきり国名を出したと、このように言っております。それからま

た、山林の時価というものは当然所有者、現地の方はわかっておるとは思いますけれども、はるかに高い金額を提示をしておると。そして、これはもう水目的ということがはっきりいたしております。その水を香美市外に持ち出すと、持ち出すが構わないかというふうな質問、交渉があったと、このように聞いておりますので、何件か直近でも売買の交渉がありますけれどもこの1件につきましては、自分といたしましては外国資本、それも中国系であると、このように認識をいたすところでございます。本市でも外国資本とは、先ほど申しましたように特定はできないけれども水面下ではそういうことがございます。私も実はこの話を聞いて、まさかこの質問を考えておったときに、まだ本市におきましては外国資本は入ってきてないだろうと、このように考えておりましたけれども、実際聞いてみますと入ってきておると、既にこのように。これは確定はできません、確定はできませんけれども、ほとんど私は確信をいたしております。

そういう中で日本の土地所有の特異性、これはもちろんご承知のこととは思いますが、その中で3つくらい述べさせていただきますと、農地以外の土地売買は自由であり、国籍条項もないというのが現状でございます。そして、土地の戸籍、いわゆる地籍でありますけれども、これの51%が不明であると、これは日本全体でございますけれども。そして、3つ目におきましては、日本の中の土地所有につきましては権利が強く保護されておるということでございます。一度土地を所有すると、その土地をどのように利用しようが、これは特に山林、森林の場合でありますけれども地下水も含めまして自由であると、こういうことでございます。一番心配しておるのは、先ほど言いましたように水資源、これの流出、水、今最近、世界各国では食料問題が取りざたされておりますけれども、食料を言われる前に水が大事であると。水がなければ食料を生産することはできません。おのずと生き物は死滅してまいります。その水を既に外国を初めとする、国内資本もあろうかもしれませんけれども外国人が日本の水を求めて森林、今ご説明のとおり木材価格が低迷をしておりますして、森林価格は下がっております。今が買いどきであると、このようなことを持って外国資本が水を取得する目的でもって森林を買っておると、これはもう明々白々であります。

そういう中で北海道、新潟、兵庫、山形、これが外国資本の森林取得の一番大きなところでありますけれども、この中で特に北海道におきましては、外資によりますところの森林所有、これが新聞にも載っておりましたが820ヘクタール、これは平成10年11月現在でありますけれども、そして、これをとらえまして北海道ニセコ町あるいは東京都は水源林の都府林化、あるいは町有林化、これを目指し、条例制定に向けて既にその作業を行っております。東京都は、多摩川上流5カ所、これを買収を計画いたしておりますして交渉中でございます。そして、ニセコ町では、このニセコ町という町はほとんどが地下水を利用した水道水でございますして、その水源林のうち民間所有の5カ所、このうちの2カ所はマレーシア系の企業が所有をいたしておりますけれどもこの買収に向けて取り組んでおりますして、マレーシア系企業の2カ所につきましては既に交渉が

成立をいたしまして、本年度、いわゆる平成23年度中に契約をする方針であると、このように載っておりましたけれども、その間、いわゆる平成23年度中でありますのであと半年か1年近くということになります。その間、日本に住みながら、日本人でありながら外国のほうから水を買わなければならない、このようなおかしい状態が契約成立するまで続くわけでございます。

本市でも、先ほどから何回も申しますけれども、外資とは特定はできませんけれども、外資におきましても国内資本におきましてもこれは同一でございます。本市として特に水源林、源流域。源流域、先ほどの答弁で源流域というのは方々から流れこんでくるのでかなり広いというお答えもいただきましたけれども、そういうふうな大事に思うところ、行政として大事に思うところを、いわゆる市有林化に向けての買収、あるいはまた森林取得に対しましての規制をかけるための条例制定、これに向けてぜひ取り組んでいただきたい、私はこのように思っておりますけれども、課長も責任がある方でございますがまだ責任がある方のご答弁をお願いしたいと、このように思っておりますのでよろしく願いいたします。お願いはいかんと言いましたのでお聞きをいたします。

次に、この白未熟米であります。

これは確かに調査といいますか、いたしました中で高知県としましても技術研究はしておりますけれども、先ほど農政課長は「取り組みはおくれていない」と、このようにはっきりと申しましたけれども、私がなぜ取り組みがおくれていはいらないかと、こういうことにつきましては、確かに高知県は園芸国で、園芸王国、園芸県であります。そういう中で九州も宮崎を初めとした園芸県がでございます。そして、先ほど課長からのお答えはなかったではありますけれども、もし言うたらと思うて構えておりましたので言わしていただきますと、高知県は台風が来るということで、8月20日過ぎとかそういうころには収穫を終わらせたいと。これをもし課長が言うたら言おうと思っておりましたが、言わなかったですが、九州のほうもやはり台風の襲来県でございまして、先ほど言いました本山町のにこまる、これにつきましては、これは九州、沖縄の、から研究してそこから新品種をしてこちらに回ってきたものでございます。

同じ農業県といたしまして、各県では既に優良品種ができておるのに高知県独自の優良品種がなぜできないのか、それについて取り組みがおくれていはいらないかと、こういうことで質問をいたしました。再度という言葉、何言うたらえいか、また怒られそうなあれでありますけれども、もう一度お聞きをいたしますけれども、ぜひ、日本の農業の基本はこれはもう米であると、私はこのように思っております。米の価格低迷につきましては、これは消費者動向、そして今の日本の国としての方針等がございまして、早急にというのは難しいかもしれませんがこの高温耐性品種、これの確立に向けた改良については、ぜひ今後ともに強力に県へ要請し、そしてこれを実現をしていただきたい、このように思っております、いかがでしょうか。この2点についてお聞きをいたします。

以上で2回目の質問終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 矢野議員の2回目の質問に、市長のほうからというふうなニュアンスでございましたのでお答えをさせていただきますが、先ほど矢野議員のご質問の中にもるる説明がございました。ここに赤旗新聞の2月27日号がございまして、この中に外資の森林買収という記事が載っておりますが、矢野議員もこれを見られてじゃないですか？これに、いや、構いません、これに載ったような質問がございました。そういう意味で大変森林に対する今の外国資本の森林買収ということが各地で起きているということがこれにも載っておるわけでありまして、北海道の事例であるとか、あるいは兵庫県、また山形県の状況、そして北海道のニセコ町における今の買い戻しの状況、そうしたもんも載っております。

今、矢野君の質問の中でも物部地区でも外国資本と思われる、そうした事例があるのではないかというふうなお話があったわけでございます。こうしたことは大変危惧をされるわけございまして、本市にとりましても、いや本市だけでなくこの物部川流域を有します近隣市にとりましても大変貴重な水源地域であるわけでございますので、そうしたところを、今シカの被害がございすけれども、いかに守っていくかということが行政の大きな課題であるわけでございます。そうした、ややもすれば、このような取引がもし行われておるということになりますと大変な事態が起きますので、詳細も含めて調べながら検討していかなければならない。また同時に、森林の大切さもお互いが共有しながら取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますので、先ほど出されました事例も含めまして慎重に検討していきたいというふうに思っております。

それと、稲の高温耐性品種でございますが、確かに高知県、今にこまるの件で発言がございました。ここに現代農業の2月号、3月号のコピーがありますが、これらの中で本山町のにこまるで全国一の表彰を受けた方の記事も載っております。確かに高知県はおくれているかとも思われますが、しかし、ここににこまるという1つの日本一コンテストで最優秀になった品種が生まれておるわけです。この記事を見てみますとかなり地域性もあるし、また同時に土壌、いわゆる日ごろの管理、施肥管理を含めたそうした技術的なものもあるというふうに思います。農業というものは、やはりお互い、矢野議員も農家であるわけでありまして、そうした作物をつくることに挑戦することによって失敗もありますけれども、やはり成功したときのうれしさというものは何事にもかえがたいものがあるわけでありまして、品種だけに頼るだけではなくて、やっぱり今の中で自分の技術を高め、そしてそれに挑戦をしていくというフロンティア精神というものもやはり大事ではないかというふうに思いますので、あえてこうした発言は求められておりませんでした。これにつけ加えらしていただきまして答弁とさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 1点だけ、先ほど市長のほうから赤旗を見て言われたのでは

ないかというようなことを言われましたけれども、赤旗も読ませていただきましたし高知新聞、朝日新聞いろいろ読ませてもらっておりますので、それだけではありませんのでここで1つ言わせていただきまして、私のすべての質問は終わります。ありがとうございました。

(笑い声あり)

○議長（西村芳成君） 矢野公昭君の質問が終わりました。

次に、4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 利根健二でございます。通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、空き地、空き家の適正な管理についてお伺いをいたします。空き家そして空き地が、地域の住民の安全や生活環境に悪影響を与える恐れが生じている場合の行政の対応と今後の対策についてお伺いをいたします。

私は、空き地の雑草の問題、そして空き地へ廃棄物が置かれ環境に害を及ぼす恐れがある問題、自宅の前が空き家になり倒壊や火災があったら不安である等の声を耳にしたことがございます。こういった問題に対応すべく空き地、空き家等の適正管理に関する条例を制定している自治体がございます。

まず、空き地の適正管理条例ですが、少しこの条例の背景についてまず触れさせていただきます。国レベルでは空き地の適正管理に関する法律は制定されておられません。そのため各自治体におきまして1960年代には空き地の適正管理に関する条例が制定をされ始めました。最近では2009年ですね、にお隣の香南市でも制定をされております。この条例は当然空き地の適正な管理を確保するための条例であり、住民の安全や生活環境を保全することなどの目的で制定をされております。条例のタイプが大まかに分けて2タイプあると言われております。1つは雑草繁茂対応型で主として雑草等の繁茂を除去することで空き地の適切な管理を確保するタイプの条例、もう1つは総合管理型で雑草繁茂以外の不適切な空き地の管理状態をも含めた総合的に管理するタイプの条例であります。最近どんどんつくられているのは多分こっちのタイプのほうが多いんじゃないかと思われております。当初は空き地の適正管理条例は、住民等の財産権の行使を規制することになるため、憲法上及び法律上ちょっと適用がどうなんだろうということもあったそうでございます。本当に条例で財産権の規制ができるかということが随分心配されながらのスタートであったと当初については思われますが、最高裁の判決では、少なくとも災害防止上の必要がある場合は財産権の行使を条例で規制することが認められております。また、下級審の判決でございますが、公共福祉のために当然に受任すべき財産権行使の内在的制約をいわゆる行政事務条例をもって定めることも許されるという判決があります。現在の学説上では、災害防止の目的に限らず条例で財産権の規制ができるとする説が有力になっており、実際の環境保護の目的等で条例による財産権の規制がされております。

以上のように、住民の安全や生活環境などを保全とする目的で空き地の管理者が当然受任すべき財産権行使の規制を行うよう条例を制定することは、憲法上というか法律上可能だと思われております。今結構注目をされておりますひたちなか市の空き地等管理適正条例を見ますと総合型管理のタイプでありまして、目的、用語の定義から所有者の責務、市長の指導、勧告、市長の措置命令、業者のあっせん、立入調査等9条からなっております。

そこで、まず本市の空き地の把握ですね、そういった現状がどうなっているのかをお伺いをいたします。

続きまして、過去に旧3町村の時代も含めましてですが、このような空き地の管理の問題で住民からの相談とか苦情が多々あったんじゃないかと思われませんが、そのときの対応はどのようにされてきたか。また、この条例があったらですね、こういった条例があったらそういったときの対応についても、もうちょっと、ちゃんと対応したという表現はなんですけど、対応について違ってきたんじゃないかと思いますが、その辺もあわせてお伺いをいたします。

そして、自分の行き着くところの、ございますが、空き地の適正管理に関する条例について、制定について検討してはいかがかと思いますが、この件についてのご意見をお伺いをいたします。

続きまして、空き家等の適正な管理に関する条例でございます。数多くの自治体住民が空き家の荒廃などが原因となる防犯、防災に頭を悩ませております。そんな中、所沢市では、昨年ですかね、10月1日から空き家等の適正管理に関する条例を施行いたしました。条例では、空き家などが管理不全な状態にあることを未然に防ぐことにより、市民生活の環境保全及び防犯のまちづくりに寄与することが目的となっております。空き地の適正管理条例と同様に市は所有者へ指導や勧告を行い、さらには必要な措置を講じるように命令もできます。また、それでも改善がなされない場合には、市によって空き家の所有者の名前や連絡先を公表などをし、最終的には警察など関係機関と協議して必要な措置を要請することまでできるような条例でございます。所有者にとっては非常に厳しい内容となることもあり、全国的にもまだできたばかりで今後のことが皆さんに注目をされていると、状況を見守ってる自治体がまだ多くあるかと思われまして。また、空き地以上にかんがりの財産権の行使の規制がきついで慎重な対応も求められるとは思いますが、犯罪や火災の原因となるこのような空き家を目の前にして何もできずにいる地域住民にとっては、この条例は改善への大きな一歩として期待できるんじゃないでしょうか。この条例に対する注目度は非常に高く、いかに各地域住民、自治体が空き家の管理に悩まされているかが伺われるところでございます。

そこでまたお尋ねをいたします。まず、本市の空き家の現状をどのように把握しているのかをまず1点目でございます。

そして、先ほどと同じように過去におきましてこういった空き家の問題で苦情とかそ

の他あればどうであったか。また、そのときにこの条例があったらまた対応が違っていたのではないかもあわせてお伺いをいたします。

そして、これも最後行き着くところは、空き家等の適正な管理に関する条例について制定してはどうかと思いますが、これについてのご所見をお伺いをいたします。

ちなみに香美市の条例でちょっと関係しているようなやつはないかなと思って探してみましたが、火災予防条例の中で「空地及び空家の管理」という項目がありまして、「第24条、空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない」と。第2号のほうで「空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない」というのが中身がかなり似たようなやつがありますが、これは火災に対してだけつくられた条例であるように思われます。防犯とか防災に対しての全体的な管理についての条例ではないと私は認識をしておりますし、また、この第24条に対しまして罰則規定等、措置ができるような条項がないように思いましたので、これじゃなくって新たにちゃんとした適正管理条例の制定が必要じゃないかと思うに至った次第でございますのでよろしくご答弁のほうをお願いいたします。

続きまして、道路での行われている工事の周辺への影響についてお伺いをいたします。

昨年ですかね、西本町の2丁目から5丁目までの市道の北側に雨水溝というか側溝です、の工事が行われました。そこで、その工事が原因と思われる市道のアスファルトの割れが数多く発生してきております。これを見た地域住民の中にですね、「工事で道側やのうて反対側の民家の地盤に同じような影響が出るんじゃないか」というような心配の声をちょっと聞いたことがあります。近所の人話によりますと、「工事中に車両の重さでどうもアスファルトが割れたんやないか」と言う人もおります。人によりましては「その工事のときには何ともなかったけども後で割れてきた」と言う人もおります。ちょっと自分にははっきりその認識をしておりますが、もし工事中であれば隣接した民家への影響は余りないかとも思われますが、後日割れてきたのであれば埋戻材の不足とか転圧の不足等が考えられまして、当然反対側の家屋への民家の影響も出るんじゃないかと思われます。あの地区は新しいのもありますけれども基礎もないような古い家ですね、石の上にそのまま柱が立っているような家も何軒かございますし、そのべたで基礎を組んでいないようなところもございますのでちょっと心配を、もしそうであればしてるところでございます。

そこで質問をいたします。今回の工事では、工事前の隣接家屋の傾斜というかあれは測定をしてありましたでしょうか。あと今回は周辺への影響が早いのではないかという声がありますが、たまたま場所が目立つというだけでそういったことは通常道路工事等、側溝工事等で下水道工事も含めまして起こるもので、その通常の範囲であるのか。そして、今後この地区で心配している方が多数おられますけども、この地区で今回のことに

ついて改めて調査とか対応する予定はあるのか。

また、工事中のいうたら車両というかユンボですかね、通って、工事中で割れたのであれば当然そういった工事した業者から工事やったあげくちょっと陥没してしもうたけどという普通だったら報告がなければならぬと思いますが、そういった報告はあったんでしょうか。あと一般的なこの場所に限らずこういったことがあろうかとも思いますが、こういった工事の通常の手順ですね、影響があろうと思われた場合は事前にその家屋等の傾斜を先にはかっちよくとかいろいろあると思いますが、そういった手順がありましたらよろしく教えていただきたいと思えます。

また、こういった工事の影響は、その時は出んでも民家の重みでどんどん傾斜がついてくるとかいうこともあろうかと思えますが、追跡調査ですね、そういったやつはやっているのかやっていないのか。これは通常のこととさせていただきます、通常の工事でこういったことをやっているのかをあわせてお伺いをいたしまして1回目の質問とさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 4番、利根議員さんの空き地、空き家の適正な管理についてのご質問についてお答えいたします。

まず、本市の空き地、空き家の現状の把握はどのようになっているかというご質問ですが、本市の空き地、空き家の現状把握につきましては詳細なデータはございません。が、平成21年度に緊急雇用創出移住促進空き家調査委託業務におきまして、香北町の空き家のみ調査を行っておりまして14軒の対象物件が報告されております。

次に、ご質問の過去の相談、苦情対応につきましてですが、平成19年度から平成21年度の環境課に対します苦情処理簿の記載簿を確認いたしましたところ、内容はですね野焼き、騒音問題、不法投棄問題、悪臭問題、振動問題、大気汚染問題、水質汚濁問題、ふん尿問題、ハエの発生問題などが主な苦情問題として記載されておりました。ただし、記載はされておませんが、過去に数件空き家問題で調査指導した事例がございました。空き家の庭の雑草が生い茂って不法投棄の温床になる、火災が心配という苦情が寄せられまして、現地へ出向きまして地権者を調べ清潔保持に努めるよう指導したところ、地権者が業者を雇って草刈清掃作業を実施していただいた事例もございました。

次に、空き地等の適正管理に関する条例の制定についてであります。この件に関しましては平成20年度に香南清掃組合の構成市であります南国市、香南市、香美市の環境行政連絡協議会の議題として取り上げました。当時、香南市において空き地の管理を放棄するとポイ捨て等で火災発生につながる危険性が出てくるということで条例化に向け取り組むと報告があり、3市で協議をいたしまして、香南市は条例を制定し平成21年4月1日から施行を行っております。南国市は、そうした苦情対応につきましては環境課が地主と交渉をいたしまして処理をしていますので条例化はしていません。それ

で、香美市におきましては、先ほど議員さんがおっしゃりましたように香美市火災予防条例の中で第24条「空き地及び空き家の管理」として、「所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯れ草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない」と規定されております。また、香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条、「清潔の保持」とありまして、「土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない」と規定されておりますので、現在この条例のもとで地権者に対して説明し危険回避の指導を行っておりますので、環境課といたしましては、条例化につきまして現段階ではありますが検討はいたしておりません。

次に、4番目の空き家等の適正化に関する条例の制定につきましても、先ほど申しましたように香美市火災予防条例、また香美市廃棄物処理及び清掃に関する条例の中で規定されておりますので、条例化につきまして現段階では考えておりません。

以上よろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、宮地和彦君。

○建設都計課長（宮地和彦君） 利根議員のご質問にお答えをします。

お答えの前に当ご質問の工事の箇所、沿線の方々の大変なご理解、ご協力をいただきまして予定どおりの完了となったこと、お礼、感謝申し上げます。

1点目の傾斜の測定をしているか、家屋調査の事前調査をしているかという点につきましては、今回の工法の決定も既存の水路壁を残し既製品を埋設する工法を選択し、周辺への影響を極力排除した工法としており、家屋等の事前調査は行っていません。

2点目の通常追跡調査の期間はというご質問については、本来、事前調査を行った場合、変調があればそのときに事前調査と比較するため再調査を行います。事後経過は通常追跡調査は行っていません。明らかに変調のある恐れのある調査の部分については、影響度を確認するため事後、おおむね1カ月から3カ月後に再調査をするというケースもございますが、今まで香美市のケースの場合は変調を来たしたときに調査をしております。

3点目の影響が早い、多い、これはアスファルトのひび割れのことだと思いますが、通常範囲かと聞かれますと、今回の工事の内容につきましては商店や隣接者、また通行者への配慮の上、早期の復旧舗装としております。土の性質からも自然の圧密沈下、また、それが収まる状況の間、一定密度の薄くなった部分へ引っ張りが、応力が発生します。その部分と工事車両の通行のための一部軟弱となった箇所ではないかと思いますが、通常範囲とご理解下さい。

4点目のこの調査、対応の予定はあるかということですが、今現在のところ対応のための調査の予定はありません。

5点目の工事の通常の手順をとということですが、先ほど説明したように本来、掘削の影響となる範囲は事前調査を行います。今までも下水道埋設深さの深い部分、また大き

な振動などを与える工事には事前調査があったケースがございます。特に工事の影響の範囲で決められた基準はありませんが、今回の工事は側溝改修、面的な整備という位置づけで影響調査は行っておりません。

以上お答えします。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず、その空き地、空き家の適正な管理についてでございます。

ちょっとよう聞きとらなかつた部分があるがですけども、廃棄物何とか何とか条例で、というのがありますが、1回目に言いましたように火災に対するその言いよった第24条のほうでは罰則規定等ないと。たまたまその答弁でいただいた分については、連絡をしたら業者を使うてやっていただいたということではございますが、少なくとも火災予防条例の中では罰則規定とか措置命令とかいう項目、実行的なことがなかなか抜けてるような条例でございます。その廃棄物何とか何とか条例っていうのも、同じような措置命令とか所有者が県外でおってなかなか対応が遅いとかそういったことに対しての即効性のある、対応ができる条例なのかどうか、その条例について1件お伺いをいたします。

あと、その空き地の条例については、ちょっと農政なんかにも若干関係してくるかと思いますが、条例を制定した地区によって、自治体によって、その空き地というところえ方が休耕地ですね、休耕農地も含めてその条例の対象にしまして、優良農地の保護ということですかね。その優良農地があって、その横にだーっところ草だらけになって、そこでまた害虫とかいろいろそこに不法投棄があつたりとか、そういったことも含めてのことではございますが、そういったことに対してその即効性のある対応できるような条例、いうたら火災と廃棄物の2つの条例が対応できるものであればいいですけども、そういった条項が自分では見受けられませんので制定をしてはどうかということではございますがいかがでございましょうか。その条例が休耕農地等を含めて想定されてつくられた条例なのかあわせてお伺いをいたします。

あと、そうですね、結構条例によってかなり農地を対象にしたとか、鉄道敷とか河川敷まで広範囲で空き地というものをとらえちゃう、各市によって、これはもう本当に自治体によってばらばらですが、それを香美市に適応した条例として構築をしていったらえいんじゃないかと思いますが、よろしくお伺いをいたします。

あと、道路工事での件でございますが、大体わかりました。周辺で心配してる方がおりますので再度の確認でございますが、今回の工事がもし転圧不足が原因であったとしてもその側壁を、民家側の側壁を残してるっていうことであればそちらの影響がすくないと思いますが、その側壁を残しちゃうということの確認で影響がないと行政としてはとらえてるということではよろしいでしょうか。そこの辺を再度の答弁をよろしくお伺いをいたします。

これで2回目終わります。

○議長（西村芳成君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 利根議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

全国的に見ましても、高知県内でも条例化している市町村はありますが、罰則規定を設けているところは非常に少ないと聞いております。それで、勧告にとどめておりまして、本来は個人の所有物、管理物でありますので条例で縛るというよりはおのおの方のモラルに任せるほうが望ましいと考えております、現段階では。

それと、即効性が、その香美市火災予防条例の第24条では罰則規定もありませんし、また環境課のほうにあります香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条、これにも即効性は、罰則規定もございません。今は、ほんで個人の良心のモラルに任せておるところでございます。農地につきましては、ちょっと農政課のほうで。

以上よろしく願いいたします。（後に追加答弁あり）

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、宮地和彦君。

○建設都計課長（宮地和彦君） 利根議員の2回目のご質問にお答えをします。

周辺のご心配をされることも重々わかります。今回の工事においても東側、大分経験も足って非常に心配な箇所は事前に現地踏査をしており、不安な建物がある場合はその調査もしております。そのときには、工法も考え、仮設も考えという検討もしながら今回その必要性がなかったという判断をしております。

また、その掘削部分の転圧は、どうしても地山のもとの状態に戻すことはできません。やはりその部分が、自然に道路側の舗装面を引っ張ったということが今現状の道路に残っておりますので、これも少し間を、様子を見て修復を検討していきます。ご近所の方に心配の方がおりましたら、そのように逆にキンコになったような工法をとっておりますので、何とかそういうご報告をお願いしたいと思います。失礼しました、強固と訂正…。

○議長（西村芳成君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 済みません。ちょっと1点抜かっておりましたので、先ほど農地の関係ですが、遊休農地等の枯れ草等につきましては関係部署、農業委員会、農政課と協議して検討してまいりたいと思います。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 3回目の質問をいたします。

ちょっと自分の質問とか言葉が単語がちょっと間違っておりましたので、罰則規定とずっと言っていました、実はその措置ですね。基本的に、ちょっと自分が調べた中でも東大阪市なんか罰則という項目があって罰則規定をつくっておりますけれども、確かにほとんどの幾つか調べた条例の中で罰則という言葉で罰則規定は確かにございません、少ないですね。そのかわりですね大体が、どれを参考にしようかな。いうたら目的があって定義があって、空き地の管理者の義務があって市民の責務というのがありまして、

その後市長の措置がありますわね、それから勧告というところへ進んでいきます。それから措置命令というふうに進んでいって、その後で条例によって空き地の活用というのがあるんですが、それがちょっと自分も意味がわからないんですけども、これはその所有者等、いうたら空き地が繁茂化してすごくマイナスになるやつをかえって話し合いのもとで公園化とかいろいろえい方向へ持っていこうということが、これ条例に盛り込まれちゃうんじゃないかと推察をするわけです。これははっきりわかりません。こういう項目があって、その後立ち入り調査とかがありましてね、代執行があったりとか、罰則ではなく行政が繁茂しているところの草を刈って、その料金を本人が嫌やって言っても行政がかかってそれを請求すると。いうたら近隣の住民にとったらですわね、そこでだれかたばこをぽっと捨てて火事になったときにだれが責任をとりゃあっていうたら、持ち主も当然建物やないから保険もかけてないし、そういったことに非常に心配している人が役場に、行政に対して相談を持ちかけてきたときに、何らかのその法的な根拠がないと、行政としてもなかなか対応ができんじゃないかというても、ほんなら「ちょっと今お金がないき」って言いゆう間にぽっと火災になったらほんならどうなるでっていうようなことも考えられますので、割とこう早目に対応ができるような法整備をしておいたほうが皆さんのためにいいんじゃないかという考え方を持っております。

その辺も踏まえてちょっと再度、ほんで、あくまでもその罰則規定を設けたやつをつくれというんじゃないくて、措置がちゃんとできるような手順をちゃんと条例としてつくってはどうかというような提案でございましたので、訂正して再度の質問にさせていただきます。

あと、2回目ちょっと飛ばして、緊張しているものであれながですけども、空き家のほうも飛ばしましたが、空き家なんかも最近は少ないかもしれませんが自分らあが小さいころはよう空き家とかここそそっと入ったりすると、中にたばこの吸い殻があったりとか、いろんなボンドの吸った跡があったりとかコンドームがあったりとか、いろんな悪い人らあがそこへたまるような温床になってたと。その防犯とかも含めてですね同じようにだれかから通報があったときにはですね、行政としてその建物に対してだれも入れんような、ちゃんと封をせえよとかいうようなことが言える条件をつくっちゃるというかね、その法的な根拠でもってその人たちに管理、監督をできるようなことをすればいかがかということでございますので、その辺も考慮に入れていただいております。

これですべての質問を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 利根議員さんの3回目のご質問にお答えいたします。

空き地、空き家の適正管理につきましてですが、これにつきまして解決方法といたしましては幾つもあるんですが、先ほども言われましたように行政処分による撤去なんかも考えられております。これは建築基準法第10条に基づきまして危険回避の措置の勧

告、または改善の命令を行うこともできますとうたわれておりまして、それとまた、先ほど言われました条例化して市町村が廃棄、撤去を義務づけて条例を制定するということもできます。また、民法上でも規定されておりまして、民法上の民法第697条でうたわれておりまして、事務管理に基づきまして当該危険家屋の修理に関することは可能であるとうたわれております。ほんで、それらの法律、条例等に従わない場合は行政代執行で第三者にこれを行わせることができるというふうにもうたわれておりますので、いろいろやり方はたくさんあるかと思えます。今後どのような対応が適切であろうか、今後関係部署と協議しながら検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 利根健二君の質問が終わりました。

次に、11番、竹平豊久君。

○11番（竹平豊久君） 11番、竹平です。議長から発言の許可をいただきましたので通告に従いまして一般質問を行います。

まず、1点目でございます。香美市若者定住化推進条例を廃止後の対応方針についてでございます。

このことにつきましては、旧物部村を対象とした条例であり現在まで継続をされてきましたが、合併協定書に準じた対応で廃止となりました。この点について誤解があってはいけませんのでここで再確認の意味で述べさせていただきますが、この合併協定書の関係でございます。私どもこの合併にかかわってきた者にとって、この協定書は大変重いものがあります。ご承知のとおり合併に至るまでには、各界、各層の住民代表による合併協議会を中心にさまざまな業務分野において意見集約を経て、それを取りまとめ協定書に示し協定締結に至っております。言いかえますと民意を取り込み反映した重要な契約書でもあります。このことから香美市の政策運営はこの協定書に基づき事業推進が行われているのはご承知のとおりです。これを逸脱すると本市の規範ともいえる協定書がなし崩しになり、市の行政運営の方向を見失うやにもなりかねません。私の認識としてはこのようなものですが、もしですね見解が違っておれば答弁の際にご指摘をいただきたいと思います。そうした点から先の12月定例議会におきまして議決がなされ、本年3月末をもって廃止となります。

問題は、次の一手といいますか、こうなるかわりにこうするといいました今後の対応や方針が示されることに移ってきます。ご承知のとおり本市の人口は、香美市振興計画で想定した以上に人口減少が続いております。こうした中で現在も定住につなげる各種政策も講じられておりますが、即対応処は難しい面があるのも現実でこの点は認識をするものでございます。しかしながら、何らかの対応策を組み立て打開策を検討していかないとスパイラル状態にも陥りかねません。そうした中で特に今回お聞きするのは、ある意味、地域限定型であっても条例が廃止されたということは、利用している、また利用を考えていた市民にとっては少なからず影響を及ぼすことにもなります。そこで、そ

うした不安や影響を解消していくためには、香美市定住促進計画の中に本市全体を見据えた総合的な見地から廃止された条例の内容事項はもとより、さらに充実した計画になるよう、また効果が上向きよう政策を講じていくことが強く求められるところでございますが、この点についてどうお考えなのか、その対応策や方針をお伺いいたします。

次、2点目でございます。自治会組織の育成と連携についてですが、本市の人口動態を見てみますと、山間地を含め減少の一途をたどっており、少子高齢化は市内にも波及をしております。こうした状況下、行政事務作業は香美市振興計画に準じ、各事業施策に取り組み、市民サービスにつなげていますが、この現状から今後を見通したとき、行政は市内全域を網羅し政策を実施している中で、事業分野によっては手薄になったり、あるいは優先順位が下がったりすることもあります。

そこで、市内各地域の課題解決の1つの方策として、行政のみならず地域の実情を熟知している自治会組織のソフト、ハードの両面からの参加と応募を求め、連携をしながら、その中で自治会組織のできる地域維持のための公共性の高い事業メニュー、例えば環境面でいえば地域内にある公園の清掃とか、生活道や住居周辺の草刈り、用排水路や飲料水施設の小さな修繕、社会福祉面では高齢者の見守りや援護、集いの場のづくり、また買い物や通院等のボランティアの育成、産業面では地場商品の開発やそのつくった販売品の輸送、こうしたものが考えらると思いますが、こうした事業などにつきまして、事業メニューを示しまして、そしてそれを公募し、その事業に対し財政支援を行う考え方です。ただ、この中で考慮すべき点も当然あります。つまり、現在市内には190組織の自治会、町内会がありますが、自治会の中には自治機能が果たしている自治会と、山間地に見られるように機能が低下しつつある自治会もありますから、自治会組織のそれぞれの活動形態によっては単独やもしくは連合体での参加や連携も示す必要もあります。このような形づくりを示した上で自治会組織に参加を求め、地域自治の育成を図っていく仕組みづくりでございます。そして、そのことに対し行政、この中には新規に事業化される地域支援員も含まれますが、連携を図るとともに支援策を講じる。言ってみれば、自治会組織に対する新しい形での政策支援や財政支援制度ということになります。

ただ、これにつきましても、根拠なく支援というのではなく、自治会で対応できる、先ほどの例のような事業分野を設定してですね、公募によってその募集した申請、応募した申請自治会は、事業計画を申請し、審査を経て採択後に実施し、年度末には活動実績書を提出するという手順が求められます。ただ、余り規制をかけますと意味がなくなりますので、ある程度の弾力運用も必要となります。このことのメリットは、自治会みずから申請をした事業を進めることによる自治意識の高揚と行政参加意識にあります。また、行政側は、政策面において行政コストの低減とフォロー体制ができることとともに地域ニーズの情報把握ができることとなります。この点につきましては午前中同僚議員からの質問もございましたが、現在、本市の管内におきましては職員による地域担当制度をしいて地区割りをして巡回し、ヒアリング等の活動がなされておりますが、職員の減

員とともに事務の傍らの兼務であるがゆえに、おのずと限度があるのではないかとと思われます。

そうした中で自治会と連携することで、細やかな対応とともに情報把握が向上するのではないかと。そして、その中でことの大小にかかわらず行政施策に参考になる部分も見えてくるのではないかとというふうに考えます。こうしたことから地域支援員をも含む行政と自治会がソフト、ハードの両面から連携をして、地域の課題を掘り起こし政策につなげていく仕組みづくりをすることも一考の余地はあろうかと考えるものでございますが、その点について所見をお伺いします。

1 回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 竹平議員さんのご質問、2点についてお答えをしてみたいと思います。

まずですね、その合併協定についての認識についての確認をされたところでございますけれども、合併協定というものについての認識につきましては、お見込みのとおりであるというふうに承知をしております。そういうお答えをさせていただきます。

それとあと、香美市若者定住化推進条例廃止後の対応方針についてというお尋ねでございますけれども、今回の国勢調査の結果にも見られますように本市でも人口減が数字として明確になってきたところでございます。これは本市が特別にということでもありませんけれども、そうは申しましても人口というものは市政運営に大きくかかわることから、このままの流れにゆだねていいということにはならないわけでございますが、本市なりの人口増加対策、あるいは定住対策の取り組みについては大きな課題であるという認識をしておるわけでございます。

そこで、今回はとりあえずですね、今、地域に住んでいる住民がそこで住み続けることができる最低限のインフラ整備をまずもってしなければならないということから、新しい自治機能づくりのための施策として地域支援員制度を起し、自治活動や集落機能の維持を図ること、そして生活などの足の確保をしっかりと行うことによって暮らしの利便性を高めること、そうしたことをとりあえず施策展開をする。こうしたことから安心して住み続ける条例を構築をしたいと考えまして、関係予算と条例をお願いしているところでございます。

全国各地で取り組まれておりますさまざまな対策については、今後においても健全な財政規律を確保しながら、香美市に合った手だてをしなければならないというふうに考えております。

今議会でもさまざまな観点からご質問やご提案をいただいております、また、これまでの議会におきましても、議会のほうにおけます議論の経過等も踏まえまして、柱立てというレベルではありますけれども子育てと教育対策、あるいは長期的な定住策につながる住宅対策、あるいは就労の場の確保とか後継者対策などについてしっかりと検討して

まいりたいと考えておりますので、なお、今後ともご提案等いただくことをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、かかわってですね、合併協定でもございましたので物部村が旧来から持っていました制度についてはこの3月をもって廃止ということになりましたが、この果たしてきた役割、こうしたことの認識も持って、新しい制度についても市全体にどういふふうに持っていくかということを考えていかなければならないといふふうを考えております。その点ご理解よろしくお願ひをしたいと思います。

2つ目の、その自治会組織の育成と連携といふご質問についてですけれども、まず、その基本的な方向といひますか、考え方といひますか、地域でできることは地域でといふ、これはこれまでの当然自治のあり方ですけれども、それはそれで地域の方、共同してやってこられたわけですが、その共同してできる部分については、市としましても元氣な集落づくり支援事業であるとか、さまざまなそういった支援制度をもって対応してきましたが、そういうその地域での共同、今のよふな形での共同ができなくなりつつある。

このことに対してどのよふに支援をしていくかということをも新たに考えなければならぬといふことが今回の、今、先ほども触れたよふな定住対策、人口増対策にもつながっていくわけですが、そこでですね、やはり基本は自治会であらうといふふうに思っております。今まだ何とかその地域活動あるいは自治活動、それから集落機能の維持といふものができる、本当に大変な状況でありますけれども、できる部分で何とかその手だてを持ち、手だてをしながらですね、これが新しいそのシステムとして香美市に定着し、それから自治機能も集落機能も維持できるよふな形をつくっていきたいといふよふな考え方でもございまして、今回新たな発想でつくろうとしております自治システムにつきましても、当然その自治会組織といふものがそのコアな部分であるといふよふな認識をしておるところでございまして。そういった意味からもその自治会との連携といふものがこの新しい制度もかかわっていく。そういうことからしても新しい自治機能づくりといふ施策展開を考えちゆうわけですが、それは今の、先ほどご指摘をされたことと軌を一にするもんだらうといふふうに思っておりますし、そういうよふなとらえ方をしております。

まさに今求められておりますのは、地域の共同に対する行政支援が結果として双方の協働につながるということでもなければならぬといふふうに思っておりますから、連携をする、連携していくためには、当然それができる育成といふものをも手だてをして持たないかんといふことにもなってきますので、そこからですね具体的にはそのモデル地域指定を前提に事業を入れていきたいと。その事業を入れるについては、地域と、午前中にもご答弁をいたしました、山崎晃子議員さんのほうにご答弁いたしました、しっかりと地域と協議も、私はこれは協働だらうと思ふんですけれども、そういったものをする中で本当にこふ機能していくよふなシステムといふものをつくっていきたいといふふうに考えております。そういった意味では、連携、育成といふ部分では現行制度の活用

と整理、それと新しい制度創設というものを考えながら、支援というものをどんなにしていくかということを考えなければならないというふうに思っております。ぜひ竹平議員さんも地域の中でモデル事業に手を挙げていただけたらと思っておりますので、事前準備をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、竹平豊久君。

○11番（竹平豊久君） はい。11番、竹平です。2回目の質問を行います。

先ほど1点目、2点目、定住化推進条例の廃止後の対応といったことと自治会組織の育成と連携について、それぞれにご答弁をいただきました。そのご答弁を踏まえてお聞きするわけですが、特に現状はそういった地域支援員制度とかいうようなことを活用して、とにかく今住んでおられる方が今後とも住み続けられるような政策をやっていくと。そして、今後の検討課題としては、言いましたように子育てとか、それから教育対策、住宅対策、就労の場づくり、後継者対策、こうしたものを含めた総合的な検討をしていくというようなご答弁であったかと思ひます。

現在と今後、そういった検討をすることを含めましてお聞きするわけですが、特にですね、この香美市となって総合的にそういった定住策を推進をしていくためには、いわゆるこの、私非常に期待しておるわけですが、大きくなったということはスケールメリットを十分に生かしていただきたいということにもなります。そして、その次に、こういった定住対策というのは部門の事業ではなくして、これはもう市の全体の事業に関連をすることだというふうに思っております。わかりやすく言えば市長部局、それから教育委員会部局、そうした各課が持っております事業にそれぞれ関連性があると思うんですね。そうしたことから、これも先日総務課のほうから行革プランの大綱が出されましたが、その中にもうたわれております。特にこれから大事なことは、その前例にとられない業務体制づくりというようなこともうたわれております。先ほど言いましたようにその市長部局、それから教育委員会部局、お互い関連がありますので、これをかなり横断的にこういったことで連携を、課が執行部の連携をとってやっていくと。そして、それを定住化対策の総合的な事業として推し進めていくというような体制づくりが必要ではないかと。そして、そのことによってこの効果があらわれてくるんじゃないかと思ひますが、その点についてどうお考えかお聞きをします。

そして、次の自治会機能の連携と育成、これについても答弁がございました。特にこれ私、議員のほうでも案をとということをおかれておりましたが、私のイメージとしては特に行政、そして自治会、そして今回新設をされますその地域支援員ですね、この三者がいわゆるトライアングルとなって、これが相互に連携をし補完をしてこの事業を進めていくというふうなイメージを持っております。そして、当然その中には、先ほど質問の中でも言いましたようにこの自治会によっては、特に山間地のほうにおきましてはもう共同活動ができないとか、もう区長さんのなり手がなくなるとかいうような、そういった

もう小さな自治会もございます。特にそういった面に対しても手を当てていくということが、今度このやっていく事業についてはね、非常に注目をしておるわけですが、そうすることによって初めてその行政と地域との自治会、その連携が初めて実を結ぶのじゃないかというふうにも考えておるところでございます。

考えようということもございますが、特にその中で今回のこの新規事業で取り入れております地域支援員さんのこの業務内容ということもイメージするわけですが、これ主にですね、先ほど言ったようなことからですねデスクワークも当然ありますが、それよりもまず現業業務のほうへ重きを置いた格好にして、そうして先ほど言いました行政、それから自治会、支援員とで協働して業務を行っていく、こういった体制づくりが必要であろうと思います。そのためにはこの支援員さんの、当然これ財政措置も200万円という予算を組んであります。恐らくこれは十分とは言えないんじゃないかという、課長が言われますように不足の場合にはまた次の手を考えるということですのでそれはそれで結構ですが、特にその人員の選定に当たってもですね、私が思うのには特にそういったモデル地域をつくる。また、これを今後発展をさせて市内全域に波及するとすれば、それぞれの地域の事情に明るい人材を登用するというようなことが非常に大事になってくるんじゃないかと思います。単なるデスクワークで、自治会と行政とのつなぎ役だけでは、これは言葉は悪いですが効果がちょっと薄れてくるんでないかと。本当にこれを生かして地域のための自治会活動の、生かしていくためには、そこな点をよく吟味されてやっていただければというふうに考えますが、その点についての認識をどうお持ちなのかお聞きします。

- 議長（西村芳成君） 暫時休憩します。
（午後 2時30分 休憩）
（午後 2時44分 再開）

- 議長（西村芳成君） 正場に復します。
休憩前に引き続き会議を行います。
企画課長、濱田賢二君。

- 企画課長（濱田賢二君） 竹平議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

基本的な考え方の部分をまずお話をさせていただきますけども、部門ごとにですね、確かに市の事業というものは進められていくわけですが、基本はやっぱり総合的に市政としてどうするかということにして、そういう意味からいいますと、今後の対策については当然関係する課が出てくるわけです。そこをしっかりその協議をしながら立体的に市として取り組んでいくということになりますので、これはなんか念押しをされたように受けとめておりますけれども、それはもう当然そうだろうというふうに思っております。

それから、その地域支援員の役割ですけども、自治会と行政をつなぐその部分がデスクワークだけじゃったらいかと、これは当然のことでありまして、けさのご質問にも

お答えをしてきましたけども、考えております地域支援員の役割、任務といいますか、これはその地域の中で、あるいは地域と外との関係においてですねマネージャーであったり、あるいは時にコーディネーターであったり、あるいは時にはその作業員的な役割を担わないかと。今あくまでこの考えておる制度設計の範囲ですので、事細かにその、こんなことを想定し、そんなこと想定しということではないですけども、当面その地域の中で今課題となっておりますのが、これまで言ってきておりますように自治会活動、それと自主防災活動、それからずっとと言われております生活道の管理活動であったりとか、それから福祉活動ですね、それから生涯学習活動もあると思います。それから地域振興、あるいは産業活動、けさ言いましたように小遣い稼ぎでもあってもいいんですけども、そういったものもその地域にあればやっぱりひとつ地域の振興に役立つし、それはイコール生きがいにつながっていくだろうというような考え方、こういったものがその地域、住民間で分担される部分と一緒にやる共同事業ということになってくるだろうと思います。分担をしながら一緒にやる共同事業活動、これを支えていくのが核的な部分で地域支援員に期待をしたいというところでございます。

片方で、じゃあその行政としてはどういう役割を果たしていくのかというところが、1つは地域支援員を派遣する、すなわち人材の派遣をするということでありまして。それから、もう1つは、活動事業費への集中配分みたいな格好がとれやせんだろうか。すなわち現在あります元気な集落づくり事業であったりとか、それから地域振興助成事業だったりとか、市の持っております補助、助成制度にはさまざまありますが、こういった部分が、この地域支援員が活動していく部分の中で支えられるものがあればそういったところにこの金の部分を使っていくということも想定されるだろうというふうに考えております。

もう1つは、今言いましたように、事業そのものをそれぞれが事務分掌上いろいろな課が持っているわけですけども、ここはやっぱりお互いの共同の中で支援をしていく体制を市として総合的に持つという、この地域の共同と行政組織の共同というものの間にその助け合う意味での「共同」という、ちょっと俗に使う字というのは「共」に「同じ」くしてやるというような地域であり行政の中で機能するもんだろうと思っておりますし、行政と地域の間の中で役割が生まれてくる部分の「協働」というのは、最近よく使われますその協力の「協」に「働く」と、こういう言葉が使われます。ここをイメージしてですねこの地域支援員の役割と新しい自治システムというものについて制度設計というものを考えておりますので、その点のご理解をよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

それとですね、地域の事情に明るい人を入れるべきだというご指摘ですけども、国の制度の部分は、地域おこし隊というのは地域にむしろしがらみのない人を入れることによって違う観点、あるいはそのノウハウを含めて持ち込むことによって新しいそのシステムというものがつくりやすいんじゃないかという考え方が一方でありますので、この

あたりの考え方。それから、もう1つは、やっぱりその地域の事情に明るい人を入れることによってもっとそっちのほう機能がするんだということ。このどちらを選択するかについては、けさもお話を、答弁さしていただきましたようにこの地域としっかり協議をする中でどちらがいいかということを決めていきたい。あるいはその中間になるようなものを求めていくのも1つの道だろうと思いますけども、それは担う役割の部分であって、人というのはよそから持ってくるか、そこから引き出すかといういずれかになると思いますけども、考え方の基本としてはそこら辺がありますから、やっぱり地域に根差した協議の中でしっかりこれは考えていかなければならないことだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、竹平豊久君。

○11番（竹平豊久君） はい。11番、竹平です。3回目の質問を行います。

これはもう4月から平成23年度ということで、今私がお聞きをした2点について市長にも改めてお聞きをしたいと思っております。

先ほど担当課長のほうからこの2点について詳しい考え方が示されました。特に市長にお聞きしたいのは、この1点目の定住策の関係につきましても、これは当然、いわゆる定住自立圏構想、そして策定されております共生ビジョン、こうしたものとも当然連動する政策であろうかというふうに思っております。これが連動されていくということにつきましても、これは本市の市政の浮揚にもつながっていくであろうというふうに私は期待しておるわけです。そういった面からと、それから、2点目、この自治会との育成と連携についてございますが、これにつきましても先ほどの答弁の中でもございましたようにこれは根底にあるのは地域の維持、そして地域振興、これにつながる、つなげる政策であろうかというふうに考えておりますし、私もそういった意味からこういったもんで質問をしております。

その観点で、この2点について、市長の今後の平成23年度以降についての取り組みの考え方について所信をお伺いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 竹平議員の3回目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の香美市の定住策、定住人口のいわゆる増加へ向けての政策の考え方ということでございますが、ご承知のとおり国勢調査の結果を見ましても大変人口減少が著しいわけでありまして、本市のみならず県下のああいう状況のある中でいかに定住人口を回復していくのかということは、香美市のみならず日本全体の課題でもあるわけですので、そうした中でいかにこの香美市の政策をどう取り組んでいくのかということで、今回平成23年度におきましてもやはり若者定住を、若者のいわゆる定住策にも1つの足がかりと言えるかどうかわかりませんが医療費の、いわゆる低学年までの見直しを上げたわけでありまして、また同時に、保育等のニーズに合った、現在の保

育ニーズに合った保育の受け入れ対応を進めていくと。また同時に、まだまださまざまな政策もあるかと思いますが、当然人口のやはり増減によって大きく市の発展につながってくるわけでありますので、そうした部分につきましては、今回の機構改革、再編ですか、そうしたものも含めまして特に重点的に取り組む必要があるというふうに認識をいたしております。

また、次に、地域支援員制度につきましても自治会の育成に並んでくるわけでありませんが、先ほど企画課長から申しあげましたように大変、今特に山間部の自治会の運営が厳しく大変なっておるわけであります。私の地区をとりますとも、現在平山だけで30戸前後だと思っておりますが、私の班が3軒でございまして、その3軒で年、いや3年に1回ずつ自治会長が回ってくるわけでありますので、なかなかそうした中でも人選をするのが難しいというふうなようになってきております。私どもの地域ではおるほうだと思います。山間部の中ではなかなか、まだもっと厳しいところがたくさんあるわけでございます。そうした中でいかに、その地域支援員制度を今回設立したわけでございますので、先ほど議員から行政、自治会、地域支援員が三者がタッグを組んでその地域の活性化に向けて、また同時にさまざまな事業等に含めて取り組んでいくべきであるというふうな、ごもっともなご発言であったというふうに思っております。それにやはり的確な政策を打っていくということが特に重要になってこようと思っておりますので、今後そうした面につきましても十分に協議をしながら、また、自治会、現在の自治会長さんあたりのご意見もお聞きしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 竹平豊久君の質問が終わりました。

次に、16番、片岡守春君。

○16番（片岡守春君） 16番の片岡です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、最初に、公園の清掃の関係、立木の関係についてお尋ねをします。

南組と黒土地区の境界に道路を挟んで黒土児童公園と黒土児童遊園地があります。私の参加している町内会は、黒土児童公園の管理を16年ほど前から市の委託を受け、毎月1回清掃に取り組んでいます。地域の方々の努力の結果、町内の公園の中ではきれいに清掃されているランキングの上位にあるのではないかと地域の皆さん方とも思っているところであります。

しかし、この地区でも高齢化を理由に町内会からの脱会が進んでいます。そうなれば、おのずと公園の清掃に参加する方々も少なくなっているのが現状でございます。そういう条件の中で、今年の新年総会におきまして、この掃除の問題が取り上げられる中で「やめたい」というご意見も出てきました。特に私たちの町内会としては、子ども会への援助という形でこの公園の清掃の対価の一部を子ども会に提出しているということもありまして、「掃除をやめても子ども会への援助は自分たちでしたらどうか」という

ようなご意見もありましたけれども、今までやってきて、子どもが安心して遊べる場所を提供するという事で清掃を続けていこうということには落ちついたわけですが、毎月1回清掃を行うということになりますと、個人的に持ってくる清掃の用具は自分で持ち帰りしますけれども、町内会共有のほうきとか鋤簾とかその他くま手とかいうものは、だれかが次の月に行う責任者に持っていて手渡しをしなくてはならないということですが、これは軽四の乗用車とかそういうタイプには乗りません。軽トラックで持ち運びせないかんとということで女性の高齢者にとっては、非常にこの役員の負担になっているということから、ぜひともその公園のトイレの横にそういうものを置ける場所を行政として提供してもらえんかということでこの質問になっているわけですが、これに対する用具格納庫の設置に対する対応を伺うものであります。

あわせて、同じ公園には数本のカシの木が植樹されていますが、数年間、枝切りもないうまま樹木は伸び放題。公園の清掃の邪魔になる下枝は地域の皆さん方によって切っておりますけれども、隣接する境界への対応、景観維持の点からも剪定が必要であるわけでありまして。市としてこういう公園の立木については、それぞれの公園ではやられてるようでございますけれども、こういう管理のマニュアル、その公園にどういう立木が植えられて、どういう年月で剪定しなければならないかというようなマニュアルを持っているのかどうか、そういう、その対応。それから、私の言ってる公園に対する管理の対応をどうするのかお尋ねをするものです。

次に、改修トイレについてお伺いします。

トイレについては、一般的に臭い、汚い、暗い、怖い、壊れているというイメージがずっと長くあったようでございます。市民グラウンドのトイレも、八王子宮前のトイレもそのようなものであったわけでございますけれども、今回の改修、改築によって大きく変わったわけです。

しかし、改修の結果はどうであったか。市民グラウンドのトイレは、私が見るのには男性中心のトイレで、女性の利用はとても難しいと思われるわけです。改修時に女性の視点で検討したのかどうか。また、だれでも安心して、安心して使用できる施設を今後提供していくべきだと考えるが見解を伺うものであります。

八王子宮前のトイレは、大きな予算を投入して改築されました。近代的なトイレの形にはなっていると思いますが、非常用通報装置の取り付け等安全面にも配慮されているのですが、使用される女性の方、高齢者からは、この洋便器については大変な批判が出ております。なぜかといいますと、ご家庭の皆さん方の家庭での洋便器と違いまして、やはり温度が非常に低い環境に設置されているということで家庭の便器以上の寒さを感じるということでありまして。こんな近代的なトイレになったのによね、計画時点ではもっと住民、利用者の利便性も考えた設置を検討されなかったか。簡単に言ったらホット便座の設置についての検討は全然なされなかったのかどうか。また、今後の対応についてお伺いをするものです。よろしく。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、宮地和彦君。

○建設都計課長（宮地和彦君） 片岡守春議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の保守管理公園内に用具格納庫の設置をという、このご質問につきましては、1回でお答えさせていただきます。検討させていただきます。よろしいでしょうか？

（笑い声あり）

○建設都計課長（宮地和彦君） まずは、日ごろ公園をきれいに使えるような状況でいつもやっていることについては感謝を申し上げます。

その数組に分かれてというのはきょう初めてお聞きしましたので、多分用具もたくさんふえてきてると思います。私もあの公園には何で用具入れがないかということは少し疑義には思っておりました。今回このご要望の中でですね、もう本来持ち運ぶ必要のないもの、また管理のできる、公園内で管理できるもの、その置き場は現地調査をしまして対応したいと思います。

2点目の立木（りゅうぼく）というか立木（たちぎ）、これは高木のことを特にお聞きやと思います。また、草のことも含めてちょっとお答えをさせていただきます。

今、都市計画公園の中で植栽管理のマニュアルというのはつくっておりません。ただ、今までも各公園に特色がありまして、その高木管理とか専門的な技量が要るケースはやはり予算化をして、数年に1回というような形でいろんな専門書とか、また専門業者の方の指導のもと管理を行っています。言われるとおりに枝切り剪定はここ数年1回程度、職員による剪定も行いました。また、四、五年に1回、専門業者に発注できるような予算化はしていきたいと思っております。今まで住民協力とかボランティアとかいろんな福祉の団体、いろんな地域の住民の方々、お手伝いをしていただいたりして官民協働の部分もございました。ここも優先して進めていかないかということ、あまりにも定例化したマニュアルは今現在つくる予定はしておりません。各市、行政でつくっている行政もありますけれど、余りがんじがらめにするとまた特色のある公園の、それぞれの違いがございますので、今はまだそのマニュアル本はつくる予定はございません。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 片岡議員のご質問にお答えをします。

市民グラウンド前のまずトイレの改修のことですけれども、女性が利用するには大変困難、改修前に女性の視点で検討したか。そして、だれもが安全で安心して使用できる施設をということでもあります。

当該施設のトイレについては、鏡野中学校の部室に附属したトイレで、昭和54年3月に竣工しています。今回の改修工事は、下水道の供用区域の関係からも汚水、排水の水洗化とあわせて経年劣化のため、対応のため、屋根防水、外壁吹きつけ塗装の防水改修等を実施しました。防犯上、男女それぞれの入り口を設置することが望ましいですけれども、建物の強度等構造上の問題で入り口を新たに設置することは困難であると判断

をされました。そのため出入り口は既存のとおり1カ所として、防犯のため、トイレ内部を外部から遮断することを防ぐため扉は設置しませんでした。改修前の既存施設の利用状況を鏡野中学校から聴取しますと、立地条件等から女生徒の利用は余りないということでありました。しかし、市民グラウンドを利用する一般の方々が当該施設を利用する場合は、違和感は否めないと考えます。管理等徹底して快適に使用していただくように努めたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 片岡守春議員の改修、新設されたトイレに関して、②八王子公園公衆トイレのホット便座の設置を検討したか。また、今後の対応についてのご質問にお答えいたします。

洋式便器の温座とウォシュレットについて設計者と協議をいたしました。常時管理者のいない公衆トイレには不向きと判断いたしまして設置しませんでした。酷評であるのご意見は大変残念に思います。通常、公園の公衆トイレは不特定多数の方が使用するのでも和式が多いところですが、高齢者や最近の生活習慣に配慮し洋式といたしました。常に管理者がおり清掃頻度も高いサービスエリアなどの施設と違った公園であること、使用頻度や故障、盗難等のリスク、維持費が高くなることも考慮しました。今後の検討についても、改修は考えておりません。ご了承ください。

以上です。

○議長（西村芳成君） 16番、片岡守春君。

○16番（片岡守春君） 公園のその用具格納庫については検討するという、前向きな姿勢ですので私もその立ち入ったこと余り言わないんですけど、部落の町内会としての検討ではね、1つには施錠ができること。これは物すごう子どもさんが遊びに来る関係でよね、道具がそのまま手にとれるような状態やったらいかんから施錠ができるような状態で、風雨にさらしても大丈夫というか、ひさしをつけて雨にね、その当たらんようにということなので、僕たちの話の中で出たのは、現在のトイレの北側にひさしを出さしてもらってそこに扉をつけてその施錠がかけれると。かぎだけを責任者同士回していったら掃除の日に行って開けて使えるということを考えてたんです。だから、品物いうてもそんなにどっさりあるわけではないので、1メートル50の、1メートルぐらいの広さでえいんじゃないかと。そのかわり高さがね、くま手にしても鋤簾にしても一定の高さがありますので、寝かせて置けば別として立てておく場合はやっぱり1メートル50か2メートルほどの高さはやっぱり必要ではないかと、そういうものを希望してるということが1つ。

それから、地域の中にはそういう大工さんとかそういう人がおりますので、予算化しただけであれば地域の人の力を借りて一定の資材の提供とか、そういうことがあればまた地域の町内会としても考えれるし、また町内会にほいたらそういう図面的なものも出

してちょうだいという、検討もしますということであれば町内会長等も交えて検討していくことはできますので、その点での対応を、よろしくとは言われんかもしれませんけれども検討する考えがあるのかどうか、答弁を求めます。

それから、トイレのことについてはね、私は女性のトイレを調べたわけじゃないですけど、私の友人と一緒に行ってトイレをずっと見て回りました。秦山公園、鏡野公園、香北町のセレネ前の2カ所、物部町の2カ所ということで、今、課長が発表しましたようにすべて冷たいトイレです。洋便器はすべて寒々としたトイレになっております。

しかし、今まちおこしの観点からいったときね、これでいいのか。観光客を呼ばなければならぬということ非常に高々と言っている中でね、香美市へ行ったらもう冷たい便所で用を足して帰ってきたという形が、今の現代的な社会構造というか、家庭の中では多くの方がやっぱりホットにして利用してるのによね、そういう遊山に行ったときにはもう冷たいところということは、今後もやっぱり正常なこの対案としてね、これでいいんだということは僕はやっぱりおかしいと思う。その点からいってよね、1,100万円という金額をあそこにかけてつくって、非常の蛍光灯もつけると、安全面もいいんだというところからやっぱり出発して、あそこに4つ洋便器があります。その中の幾つかはよね、全部一緒にせにゃあいかんということはないと思うんです。平常にはほとんど混雑するほどはおらんからね。そのうちの幾つかはホットにしてあげるといってやっぱり温かみを持つべきではないかと。

それと同時に、今調べてみますと、これは年がら年中ぬくうにしちよく必要はないと。いつでもスイッチが切れるような形でよねできるということからいえば、1年間で大体4月間が一番寒いということです。真夏のときはそれ要らんのよね。そういうことからいっての財政的なことも、そら電源を通せば要るけど、その点はやっぱり商工観光課としても行政そのもんもよね、考える必要があるのではないかとということが1つ。

それから、もう1つはよね、一定の間隔を置いてあそこのトイレは管理されてるというか清掃されていると私たちは理解してるんですけど、そういう人たちにやっぱり頼んで、これ、今雑菌云々を言いましたけれども、全国的な統計からいったときに、あの便座に今ホット用のカバーが市販されてるんです。そういうものをしたことによって、雑菌によって肉体的、衛生的に障害が出るということはないということは、もうはっきり言い切った文章も出てる、調査も出てることからいってよね、そういうこともやっぱり考えてあげるべきじゃないかと。いや、そんなもん雑菌があるから嫌だという人は、そこへ座らずに何台かあるうちのそういう設置しないもんも、ああいう4つもある便座の中では考えられるのではないかとというように思います。それをひとつ答弁をお願いします。

それから、あそこのトイレですけどね、市民グラウンドです。女性がトイレに対してどんな感情を持ってるかということ、女性の8割以上の方がトイレに対して一番大事に思うちゅうのは安全性なんです。それから清潔感、これを求めてると。2つ目に、女性は公共のトイレを使用する場合よね、過半数の方が不審者と盗撮の不安を感じていると。

これが統計上、大きなやっぱりウェートを占めてるんです。そういうことからいってよね、僕は市民グラウンドという名称を持ってる中でね、ほとんど女性は使っていないんだというように言い切っていくことはどうかなというように一つ思います。これは簡単に、じゃあ直ちに改修してやるということはならんけど、私の考え方とやっぱり行政の考え方のね、共通のやっぱりそういう認識だけはしちよかないかんのやないかというように思います。私も調べていった中では、それ相応の人たちがやっぱりそこに集合する。そのトイレを利用するということではよね、やはり入り口も別と、それから使用する場所も別ということで、出入り口も全部、女性と男性とはやっぱり違うということで計画され施工されてると。それから、当然ながら新しい庁舎でもそういう形で作られてるということに対して、市民グラウンドだけはそうじゃのうてもえいんだという、広い市民の要望にこたえていくことからいけば、検討する必要がある、長い目で検討していく必要があるのではないかと思います、そのことに対する見解をお願いします。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、宮地和彦君。

○建設都計課長（宮地和彦君） 片岡議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

指摘の内容を踏まえて、地区の代表者の方と一緒に現状を調査して対処したいと思えます。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 片岡議員の八王子公園公衆トイレについての2回目のご質問にお答えいたします。

改修については考えておりませんが、片岡議員の言われましたように別の視点で、温かい便座になれるようなことができればまた検討したいと思えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 片岡議員の2回目のご質問にお答えいたします。

今回の市民グラウンド前のトイレについては、改修ということ、新しく建てるということは最初から想定しておりませんでした。女性の方が安全で清潔、そして不審者の件、また盗撮を気にしないで使用できるということは、もちろん私たちもそう思います。また、入り口は別で使用もちろん別ということでしたけれども、今回の改修については内装等、狭いということもありまして入り口も2つできないというようなことは先ほどお話ししたとおりです。

先ほども言いましたけれども、管理等徹底しながら活用していきたい、使用していきたいと考えています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 片岡守春君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後 3時20分 休憩)

(午後 3時22分 再開)

○議長(西村芳成君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

先ほど追加議事日程を配付いたしましたので、これからは追加議事日程にて会議を行います。

日程第1、一般質問を続行します。通告順に従いまして順次質問を許します。

6番、千頭洋一君。

○6番(千頭洋一君) はい。6番、千頭です。

○議長(西村芳成君) 16番、千頭洋一君。

○6番(千頭洋一君) いや、6番。

○議長(西村芳成君) ああ、6番、6番。

○6番(千頭洋一君) 6番、千頭でございます。特別にまた質問させていただけるということでございます。

平成23年第1回定例会におきまして、一般質問も本日8番目ということで大変お疲れだと思っておりますが、通告書に従いまして質問いたします。

まず、第1点目です。災害時の危機管理についてであります。本質問に入る前に2月22日、ニュージーランド南部クライストチャーチ市でマグニチュード6.3の大規模地震で、日本人を初め多くの被災者がおられました。方々に対しましてお見舞いを申し上げます。

さて、我が国にとりましても今世紀の前半に60%の確率で発生が予想されています。南海・東海・東南海の大規模地震を初め、自然、風水害等が発生した場合の危機管理体制について質問をします。

1番目に、公共事業の減少等により、本市の土木建設業者は厳しい環境の中で事業を継続されております。山田地区に11事業者、香北に3事業者、物部に8事業者、計22事業者の土木建設業者がおられますが、この業者たちが大規模地震等が発生した場合には、平野地区はともかく国道、県道、市道を初め多くの生活道が崩落等により通行が不可能となり、特に山間地域の香北町、物部町地域では陸の孤島になりかねないということが危惧されているものでございます。そんな折に素早く災害復旧作業に対応していただけるのは、何と云いまして地元業者であります。また、上下水道初めライフライン確保のためにも同様であります。市内はもとより他の自治体、業者との災害援助協定等の締結はされているか、この点について質問をさせていただきます。

2番目に、隣の香南市では、近畿、九州、四国等の広域災害ネットワークを締結しているようでございますが、香美市の締結状況はどうでしょうか、お伺いいたします。

3番目に、ヘリポートの設置について、その後の進捗状況をお伺いいたします。物部町神池に昨年の5月に本市では初めての専用ヘリポートが完成し、災害時や救急患者搬

送時の重要な拠点となりました。あと1カ所、繁藤地区の哀悼の広場に予定されていましたが、気流と気象条件が消防航空隊との、合わず、設置が見送られておりました。その後の候補地はどうでしょうか。急峻な地域を持つ本市では、地震、災害はもちろん救急患者搬送等になくてはならない施設であると考えますが、その後の状況を問うものであります。

第2点目に、買い物難民対策について質問をいたします。

買い物難民という言葉は、商店街の空洞化、近所の商店の相次ぐ廃業、交通手段をなくし日常の買い物ができない高齢者等を指す言葉で、買い物弱者とも呼ばれております。

ある新聞報道をご紹介しますと、「昔はすぐそばで何でも買えた。今は豆腐1丁、はがき1枚を買うにもバスやタクシーに乗らなくてはいけなくなり、情けなくて悔しくてたまらない」と。近所の商店がなくなり買い物が困難になった高齢者の悲痛な声であります。「1キロ離れたところにスーパーはあるが、足が悪いために歩いてはいけない。バスがあってもバス停までの距離もあり便数も限られている。タクシーを使えば買い物の何十倍もの出費が予期される。買い物難民の問題は、過疎化、高齢化が進む中山間地域では以前から顕在化していた。近年は郊外に大型店進出や自動車による、自動車に依存するライフスタイルの定着により商店街の衰退は急速になってきました。高齢者にとっては命にかかわる深刻な問題となっています」との報道がありました。

実際に私が耳にしたのは、この山田地区の商店街の駅前の方で、お住まいの方が、「ここらにも移動販売車が来てくれんろうか。病気がちで遠くまでは買い物に行けん」と話されました。私も今までは移動販売車は山間地域での需要はあるが、町なかでの必要性は思ってもおりませんでした。このような事例は氷山の一角であると思います。また、ある店主は、「足元の明るいうちにいつ店をやめようか、いつやめようかと考えているが、やめたら今ここに買い物に来てくれる近所のお年寄りが買い物難民になる」と思案をされておりました。

高齢者たちにとって命にかかわる深刻な問題となっている買い物難民対策の考え方をお聞かせください。

次に、昨年10月1日現在で実施されました、5年に一度の国勢調査の速報が12月16日、県から公表されました。国勢調査は、大正9年、1920年に第1回が実施されて今回で19回目とのことです。県の人口は、死亡数が出生数を上回る人口自然減に転じたのが、1990年の調査から5年連続しての減少、県民人口が76万4,281人と。減少スピードが加速し、前年比で3万2,011人、4.02%の大幅減となりました。ちなみに5年間で3万2,011人といいますと、この香美市の人口全部がなくなってもまだ十分余るぐらいです。隣の香南市が約3万3,000人ちょっとですから、香南市に匹敵するぐらいの人口がこの5年間でなくなったと。「本県は全国に15年先駆けて自然減に転じ、高齢化も10年先行しています。経済や地域活動など多くの面での影響が出ている。こうした状況だからこそ県民が将来にわたって地域で安心して暮ら

せる県を目指し、産業振興計画や高知型の福祉の実現を柱とする健康長寿県構想など、今後も人口問題には真っ正面から取り組む。」と知事の談話がありました。

この国勢調査は、地方交付税の算定基礎ともなるものでございますが、人口数は、国税、所得税、酒税、法人税の32%、消費税の29.5%、たばこ税の25%で、全国で約17兆円が各県に配布されております。本市では2万8,772人、1,485人でマイナス4.91%の減ということでございます。県内平均数の減よりも減少率が高い。平成27年の予測人口は2万8,448人、生産年齢層は58.6%から53.87%と、1万5,326人、これは国立社会保障・人口問題研究所の予測数値となっております。ちなみに本市の平成23年度当初予算案では、地方交付税は62億4,000万円が計上されておりますが、交付税は年間1人当たり約20万円程度の、いただきまして、それが1,485人の減になりますと年間で2億9,700万円の減額、これが5年間になりますと14億8,500万円と、交付税の減になるわけでございます。この財政が厳しい折、定住人口を初め一人一人でも人口増にすることが大切なことと思います。

本市での人口減は予想以上に進んでいると考えるが、過疎化、高齢化が進む地域では、自治会の役員等になり手がなく、先ほどの同僚の質問に対しまして「地域でできることは地域で、基本は自治会である」というご答弁もございましたが、その中でも役員等になり手がなく、運営も困難になりつつ、この現状でございます。若者定住と少子化防止、定住人口等の方策についてお聞きするものでございます。ひとつよろしくお願いします。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 千頭議員のご質問にお答えいたします。

まず、市内の土木建設業者、上下水道業者等の災害時に関してのご質問であります。応急対策、救助協定の締結状況はというご質問にお答えいたします。

土木建設業者ですが、災害発生時、応急対策に協力していただくため、香美市と建設業協会南国支部との間で災害時応急対策活動協力に関する協定というのを結んでおります。災害発生時には、協会の持っている重機や資機材等で道路の復旧や災害廃棄物の除去及び搬送に当たっていただくということになっております。

次に、水道業者の協力についてであります。協定というものは結んでおりませんが、土佐山田町管工事組合、管が水道管の管ですが、管工事組合では災害発生時には応急対応に協力をしてくれるという話は日ごろからされております。年度初めにはこの組合の方々市役所のほうへ来られて、役員さんの変更とか話をされに来られて、そういうときにそういうお話もされているということでございます。

次に、下水道業者の協力ということでございます。下水道業者との間についても協定というものはございません。下水道業者につきましては、全国組織で下水道協会というのがありまして、香美市のほうも加盟しておりまして、その下に支部がございます。中四国とか高知県、そういう下に支部がございまして、現実的に、今までも阪神大震災とか中越地震とかいうときには、その下水道協会の取り決めというものでしょうか、協

会の中でその災害が発生したところには応援に行くということになっておりまして、今の中越、阪神大震災のときも現に応援がなされております。ということになっておりまして、それから、もう1つ、救助についてはどうかというのがございますが、人命救助につきましては香美市の防災計画上は消防班や消防団の役割ということにはなっておりますが、応急復旧現場などにおきまして救助すべき人を見つけた場合などには警察や消防とか、また市の災害対策本部へ連絡いただけたらと思いますし、また現場でできる対応はとっていただけたらと思います。

次に、2つ目のご質問で、近畿、九州、四国等の広域災害ネットワークの締結状況はというご質問でございます。

このネットワークについては、インターネットで調べましたが災害時にほかの市町村とのネットワークというのは、互いが災害に遭ったときに必要とされる、援助を合えるということで有効な手段であります。香美市では、姉妹都市でありますあわら市と災害時相互援助協定を結んでおります。また、県内では全市町村と災害時相互応援協定を結んでいます。これは県内市町村間でのネットワークと言えるものだと思います。

災害に対しましては多くの準備をしておく必要がありますが、相互応援協定もその1つです。香美市が結んでいる応援協定は十分とは思っておりませんが、広域なネットワークにつきまして1つ考えるところがあります。といいますのは、香美市は平成20年まで山の緑を守るネットワーク協議会というネットワーク、平成20年度時点で中四国14の市町で構成されておりましたが、そういうネットワークに加盟しておりました。平成5年に合併前の物部村におきまして大規模な山林火災がありましたが、物部村は平成10年に山火事未然防止、消火、復旧活動に関する情報交換などを目的といたしましたこの協議会に加盟しておりまして、合併後は香美市が引き継いでおりました。当協議会は、事務局市町村を持ち回りで置きまして定時の総会や研修事業を行っておりましたが、事務局となった市町村の事務が大変で、だんだんと事務局を引き受けるところがなくなってきました、最終的に平成20年度をもって解散ということになりました。今回言われている近畿、九州、四国のネットワークは、緑を守るネットワークとはまた目的が違うものでございますが、ネットワークの平常時の事業としまして定期的な打ち合わせ、各自治体の地勢、地の勢いです、地勢や防災体制を学ぶ、相互の職員派遣研修、またチェック作業など重ねてネットワークが形骸化しないよう推進していくということにしておるようです。しかし、これも事務局となった市町村の事務やその努力は大変なことと推測されます。そのため、先ほどの緑のネットワークの例から機能を継続できるかなという不安はちょっとあります。いざというときにネットワークを有効に働かせるためには、やはり普段から互いに情報交換や訓練、打ち合わせ等していくことはやはり重要でございます。

一方、香美市を振り返ってみると、協定を結んでいるあわら市にはこちらから2回防災対策課職員が訪問して協定の相互確認を行っておりますが、具体的な実務の詰めや打

ち合わせを行うまでは至っておりませんで、今後実のあるものにしていかなければならないとされているところでございます。

南海地震や東南海地震では、高知県内は全域が被害を受けると思いますので、その点からいいますとご質問にあります広域ネットワークは有効なものだと思います。選択としまして単体の市町村との協定をふやすというようなことも考えるわけですが、今後どういうようにしていくかは検討していかなければならないと思っております。

次に、3つ目のご質問のヘリポートの設置の件ですが、災害時に孤立が心配されます山間部にヘリポートの設置は必要と考えております。昨年5月に物部町神池へ、山間部ではやっと1つ目のヘリポートができました。候補地を探すに当たりましてわかったことは、山間部では欲しいと思うところになかなかヘリポートが設置できないということでした。緊急用ヘリは、日常的に交通事故や急病人を搬送しております。ヘリ運航には安全性も当然条件になってくるわけです。山間部には、これも当然山があります。そして、集落はほとんどが山の間のくぼ地でございます。ヘリの発着は基本的に進入、離陸とも25度で行われまして、特に搬送者を乗せて離陸する際には重量が増しまして、周囲に山があると危険で離陸できないということがあります。さらに、谷筋では気流の流れが速く、ヘリにとっては不利な条件にあるということでございます。そのため、山間部の集落近辺にはなかなか適地がないということが消防航空隊に調査いただいてわかりました。そこで、山間部のヘリポート設置をどのようにしていくかということでございますが、どうしても集落周辺に適地が見つけれないということになりますと、ある程度の範囲の集落を包括する場所で小高い山の頂上などが候補に挙がってまいります。その場合にはヘリポートまでアクセス道が必要となってまいります。ヘリポートへのアクセス道は、救急車などが搬送者を安全にそこまで搬送できるように整備しなければなりませんし、市内の山間部は至るところに急傾斜地崩壊危険箇所がございますので、地震、豪雨により崩れる可能性がございますのでよく選定をしなければならぬということになります。そして、ヘリポート地、ヘリポートそのものやアクセス道にかかる用地を取得するための所有者との交渉とか所有権の相続手続等、期間を要すると、設置するためには、そういうことを考えておかなければなりません。そして、用地費等考え合わせますと、設置に向けてはかなり手前から候補地選びを行い下調べをしていかなければならないと思っております。そして、実現のためには地元のご協力も1つの要素となってまいります。神池では、地元には大変ご協力をいただき実現にこぎつけることができました。

そういうことがございまして、今後のヘリポート設置は手前からの候補地探しと地元のご協力の見込みなどを勘案しながら進めていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 千頭洋一議員の買い物難民対策をのご質問にお答え

いたします。

大型量販店の郊外への出店により商店街の衰退、あるいはまた既存の量販店の閉店など人口の減少とともににぎわいが衰退してきており、全国的にも過疎化、高齢化が進み買い物難民が多くなっています。買い物弱者を応援するために3つの方法が考えられます。まず、1点目に身近な場所に店をつくること、2点目に家まで商品を届けること、そして3点目に家から人々が出かけやすくすることとされています。土佐山田商店街では、ふるさと雇用の公募による事業に採択されました中心商店街拠点整備及び空き店舗対策事業におきまして空き店舗を利用し、特産品や既存店舗の区域内アンテナショップ、日時を指定した農産物や農産加工品の産直市場の運営、屋台村など中心市街化の空洞化を防ぎ、にぎわいを興す事業が平成23年度から実施されます。車を利用できない高齢者にとっても利便性があるかと思えます。

中山間農山村地区は、民間事業者が県や市からの補助金を活用して移動スーパー車を購入し地域に入っている事業者もごさいます。生鮮食料品のみではなく、日用品や要望のある商品を購入いたしまして配達、さらに住民の見守りもお願いしていると聞いております。しかし、移動スーパーが入る地域も限られており、全域が網羅されているわけではありません。そして、採算面での事業継続も厳しい状況とも聞きます。

住民の方には買い物を楽しみたい方もおり、福祉タクシーの利用や配食、宅配サービスを利用するなど必要かと思えます。現在も運行しておりますが気軽に乗れるコミュニティバスの運営や家まで乗合タクシーで送迎する仕組みなど、単に商工観光1課のみの対策ではなく、事業者や地域のコミュニティ活動との連携など、市全体で今後ますます増大する高齢者などの対策を考えていかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 千頭洋一議員の国勢調査の速報と定住策はっていうお尋ねについてお答えをいたします。

平成22年国勢調査に基づく速報値人口については、県の広報はもとより過日は新聞紙上に掲載、そして、本市の広報誌へは、今月号にて人口と世帯数について平成17年調査との対比ができる形で掲載をしたところですが、議員が言われましたように市全体としては、人口は4.91%の減少となっております。また、人口の減少推移とは違い、世帯数についてはこれまでは増加傾向にありましたが今回はこちらも減少という結果となっています。なお、エリアごとに見てみますと、土佐山田が人口で3.17%、世帯数で0.29%、香北で人口が5.65%、世帯数で1.57%、物部で人口が17.52%、世帯数で11.38%と、それぞれ減少という状況でございます。人口減少率につきましては、県全体比で本市が上回っていますが、人口規模の大きい高知市あるいは南国市の数字が率に大きく影響することから、県全体として見れば4.02%という数値になっておるような状況でございます。ちなみに、本市以下の減少率自治体は、

市部では高知市の1.68%、南国市の2.48%、安芸市の3.92%、土佐市の4.38%となっており、県内唯一の人口増となった香南市を除いてはすべてが減少となっており、少子化と過疎化が想定外に進んでいることが数字上からも明らかになったところでございます。特に本市では、高知工科大学が公立法人化する以前は定員割れの状況であったことから、住民基本台帳人口の推移から見て一定の人口減は覚悟していたところですが、昨年度の公立法人化から一転して定員を超しての入学者数となったことが減少幅への一定の歯どめとなったものと安堵しておるところでございます。

さて、こうした状況を踏まえての自治活動のあり方や人口対策についてのお尋ねですが、先のお二方のご質問にもお答えをしてきましたとおり、自治会活動を含む地域自治と集落自治については急迫した事態であり、早急な取り組みが必要であるということから、対応する行政としても新たにまちづくり推進課を立ち上げ、地域や住民活動に直接かかわる業務を一元化し、事業についても新しい自治機能システムづくりのためのモデル事業を導入することとし予算をお願いしているところでございます。また、竹平議員への答弁でも触れましたけれども、定住対策と人口増対策についての柱立てのものと、取り急ぎ公共交通の見直しについては平成23年度に検討をすることとしておりますけれども、それ以外にも必要な事業はさまざま考えられます。関係各課との協議、調整等をしながら、今後具体的に施策づくりへの道筋をつけなければならないと考えております。

なお、議員各位におかれましてもご意見あるいはご提案をたまわりますようよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 暫時時間の延長をいたします。

6番、千頭洋一君。

○6番（千頭洋一君） 6番、千頭です。

まず、防災対策課長にお伺いいたします。

先ほどご答弁いただきました中でそれぞれ災害援助協定を結ばれておることについていろいろお聞きしたんですが、実際その災害協定を結ばれても、今のちょっとお話をお伺い、答弁をお聞きしてましたら、本当にこれは災害が来たときにその協定どおりやっていただけるかなということ非常に危惧したわけでございます。

土木業者とは、山田と香南ですか、香美市と香南の建設業者でやってるということですが、何分にもやはり一番大事なのはこの地元の業者を最優先しなければならないんじゃないかなということを考えるわけでございます。災害になったときはとにかく3日間のあれをすれば救助も来てくれるということですが、特に先ほどから申してましたように香北、物部なんかの場合ですと、国道195号線とか日ノ御子土佐山田線とかもう本当にダムの両側しか道がない。そこはもうまず崩壊することは目に見えてるわけでございます。

そうしたときに、本当にその協定を、ただ表面上結んでおったということ、ちょっと言葉が失礼かもわかりませんが、それだけでは本当に来てくれるのかなということでもありますし、それから水道業者にしても話し合いをしてると、それから下水道にしても協力をいただいてするということになってるようでございますが、これ全国組織の協定の中で中国、四国それぞれ支部があって応援態勢をするといったことではございますが、本当にそれが、機能が実際にあったら発揮できるのかなということをつくづく今答弁聞きまして感じたわけでございます。そのあたりをもうちょっと詳しくご説明いただければと思います。

それと、隣の香南市は既に管工事組合ともなんか協定もなんか結んでおるようでございますし、特に香南市の場合は、この香美市ではちょっと考えられませんかという津波対策というような大きなあれもあるので、そういった危機管理はもう随分香美市よりも進んでおるような気がいたします。それから、香南市が結んでおる広域災害ネットワークの締結ということは、香美市では結んでないようですが、山と緑のネットワーク、これもなんか平成20年で終了したということではございますが、いろいろなネットワークでとにかく結んでいただきたいなど。それと、先ほどからもありました、あわら市とは姉妹協定も結んでおりますので、そのあたりの対応もそらひとつお願いしなきゃならないんじゃないかなということではございます。

それと、ヘリポートの設置でございますが、消防航空隊との基準等との問題でなかなか設置が困難だということではございますが、確かに防災対策課長とも一緒に越知町の桑藪なんかへそのヘリポートの設置状況を見に行ったら、見に行かせていただきましたんですが、そのときなんかはもう本当に地元の建設業者が合間合間になってやって、ほとんどお金もかからなかったというような状況でもありますし、それから、本市においてもあちこちに林道とか作業道なんかを開設している。その状況のところの残土なんかをあるところに捨てて、その残土広場をヘリポートにするということも一案じゃないかなということも考えます。

その防災対策課だけではなく林政課とか建設都計課とかあらゆる、その縦だけじゃなくて横割りの、横つながりの話し合いをして、ぜひそのヘリポートの必要性が、大事だと思いますのでご検討をひとつしていただければと考えますが、そのあたりのご見解をいただきたいと思います。

それから、買い物難民のことでございますが、確かに身近な場所に店をつくるというのも、これは非常に大事なことだと思います。隣の南国市の場合は、軽四トラック市ですかね、後免の商店街が、もうさびれておる商店街に軽四のトラックで持ってきて品物を販売していると、なかなかぎわってるということもお聞きしましたんですが、そういったこと。それから、空き店舗を利用して、あるところでは、ちょっと場所を忘れましたが、近くの商店街の方々が百円市をしてという形で各お店から品物を1つ100円と、100円で全部品物出してきてどっかのお店を借りて共同で市を開くとい

ったこともやっておりました。そういった面で、確かにこの買い物難民という言葉はそうあるかもわかりませんが、方法によればある程度解決できるんじゃないかなということも考えます。そのあたりの見解をちょっとお聞きしたいと思います。

それと、国勢調査の件でございますが、この件につきましては、視点は変わりましたがきょうの初日の山崎議員、それから竹平議員との答弁とも相重なってくると思いますが、ただ単にその数字だけ見ましてこの5年間で1,485人減ったと。要は、単なるただ1,485人かということですが、私がどれくらいの数字かなということちょっと考えてみたんです。ちょうど香北町の美良布地区が6自治体があるがです。そこが約1,500人ぐらいです。だから、美良布の町の人がもう全然この5年間でいなくなったという状況なんです。

そういったところをまた考えていただきまして、できるだけ身近な数値に考え変えていただいたらいろいろより現実味がわかるんじゃないかなということをつくづく考えました。先ほど、企画課長にはいろいろご答弁いただきましてありがとうございます。

これで2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 千頭議員の2回目のご質問にお答えいたします。

応援協定を結んでいるが、その建設業者とか、それから、建設業者につきまして、地元の業者を優先しないとそこまで来る道が遮断されたりして役に立たんのではないかなということでもございました。それは自分も考えます。大きな地震などになりますと、南海地震は100秒揺れると言いますし、崩れることは十分想定してしなければなりません。来るための道がふさがれた場合、その内部にいる業者でないとその除去作業なんかもできないということになります。そこから奥の業者さんにはやっていただけると。それから、下からはその協定を結んでいる業者が来てその除去作業を行う。その両方からやるようなことになると思います。

それから、管工事組合、これも契約、協定を結んだらどうかというご質問でございますが、それも検討いたします。今現在その市のほうから管工事組合へ管理委託契約、その年間を通じて管が破れたとかそういうときにその復旧をしてもらうという、そういう年間契約を結んでおきまして、災害時におきましてあちこち傷めばそれは有効になるということをお聞きしました。

それから、広域ネットワーク、それからあわら市との協定を結んでいる、その強化というご質問でございますが、あわら市との間の協定は、これは強化というか実際にやりとりをして、いざというときに役に立つものにしていかなければならないと思っております。それから、広域ネットワークはどうかということですが、これは単体の市町村を選ぶかとかいろんなことが考えられますので、これも今後の検討課題だと思います。

それから、越知町の桑藪の例を出されました。残土を持っていくとか各課の横の連携によって実現をという、ヘリポートの件です。ヘリポートの実現をということござい

ますが、これは連携は、できる連携はとっていかなければならないとっております。
そのヘリポート、まずは適地を見つけるというのが一番でございます、そのためには
できる手段はとっていくというふうなことでいかなければならないと思います。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 千頭洋一議員の買い物難民対策の2回目のご質問に
お答えいたします。

千頭議員が述べられましたように、隣の南国市の軽トラ市や空き店舗を利用した取り
組みなどを参考にさせていただき、工夫を凝らすなど、商工会や事業者とともに対策を
協議してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、千頭洋一君。

○6番（千頭洋一君） 千頭です。1つちょっと聞き抜かりましたのでお聞きいたし
ます。

ヘリポートの設置についてですが、繁藤地区のその哀悼の広場を予定していたと先ほ
ど申しましたんですが、そこが気流等の関係でなかなか条件があってできないというお
話を前にいただきましたんですが、同じ繁藤には甫喜ヶ峰の森林公園とか、それからこ
ちらへ来たら大平の森林技術センター、県の県有地でございますが、その一角をお借り
してそのヘリポートの設置等の検討をされたかどうか、1つお伺いいたします。

以上で終わります。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 千頭議員の3回目のご質問にお答えいたします。

繁藤地区のヘリポートについてですが、哀悼の広場はその気流、それから山が迫って
いる、そういうことから調査してもらった結果、だめでございます。それから、甫喜
ヶ峰のほうは、あの上へ上がって行って、あそこは植樹祭をやったところになると思
いますがヘリが着陸できるようになっております。それから、森林技術センターでござ
いいますが、これは検討してはございません。これも検討はしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 千頭洋一君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議
ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに
決定しました。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 4時08分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 3 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 3 年 3 月 9 日 水曜日

平成23年第1回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成23年3月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月9日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	山 崎 龍太郎
4 番	利 根 健 二	1 6 番	片 岡 守 春
5 番	爲 近 初 男	1 7 番	石 川 彰 宏
6 番	千 頭 洋 一	1 8 番	竹 内 俊 夫
7 番	濱 田 百合子	1 9 番	前 田 泰 祐
8 番	山 崎 晃 子	2 0 番	山 本 芳 男
9 番	織 田 秀 幸	2 1 番	小 松 紀 夫
1 0 番	比与森 光 俊	2 2 番	西 村 芳 成
1 1 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

1 5 番 大 岸 眞 弓

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	明 石 猛	建設都計課長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	野 島 惠 一	下水道課長	佐々木 寿 幸
広域分権担当参事	奥 宮 政 水	環境課長	横 谷 勝 正
総務課長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企画課長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	几 内 一 秀
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	地籍調査課長	竹 内 敬
財政課長	後 藤 博 明	林政課長	舟 谷 益 夫
収納管理課長	阿 部 政 敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉 村 泰 典	支 所 長	二 宮 明 男
住民課長	山 崎 綾 子	地域振興課長	今 田 博 明
保険課長	岡 本 明 弘	《物部支所》	
税務課長	高 橋 功	支 所 長	岡 本 博 臣
福祉事務所長	小 松 美 公	地域振興課長	西 村 博 之
農政課長兼農業委員会事務局長	中 井 潤		

【教育委員会部局】

教 育 長 時 久 惠 子 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 田 島 基 宏
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成23年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成23年3月9日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 18番 竹内俊夫
- ② 13番 依光美代子
- ③ 9番 織田秀幸
- ④ 3番 山崎真幹
- ⑤ 7番 濱田百合子
- ⑥ 14番 山崎龍太郎

会議録署名議員

9番、織田秀幸君、10番、比与森光俊君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前にご報告申し上げます。15番、大岸眞弓君は、親戚の葬儀のため欠席という連絡がっております。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

18番、竹内俊夫君。

○18番（竹内俊夫君） おはようございます。18番、竹内でございます。私は、2つの項目について、また、3つの質問をさせていただきます。

まず、最初に、林道、作業道の維持管理ということで質問をさせていただきます。

林道につきましては、質問をまずさせていただきます。

昭和30年から昭和40年ごろまでは、木材の伐採、搬出は主に人力で作業を行っておりました。作業は重労働で、また、人手も少なくなり、機械で作業をするようになってまいりました。そういうことからして、今は林道が各地区の山に向かって入っております。林道は主に木材の搬出、植林、山の手入れなどを行うときに利用する道路であります。林道ができて最初のころは、受益者がそれぞれ草刈りの管理をしたり、土砂の簡単な取り除きなどは行っておりましたが、10年も経過が、たつと、草の生える量は多くなり、落石、土砂崩れも多くなり、土砂で側溝は水も通らないような形になっております。そうなりますと、なかなか受益者だけではその管理はできなくなっております。

そうしたところから、林道につきまして、落石は多くなり、土砂の量も多くなった。また、道路の中ごろまで草が生え込んでいるという状態にある林道が、香美市の林道で数多く見られるようになりました。今後、市としてその林道の維持管理についてどのように考えているかお伺いをいたします。

次に、作業道についてお尋ねをいたします。

近年、林業の仕事も機械化が進み、木材の搬出、山の手入れなどが容易にできるようになり、また、山林所有者が山に関心ができるようにと、山の近くまで車が行けるようなことから、平成のちょうど5年ごろからではなかったかと思えますけれども、林道を起点として市内各地で作業道がついております。作業道は、ブロックなど使わず、橋もかけない、側溝もない、山を掘ってつけた道路であります。伐採、間伐をした木材の搬出時間を少しでも短縮をし、山林所有者に売上金が少しでも多く入るようとする道路であります。

作業道の中には、地区と地区をつないでいる道路もあります。また、香美市の旧3町村とつながっている作業道もあります。今、作業道によったら、広い山林で間伐作業をし木材を搬出するため整備もされている作業道もありますが、多くの作業道はもう既に

10年も過ぎていることから林道同様、それ以上に雑木は作業道の中まで生え込み、落石、枯れ木での倒木など、道路は通れなくなり、路面はちょうどかわらのようになり、車も通れない状態の作業道が多くあります。このような作業道の維持管理について、市として今後の対応を問うものでございます。

次に、3つ目、耕作放棄地対策についてをお伺いをいたします。

数年前から後継者も少なくなり、また耕作者も高齢化をし、また機械化についていけず、そのようなことから市内の中山間地の地目は田であります。その田が数年前から耕作もせず、また草も刈らず、荒れ放題の土地が市内各地の中山間地域で多く見られるようになってきました。耕作放棄地はイノシシやらタヌキ、野鳥の格好のすみ場となり、稲作、露地野菜に大きな被害が出ておるところがあります。また、雑草は隣の水田、畑に生え込み、種子が飛んでくるなどの被害が多く出ております。

このような耕作放棄地を今後、市としてどのような対策をするのかお聞きをいたしまして1回目の質問といたします。

○議長（西村芳成君） 林政課長、舟谷益夫君。

○林政課長（舟谷益夫君） おはようございます。竹内俊夫議員の林道、作業道の維持管理についてお答えします。

まずは、林道の維持管理のことですが、市が管理します林道は全域で74路線、総延長が約283.6キロあります。物部管内は33路線、延長約157キロ、香北管内が27路線、延長約89.6キロ、山田管内は14路線、延長約37キロとなっております。通常行います維持管理につきましては各支所で対応しておりまして、小規模な崩壊土砂の撤去、側溝のしゅんせつ、除草などに取り組んでおります。

平成21年度決算の林道維持管理費の支出につきましては、物部が2,000万円、香北が398万1,000円、山田が198万円、総額2,596万1,000円となっておりますが、全線行うにはほど遠い投資金額でございます。そのため、林道起点から人家までを最重点に、また、主要路線につきましては、全線の区間ですがローテーションにて行いますなど、限られた予算の中で行っているような状況です。特に、香北管内の人家から奥の区間につきましては、予算の関係から手が回らない状態となっておりますので、主要路線での優先順位などを検討しまして、ローテーションで定期的な取り組みが行えますよう、管理手法等、予算の獲得などにつきまして市関係部局とも協議を進めていこうと考えております。

次に、作業道の維持管理のことですが、林道を起点といたしまして木材の搬出、山の手入れ、また山林所有者が山に関心ができますようにと、市内各地区で作業道ができております。作業道は、済みません、作業道の先ほどの答弁は訂正させていただきます。済みません。作業道につきましては、補助事業などで開設しました作業道の管理主体は、その作業道を利用する受益者となっております。そのことから香美森林組合では、その作業道を利用する搬出材積に対して、立米当たり200円の管理費を徴収し

積み立てて、必要が生じた場合、組合が重機などによりまして維持補修をしております。

そのほかとしまして、県の事業ですが、地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して、平成21年度から平成23年度までは、幹線路網的な役割を担う作業道の支障箇所の復旧などに要する経費に対しまして、85%補助する高知県林内路網アップグレード事業があります。また、平成23年度より国の交付金事業であります地域活動支援交付金のメニューが変更されまして、作業道の点検修繕費として、対象森林内の育成林面積に対しまして、ヘクタール当たり5,000円の交付が受けられることになっております。この財源につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。

それから、集約化に伴いまして作業道の重要性が言われまして、作業道の路網整備の必要性が出てですね、そういった新しいメニューもふえておりますが、既存の林道を、林道というか作業道を活用して、大型の高性能機械の導入も進めていかないと、考えておりますので、既存の幅員の狭い作業道を改良するような事業も出てくるだろうと思われまますので、そういうことを期待しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 農政課長、中井 潤君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（中井 潤君） おはようございます。竹内議員の耕作放棄地の件につきましてお答えを申し上げます。

耕作放棄地は市内全域に広がっておりまして、近隣の農地に悪影響を与えております。特に中山間地域では顕著でありまして、市としましても重要な課題の1つとなっております。市全域の取り組みとしましては、農業委員の日々での活動や農地パトロールによりまして、耕作放棄地の発生状況と要活用農地の現状調査を行っております。それぞれの所有者の個別の意向調査をもとにしまして、自己管理や耕作を行う旨の回答があった場合は、管理や耕作の誘導を行っております。また、困難である場合は、権利の集積や貸借によりまして、農地を、地域の担い手を中心に優良事業を探して農地の集積を進めていくこととしております。

本年度までですね、耕作放棄地の再生利用緊急対策交付金というのがありまして、それが本年度までは所有者が対象外でありましたけども、来年度からは所有者も対象になるということで使い勝手のいい助成金にはなると思っておりますけども、この事業につきましては、5カ年間継続して耕作をするということが条件になるというようなことから、本人にしましても、第三者にしましても、耕作をするという、耕作ができるという方を確保してからでないとも効果が薄いというふうに考えております。耕作放棄地をそのまま解消しても、またそのまま放棄をされますと二、三年で耕作できなくなるというようなことから、耕作者を確保してからでないともこういう事業についても導入が非常にこう厳しくなるのかなというふうに考えております。

今後とも耕作放棄地の発生原因や課題に対応するように、それぞれの課題に対して対

応するように努めてまいりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 18番、竹内俊夫君。

○18番（竹内俊夫君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず、作業道についての質問をさせていただきます。

作業道は、先ほどの答弁では山の、仮に大きな山を間伐または伐採して搬出するときには、5年たっておっても10年たっておっても道が通れない、道は直して通る、そのような形でつけた作業道であるというような答えでありましたが、この作業道、私一番先であったと思いますが、香北町では一番先の団地化をするということで、旧暁霞地区を対象にした団地をしてその山を守ろうというような形で、どうしてもこれは作業道が一番大事だということでした経過があります。そのときに、私ちょうど山にも関心がありますし、また、住民のほうからいろいろ世話してくれまいかということでお尋ねもありました関係で、それぞれの地区の山の持ち主の人に相談をしたことがあります。というのは、山はとにかく林道から歩いたらまだ1時間もかかる山があるということで、そのところに行くにはやっぱりこう道路をつけて行くのが一番作業もしやすいし、それと山の収入もよけ入るようになるということをもまず言われまして、その次に、だれでも容易に山へ行けるようになるから、で、その山主さんに相談をして、ぜひこの山に作業道を通らせてくれというようなことで相談に行ったことがあります。そうなりますと、土地の人はやっぱり自分の山に作業道ができたら容易に山へ行きたくなると、また関心ができるというようなことからして作業道をつけるのに道路の土地を提供したというような過程もありますので、やっぱりこう作業をしに行く人夫さんだけでなくして一般の個人の山の人も通る道であるというように今も理解をしておりますし、またそのように、精いっぱいなるように、初めのうちには草も刈ったり横の横断側溝とか側溝の構造物はないですけれども、山を、ただ道を横に掘って水を流してふてているというようなところは、大雨が降ったらそこへ行って、近いところはその手入れもしておるような場所もありますので、とにかくその山へ関心のある人も山へ行けるような状態にしていきたいと思っております。

私ちょうど、もう最近ですが、作業道を通して、うちの地区からよその地区へつながる道を通ってきたところが、途中まではなかなか草も生えてはおったけれども、割合に通りがかった道でありましたが、途中その道の延長の約3分の2ぐらいまで来たときに土砂崩れはあったし、倒木はあったし、路面は陥没をして全然通れなくなって、ちようど車を置いてまた迎えに来てもらったというようなこともあります。そんなことからして、この道は通れるもんなりと思って通ったところですがけれども、通れなかったことは非常に残念なことでありましたので、大変こう無理な質問かも知れませんが、全線とも言わずとも、いつでもそこそこの車であつたら通れるような形にしていきたいというように思っております。

森林組合のほうも、先ほど言いましたが1立方ですか、その材木を搬出するときにお金を何ぼかいただいております、それを積み立てておいて、次の木材を出すところの傷んだ作業道とかいうところに充てているというようなことではありましたけれども、なかなかそれが、その改良、維持には充たっていないような気がします。そこで、いろいろ協力もしもって、森林組合といろいろ協力もしもって市もつけた道であろうかと思っておりますので、その点のことをもう一度お伺いをいたします。

耕作放棄地であります、いよいよこれまこと耕作放棄地は、私は一番周囲が三方見渡せるところの場所に毎日生活をしております関係で、大体ここどこが荒廃地になりかけた、あこには草が生えだいたが田をつくらんろうというようなところが見えます。そういうところからして、その人その人を知っておったり、その地区の関係を知っておったりすることからして、大分つくる耕作者がいなくなったもんじゃというように感じておるところであります、後継者がいなくなったり、今言うたように大きな機械化にはついていけずして自然と放棄をするようになったところではありますが、1年に1回くらいは草も刈って、そしてまた隣の人にはそれほど迷惑をかからないようにするのが持ち主の義務ではなかろうかと思っておりますけれども、なかなかされていない状態であります。

それから、農業委員会が年に何回か、今まで何回か回ったと、管理をするようにというふうなことでお願いに行ったりしたことがあると聞いておりますが、以前も、旧香北町のときも荒廃地はだんだんとできておった関係で、農業委員会として各地をパトロールをして、いろいろほかの土地に迷惑がかかっておるような土地があったらそこは注意をし、またお願いもして、パトロールをし、土地の所有者にお願いもし、話もして回った経過もありますが、今でもやはりこう回っておるようでありますけれども、その荒廃地は依然として少なくなっておりません。かえって多くなっておるように思いますが、これからの対応をお聞きをいたします。

林道ですが、林道はそれぞれ答弁もありましたが、林道は先ほどのようにはない、やっぱし構造物もあり、しっかりとした道路でありますので、管理そのものはもう落石と側溝のさらえというふうなことが一番になろうかと思っておりますが、維持管理につきましては、開設当時は時々地主の、地主というか受益者の方がその作業をしておったこともあります。けれども、何年もたつとなかなかそれもようしないというふうなことになっておりますけれども、所によったら道路をね、路面だけは、何というか、ショベルカーというのか、ずっとハイドバンというのか、それで突き流して、道路へ落ちていた土砂、石は取り除きをしておる林道があります。それは1日の作業であるかと思っておりますけれども、重機を1万円で借って、借るといって借り上げてそれで作業をしてもらって、それはその関係者が1万円を払っておるというふうなところもあります。住民といたしましても、そら協力はしておる地区はあると思っております。大体それほど、距離が5キロも6キロもあるような林道を作業をするのは大変だろうかと思っておりますけれども、それほど長くもない、人も割合協力もする地区であろうかと思っておりますが、そういうふうなことをしておる地区

もあるということです。

そのようなことからして、全体、全部の全部をなかなかきれいに作業ができておるといふことにはなかなかならないかも知れませんが、5年に一遍、3年か5年に一遍ぐらいはどうかその作業をする。また、やることがきれいな林道で、だれでも楽に通れる林道になるかと思っておりますので、その辺のことを今からどうするのかということをお聞きをいたしまして2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（西村芳成君） 林政課長、舟谷益夫君。

○林政課長（舟谷益夫君） 竹内俊夫議員の2回目の質問に対しましてお答えいたします。

まず、市が管理する林道でございますが、先ほども答弁しましたようになかなか集落間を結ぶ幹線道路的な役割をする林道とか、それから人家まで生活道に使っているようなところを予算の関係から重点的にしゅうということで、それとあわせまして、その人家から奥の、本当の林業をするための通行の確保につきましては、その草刈りとか側溝を全線できないような状況でございますが、その区間での崩壊とかですね、トラックが通れなくなったら連絡が来て作業に支障がないような形、最低限の形で復旧とかいうのは通常取り組んでおります。

それと、先ほどのローテーションの話でございますが、1回目の答弁したように今後の林道の管理手法についても検討をしていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

それと、作業道の管理につきましては、なかなか市が直接管理をするということにはなりません。といいますのは、もうその集約化した中の限られた受益者の通行するための作業道でございますので、原則といたしましてはもう受益者管理ということになっておまして、それで、そういった作業道の維持管理の支援する、これからまた補助事業なんかもメニュー的にもふえてくると思っておりますので、その事業が出てきましたら組合のほうと協議をして、積極的にそういった事業を導入して、作業道の維持管理に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 農政課長、中井 潤君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（中井 潤君） 竹内議員の2回目のご質問にお答えをします。

耕作放棄地が減らずに、それかえってふえているという状況だがということなんです、耕作放棄地につきまして、本人が耕作をすると言ってそれが守られてないという場合には、なかなかちょっと手が出せないというふうに思っております。また、だれかにつくってもらいたいという意向があつてですね、つくり手もあればそれに集積利用という格好の事業がございますので、それらの有利な事業を導入をしてまいりたいというふうに思っております。ほんで、つくり手もない、自分もよう草を刈れないという場合につきましては、シルバー人材センターなんかを紹介をしまして解消を願っていくという

ことになろうと思います。いずれにしましても本人が草刈りをすることを了解をしてということであればですねいろいろの手だてができますが、もう触るな、つつくなど、入るなというふうになりますと一切手が出せないんじゃないかというふうには考えております。

前にもお答えをしたとは思いますが、今後も耕作放棄地の発生原因とか課題とかいうものを熟知をしながら、土地利用も含めて、地域ぐるみの取り組みができるような農地・水とかですね、そういう事業もございまして、農地・水環境保全向上対策とかいう事業もございまして、地域ぐるみでできるような方向になればそっちの方向に誘導できればというふうには考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 竹内議員の林業、そして農政についてのご質問に私なりの思いを述べさせていただいて答弁とさせていただきますと思います。

それぞれ具体的な市の取り組み、林道、作業道、そして耕作放棄地についての取り組みにつきましては、担当課長のほうからそれぞれ述べさせていただきました。この作業道にしる林道にいたしましても、やはり当時、今もそうですが、少しでも木材搬出のコストを下げるために林道が、あるいはまた管理ができるために、山を身近に感じるために作業道などをつけているわけでございますが、しかし、その反面、木材価格の余りにも安値、そうしたものでなかなかそれに対する手当てが追いついていかないというのが状況であろうというふうに思います。木材価格さえ、これが上昇をすれば、やはりそうした林道の整備なり、あるいはまた作業道の整備、そうしたものは当然行き届いていきますし、また、それぞれ林家におきましてもやはりそうしたところまで手が入れられるというふうな状況にあるわけでございますので、常に言っておりますが、この木材価格がこのような状況では本当に山が荒廃をしていく状況になっていくわけでありまして、この政策は市の政策ではなく国の政策としてやはり取り組んでいただかなければならないということを常に言っているわけでございます。

また、この耕作放棄地につきましてもそうであります。高齢化が進んでおります特に中山間地域におきましては、年々耕作放棄地がふえておるのが現実であります。先日、きのう、おとついでしたか、私BSフジの「プライムニュース」をよく見ますが、その中で農地転用についての仕分けのニュースをやっておりました。国の関係者の発言によりますと、特に農地に対する考え方が、本当に我々この現場におる者の考え方と違うと、全然認識がないというふうな印象を受けました。やはりこの日本国土、これくらい中山間地があり、また、その中山間地で農業を営んでおる方がたくさんおる中で農地の集積、大規模農業を進めていくいうても、それは言葉的にはいいわけですが、現実的にそれができていくのか。そうしたことが本当に中山間地域の農地でできていくのかということについては大いに疑問を感じております。

そうした中で、山間地の農地を守っていかなければならないわけでありますので、これも当然国土を守るという視点から、やはり国の施策というものが大事になってくるといふふうに思っております。今TPPの問題もございしますが、本当に十把一からげで農業を、あるいはまた国の状況をその中でとらまえろうとしておりますけれども、現場には現場なりの大変な厳しい状況があるということを国の為政者はやはり考えていただかなければ、現場に直結しておる我々としては大変な苦勞と現実を見ながら、大変それぞれの個々の農家においても痛みを感じておるといふふうに思っておりますので、常に市長会などを通じながらやはり国へ、対してこうしたことの現実、現状を訴えていくのが我々の使命だといふふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 竹内俊夫君の質問が終わりました。

次に、13番、依光美代子君。

○13番（依光美代子君） 13番。おはようございます。13番、依光美代子でございます。平成22年度の最後の議会となりました。今期で原課から新しい新組織再編で異動になられる執行部の皆さんも何名かいらっしゃると思いますが、ぜひその中で課題を次へ引き継いでほしい。そして、住民の皆さんが安心して暮らせる香美市にしたいという思いから質問をさせていただきます。

そしたら、始めさせていただきます。4点についてお伺いをいたします。

最初に、公用バスの利用についてお尋ねをいたします。

公用バスの運転者が平成21年度で1名退職をされ、平成22年度は1名となりました。前年度2名体制で取り組んでいたときと比較し、利用状況はどのように変化をしましたか。また、利用状況に支障はなかったでしょうか。学校行事など重なったときはどのような対応をしてこられましたか。学校や住民からはどのような声が上がってきており対応してきたのかお聞かせください。そして、平成23年度で現職の運転者も退職と聞くが、今後どのような対策を考えているのか。

以上お尋ねをいたします。

2つ目に、ワクチン接種についてお尋ねをいたします。

ワクチンによる予防接種は感染症から命を守るためにも重要と考えますが、しかしながら、ワクチンの予防接種により予期せぬことが発生することもあります。今年1月から始まった2つのワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種後、4名の死亡の報告があり、接種を一時見合わせるようになったという新聞報道が3月4日にありました。保護者は不安を抱いているのではないのでしょうか。このことに対しどのような対応をしていますか。

今回質問をするのは、日本脳炎ワクチンの定期接種についてお伺いするのですが、このワクチン接種についても、以前、接種後に神経障害などが起こる重傷の急性散在性脳

脊髄炎を発症したケースが報告されたことを受けて、平成17年5月から事実上接種が中断され空白期間が生じておりました。この日本脳炎ワクチンの定期接種は、通常第1期として3歳で2回、4歳で1回、第2期として9歳で1回の計4回接種することになっています。中断されたその後、平成21年2月に副作用が少ないと期待される新しいワクチンが承認され、その年の6月から定期の第1期の予防接種に使用が許されました。そして、昨年4月より定期予防接種第1期のみの積極的勧奨になったと聞いております。

この日本脳炎ワクチンの予防接種が事実上中断していた平成17年から平成22年度までの、失礼しました、平成22年までの5年の空白期間に9歳児の接種が受けられなかった人について、希望があれば公費負担による定期接種が受けられるようにすると厚生労働省小委員会が決め、早ければ5月から取り入れたいという新聞報道が2月22日にありました。香美市におけるこの空白期間の予防接種対象者は何名かを把握していますか。また、接種を実施する場合の開始時期はいつごろを予定をしており、またどのように周知をするのか。そして、空白期間の9歳児以外、いわゆる第1期の未接種者への対応はどのようにしてこられましたか。こういった情報が報道されると担当課への住民からの問い合わせがあると思いますが、課内の職員は情報を共有し、どなたでも対応できるようになっていますか。

以上をお尋ねをいたします。

次に、高齢者対策についてお尋ねをいたします。

本市の高齢化率は合併時には31.9%でしたが、平成20年10月1日には33.7%となり、市民の3人に1人は高齢者となりました。超高齢化社会に突入をしております。その高齢化に伴って要支援、要介護認定者の大幅な増加や、認知症高齢者、また高齢者のみの世帯や一人暮らしなどの増加となっております。そして、少子化のため地域社会の担い手の減少といった問題が生まれており、高齢者にとり不安要素がふえてきております。高齢者の皆さんが住みなれた地域でいつまでも健康で安心して過ごすことができるように、地域社会全体でともに支え合い、高齢者が生きがいに満ちた生活を続けていくことができる仕組みづくりや体制づくりが必要であります。

こうした状況の変化をとらえ、本市では、平成21年3月に第4期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画が第1次香美市振興計画を上位計画とし、ほかの計画などとの整合性を図りながら策定をされました。この計画では、高齢者の自立支援の観点から活動的な85歳を目標に健康づくりや介護予防を行うとなっております。

そこでお尋ねをいたします。32ページの計画の取り組みを推進するための1から4の目標を掲げております。今回の質問は、この1番についてお尋ねをいたします。

1番に、「健康でいきいき暮らせるまちづくりの推進」とあり、少しそれを読まさせていただきます。「超高齢化社会を迎えるにあたり、すべての高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことができるよう、各ライフステージに即した健康づくり事業や介護予防事業を引き続き推進するとともに」、ここからです。「高齢者の持つ豊かな経験や知

識、技能を活かし」、とっていいことですね。こういうことを皆さんが待ち望んでいると思います。「また、日々の暮らしの中で働くことや学ぶことを継続しながら」、「日々の暮らしの中で働くことや学ぶことを継続しながら」、これはどのようなことを想定しているのでしょうか。「日々の暮らしの中で働くことや学ぶことを継続しながら生きがいを持って暮らすことができるまちづくりを推進します。また」云々とあります。

ここまでの部分でお尋ねをいたします。このような取り組みが実現をできれば、高齢者の皆さんは安心して年を重ねることができます。また、健康寿命の延伸効果もあるでしょう。すばらしい取り組みであり、高齢者の方々の待ち望むニーズにマッチした事業だと考えます。この計画ができた年の秋ごろ、この事業について担当課に尋ねたところ、「まだ具体的なことはできていません。これからです」とのことでした。その後、検討され、取り組みが始まっていると思います。平成22年度にはどのような取り組みをなされましたか。

また、この計画については毎年進捗状況を点検するとなっておりますが、本年度の取り組みの進捗状況と今後の課題について聞かせてください。

最後に、保健事業についてお尋ねをいたします。

香美市では、平成22年度より他市に先駆け香美市独自に特定健診の項目にクレアチニン検査を追加し、腎機能障害の早期発見に力を入れております。この検査は、高額医療の要因である透析患者予備軍を早期に発見することで、健康寿命の延伸や病気の重症化を防ぎ、医療費の抑制効果も期待をされております。

その効果についてお聞きをいたします。今年の検査で腎機能に異常が疑われる方は何名でしたか。また、検査後の対応はどのようにしておりますか。そして、本市の透析患者数についての推移もあわせてお尋ねをいたします。

今期で岡本課長は収納課へ異動となり大変残念に思いますが、長い間ご苦労さまでございました。この間、地道に保健事業に取り組み、医療費の適正化にも尽力を尽くされてこられました。合併時より取り組んでこられたからこそ、香美市の抱える問題点や課題が見えたのではないのでしょうか。また、その課題解決のためにはどのような対策が必要と考えますか。せっかくのノウハウをぜひ次へ引き継いでほしいです。

健康長寿や医療費適正化に向け、平成23年度、さらに重点的に取り組むべき課題は何であると考えますか。そして、私は、保健事業を進める中で、医療費の適正化は住民の健康レベルを上げることだと思います。健康づくりは人づくり、人づくりはまちづくり、この町の大きな課題です。そのためには、保険課だけでなく他の課との連携が必要不可欠と考えますが、現状どう認識されているのかあわせてお伺いをいたします。

以上で1回目の私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 私のほうから依光美代子議員さんの公用バス、これマイクバスのことだと思いますが、これについてお答えいたします。

平成22年度より公用バスの運転手が1名減となったが、前年度比較の使途、利用状況、それからどのように変化したか。また、今後の対策についてということでございますが、まず、平成20年度。

○議長（西村芳成君） 課長、ちょっと聞こえん言いゆう、マイク入れちゆう？

○財政課長（後藤博明君） えいですかね、平成20年度、平成21年度、平成22年度の2月末までのバスの回数なんですけど、平成20年度におきましては2台、このときはトヨタ、日産とありまして289回、年間289回、ほんでこれを月に戻しますと1月当たり12回稼働しております、平均ですね。それから、平成21年度におきましては288回、これも2台おりますので大体同じぐらいの稼働回数でございます。これも1月当たりに戻しますと12回。それで、お尋ねの平成22年度、これは1台になった。財政課管理の車が1台になった部分ですが、これが2月で178回になっております。これをですね1月当たりに戻しますと16.2回、いわゆる1台の稼働回数はふえております。その中でご質問にございましたように多く利用状況のある学校、保育等々を個別に拾い上げますとですね、平成21年度で学校関係が119回、保育関係が45回、2台であります。それが平成22年度になりますと学校関係が77回、保育関係が19回、学校で42回、保育で26回という減少になっております。

これは平成20年度、私が担当課になりまして平成20年度あたりから課長会等で、当然平成21年度では車が減ります、平成22年度では車が減りますというような協力要請をしてきております。その中で、それぞれ担当課には非常にご無理を申し上げまして日程調整、その他そういった部分でご協力いただいて現在の状況になっておるといふふうに考えております。ちなみに、平成22年度におきますと、休日、これは日曜、祭日等におきましては30日稼働しております。それから、大きくふえたのが1日に授業、いわゆる午前中の授業と午後の授業が違う、いわゆる2回乗車しなければならないのが13日となっております。これが2台ですと、それぞれ分かれて運転しておりますので非常に担当の専属運転手さんには非常にご無理を申し、さしておるといふ状況になってきております。

現在、香美市におきましては、財政管理の今説明した公用車、バスが1台、それから香北支所、物部支所に1台ずつございますが、いわゆる日常運行できるのは財政課のみの車でございます。当然ご存じのとおり現在財政管理のマイクロバスの担当職員におきましては、平成23年度末で定年退職と、迎えるというふうになってます。これは昨年の3月議会でも、これは千頭議員さんのご質問にお答えしましたが、平成24年度からは基本的には専属の運転手がいなくなる状況になります。これはもう現実でございます。そのことにつきまして、担当課としましては、これで廃止するかというような議論をいろいろしてきまして現在に至っておりますが、その平成24年度以降、専属職員の雇用、それからまた公用バスの運転を外部委託等々も考えております。しかしながら、どちらともいろんな部分の経費が重なるということもございます。現在のところ、これは市役

所内部での話でございますが、対策で公用バスの廃車、廃止ですね、廃止して完全に借り上げをすると、民間会社がありますので借り上げをします。外部委託をする。それから、バスは保有しながら運転手さんを派遣していただいて外部委託すると、いろんな方法を今現在検討中でございます。

参考に、ちょっと自分たちが検討する中でこの近辺、香南、南国、四万十市でどういう運営をしているかというのをちょっと資料として取り集めましたけど、香南市におきましては、運転手さん現在2名、それからバスが5台あります。5町村が1つになってますので5台、退職者、合併前で運転手をしておった方に現在シルバー人材センターに登録をしていただいて、そこで運転手を派遣していただいて委託しておると。それから、一般職の方で大型バスの免許を持っている方がおりますけれど、この方については職員の研修とかいった部分以外は運転をさしておらないという状況でございます。それと、将来におきましては、人材センターの委託を廃止してタクシー会社、観光会社等に委託する方向で検討を始めておるとというのが香南市でございます。

南国市におきましては、運転手1名、バス1台で現在運行しておるようでございます。あと、社会福祉協議会とか通学バスがありますけど、これはシルバー人材センターに委託と。それから、一般職の職員が、免許を持っておる職員がバスの運転をすることはあり得ないというふうになってます。

それから、四万十市、これは運転手が5名おります。それからバスが3台あります。これは、ここでは運転手の退職後につきましては、運転手そのものは不補充というふうなことで現在進んでおるというふうになっております。

マイクロバスの必要性は十分あるとは考えますが、これは市の部分で、今非常に利用規定が多岐に渡っております。市役所の課、それから教育委員会、それぞれすべてのところが利用できる。それから、それぞれお持ちの団体等につきましても利用できるというふうになっております。そうするとですね、当然無料ですのでそういった利用頻度は非常に高くなっています。これを整理しないと、今後、仮にバス1台、囑託等でやってもですね、非常に運転手さんに過重な運行を期待するというふうになりますので、その辺から見直していかないと、基本的には外部のほうがそれで安くはなりやあせんろうかと、なってくるんじゃないろうかというふうには考えてます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 健康づくり推進課長、凡内一秀君。

○健康づくり推進課長（凡内一秀君） おはようございます。依光議員さんの2点目、日本脳炎ワクチンの接種に関係してでございます。

日本脳炎の定期予防接種につきましては、おっしゃられましたように第1期としまして通常3歳で2回、そして4歳で1回接種することで基礎的な免疫をつけまして、そして、第2期として9歳で1回の追加接種をすることになっております。ご質問の9歳の未接種者は、この追加免疫の第2期に該当するところでございます。このワクチンにつ

きましては、このワクチンが原因と考えられます健康被害の発生によりまして、平成17年から積極的勧奨が差し控えられておりましたため、平成17年からの差し控えによります、第2期であります9歳児の接種への影響を受けた方々につきましては、香美市で約1,100人の該当者がおいでます。

これらの方々の中におきましては、既に第2期の法令上の定期接種の年齢、13歳未満を超えておる方ももう既におるわけでございますので、これらにつきましては、平成23年2月21日の厚生労働省の小委員会において接種への検討がされてきたところです。現在の法令では、第1期、これ生後6カ月から7歳6カ月までの間にある者となっております。それから、第2期につきましては9歳以上13歳未満の者となっておりますが、この年齢で法令に基づく定期接種を受けるということになります。第2期の年齢には接種の差し控えによりまして第1期の接種を受けてない方がまだおいでます。これにつきましては、特例措置としまして2期の年齢で1期の不足回数を接種ができるようになっております。

定期接種として接種できます接種希望者への周知を十分することは大変重要なことでありますので、広報への掲載を行いまして、12月の広報へも掲載を行いまして、第1期の定期接種につきましては実施をいたしております。また、定期接種の対象者につきましては、個別にもお知らせをして対応しております。この5年に及びます接種勧奨の控えによりまして、接種の機会を逃したまま定期接種の年齢を過ぎた対象者の方につきましては、21日の小委員会での検討等がありますので、今後国で検討されまして通知がまた行われることと思っておりますので、通知がありましたらそれにて対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

済みません。ちょっと抜かりまして、それに対しての情報の共有しての対応ということがご質問にありましたが、状況につきましては課員につなげまして対応してもらっておりますが、やはり大切なことですので、行き違いがあってもいけませんので、主として担当が対応できるような体制を課内でとって対応していております。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 依光議員のご質問にお答えします。

まず、高齢者対策について、第4期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の（1）に掲げている「健康でいきいき暮らせるまちづくりの推進」とはどのような取り組みかのご質問にお答えします。

計画書の32ページ、33ページに記述をしておるのが目標でして、34ページに「施策体系図」というのが載っているんですが、そこに事業が載っておりまして、保険課の行っている事業は介護予防事業の取り組みが該当をしておりますので、介護予防事業についてお答えをさせていただきます。

介護予防事業は、民生委員、老人クラブの代表の方たちと定期的な意見交換の場を持

ちながら、歩いて行ける地域の集会所などでの自主グループの立ち上げ支援などに取り組み、市内約50カ所で住民の方による交流の場所ができています。昨年度そして今年度と新たに立ち上がったグループは一、二件程度です。過疎化などで住民による自主活動が困難な地域もあり、可能なところでの自主グループづくりは一定できたと考えています。

今年度は、既存グループの活動支援として、認知症予防をテーマに健康教室を実施したり、グループリーダーの方たちに呼びかけレクリエーションの研修会やグループ間の情報交換会などを実施しています。特に今年度は、住民による自主活動が困難な地域への対応として、物部地区においてあったかふれあいセンター事業で奥物部ふれあいプラザにひとやすみサロンを開き、買い物や病院への受診などの機会を利用して交流できる場所として、高齢者に限らずいろいろな世代の住民の方に自由に利用してもらうスペースを確保しました。

介護予防事業にしてもあったかふれあいセンター事業にしても今後どのような形にしていったらいいのかが課題で、第5期の計画を検討する際にあわせて検討が必要だと考えており、ご指導、ご意見をいただきますようお願いいたします。

次に、保健事業についてですが、腎機能に異常のある人についてですが、クレアチニンの基準値以上の人数でお答えします。昨年12月末抽出処理分で対象者1,442名中、男性42名、女性49名でした。また、本市の透析患者は2月末現在で26名です。なお、平成18年度末で15名でした。

それから、平成23年度の保健事業で力を入れるべきことを1つ挙げるとすれば、やはり特定健診の受診率アップだと考えております。このために新たな事業として国保調整交付金の保健事業を申請し、特定健診の訪問受診勧奨を実施予定です。これは、健康づくり婦人会や健康づくり推進員さんに協力を依頼し、一緒に全戸訪問し健診の必要性や目的を啓発するというものです。

○議長（西村芳成君） 13番、依光美代子君。

○13番（依光美代子君） 13番、依光美代子でございます。2回目の質問をさせていただきます。

最初に、公用バスの利用についてお尋ねをいたします。

私も課長のその意見と同感でございますが、1人で、今の状況を聞いたら本当に大変な状況でやっておられること、よくわかります。だけど、そのマイクロバスの必要性、学校での授業で本当にいろんな体験学習したり、外へ出るときにこのバスの利用というのは授業と、本当になくってはならない状況です。学校のほうからも、今回数字を聞いてもやっぱり学校、保育が利用回数が減ってる。これは減ってるのではなくって、やっぱり使い勝手が悪い、使えないという状況があるという声を現場のほうからも聞いております。

香南市さんでやってるやり方、私も香南市さんのほうで聞きました。そういう外部の、

香南市ではそのタクシー会社と契約して、必要なときに半日だったら1回5,000円で来てもらったり、それから先ほど言われたように今まで乗ってた方にシルバーへ入っていただいて、個人契約していたけど、その個人契約はだめだということでシルバーへ入ってシルバーとの契約でやるとかというような形でやっておられるということで、ああ、そういう方法もとれるんだということを知りました。

少しでも、やはりこの子どもたち、高齢者、弱者のことを考えたとき、高齢者もどんどんふえております。やはりもう少しこの住民にとって利用しやすい環境を整えることは必要だと思うが、しかし、そこにただただその財源を注ぎ込むのはいかない。そういう状況では困るから、やはりこの外部委託をするという方向で、ぜひよりよい方向を考えていただきまして、住民にとってその利用しやすい環境を整えていくべきだと思います。例えばですが、素人判断ですが、社協なんかに委託をするというようなことも考えることはできないのでしょうか。課長はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

そして、ワクチン接種のことですが、こういった情報っていうのは、今回例えばヒブワクチンなんかも一時中止っていうことが新聞報道されましたよね。そして、今期この日本脳炎のことがまた新たに始まるっていうようなその情報っていうのは、新聞報道に出て知るのでしょいか、それともそれ以前に何だか、こう県とかいうほうから入ってきてるのでしょうか、お聞かせください。

そして、高齢者対策についてでございますが、先ほど保険課長にるるご答弁をいただきましたが、私が質問に上げているのは、先ほど質問を読み上げたときに言いましたけど、その何を聞きたいかと言いますと、ここに高齢者が「健康でいきいき暮らせるまちづくりの推進」とあります。このまちづくりを推進するに当たって、これだけ計画を掲げてますよね。その「高齢者の持つ豊かな経験や知識、技能を活かし」、とってこれ大事なことです。年がいても自分の能力や技術を生かして人のお役に立てるっていうことはすごくいい。そのことが生きがいになって、また健康を維持できることにつながると思います。ここに掲げてあること、本当にとっても大事なことだと思います。また、「暮らしの中で働くことや学ぶことを継続しながら」、この「働くことや学ぶことを継続」、この学ぶことっていうのはどんなことを指しているのでしょうか、それをちょっと聞かせてもらいたいと思って1回目の質問で質問をしたんですけど、そうすることがこの生きがいにつながる。まさに、これはここに書いてるとおりだと思うんですよ。私はぜひこれを実現させてもらいたい。だけど、自分がこの事業、どこでどんなふうに行っているんだろうと思って担当課へ聞きに行きましたけど、聞きに行った時点では、「まだ具体的にできてないからこれからです」っていうことでした。だから、それからもう1年たってるから、このことに関してどんなことに事業し、この効果、推進をしようとしているのか、そのことについてお尋ねをしているところでございます。

そして、先ほど介護予防事業のことでも課長が言われましたが、次の計画を立てるに当たって、どうしていったらいいかがやっぱり課題やということをお尋ね、言われましたよ

ね。やはりそこが大事。そのためにもやはり現状分析、現状がどうなっているか、その地域での高齢者の声を聞くっていうこと。地域の人がどんなことを望んでいるのか、どんなことをしてほしいのか、どういう生き方をしたいのか。やはりそこが決まってこそ目標が定まり、その目標が定まると、この目標に沿って効果を出すためにはどういった事業をしなければならないか、その事業をするためにはどんな方法でやるのかということが出てくるのではないかと思いますので、ぜひ現状分析をしてほしいと思いますが、課長はどのようにお考えでしょうか。

それから、保健事業についてお尋ねをいたします。

平成23年度は、特にその特定健診の受診率アップに力を入れていくということ言われました。そのこと、受診率をアップするために、健診の必要性を訴えるためにその訪問をして、そういうことを全戸回られるっていうことはすごくいいことだと思います。やっぱり住民とお顔を見て話すということは、日ごろわからないことがまたそこからわかったりということですからすごくいい事業だと思います。

と思いますが、ぜひこんなことができたと思います。健診をするときに住民の皆さんが、日ごろ元気であれば健診なんか受けんでも構ん構んって、そんな思いでおる方がたくさんおいでだと思います。だから、そういうこともあって、やはり健診の必要性を説明するために訪問をなさって、その健診の必要性や方法を説明していこうとなさっているといます。ぜひその健診の通知の中に、この健診はこんなために必要ですよ、そしてこの検査はどんな方法ですってことを一言添えて出したらどうでしょうか。それを取り入れて効果を上げている、小さな2万人ぐらいの町ですが、静岡の町で取り組んでいます。その健診票にやはり、例えば大腸がんの健診であっても、大腸がんの健診がどんなにするかわからないっていう方もおいでるがですよ、不安。だから、その管を通してやるとか、大変な病院での健診を思ったときに、「ああ、大変大変、そんなことは先でいい。今は自分は体が調子がいいからまあまあ先でもいいや。」とかいうような声も聞きます。私もそうやって聞いたときには、「いや、こうこうやから、もう簡単にできるから年に1回はしたほうがいいよ」ということは説明します。住民に、やはりその健診がなぜ必要か、その必要性や方法論というか方法、そういったことをぜひ一緒につけていくべきと考えますがいかがでしょうか。

そして、この本当に健診率をアップするのに大変苦勞をされてます。そこで、この健診率、どの年代が健診率が低いのかっていう、その分析なんかも県のほうで出てますよね、何歳代から何歳代どれぐらいの受診率とか、そういうのを参考にされて男女の比、できれば以前、昔っていうたらおかしいけど町村単位で健診をしてたときにはその、ごめんなさい、町村単位やない地区、例えば片地地区、明治地区でやってたときには、ほぼその地区の受診率っていうのはわかったと思うがです。そういうことがわかれば、そこへ重点的にこう取り組んでいくっていう方法もできるのではないか。その小さい地区が難しければ町村単位、町村ではないですが町単位でそのデータを出して、やはりそ

の特定健診の現状分析、現状はどうなっているかっていうことを一度やってみてはどうでしょうか。

それと、あの透析についてもやはりふえてますよね。本当にこのことに早く目をつけられてこのクレアチニン検査を取り入れて、早期発見して少しでも透析に移行するのを防ぐということはすごく大事なことだと思います。この中で、この高額医療の要因となっているのはこの透析だけでなく、あと緊急の手術はさておいてとしても脳疾患だとか心疾患、そういう部分もあろうかと思います。このときにその、やはり脳疾患の人が何名おるのか、そういう症状についての分析、それから年代層ではこの部分から急激にふえているとかいう医療費分析、そういうものもやってみるべきではないかと思います。今期で異動される課長さんに言ってもいかないかもわかりませんが、山崎課長さん、しっかと聞いてみてください。本当にこのことが、せつかく、私ね、この保健事業一生懸命やってるのに効果が出んがですよ。だから、そこがね、すごく。

○議長（西村芳成君） 依光議員、次のまだ任期あるのに、その質問いきませんので。
(笑い声あり)

○13番（依光美代子君） 済みません。残念なので、ぜひそのところに。実は、小さな町、静岡県の小山町で保健事業に取り組むに当たり、大きくそこは事業の解釈を少し変えてみたんです。今までの、従来 of 事業をするときには5W3H、普通はいつ、どこで、だれが、何をとりますが、保健事業では普通の5W3Hとは少し解釈を変えてみると効果が上がるのではないのでしょうか。このお話を聞かせていただいて、あっ、まさにこれだということをお私思ったので、少し説明させていただきます。

5W3H、WHY、だれのために、効果は、ねらいの対象範囲は、対象者は、性別は、年齢層は、どこに焦点を置くんだ。そしてWHAT、いかなる問題を解決するのか、改善すべき問題点は何なのか、ここの課題を明確にする。WHERE、いかなる場所で、プラザであるのか、地区の集会所であるのか、保健センターであるのか、どこであるのか。HOW、どんな方法、解決策はどんな方法でやるのか、直営であるのか、アウトソーシングであるのか。WHEN、いつの時期に、保健スケジュールの中でどのときにやるのか。WHO、どういう体制で、だれが主導するのか、実現体制は、関係部署は、どこが取り上げるのか。ここ、この関係部署っていうのもすごく大事になってくるかと思っています。HOW MUCH、幾らかけて、必要な予算の積算はどのくらい必要なのか。HOW LONG、どのくらいの期間をかけて、この改善すべき項目はいつまでに達成をできるのか、到達度はどこなのか、到達度をこう明確にする、そういうことで取り組んでくれば効果も上がるのではないのでしょうか。

こういった方法に切りかえ効果を上げている自治体があります。課長の見解をお聞かせください。

そして、先ほどもどういう体制でっていう中に、やっぱり関係部署、この健康づくり、1回目の質問でも言いましたが、保健事業を進める中でやはりこの保険課だけではなか

なか効果は上がらないと思います。健康づくり推進課、地域包括支援センター、そして生涯学習課、また子どもたちの教育の中でやはりその横のつながり、横の連携ということが必要不可欠ではないかと私はと思いますが、課長は5年間務められどのようにその辺を感じておられるでしょうか、あわせてお聞かせをください。

そして、先月の国保の運営会の際に受診率のお話をされたとき、40代、50代の受診者が本年度は少しアップしたというように聞いたと思います。それは、今年は働き盛りにポイントを置いてやるというような取り組みをしましたよね。やはりそういったことが、的を絞るってということ、そして、事業をするときに目的の到達度、到達点、ここを明確にすることで随分効果の出方が違ってくるのではないかとと思いますが、課長はどのようにお考えでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 依光議員、審議会のね、中のことは審議会の中でやらんと。審議会の委員ですので、委員でしたら審議会のことを一般質問で言うべきじゃないと思いますので今後注意してください。

財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 依光議員さん2回目のご質問にお答えします。

バスの運行につきまして、現実をご理解していただきましてまことにありがとうございます。先ほど申し上げましたけれどもですね、運行する、管理する課としましては、その現場ですね、非常に使い勝手が悪いとかいった部分の声は聞こえておりません。というのは、それぞれの担当課を通してうちのほうへ回ってきますので、担当課さんのほうが非常に苦慮しておられるんじゃないかなというふうな推測をしております。

今後につきまして、外部委託とかそういった部分ありますけどですね、まずバスそのものを全部廃車してですね、それぞれ、それ全体を委託すると。タクシー会社、バス会社さんに委託するという方法。それから、さっきも申したように車は保有しながらですね運転のみを派遣していただくとか、いろんな部分のやり方が今後あるかと思っておりますので、その辺につきまして現在役所内で検討しておるという状況でございます。

バスの必要性十分にありますので、ただ、利用が、余りにも頻度が多すぎるとですね負担が非常にかかるというふうな現実は、1台であれば避けては通れない問題になってこようというふうに今後考えてますので、私も引き継いでかわりますのでよろしく願いします。

（笑い声あり）

○議長（西村芳成君） 健康づくり推進課長、凡内一秀君。

○健康づくり推進課長（凡内一秀君） 依光議員さんの2回目のご質問ですが、いろんな情報についてどっから情報が入るのかということですが、国のほうの検討した内容等につきましては県のほうに情報が入りまして、またそこからメールが入って市町村に流れるようになっております。ただし、ほとんど国のほうで検討した重要なこ

とにつきましては、日本脳炎の小委員会の報告も明くる日の新聞に載ってますし、それから肺炎球菌、ヒブワクチンの一時見合わせについても明くる日の新聞に載ってます。その検討された時点ですぐに報道関係にもリリースするという状況にありますので、主にメールのほうで先には知りますが、状況によっては朝新聞を見て知るといような状況もあります。はい。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 依光議員の2回目の質問にお答えします。

まず、高齢者対策についての計画書の関係のご質問ですが、お答えをさせていただいたのは、事業としては施策体系図に載っている事業を今しているということで、32ページに載っている、記述していることについては、こういった高齢者、いうたら元気で暮らすことのできる高齢者がいることがまちづくりの推進にもなるんじゃないかといいことで記述をさせていただいておまして、推進の施策としては、保険課、福祉事務所が行うその事業については34ページに記述をしているということでございます。言われた、ここへ記述してる「暮らしの中で働くことや学ぶことを継続しながら」という、そういった直接の事業はまだやっておりません、できておりません。第5期の計画を検討するときにそういったことも検討していかなければならないのではないかといいようには考えます。

それから、保健事業についてですが、健診の方法をあわせて周知したらどうかということですが、確かに健診のやり方を知らないという方がいると思いますので、健診の方法についても、それから健診の必要性とか健診の方法についても周知を、記述をして周知をしたいというように思います。全戸訪問するわけですので、そういったことを詳しくお話をさせていただきたいというように思います。

それから、現状分析が必要ではないかというご質問ですが、できる限りの現状分析、なかなか細かくまではできないと思いますけれども、できる限りの現状分析は必要ではないかというように思います。

それから、言われました5W3Hですかね、かなり健康づくり推進課と保険課とで打ち合わせをしながら実施をしておりますが、足りないところがあるかもしれませんので、またその5W3Hについても詳しくご教授いただければと思います。

それと、今年度は、平成22年度については40代、50代をターゲットに絞って啓発について行ってきたわけですが、現在のところ5%ぐらいのアップということで一定の効果はあったとは思っておりますが、なかなか全体の率を上げると、大幅に上げるというところまでは至っておりません。やはり、今年したき、もう来年はえいわとかいうような人もおったり、もう忙しゅうて今年ようせんかったき、もう来年するわとかいうような、そういった方が結構未受診者の中にはおります。定期的にやっぱり毎年受診をしていただきたいというのが基本ですけれども、若いうちは大丈夫やろうというように、元気やき大丈夫やというように方が結構おりますので、そういうことではなしに毎年定

期的に受けていただきたいというように啓発をしていくためにも、全戸訪問をして詳しく健康診断の必要性とかいうものを啓発をしていきたいと考えております。

それから、横の連携についても必要だと思います。体を動かすこと、健康づくりをすることは医療費の適正化にもつながりますし、本人も生き生きとした暮らしができるような気がしますので、スポーツすること、健康づくりを本人がやっていくっていうことは必要なことだと思いますが、保険課の業務範囲としては啓発とか促すぐらいが、で終わっております。基本的には給付事業が保険課の業務ですので、あとはスポーツの担当課であるとか、健康づくりの担当課であるとか、他の課との連携もしながら進めていかなければならないのではないかとこのように考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所所長（小松美公君） 依光議員の2回目のご質問にお答えします。

高齢者福祉計画の「健康でいきいき暮らせるまちづくりの推進」という部分の「高齢者の持つ豊かな経験や知識、技能を活かし、また、日々の暮らしの中で働くことや学ぶことを継続しながら生きがいを持って暮らす。」っていう部分ですが、保険課長も先ほど申しましたように、この推進施策の中には盛り込めておりませんが、シルバー人材センター事業としまして、高齢者への就業援助により高齢者の生きがいの充実や社会参加の推進を図る上でこれは必要な事業であります。行政としても現在補助をしておりますが、継続して補助金を交付して支援をしていきたいと思っております。

また、生きがいづくりといいますか、老人クラブ活動推進事業というのもありまして、これは高齢者が自主的に生きがいづくりや健康づくりを通して社会参加していくための活動として、今後も高齢者が地域で元気に暮らしていってもらうためにも活動をする参加者を広めていく必要もあります。行政としても継続して補助金を交付して支援していきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 18番、依光美代子君。

○13番（依光美代子君） 13番、依光です。13番、依光美代子でございます。

先ほどは失礼いたしました。審議委員会でのことを言いましたけど、これはいいことですのでここでちょっとそれを上げらしてもらいました。済みません。効果があったからと言って言わさしていただきました。

それで、高齢者対策についてですが、先ほど福祉事務所の所長さんのほうから、私が言ったその知識、経験を生かす、そのためにもシルバーにあれしてるって、このことも大事なことかと思いますが、そうではなくって、農業、例えばですけど退職、これもすごく大事なこと。退職してそのまま家においたら本当に痴呆が早くくるけれど、やっぱり自分の能力を生かして少し人のお役に立つことがまた生きがいにつながり、少し収入があることが、またそのことで自分の楽しみができた孫のことをできる。それがまた

その人の健康に暮らせるっていうことにつながっていくと思います。あとは農業をしている人なんかも、年がいたらだんだん体を傷める。傷めてもまた無理してやってる。そこでどう切りかえていくか、そういうことがわからないっていう高齢者なんかもあったりすると思うがです。そして、その働くこと、学ぶこと、その生涯学習、老人クラブでね、ずっとそういう勉強していく、それすごくいいことだと思う。みんなが集まっておしゃべりしたりいろんな知識を得るということ、すごく大事なことです。

しかしながら、そのこと、あることさえ知らない人もまだまだおります。結局、せっかくこの高齢者の持つ経験や知識、ノウハウがあっても生かされていない。この生かしたことをどこでどう活用していいかわからない。高齢者が必要とする情報がその高齢者に届いてないっていう現状がございます。それもあって私も担当課へお聞きにしに行つて、そういうことを地域でもう聞かれるんですよね。「これどんな事業、ぜひこんなことがあったら、ちょっと関心があるきのぞいてみたい、行ってみたい」っていう声があるんです。皆さん、やっぱり自分が少しでも健康に暮らしたい。子どもたちに迷惑かけずに、できるだけ精いっぱい自分のことは自分でし、元気に暮らしたいっていう思いを持っている人がほとんどだと思います。せっかくここへこう掲げておりますので、ぜひ事業としてそれを確立し、住民の皆さんが安心して年を重ねることができるこの町にしてほしいと思いますので、ぜひ第5期にはこれを盛り込んでくださるということですが、ぜひそれをお願いしたいということと、これ毎年進捗状況をチェックする中で、平成21年度から平成22年度になったときにそういう議論はなかったのでしょうか、お聞かせをください。

それと、保健事業ですが、ぜひその全戸を訪問されたときに留守の方、留守の人が多いと思うんですよ。そこへの対策はどのように考えているのか、お聞かせください。

それと、公用バスの利用について、そういった苦情というか使い勝手が悪いというような声が上がってきてないというね、答弁でございました。きっと、やはりこの役場（市役所）のほうへ声を言いにくいっていうことがあるんじゃないかと思います。私なんか地域へ行ったり学校、保育へ行つたときに、「こうこうして非常に困りゆ」というような声を聞いております。ぜひ、またそういったいろんな課題を引き継いで、またよりよいものにしていただきたいと思います。

以上で3回目の私の質問を終わります。

- 議長（西村芳成君） 暫時休憩いたします。
（午前10時39分 休憩）
（午前10時51分 再開）

- 議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

財政課長、後藤博明君。

- 財政課長（後藤博明君） 依光美代子議員さんの3回目の質問にお答えします。

我々の課へ申請が来るときはですね、その前に担当、所管課がありますのでそこを経由してきます。ですから、我々が協力要請をしておりますので、所管課のほうにはいろんな現場の声が届いておるからということは先ほど申し上げました。ただ、実際バスを管理しておる財政のほうでは、そういった声が聞こえてきてないという現実でございますのでよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 依光議員のご質問にお答えします。

まず、保健事業の関係で、全戸訪問して留守だった場合にはどうするかというご質問ですが、基本的に訪問は一度きりということで不在通知を置いてきたいというように考えております。訪問をしたけれど、いなかったのでもよろしく申し上げますというように。それで、通知を置いてくるんですが、可能な限り後追いを、できれば電話などでの対応、あるいは訪問をひよっとするかもしれませんが、そういった細部までの詰めはできておりませんので今後採択に、多分採択にはなるだろうとは思いますが、採択になるまでにもうちょっと詰めをして、採択になってからも詰めていきたいというように考えております。

それから、高齢者対策についての計画で、記述についてできてない事業については今後検討していかないかとは思いますが、第5期の計画を検討する際に検討が必要だということに思いますが、どのような事業を実際にできるのかどうかということもあわせて検討をしなければならぬと思っておりますので、実際にできるのかできないのかということなんかも検討になると思っております。

それと、検証についてですが、毎年地域密着型サービス等運営委員会で毎年1回、あるいは2回行うこともあります。そういった運営委員会を開いておりますので、その場で前年度の結果に対する評価、意見などを伺っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 依光美代子君の質問が終わりました。

次に、9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 9番の織田でございます。議長のお許しをいただきましたので通告に従いまして2点についてお尋ねをいたします。

1点目は、小学生の外国語教育、外国語活動、そこらを中心ですね、また、時久教育長、教育長に就任されて約半年ぐらいになりますかね、またそこらの就任時、また今日に至っての、また教育長の思いがあればですね、答弁の中で添えていただけたらと思います。

ほんで、2点目は、香美市、平成18年3月に合併をいたしましてちょうど5年いう、そういう節目に当たって振り返り、合併後の状況いう形で市長の、どのように振り返って市長はこの5年間を受けとめているかという、そこらをメインに、また、この2点に

ついてお伺いをいたします。

まずは1点目ですが、平成18年の12月の議会において私が、「小学校のその英語教育はこの時代の趨勢からしても大変重要である。この英語教育、このことについて、その必修化に向けて取り組む考えはないか」という、そういうことで、当時の原教育長はこのように答弁をされておりますが、「国際理解教育はこれからの重要な教育課題の1つである」としながらもですね、「文科省の動向を見ながら取り組む」との答弁でありました。当時の伊吹文科大臣は、子どもたちの日常会話に疑義いうんですかね、唱え、小学生の英語教育には否定的であったわけなんです。

しかしながら、時代の変化とともに情報化社会の進展は、国内にとどまらず全世界へと広がる。今後は経済や環境問題など地球規模での交流がますます重要になってくるわけでありまして。すなわち国際社会で生き抜く子どもを育てることが大事なポイントとなることは必至である、そのように思います。

平成19年度末に英語活動を必修とした新学習指導要領が示され、周知期間、移行期間を終え、いよいよ新年度から小学校5、6年生において週に1時間の外国語活動がスタートとなります。これは年間35時間という形で周知されております。このねらいはコミュニケーションに対する関心、意欲、態度の育成や、言語や文化に対する理解と異文化尊重の態度の育成と定めております。外国語教育の評価、この評価についてはいろいろな意見、賛否両論あると思いますが、私は外国語を学ぶことにより日本語のすばらしさ、そういったものがより深く理解できるのではないかと、そのように思う1人でありまして。その観点から、小学生の外国語教育について時久教育長の見解をお伺いいたします。

次に、こうした外国語活動の実施に先立ちまして、ベネッセ教育研究開発センター、この調査結果によれば、昨年7月から8月、公立の小学校8,000校を無作為で抽出し5、6年の学級担任2,326人から得た調査、この調査によると、学級担任の68%は指導に自信がなく、62%が負担を感じているとの結果、そういった記事がありました。この背景には研修の不足、教材の開発や準備の時間不足との分析結果が出ております。このデータが本市にとってすぐにイコールとはならないと思いますが、この本市の状況をですね、またお伺いをいたします。

次に、言語教育のスタートは早ければ早いほどよい、そのように言われておりますが、特に発音やヒアリングは早期教育の成果が顕著に出てくるとのことでありまして。英語教育の小学校への導入について否定的な意見の中には、日本語の習得がないがしろにされるというものもあります。私は、英語を小学校低学年のうちから親しませるべきであると、そのように思っております。そして、大切なことは正確な発音の習得であります。発音に不安を感じ英語を十分話せない日本人特有の現状、そういったものを打開するねらいもあるのではないかと、そのように思っておりますが、本市では現在3名のALT、外国語指導助手、ALTが小中学校に配属されている、そのようにお伺いしております。

小学校の5、6年生に必修化という形になることから十分な対応、そういったものがで

きるのか。すなわちALTの増員とか、中学の英語担任との交流授業や、工科大留学生などをゲストティーチャーとして招き、国際理解に関する学習の一環として外国語になれ親しむ学習を行ってはどうか、教育長のお考えをお伺いいたします。

次に、2点目であります。合併後の状況及び協定項目の統一、そういったものについてお伺いしますが、まず、最初に、合併からはや5年を迎えました。今日までに市民の多様なニーズに対する対応で市長初め執行部の皆さんも多々ご苦勞もあったのではないかと、そのように思います。この5年を総括する意味においてお伺いをいたします。

この合併の翌年には第1次香美市振興計画を立ち上げ、市民とともにまちづくりの目標を共有しながら生き抜く力強い自治体経営を実現するとの指針を掲げ、取り組んでいるところであります。しかし、景気低迷による閉塞感、少子高齢化での人口減といった流れに歯どめがきかない状況などなど、まだまだ課題は山積をしておりますが、合併による財政効果は確実であります。これは先の高新にも出ておりましたが、この県の担当部長は合併により行政改革を進めるとともに、合併特例債や県の交付金など財政支援措置を有効活用できている、合併したところはですねとの見解を示し、合併市町村による普通建設事業費は17.7%増で、合併しなかった市町村は6.3%増との明確な違いが出てきておりますよ、そういった指摘もされております。普通建設事業、すなわち公共事業ですよ、公共事業が合併したところはうんと伸びておりますよ。これ平均が17.7ということで、香美市は17.2か3ぐらいやなかったかと思えますけど、本市におきましても職員数の適正化による人件費の削減、また合併により特別職の減少、そういった流れの中で歳出削減効果は確実にあるところであります。また、議員も合併当初は38名であったわけですが、定数の見直しにより現在は22名であります。どちらにしても行政の改革、そして議員改革、そういったものにも今後もしっかりと前向きに取り組んでまいりたい、そのように思っております。

このように合併による財政面の効果はありますが、一部、一方で、行政サービスの低下、そういったものが指摘をされております。こうした市民の声を市長はどのように受けとめておられるのか、総括の意味でお伺いをいたします。

次に、合併協議で取り上げた協定項目の進捗状況についてお伺いをいたします。

この24の協定項目、これはもうほとんど、おおむね実施されております。合併後数年の間にとか、また5年以内に統一化を図ります、そういった合併協議がなされてきたと、そのようにお伺いしております。中でもですね防災関係事業の取り扱いにおいて、これは同報系無線、これについては新市において見直しを図り整備に努めますよと、移動系無線については合併時に調整し統一をしますよ、このように条文にはあったわけなんですけど、実施状況、この結果の項目欄ではですね「計画中である」また「一部実施」、そのような文章が掲載されているわけです。これは、この5年を振り返り、統一は私はできんかったんやないかとそのように思っておりますが、なぜできなかったのか、そこらあたりをお伺いをいたします。

最後に、環境衛生事業の協定項目、このごみの収集回数とか分別、そういったことについても私は過去に取り上げた事例がありますが、この協定書には、ごみの収集回数は合併後数年をめどに調整し統一するよう努める。また、分別収集は土佐山田町の例により調整し合併時に統一する、このようにあるわけでございます。

結果項目、その欄にはですね、平成22年度から変更実施、決着済みいう、そういう流れになっております。何でもかんでも統一、そういったことは言うておりません。これは、なぜ統一できなかったのか、そこらのことを明確にまた説明していただいておりますね、この市民に対する見える化、市民の納得を十分得られるか、そういったことが大事になってくるんじゃないかと思っておりますので、その点、統一できなかった理由、すなわち変更実施、その理由を教えてください、そんなに思っております。

以上で1回目終わります。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 失礼します。織田議員さんの必修化となる、新年度から小学校5、6年で必修化となる外国語活動についてのご質問にお答えをいたします。

まず、小学校での外国語教育についての見解ですが、私は国際化が進む中、小学校での外国語活動はとても重要だと考えています。新年度から小学校5、6年生でスタートする外国語活動の目標は、織田議員さんがおっしゃっていただきましたように外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現になれ親しませながらコミュニケーション能力の素地を養うというものです。楽しい外国語活動の授業を創意工夫し、中学校の外国語の学習にスムーズに接続できるようにしていきたいと思っております。

次に、ベネッセ教育研究開発センターの調査結果から見た本市の状況についてですが、小学校外国語活動についての本市の取り組み状況をまず説明させていただきます。まず、研修につきましては、国の方針で平成21年度、平成22年度の2カ年間で30時間の研修が義務づけられており、本市もこの方針に沿って各小学校で研修を実施しています。実施率は100%です。また、本市独自では、小学校外国語活動担当及び中学校英語科担当を対象に小学校外国語検討委員会を年間3回実施し、具体的な進め方や小中学校の連携のあり方を検討しています。

新学習指導要領に沿った外国語活動の授業は、各小学校で既に実施していて、今後は内容の充実が課題となっています。本市では、香長小学校が高知県小学校外国語活動推進事業の2年間の指定を受けて取り組み、研究の成果を普及してくれていますので、各小学校が参考にしながら実施しています。

次に、ALTの増員や中学校の英語担任との交流授業及び工科大留学生などをゲストティーチャーとして招き、国際理解に関する学習の一環として外国語になれ親しむ学習を計画してはどうかというご質問に対するお答えです。

小学校での外国語活動は担任が主たる指導をしますが、外国語指導助手であるALT

の存在は貴重です。本市には3名のALTがいますので、市全体の派遣計画を立て、計画に従って各小中学校を中心に派遣をしており、授業が大変充実しているところです。織田議員さんが言われるように中学校英語担当との交流授業や工科大留学生などのゲストティーチャーを招いての学習は大切ですので、大いに取り入れていきたいと思っております。

最後ですが、織田議員さんが最初に述べられたように、教育長としてこの6カ月たったの受けとめというふうなことですけれども、教育を進めていく上で、この香美市は豊かな自然環境があり、豊かな教育環境があり、そして豊かな地域人材に恵まれていると思っております。活力ある教育実践ができると考えています。未来をしっかりと築いていけることができる力強い子どもを育てるために、地域のこのよさを生かした教育行政を進めたいと考えています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 織田議員の合併から5年が経過した中での総括、合併後の総括を踏まえてということのご質問の1番目につきましてお答えをさせていただきます。

ご質問にございましたように、合併によりまして職員数の削減であるとか、あるいは特別職の減少、また議員定数の削減などの1つのこうした動きがあったわけでございます。当時合併議論があったときに、合併こそが最大の行政改革であるというふうな言われ方もしたわけございまして、このような人件費等についての削減にもつながっていたこともございます。特に職員の定員管理の適正化を含めまして国の指導もあったわけございまして、これらも先ほど言いましたように合併後の行政改革の大きな柱として取り組んできました。

しかしながら、平成22年4月1日の時点におきましても、定員管理診断を見ましても、類似団体とを比較しましてもまだ超過の傾向にあるということが判明をいたしております。しかしながら、超過部門につきましては、農林水産あるいは消防、保育、税務などでございますが、それぞれ大変、税務の任務につきましても滞納対策であるとか、あるいはまた農林業の振興など重要な施策を担っておるわけでありまして、また、消防につきましても大変広範囲のこの香美市を、面積をカバーするために分署を配置していることなど、また、民生部門では、保育の職員につきましても大変保育所の多さなどがあるわけございまして、なかなかこうした部門でのまだ削減が求められておりますけれども、このような状況があるわけございまして、しかし、今後国の進める構造改革、あるいは今後の本市の厳しい将来の財政状況、そうしたことに立ちましても、今後まだまだ事務事業の見直し、あるいは合理化、そしてアウトソーシングなどの推進、そうしたものも必要であるわけございまして、今後もまだ職員数につきましても削減を図っていかねばならないというふうな状況があるわけでありまして、

しかしながら、そうした反面で地域主権あるいはまた地方分権の名のもとで事務事業が大変移管を進められてきておりまして、職員にとりましては心身ともかなりの負担

が増加をいたしておりまして、その傾向が見られる状況でございます。それと同時に、そうした状況にありましても、ご指摘がございました市民サービスの低下を来してはならないということで、その努力を重ねながら、政策を持って、さまざまな政策を持ちましてサービスの維持に取り組んでおるといふふうに認識をいたしております。決してサービスの低下が起きておるといふふうには思っておりませんが、しかし、さまざまなご意見があるということも、これは耳を傾けなければならないことであろうというふうに思います。今後もご指摘のように市民サービスの低下が言われぬように、全職員で努力し頑張っていかなきゃならないというふうに思っております。

きのう、きょうの議会を通じましてもさまざまなご意見、ご質問が出されてくるわけでございます。1つの事業を完結をいたしましてもその事業に対して、きのうでしたか、トイレの問題も出ました。大変酷評されているというふうなことでございましたが、我々としては何とかようやくやり切ったと思っておりますがそれが十分でないというふうな、なかなかそういうことがあるわけございまして、そうしたことから考えましてもおのずと行政の仕事、役割にも限界がどうしてもあるというふうに認識をいたす次第でございます。

そうした中でこれからのまちづくりは、やはり住民の皆さん方と行政との、常に言われておりますが協働の自治活動システムというものが大変大事になってくるわけでありまして。こうしたことを通じまして、地域の自立に向けた取り組みが意識づけられるような地域づくりを考えていかなければならないというふうに思っております。1つの大きな例としまして、議員の地元で地域の皆さん方がリーダーになって取り組んでくれたと思っておりますが、百石町の「うちそと「人・情報」交流あずまや」、ふれあい広場の設置でございますが、大変すばらしい施設であるわけでありまして。これは香美市の元気の出る集落づくり事業を利用させていただいて、地域の皆さんとともに汗を流していただいて、そして地域の皆さんのアイデアの中でこうした立派な施設ができたわけでありまして。これこそが地域の自立へつながっていく1つの大きな道だというふうに認識をいたしております。

今後もこうした地域の皆さん方と協働をすることによって地域の自立を図り、地域の満足度、市民サービスの低下につながらぬ、そうした事業に結びつけていくことが必要であると、大事であるというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 織田議員の合併後の市の防災行政無線はどのようになっているかというご質問にお答えいたします。

ご存じでありますように、香美市デジタル防災行政無線整備の基本設計が、同報系、移動系合わせて平成20年度にできております。これが市域全域に整備されれば、災害発生時、行政側から、また住民側からの、双方からの情報やりとりが可能になります。

防災施策としまして1日も早い実現を望んでおりますが、香美市にはほかにも重要事業が待機してございまして、また、この防災行政無線整備の費用はかなり大きなものでございまして、この整備が即順番にならないのが実情でございます。

しかし、次期中期財政計画へ協議、上げておりますので、計画期間内でのスタートができるものと思っております。実施計画から整備完了までは5年かかる予定でございます。なお、合併時に統一するとしました移動系防災行政無線につきましては、国の方針でデジタル化をしないと通信局の許可がないということで、現在のアナログ方式での統一が見送りとなっております。ただ、市内統一ではございませんけれど、現在アナログの土佐山田町の移動系防災行政無線でもって本庁と支所間においてのみ通信できるよう、余っている土佐山田町の無線機を両支所へ持って行ってございまして、電波が届くように工事もしましたので本庁、支所間では通信ができるようになっております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 9番、織田議員さんのご質問にお答えいたします。

先の3町村合併におけます環境分科会におきまして、事務事業の調整をし、第9回こうほく3町村の合併協議会でごみの収集方法について検討がなされたところでございます。その中で、ごみの収集回数等は合併後数年をめどに調整し統一するよう努めるものとし、分別収集は土佐山田町の例により調整し合併時に統一するということが確認されております。

まず、分別収集品目の統一につきましては、現在、香美市内の各ご家庭には、この香美市ごみ分別の手引きの小冊子を配布させていただいております。これはごみ分別の種類につきましては、50音別に日ごろよく使うものを事細かに明記してございます。このごみ分別の手引きの中で、まだ3町で統一されていなかった約70品目のごみの分別品目の見直しを行いまして、平成22年4月から統一したところでございます。

次に、ごみの収集回数の3町の統一についてであります。

現在、土佐山田町の可燃ごみ収集回数は週2回で、香北、物部地区におきましては、国道筋と町筋につきまして週3回回収しております。香北、物部地区の可燃ごみ収集につきましては、地理的条件により香南清掃組合までの移動に伴う運搬距離が長いため、香北、物部地区はステーション収集の終了予定時刻の午後にまで及んでおります。収集回数を現在の3回から2回に変更した場合、収集回数は減りますが、月間に出される量には変化がございません。一度にステーションに出す量がふえ、現在の収集形態、体制では香南清掃組合の最終受け込み時間、午後3時半までに搬入できなくなり、残渣が発生し、衛生面で好ましくない状態になります。

また、香北、物部地区の週3回の収集日には生ごみと資源ごみを同一に同じ業者が同じ車両で運搬しております。先に生ごみを収集しまして、その後、資源ごみ、紙、段ボール類、ごみを収集しております。香北、物部地区の生ごみを週2回に削減すれば1回

の積載量が増加し、資源ごみの回収ができなくなります。資源ごみ回収車両を別に出すようになりますので、結局委託料の金額には、余り変わらないという業者からの見積もりもいただいております。

収集回数につきましては、地域住民の生活に直接密接する重要な案件でありますので、地域の実態を十分把握する必要があります。現在までに3町の地域審議会や各自治会、香北支所、物部支所のご意見をお伺いいたしまして、地域特性を十分配慮しまして費用対効果も考慮し検討しました結果、当面の間、現状の体制で運用してまいりたいと考えております。

以上よろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 9番、織田でございます。2回目の質問をさせていただきます。

1点目の教育長の答弁、教育長の見解としてですね大変重要であるということです。これは元教育長、原元教育長、そして前教育長、そして時久教育長と、わしもこの英語には、自分がもう不得意ですね、もう嫌いで嫌いでたまらんかったわけですが、いろんな現状において苦労しておる、そういう思いもありましてですね、もっともっと力を入れるべきではないか。そういう形でそれぞれの教育長にも見解をお伺いしたような経緯がございます。

これは3点について、教育長がそれを答弁をしていただいておりますので、この2回目の質問についてはいろいろこう前後するかもわからんですけれど、ちょっとまたお伺いしますが、これ私は、発音、幼少、小さいころからですね英語教育なんかも取り上げたらえいんじゃないかいう、そういうことで、ある大学で、これは留学生なんかが、国際絡みがありまして留学生なんかがある大学の寮生活をしております。そういう中で寮で徹底されたその大事な1点は何かいうたらですね、全国から集まってくる学生、その寮生活の学生に対して関西弁とかその方言を使わんようにしなさい。なぜならば、留学生がそれぞれ母国に帰ってですね、みんなあそれぞれの立場で国際いうんか、そういう形で頑張っていかれるお一人お一人であるがゆえにですね標準語を使いなさい、そういうような話があったということをお伺いしております。

いかにやっぱりこの発音いうんですかね、そういうもんが大事になってくるか。そういうことで、こらもうなれ、なれいうんですかね、私は今週1回で、そして年間通して35時間、これは別に週1回やのうても2回にしたらとか、そういうような思いもあるわけなんですけど、これはいろいろな財政上、経費、そういったものも要るんじゃないかと思いますが、質問でこの5年、6年のいうたら必修化に向けてですね、きのうの同僚の議員の答弁で教育長がなかなか先生は家へ持ち帰って勉強したりとか、仕事をしよう思うたらなんぼでもありますよと。すなわち、この担任の教師は多忙感、中学生であったらクラブ活動とかですねいろんなことを、また、父兄とのいろんな接触等も大変な

多忙感があり、中にはノイローゼじゃないですけどそういう形で休まれとるとか休んでいたりとかいう、そういったような話も耳にするわけなんです。そして、この必修化になった関係で、この香美市の5、6年の担任、学校によってそれぞれ格差、そういったものがあると思いますけど、多忙感が増すんじゃないかと思うんですが、その辺、教育長はどのように思っておられるか、そこをお願いします。

そして、いろいろ工科大なんかとの、いうたら、何いうんですか、接点を保ちながらですねゲストティーチャー、そういったもので国際理解の輪を広げていく。そして、これ1点抜かったんですが、この香美市も人材の方がたくさんおいでになります。要は、学校で英語を専門としてですね学ばれてきたりした人の定年退職されている方とかですね、いろんなデータをまた収集して、そういった方にもまた小学校のこの英語授業にですねまた呼びかけをしていくいう、そういう試み、そういったものをまたされてはどうかと、プラスアルファとしてですね。

これは、私はと思いますが、この学校の人事権いうのは県にあるわけですね、県に、そうですかね？そして、小・中学校、教育委員会がいろんな采配をしておりますけど、この人事権なんかももうそれぞれの市町村に任せるような、そういうその流れいうものも大事になってくるんじゃないかと思うんですが、その点、教育長はどんなに思われますか。わからなかったらわからんで、それでえいと思います。

(笑い声あり)

○9番（織田秀幸君） えらい素人が無理な質問して申しわけないんですけど。

次に、次の質問に移りますが、市長から過分な最後にお話をいただきまして、行政サービスの低下を招かないように今後も一生懸命努力をしていくいう、そういうお話をいただきました。そして、昨日のトイレの話もちょっとされました。これ政策の立案、そして実行、実現へと、そういった流れがあるわけなんですけど、1つ例をとってみたらですね高知から須崎、その向こうまで高速道路が無料化いう形になりました。大半の方が喜ぶわけです、無料化。当然その須崎とか中土佐町いうたですかね、あちらのほうは。でも、今までの国道筋の商店街、そういった方は売り上げが3割、4割減ったと。一方で喜ぶ方がおれば、一方ではそういう危機感を感じておる、そういう人なんかもおる。民主主義のこの社会にあっては歩み寄りも大事になってくる、妥協も大事になってくるんじゃないか、そのように私は思います。どうかまた、行政のサービス低下、そういったものにしっかりと向き合っていてくださいね、また頑張っていていただきたいと思います。これは答弁は要りません。

そして、どうしても言いたい思うたらまた市長。

(笑い声あり)

○9番（織田秀幸君） ほんで、防災について、ちょっと防災課長ね、香北町は防災無線がかっちり整備されておりますわね、香北町は。私は、物部はどういう形で現在対応をするようにしておるか、そこらがちょっと見えんですけど、現在の3町における

防災無線の設備、そういった状況いうんがちょっとわかっただらお願いしたいです。

そして、この将来的に、計画したら5年ぐらいかかりますよという話がありましたけど、この全国瞬時、J-A L E R T、そういったものの取り組みも考えていくのかどうか、そこらをちょっとまた。こら専門家ですきん、通告にはないですけど。

そして、最後、環境課長、2回にしたらごみの量がこじゃんとふえますよと。これ普通、だれが考えてもですね、人口比率、大体1キロぐらい1人がごみを出すというようなそういうあれが出ておりますけど、山田町より香北町のほうがですねごみの収集回数が多いいうんは普通考えたらおかしい話、実際は。確かに旧3町村のそういう取り決めでやっておりました。そして、燃えるごみが週2回から、香北町は3回という話がありましたわね。これペットボトルとか缶とか入れたらですね、山田町なんかは月に1回しかないわけですよ。1回忘れたら全部こうやって囲うて置いとかないかん、ペットボトルにしる缶にしる月1回。それ香北2回ぐらいあるんじゃないですか、ペットボトルとか缶とか、7品目ぐらいに分けてそういう形で出すいう流れ。私が普通考えたら人口が多い、そういったところはそういうごみもたくさん出ますよいうんが普通の考え方ではないか思います。すなわち、これは公の場で公開した場合、山田町の方は香北、物部がどういうごみの収集しよるかいうの知らんわけなんです、実際いうたら。関心も薄いかもしれませぬ。でも、行政の公正化、そういう観点から見たらですね、市民がそれを知ったときに納得していただけるかどうか、そこらが問題になってくると思うんです。統一化を図りますと言うたら、精いっぱいそれに向けて頑張っていたきたい。これは平成22年度の変更実施いう形で決着済みと、もう一切そのままいくということですか？そこらのことをちょっとお聞きしたい思います。

以上で2回目終わります。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 織田議員さんの2回目の質問にお答えをいたします。

まず、担任の多忙感のことですけれども、多くの教員は小学校の教員になったとき、この英語活動の授業をするようになるとは予測をしていなかった人が多いです。数年前、混乱をしたご意見がたくさんあったということも事実です。そのことを国もよくわかっておまして、英語活動の実践が入ってくる時に国のほうが移行期間から含めてずっと手だてを随分してきています。例えばA L Tさんはもう随分前から導入をしてるという経過があったり、それから英語ノートという、それをずっと使ってやっていけば5年生、6年生が35時間の授業をできるという、そういうものを全部書き上げたものとかを配付をしたり。それから、教育機器関係もたくさんいろんなものを開発していたり、それから推進校の取り組みというふうなことは国レベル、そして県のレベルというふうなことで、推進校をたくさん置いてそこで研究をしてきたりという、今回は手だてが随分できているので、それをもとにしながら先生方は授業をつくっていくというふうなことになると思います。例えばですね、文字で書くということは小学校は余りしません、という

かほとんどしないと思います。英語に興味、関心を持つということで、興味、関心を持った子どもが中学校の英語をさらに続けて内容を深めて学習していくというふうなことになると思います。

この前11月でしたか、香長小学校が授業公開をしたときの5年生の授業は「オリジナルピザをつくろう」という授業でした。どんなのかというと、ピザの上に載せる野菜だったり、例えばトマトだったりハムだったりチーズだったりというふうなものを、クラスをこう2つに分けて、お店で売ってる、そういう材料を売ってるお店の係の子どもとピザをつくる子どもが二手に分かれて、お店でまず英語で買い物をします。「チーズをください」って、「幾らです」みたいな。そういうのを集めてきてそれぞれの子どもがこんなピザになりましたというふうに説明をしていくような授業です。その中に笑いがあったり、「間違ったら教えて」とかいうふうなことを言ったりする、そういう楽しいかけ合いの中の授業でした。6年生は「自分の1日を紹介しよう」という授業でして、まず、自分になりたい職業、例えば先生であったりお医者さんだったりスポーツ選手だったりというのをまず決めまして、例えばスポーツ選手だったら何時に起きます、何時に朝ご飯を食べます、何時にどこそこへ出かけますとか、何とかをしますとかいう簡単な基本形の文章で説明をしていく。それを2人1組になって、自分は例えばお医者さんです。僕は何かですというふうなことで紹介し合うような授業をしていました。その6年生の授業にはALTさんが入って、一緒にそこで支援をしたり一緒に話したりというふうなことをしている授業でした。

苦手な先生は汗をふきふき授業をしますのを見ていてとてもかわいいんですけども、大変は大変だとは思いますが、そうやってやりながら教員はやっぱり今の時代に合う課題に対しては、精いっぱい頑張って授業づくりをしていくというふうなことになっていきます。小学校教員は一般的に子どもの意欲、関心を引き出す授業づくりが大変上手ですので、学級担任が中心になって英語を好きにさせるということをまず頭に置きながら楽しい英語の授業、英語というか外国語の授業づくりができると思います。

2つ目ですが、外部人材の活用につきましては、これからどんどん本当に広げていかなければいけないと思っています。工科大のほうからおいでくださったりとか、それから地域にいる外国の方なんかを導入して、お料理をしながら、そこで材料の名前だったり会話をするというふうな、そういう取り組みもあったりしています。これから、英語ノートっていうのは基本的な形を書いているものなので、香長小学校なんかは1年目には英語ノートだけで授業をしたそうです。そしたら、やっぱりおもしろさとか、子どもたちがもっと工夫してやると興味がわいてくるというふうなやり方があるだろうということで、改善を2年目にして、それでも改善が足りないということであとまた平成23年度、平成24年度と続けてやってくれますので、そういう楽しい授業づくりを外部人材をたくさん導入しながらつくっていけるというふうに思います。大変でしょうけど、楽しい営みですので多分いい方向にいくというふうに思っています。

それから、人事権の問題につきましては、これは教育の根本にかかわるような大きなところですのでちょっと今すぐにはお答えをようしません。済みません。はい、どうも失礼いたします。

○議長（西村芳成君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 織田議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

先ほども私のほうの答弁いたしましたように香北、物部地区の可燃ごみにつきましてはですね、地理的条件がすごく悪いと。山田地区の場合でしたら7時半から回収してまして、毎月日誌が出てきます。それを見ましたら7時半から11時から11時半ごろで終わっております。ただ、ほんで、香北、物部地区につきましては、早いところで午後1時半から3時ごろまでかかっております。そういうことも考慮しまして、ほんで各自治会等も出ていきまして、それと香北支所、物部支所のご意見もお聞きしました。そういうことを総合的に判断いたしまして今回の、当面の間は現状の体制で運営していくということでやっております。

それと、収集品目につきましてはですね、とりあえず去年の4月に統一しまして、これにつきましても香南清掃組合3市でごみの収集品目の統一とかごみ袋の統一につきまして検討しております。そういう条件もありますので、その3市で話し合いを持ちまして協議をし、収集品目の統一に向けても取り組んでおりますので、これも今は、当面の間ですが現状のままでいきます。これも変更する可能性はあります。

その収集回数につきましては、先ほど言いましたが地域の情勢、地域住民の要望を十分聞き取っておりますので、そういうものを十分把握しながら今後とも取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご指導のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 織田議員の2回目のご質問にお答えいたします。

防災行政無線について、3町の設備の現状はどうなっているかということにまずお答えをいたします。

移動系につきましては、3町ともアナログでございます。そして、それぞれに周波数が違ひまして、旧町の枠を越えてお互いに通信することができないということでございます。ただ、先ほど1回目のご答弁でお答えいたしましたように、本庁と支所間の間でのみ、土佐山田町の無線機を持っていきましてそれでやりとりはできるようにしております。

次に、同報系なんですが、これは香北町にしか設備されておりません。アナログ方式で香北町にございます。そして、J-ALERTとの関係でございまして、J-ALERTはこのほど市役所内、防災対策課の北側へ設置をいたしました。それで、香北町の同報系への接続もいたしました。そして、仮に緊急地震速報とか、ミサイルが飛来、飛んできゅうとか、緊急、その放送が来た場合、香北町では瞬時にその放送が流れます。ただ、物部、山田には同報系がないので、J-ALERTから今の段階で接続することが

できません。

現在計画されております香美市の防災行政無線の整備では、物部、山田にも同報系無線を整備します。香北町の現在のアナログの同報系無線もデジタルへ移行することになっております。そういうふうなことになっております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

昼食のため1時まで休憩いたします。

（午前 11時53分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

3番、山崎真幹君。

○3番（山崎真幹君） 3番、山崎真幹でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

それですね、まず冒頭ですけれども、実は、市長というものはさすがやなと思うことがありまして、前回の私の質問の中で最後に議長が、あっ、議長やない、市長が上がられまして、一言私に大変すばらしい言葉をくださいました。その一言というのは、「いや、山崎議員は4年たっても全然変わってません」と言われまして。

（笑い声あり）

○3番（山崎真幹君） ということは一体どういうことやろうと僕なりに考えました。そしたらですね、多分ね、こういうことだったんですよね。結局、最終的にいろいろかいる言いゆうけども何言いゆうかわからんと。

（笑い声あり）

○3番（山崎真幹君） ねえ、理屈ばかり言うて何言いゆうかわからんとということやったと思いましたが、今回はちょっとですね、そうじゃない、皆さんにぜひわかっていただけるようなことをと思うてやりよりましたら、例によって膨大な量になってしまいました。その中ででもですね、でも、最終的にちょっと前回も時間が足りなくなりました、じゃあ一体あんた何が言いたいということが皆さんにですね、なかなか伝わってなかったような気がいたしますので、冒頭ですね、常に私が心がけているということについて、こういうことが言いたいということで先に言うちょいでですね、時間がのうなったらもうそれでということにしたいと思います。

私自身、こうるる言ってますように、本来、本当はその振興計画についてずっとやっていきたいと思ってます。その理由は、やはり合併にかかわりまして、その中で皆さんと一緒にこの新しい町の将来、どういうふうになったらいいのかということも含めて検討する中で、「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」というスローガンが決まりまして、その中で「地域の良さを大切に作るまちづくり」、「みんなが元気に

暮らせるまちづくり」、そして「みんなで共に進めるまちづくり」というこの大きなスローガンが決まりました。そして、その中で今回私も香美市の市議会議員としてそのお手伝いをしたいということで立候補させていただきまして、皆様のご支援をいただきましてこの場にいるわけですけれども、常に私が心がけていることは、やっぱりこの「みんなで築くまちづくり」ということをですね、みんなでやりましょう。そして、それを皆さんでやれるような仕組みをつくってみんなで頑張りましょう。そして、仕組みがあるものはその仕組みを精いっぱい活性化し、生かして、皆さんで頑張りましょうということが結論でございますので、もしそこに至らなかったらですね、そういうことやったんやなということでご理解をいただきたいと思います。

そして、今回のテーマというか、はですね、香美市がいかにか、今の言葉で言うか持っているか。そして、香美市がいかにかそこまでいろんなものが来ているか、持っている、来ていると。そして、文脈、行間を読みましようということで、少しお話というか具体的に提案をさせていただきたいと思います。

まず、第1番目ですけれども、ウサギ年、ピョン！アンパンマンをめぐってです。

ウサギ年、ピョン！というのは、これ皆さんもご存じだと思います。このね、新聞広告、これです。（資料を示しながら説明）こういうのをですね、これが出ました。その中でやなせさんが、「それでは、ウサギ年、ピョン！」ということで書かれておりますので、そのことでこのように書いたわけですけれども、ご存じのようにやなせさんは本当にこの地域に対して、特に香北町に対してですね貢献をずっとされてきて、そして現在に至っているということは皆さんご承知のとおりでございます。そして、そのやなせさんが、いよいよこの文面でも書いてありますように15周年になりまして、アンパンマンミュージアムが、それでいよいよ人間で言えば元服の年と。これから1歩も2歩もまた歩みを進めましょう、初陣の年ですよということで宣言をされまして、たくさん示唆に富んだ提案をされていると。

その中で、それを受けとめてですね、やはり香美市としても、そういうことに対して思いのある人たちを集めて皆さんと一緒に何かしたら、することが大事じゃないかなということではつくらせていただきました。読ませていただきますと、元旦の高知新聞紙上に全面で広告されまして、告知されました。そして、その最初の、土曜日であったせいもありまして、「オイドル絵っせい」、これは月に2回ですね、高知新聞の夕刊ですけども、このときは土曜日でしたんで1日の元旦の紙面にありました。この中でも言われてますけども、「ウサギ年のごあいさつ」という中で、「内容の一端が示されました記念のモニュメント、記念の大展示会は香美市も一緒に、ウサギ年、ピョンと飛躍しましょう」というやなせさんの熱烈なメッセージであるというふうに、私には本当に感じられました。そして、「この際、香美市もアンパンマンの生まれた町との自覚と位置づけをしっかりと持ちながら、周辺整備を初め、一緒に世界に挑戦し飛躍するきっかけの年とすべきだと考えます」と。世界に飛躍するというのはですね、これも私が言っ

ているのではなくって、やなせさんが言っているわけですけども、「世界に飛躍しましょう」ということで言ってます。そのようにおっしゃっております。

そこで、以下の点についてお尋ねをしたいと思います。

実際このやなせさんご自身が発表されました、多分記念館が進めていると思います、その事業のただいままでの進捗状況をまずお尋ねをいたします。

そして、もしかしたらその2つですね、記念のモニュメントと記念の大展覧会以外にも何か香美市として予定されているようなもの、記念館でほかに予定されてるようなもの、除幕式に向けて何か予定されているイベントがありましたらお尋ねをしたいと思います。

3点目に、このJRの山田駅を通称アンパンマン駅にできれば大変楽しいことになるのではないかとこのように思いますので、これはどうなんでしょうか。

そして、たまたまだと思いますけども、ウィリーウィンキーがなくなったってことでね、これはしめた、しめた言われませんが、もしかしたらそこに同じパン屋さんですからジャムおじさんのパン工場があったら楽しいかなということで、これはどうなんでしょうかと。

そして、やはりピースフルセレネについては、あれ確か、その定款を見ますとちょっとその目的というかそれが違うような気もしますが、それはさておいて、別にして、そこに泊まる宿泊客ですね、来た人たちがどういうふうに全体の中で過ごすかということも含めて、そのピースフルセレネの客室をやなせさんのデザインで全面リニューアルをしてキャラクターごとの部屋ですね、アンパンマンの部屋とかばいきんまんの部屋、ドキンちゃんの部屋っていうのがあればね多分365日予約でいっぱいになるんじゃないかと、そういうふうなことも思いも込めまして、そういうのはやれたらいいと思いますけども、どうでしょうかと、お尋ねをしたいと思います。

そして、山の学校の給食、山の学校と言うとわからなかったかもしれませんが、あのアンパンマンのアニメを見ていただいたら学校が出てくるんですね。学校が出てきて、これにもおりますけど、ここにウサギ先生がいるんですね。ウサギ先生がおって子どもたちもたくさんいます。この学校があるからには多分給食があるんじゃないかなというふうに思っていて、食堂ですから、山の学校の給食があったらアンパンマンミュージアムに来た子どもさんたちはそこで、ああ、給食食べて帰ろうかというふうな気持ちになるんじゃないかなというふうなことも含めましてお尋ねをします。

続きまして、ご当地ゆるキャラ、ひこにゃんを初めましてせんとくんとかね、たくさんゆるキャラがあります。やなせさんのお考えになった2,000を超すとされていますけれども、あ、それは違うね、それはアンパンマンのキャラクターでした。たくさんキャラクターがいるわけですが、その中にもゆるキャラはいると思いますが、今各地でご当地、いわゆるナンバープレートがこの次に、ゆるキャラの次に来るのではないかとこのようにも言われております。香美市がご当地、いわゆるアンパンマンのナ

ンバープレート、そのキャラのナンバープレートをつくるということについてはその必然性があると思いますので、これはどうなのかなということをお尋ねをいたします。

そして、それよりも何よりもですね、そういう場をつくって、「ウサギ年、ピョン！」とやなせさんが言うことに呼応してまちづくりとかそれに向けての1つの周辺整備をするということになりますと、やはりみんなで築くまちづくりという観点から見ますと、よりたくさんのおいさんの思いのある人たちが参加できるようなシステムがあるほうがいいんじゃないかというふうに考えまして、8番目ですけれども、そういうことをじゃあやろうということになればですね、ほかにも百出するであろうアンパンマンのまちづくりについて話し合い、関係者や市民とともに実現に向けて協働する協議会のような組織を早急に立ち上げて協議をし始めるべきである、し始めたほうがいいんじゃないかというふうに思いましたので、そのことについてどのような見解を持たれるのでしょうかということで質問をさせていただきます。

続きまして、2番目ですけれども、都市計画と振興計画と高知工科大学、これ最初に言いました、香美市は持っているんですよ。アンパンマンも持ってますし工科大も持ってますので、そのことについて歴代の、例えば、合併する香美市の前には、この土佐山田町振興計画の中で工科大の位置づけもされておりました。けれども、この位置づけよりも実はもっと進んだ、いわゆる現状に即したとか、希望も含めて進んだ位置づけがこちらのほうの振興計画、いわゆる香美市の振興計画としてしっかりと取りまとめられております。その振興計画の中で、ここにも書いてありますけれども、高知工科大学周辺は市街地ゾーンに含まれております。市街地ゾーンということはどういうことかということ、「市役所周辺の中心市街地、香北支所、物部支所、周辺の市街地に加え、最近、街としての顔が形造られつつある高知工科大学周辺」も市街地ゾーンに含めますと。そして、その市街地ゾーンというものは、「道路、上水道、公園緑地等の生活基盤の整備、住宅・宅地の整備・再整備等、都市基盤の充実を図ります。また、防災拠点機能の強化、ユニバーサルデザイン等を進めます」と。そして、「さらに、街を取り囲む豊かな「みどり」との調和を図るため、公共施設や宅地の緑化、文化的な環境の整備、玄関口機能のイメージアップ等、まちの顔を形成します」と、このように書かれているわけですね。

ところが、そして、ここにも書いてありますように公共下水道も向こう7年間の間といますから、平成22年度、平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度、平成28年度までにはそこにも整備されると。そして、お聞きしますところによると、工科大も今あるシステムを整備された暁にはですね、今あるシステムからその下水道のほうを利用したいということまでも言われているというふうですね、ある意味すごく基盤整備というものは、人が住むための整備というのがどんどんどんどん進んでいるにもかかわらず、ここは都市計画上は市街化区域、市街化調整区域ということで、なかなかそういう意味からも整合性がとれないような状況ではないかと

いうことをずっと思っています。

そして、昨日の竹平議員の質問にもありましたけれども、結局、「住んでいる人がそこに住み続けられるインフラの整備を」ということで、企画課長がご答弁されておりました。そして、市長もその件については、「人口の増減が市の発展に大きくかかわってくる」と、そのように答えられておりました。そして、きのうの同じ質問の中で千頭議員はですね、「国勢調査の速報と定住策」というところでの答弁の中でもですね、「唯一の人口増というのは香南市であった」というふうなお話でした。

ということですね、もうその少子化、高齢化、そして過疎化ですね、これはもう山とか中山間の話ではなくって、もう町の中にもあるわけですね。一義的に、いわゆるスプロールを防止する。優良農地の保護ということもありますけれども、そのための市街化調整区域っていうのはなかなか現状とはどうも整合性がとれないんじゃないかというふうなことですね、ちょっと見直しをするための議論をそろそろ始めたほうがえいんではないですかということなんですけれども、その点についてご見解をお伺いをしたいと思います。

続きまして、3番目です。大学・人材との連携による合併都市における都市再生計画検討調査報告書をめぐってということなんですけれども、これも持っているうちの1つだと僕は思っています。この冊子ですけれども、高知工科大学連携協議会がこれに応募をいたしまして、平成19年3月にまとめられました。そして、これは大学・人材との連携による合併都市におけるまちづくりの検討ということでまさに香美市にうってつけのプロジェクトでございまして、それをいち早くその連携協議会が手を挙げてこれを取り入れたことは、すごく私は評価をするし、すばらしかったと思っています。

そして、この中で先ほども言いました大学・人材との連携による合併都市におけるまちづくりの検討をテーマにして、この香美市の振興計画というものを精査して、その基本理念と基本目標を香美市のまちづくりの基本方針として、そして、その中で重点的に検討すべき事項の整理を独自にされております。その整理というのは、これとはまた違った整理の仕方なんですけれども、振興計画とは違った整理の仕方ですけれども、ある意味すごくわかりやすい整理の仕方をされておまして、1番目として幹線道路の整備、2番目に市街化調整区域、3番目に自然資源を生かした地域づくり、4番目が地域資源を生かしたまちづくり、5番目、商店街の活性化、6番目、情報基盤のあり方、7番目、産業振興、8番目、香美市の方向性を挙げて詳細な検討を加えられまして、平成18年度以降に向けては市職員のスキルアップ、プロジェクト推進のための協議会の設置、市民や大学学生参加の場づくり、ハード整備のための財源確保など、さまざまな面からバランスをとった施策を進めることが必要であると。そして、平成19年度の課題としては次のような項目を挙げるができますとして、この1番目としてまちづくり協議会等の設置、2番目、都市再生整備計画の策定、地域情報化計画策定、4番目が地域産業活性化推進、そして5番目が自然資源活用構想の策定、6番目、都市計画制度の検討と

挙げまして、平成19年度以降のアクションプランまでまとめ上げられております。

すごくよかったことなんですけれども、それにつきましてですね少しお尋ねをしたいと思います。まさにこの合併した大学のある町として、このプロジェクトに応募した、まず経緯をお尋ねをいたします。そして、これに要しました費用と、そして財源内訳をお尋ねをしたいと思います。それとともに、平成19年度以降、この挙げられましたアクションプランについてどのように対応をされたのかということもあわせてお尋ねをいたします。

続きまして、雇用創造協議会でございます。

雇用創造協議会も来年度で最終年度となりまして、そこで実現事業ですね、あっ、雇用創造協議会、事業タイトルとして「「柚子の香る里から」、農作業受託作業と観光のまちづくり」、これは実現事業ですけれども、これで受けられまして最終年度でございます。いよいよそのようになりますので、これまでの主な成果と現状、そして観光協会独立に関しまして、前12月の議会での課長答弁で、観光協会機能の確立についてということで、についての私の質問に対しまして、「1月の地域雇用創造協議会事業終了後のことをどうするかという検討会で、観光協会の機能と雇用創造協議会の機能というのが多分事業重複があると思われるのでそのための協議を行って、そして観光協会でも検討する」と、このような答弁をいただいております。

観光協会においてもですね、5月、多分5月に総会があると思いますので、それに向けての理事会等が開かれております。おると思います。その中の話された内容等につきましてもですね、やはり総会っていうのは1年に1回しかございませんので、1回を逃すと次の会までなかなかいろんなそのことが進捗がしづらいというようなこともあると思いますので、あわせて12月議会以降の経過についてお尋ねをしたいと思います。

続きまして、最後ですね、これも持ってるんですよ、香美市は、香美市は持ってるんですよ、本当に。きょうのですね、実は高知新聞の朝刊でもありました。自民党の安芸郡選出の浜田英宏さんがですね、食用ジカの肉処理場、いわゆるそのシカをどう活用するかという中で需要拡大策はと聞いたときに、県の部長が、「シカの処理加工施設は、県の事業化支援事業を活用して2010年度末で7カ所を整備」と。「これに加えて、2011年度は3カ所に整備」か、「3カ所に整備予定だ」と。「シカ肉の需要拡大は専門家の協力によるレシピの作成や公開に加え、狩猟関係者や農家レストランが参加するシカ肉有効活用研究会で新たな活用へ意見交換をしてる」と。県の状況はこれですけども、香美市は進んでましてね、もう既にやってるんですよ。この、やってて、すばらしい取り組みも既に先進的にやられている香美市のシカの事業でございます。これについて幾つかのお尋ねをしたいと思います。

これは、シカ肉の特産品開発、販路拡大事業としてべふ峡温泉を拠点として展開をされていると思いますけれども、昨日の市長答弁でも、できあがった製品については外商活動にも力を入れていくと、このようなご答弁もされておりました。そのことも含めて

次の3点についてお聞きをしたいと思います。

1点目として、今までにこの事業で開発した特産品とそれらを販売している場所。
そして、雇用をしている者との雇用関係と役割。

3点目としてですね、販路拡大事業における香美市、べふ峡温泉、開発者の役割分担と将来見通し、この都合3点につきましてお尋ねをして1回目の質問といたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習課長、田島基宏君。

○生涯学習課長（田島基宏君） 3番、山崎眞幹議員さんの1点目のやなせたかし記念館が進めている事業の進捗状況と、2番目の、2点目の7月に予定される除幕式に向けてほかに何か予定されているイベント等はあるかのご質問にお答えさせていただきます。

やなせたかし記念館が進めています事業といたしましては、創立15周年の記念事業を現在企画をしております。本年度に管理運営業務を委託しています財団法人アンパンマンミュージアム振興財団が、やなせたかし先生と相互に連絡を取り合いながら事業を計画をしているところでございます。

まず、高知新聞に掲載されました記念のモニュメントでございますが、これはアンパンマン像のことだと思われまます。材質はFRP、高さは台座を含めまして約3メートル、そして色は銀色で、現在計画をし作成をしているとのことでございます。7月21日までに完成を予定してございまして、この像はやなせたかし先生がご寄贈くださるとのことでございます。

次に、記念の大展覧会というのがございますが、これはちょっとどこまでかが具体的にわからないものがございますが、事業といたしましては地下の展示内容の変更と1階のテラスへ新たな造作物、展示物を設置するよう計画しております。現在設計中でございますが、7月21日までは完成する見込みとのことでございます。

また、除幕式とは別に、10月の完成を目指しまして作品収蔵庫の建設も計画をしております。除幕式の日程や当日のイベント事業につきましてはまだ未定でございますが、7月に開催をすべきという予定で計画をしております。

なお、開館15周年記念を記念いたしまして、このようなハード的なものでなく一定の長期間にわたるソフト的なものも取り入れて事業展開をしていくような計画を現在進めている途中でございます。

以上が開館15周年に向けての状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えいたします。

最初に、ウサギ年、ピョン！アンパンマンをめぐるの③、JR土佐山田駅を通称アンパンマン駅にできないかについてでございます。

駅構内の待合室に掲示されておりますJR四国作成の四国の地図では、土佐山田駅は龍河洞とアンパンマンの駅として紹介されております。また、インターネット上でも、

土佐山田駅は駅案内パネルのコメントが龍河洞とアンパンマンの駅と書かれております。土佐山田駅構内のバス乗り場もアンパンマン仕様に大変身いたしまして、3月28日落成と聞いております。

J R 四国さんに伺ったところ、駅名を変更することは多額の費用が発生しますので難しいけれども、通称、愛称とすることは可能であるとのこと。実際、四国の中にも例があるようです。ただ、地元の盛り上がりがあること、正式な申し出の書面をJ R 四国本社に提出すれば検討していただけるそうです。当然看板や印刷物の改修費なども発生しますので、応分の負担が必要となります。通称をアンパンマン駅とすることに異論はありませんが、香美市全体で盛り上げる仕掛けが必要と思いますので、議員の働きかけにエールを送ります。

④のウィリーウィンキーの場所にジャムおじさんのパン工場はどうかについてでございます。

跡地につきましては、J R さんは現在交渉中の案件があるようですので市として何かを言えるものではありませんが、ジャムおじさんのパン工場も楽しい発想だとは思いますが、香美市が開業することは考えておりませんが、開業したい方がいらっしゃれば口添えはできるかと思えます。

⑤のピースフルセレネの客室をやなせさんのデザインで、についてでございますが、現在も各部屋はキャラクター仕様となっております。例えばベッドカバー、カーペット、おふろのタイルなども衣がえしてございまして、お客様にも喜ばれております。

⑥の山の学校の給食をピースフルセレネのメニューにするか、はどうかっていうことですが、「それいけ！アンパンマン」に登場するみみ先生やカバ夫くんたちが通う町の学校へは、しょくぱんまんがしょくぱんまん号で給食の食パンを配達しております。今話題のインターネットの知恵袋でも調べましたけれども、「給食では食パンしか食べていないのでは」ということですので、給食メニューや山の学校のメニューについてはよくわかりません。

次に、雇用創造協議会についてお答えいたします。

実現事業、農作業受託作業と特産品まちづくりのこれまでの成果についてでございます。事業を全部お答えしますと長くなりますので、概要について述べさせていただきます。

まず、観光振興に関しましては、体験型観光、歴史文化遺産の発掘モニターツアー、データベース化、DVD制作、ホームページの作成、大都市圏旅行機関へのプランの提案、まち歩きやサイクリングコースの調査、史跡整備の協議、観光協会と連携した事業推進など、商談中もございまして、完成したものもあり成果が見られます。

また、特産品につきましても、土佐打刃物やユズを中心としました農産加工品の開発協力、PRや販路拡大、シカ肉有効活用への協力、さらにネット通販市場の開設、運営、そのほか地産外商公社との連携など、実績が上がっております。次年度はさらに事業の

確立を行います。

次に、農作業受託作業につきましては、ユズの収穫を中心とした労働力供給システムを構築し、雇用を図る取り組みを行いました。全ユズ農家を訪問し聞き取り調査を行い、営農状況、農作業の受委託などの台帳整理や実験ほ場の作業の試行などを行うとともに、作業員の確保なども行いました。平成22年度は農作業受委託組織「ゆずもり」を設立し、草刈り等の作業を行うなど実践体制の構築を行いました。また、ユズ狩りなど観光農園運営にも取り組み、参加者の好評を得ています。来年度は全農家のほ場調査や放棄園になる恐れのある園の対策や、べふ峡温泉等の観光施設とタイアップして観光商品とすることや、ゆずオーナー制、無農薬園も検討していきます。

次に、雇用創造協議会の事業終了後をどうするかについて検討する会におきまして、株式会社等の設立についての提案等がございました。もう少し細部について詰めまして、計画を作成し、協議、検討を今後もしていくことになりました。また、2月開催の観光協会理事会におきましても、実現事業の事業と重なる部分が多いことから連携して自立に向けて協議を行っていくことが承認されました。細部につきましては、今後頻繁に理事会を開催し協議することとしております。

最後に、シカ肉特産品開発、販路拡大事業についてお答えいたします。

1点目の、この事業で開発した特産品と販売場所でございます。平成21年度事業では1品の特産品を開発、シカ肉を使用した巻きずし「鹿ロール」を開発いたしました。平成22年度も同様に1品以上のシカ肉等を活用した製品の開発を委託しており、「鹿ロースト」と「鹿肉の味噌づけ」の2品を開発しております。販売場所は、べふ峡温泉、美良布道の駅「葦生の里びらふ」、高知市のてんこす、夜須町のやすらぎ市、また、ネット販売等にも対応しているようです。

2点目の雇用している者の雇用関係と役割ですが、雇用情勢が厳しい中、国の雇用対策として平成21年度から平成23年度まで行われているふるさと雇用再生特別基金事業を活用して事業を行っております。ふるさと事業は、大きな目的としての雇用対策、そして各事業にはそれぞれの方針や目的に付随されまして、雇用を生むと思われる事業計画を市が作成して民間の事業者へ委託するものでございます。当該事業は、有害鳥獣であるシカの肉などを利用した特産品を開発しまして地域振興につなげようと、商工観光課において計画されまして奥物部開発公社に委託しております。当該事業で雇用しております1名の従事者は、奥物部開発公社の臨時職員という立場であり、市が委託した事業を行っております。市が委託している要件は、シカ肉等を利用した特産品の開発、これら開発した特産品の試験販売、シカの精肉を必要とする事業所への無料配達サービス、そしてそのほかシカ肉の販路拡大するための宣伝活動等です。

最後に、3点目の販路拡大事業における香美市、べふ峡温泉、開発者の役割分担と将来見通しについてお答えいたします。

役割分担としましては、この事業の実施を公社に委託しておりまして、香美市は委託

者、奥物部開発公社は受託者、開発者は公社の従業員という立場になります。将来の見通しですが、平成21年度に策定した3年間分の計画資料では、想定される搬入シカ肉、月24キログラムを加工して加工品を製作し、仮定の利益を10万円程度。この事業を行って付加価値の高い特産品を製作して月利益を15万円程度に上げることを計画しており、この事業では1名の雇用が確保できる計画になっております。平成24年度以降につきましては、本人の意向を聞きながら協議することとなります。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 山崎眞幹議員の7番目、ゆるキャラの次に来ると言われているご当地ナンバープレートにアンパンマンキャラはどうかというご質問にお答えをいたします。

まず、香美市が交付しておりますナンバープレートでございますが、旧自治省、現在の総務省の通達によって、基づいて市の税務規則で定めております。50ccまでが白、90ccまでが黄色、125ccまでがピンクというぐあいに色分けもしてございます。これは視認性、安全性を十分確保されておるものでなければならぬということで現在の様式を使っております。山崎議員がおっしゃられましたご当地ナンバーは、確か平成19年、松山が一番最初でなかったかと思えます。雲型のナンバーを愛媛県の松山市が確か一番最初につくったというふうに記憶しております。坂の上の雲のイメージやったかなというふうに思えます。そういった状況で、それ以後、自治体でご当地ナンバープレート、富士山とかいろいろあるようではございますけれどもそういったナンバープレートが作られておるようにはいろんなところで見ております。

このご当地ナンバーでございますけれども、独自のデザインをすることによって当然ナンバープレートを作成する費用というのが発生をいたします。通常の全国の自治体で使っておる統一の様式であれば現在の単価でございますけれども、新しくデザインをすることによってナンバープレートを作成するということになれば当然単価が上がる。それと、アンパンマンにつきましては確かコピーライトが結構厳しいというふうにお聞きをしているんですが、そのコピーライトに対するロイヤリティというのが発生をすることになります。そうすると、課税コストは上がるが、徴収率には、先の先進地の事例では徴収率には反映してないというようなお話も聞きます。そうすると、税務課としましたら、適正な課税による自主財源の確保という観点からは、なかなかこれを作成するということにはならないというふうに考えます。まず、どういう効果があるのかということも、実施している他の自治体が出てきておりますので、その実施状況も見て、今後そういうことも見ていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えいたします。

まず、アンパンマンに関するご質問の中で、アンパンマンのまちづくりについて話し合う協議会のような組織を早急に立ち上げ協議をとのご提案ですけれども、こうした動きを行政がその先頭を切ってやるのが良策かどうか、私、一つ考えるところでございまして、このご質問のようなこうした事案といいますかケースの場合につきましても、むしろその市民や関係者の間からの気運の醸成というものが前提にあって、それを柔軟な発想と臨機応変な取り組みを必要に応じて、これをまた行政が盛り上げることなどへの支援をするということがよりよいまちづくりにつながるのではないかというふうに思えるところです。

例えばですね、急びす昭和横丁の取り組みですけれども、あれも例えば行政が主導であったならばここまで来れたかどうかというようなことを思うわけで、この町にもさまざまなお祭りとかイベントがありますけれども、どうもその、自虐的ですけれども行政主導のものについてはあんまり拍手喝采というか賞賛に浴するという評価をいただいたものがないというのが偽らざる実感であります。

協働ということとはとても重要ではありますがけれども、時として、あるいはそのケースに応じてどちらが主導したほうがよりよいものになるか。そのあり方、手法というものについては、事案によって、あるいは果たす役割といいますか、そういった前提が1つではないということからすると、そのケース・バイ・ケースでどういうやり方が良策かということは考えたほうがいだろうというふうに思うところでございます。

次に、大学・人材との連携による合併都市における都市再生検討調査報告書をめぐってというご質問についてお答えをいたします。

まず、都市再生計画検討調査報告書策定の経緯についてですけれども、平成18年2月に工科大学の山田教授より、全国都市再生モデル調査を実施するために提案書を3月上旬に提出をしたいので、応募団体として平成17年度に発足をした土佐山田町・高知工科大学連携協議会で提案できないかとの打診がございました。当時、時間的な制約等から協議会を開催いたしまして協議、調整することが困難だったことから内部で調整をいたしまして、連携協議会長も問題ないということで、協議会が応募団体として提案書を作成し応募することになりました。平成18年5月に香美市から内閣官房都市再生本部に対して提案書を提出、同年6月に都市再生本部より採択された旨の通知がございまして、同年にこの事業に取り組むことになりました。都市再生本部からの通知により、調査の実施については高知工科大学総合研究所、マテリアルデザインセンター、山田晃男研究室が行うこととなりました。

次に、要した経費についてのお尋ねについては、経費については国から委託料として高知工科大学に直接支払われておりまして具体の金額は承知をしておりませんが、実施団体には例年600万円程度の委託料が支払われているとのことでした。これは山田先生のお話でございます。なお、財源内訳につきましても、全額国費で賄われたというふうに思われます。

次に、平成19年度以降のアクションプランについてですけれども、アクションプランには議員も言われましたように1つ目にはまちづくり協議会の設置、2つ目には都市再生整備計画、3つ目に地域情報化計画策定、4つ目には地域産業活性化推進、5つ目に自然資源活用構想の策定、6つ目に都市計画制度面の検討のこの6項目が挙げられております。この6項目のうち5項目につきましてはそれぞれの部署において実施をされておるところでございまして、実施をされていないまちづくり協議会等の設置については、平成23年度に策定をされます後期基本計画策定の過程での検討も考慮するとともに、今後関係各課とも協議、検討していきたいと思っておりますし、その点につきましては、新しいまちづくり推進課長とも引き継ぎの中でまちづくり計画及び振興計画との関連からも説明をいたしたところでございます。

なお、まちづくり委員会につきましては、まちづくり計画や振興計画からイメージしているものと、それから都市再生計画検討調査報告書にいうまちづくり協議会とは、まちづくり協議会等の設置の項に、ここには「本年度調査を推進した香美市都市再生検討委員会を発展させ、香美市まちづくり活性化協議会（仮称）といった組織を行政と大学、地元企業、住民の三者が一体となって設置する」ということで報告書の中では記述をされておりますことから、それぞれよって立つところが違うということもありますから、活性化協議会等の組織設置の是非を含めてですね、今後まちづくり委員会の創設については協議、検討が必要であると考えておるところでございます。

あわせて少し説明を加えさせていただきますけれども、まず、その都市再生整備計画策定については、まちづくり交付金事業につながる都市再生整備計画を策定するという、この点につきましては、まちづくり交付金で平成17年度から平成21年度の期間で泰山公園の整備や防犯灯の設置、市道の修繕等を実施をしたところでございます。

次に、地域情報化計画策定の項ですけれども、ここでは地域イントラネットの整備等を進めるための地域情報化計画を策定するとなっておりますが、地域情報化計画の策定はしておりません。情報化の推進については、喫緊の課題として地デジ対策に強力に取り組んでおりますし、また、携帯電話エリア、ブロードバンドエリアの拡大については、関係企業への要望を随時実施をいたしまして、民間事業者の努力によって順次エリアの拡大につなげていただいているところでございます。

次に、地域産業活性化推進の項についてですけれども、高知県が中心となって進めている地域産業活性化のための協議会と連携をとり、高知工科大学の実績と地域産業をリンクさせた産業活性化方策を検討するということに関しましては、既に高知県が現在推進をしております産業振興計画のアクションプランの中で取り組みを進めているところでございますし、市長が物部川地域アクションプランフォローアップ会議に委員として参画もしているところでございます。また、本年度は林政課から工科大学に緑の分権改革事業を委託し、バイオマスエネルギーの実証試験を行うなど新産業創出の可能性への取り組みも進めているところでございます。

次に、自然資源活用構想の策定の項ですけれども、香美市と協働し新エネルギー策定ビジョン等の計画を推進する。また、南国市、香南市と連携した物部川流域整備計画を策定するということに関しましては、香美市、南国市、香南市では、地域の強みを生かして他地域にエネルギーを依存しない、持続可能な地域づくりを目指して、平成21年度に環境課におきまして香南・香美地域新エネルギービジョンの策定をしております。

そして、都市計画制度面の検討に関しましては、線引きなど都市計画のあり方を新しい時代の動向に照らして再検討する。また、高知工科大学、テクノパーク周辺地域におけるまちづくり施策を地区計画制度の導入等を視野に入れて推進するとここではなっておりますけれども、この点に関しましては、総体的にこれまでも折に触れて建設都計課長が答弁をされていますので、この点についてはなお都計課長に譲りたいと思います。

それとですね、以上、1回目は以上にさせていただきます。以上です。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、宮地和彦君。

○建設都計課長（宮地和彦君） 山崎議員の都市計画、そして振興計画、このことについて質問がございました。市街化調整区域について見直すべき、また、その動きをとるべきでないかというご質問に対してお答えをいたします。もちろん都市計画制度の、法制度の趣旨はご存じの中でご質問をいただいたと思っておりますので、その視点でお答えをさせていただきます。

まず、都市の形成、これは安全、快適、かつ住みやすい都市形成というのがこの制度の目的になっておりますのでそのことをお答えして、香美市では、今、高知広域都市計画、今現在3市1町、高知広域都市計画ということで、北は新改駅の南嶺線、西は南国市との境、そして東は土佐山田町逆川地区を外した片地地域、そして南は南国市の境となっております。

振興計画では、都市計画とは異なり市街地ゾーンとして市役所周辺の中心市街地、香北支所、物部支所周辺の市街地及び高知工科大学周辺がゾーンとして位置づけられています。今人口減少社会が現実となり、将来の都市像として集約的な都市機能が求められています。公共サービスはもちろん、医療、福祉、商業は交通の利便や徒歩、自転車で移動可能な範囲にあって、高齢者を含む交通弱者や日常生活の買い物、医療、福祉サービスなどが受けやすい環境をコンパクトに集積した都市構造が必要とされています。その中で大学周辺は土地利用イメージを「研究学園交流拠点」とし、教育機関と田園環境が調和する市街地ゾーンと位置づけしていると認識をしています。都市計画上、周辺は市街化調整区域ですが、大規模指定集落に位置づけられ、公共公益施設の立地は可能となっております。生活用品の商店や歯科診療所、病院などが集積して、生活地区として必要な機能が一定維持されている地区であります。

この中の質問としてお答えいたしますが、広域の高知広域都市圏等、広い範囲での構造を見きわめた土地利用において、土地区画整理事業、また面的整備が市街化への必須条件であります。今、高知広域都市計画区域内人口フレームの上の保留人口はいないの

が現状です。現在の3市1町も周辺自治体、またその関連から広域都市圏の形成は線引きの必要性を維持しており、香美市においても振興計画と連動した生活圏の土地利用が進められていると考えています。

土佐山田町マスタープランも定住都市として6年が経過し、一定期間には見直しの必要も考えております。産業、福祉、教育など多種の生活圏でのかなめが将来に向け、まちづくりを行う自然共生文化都市構想と反し、メリットが見えない弊害があれば見直しの必要もと考えております。

以上お答えします。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） それでは、2回目の質問をいたしたいと思えます。

まず、ピョンの話ですけれども、アンパンマン関連の話です。まず、1点、最初です。ソフト的な事業展開が予定されているというふうなことがありましたけれども、これは香美市としてやられているのか、それとも財団としてやられているのか、その点についてちょっとよくわかりませんでしたのでその点をよろしくお願いします。

JRの駅につきましてはですね、なかなか中のいろんなところでアンパンマンとか龍河洞についてのご案内等もあることはよくわかりました。にしてもですね、いわゆる通称はアンパンマン駅ですから、ほかでもやってるところがたくさんありまして、通称というところをどうとらえるかなんですけれどネーミングライツということもあるわけなんですよね。例えば列車でもバスでも書いてるところにこう宣伝がついてる。そういうやり方も当然あるわけで、ぜひですね、これはできたらなかなかいいと思えます。

そもそもですね、これ、もう皆さん決して忘れてないと思えますけれども、始まりは去年の4月にですね、きっかけは工業団地等に進出されておる企業さんたち等も含めた、いわゆる香美市「香美之風」というグループがですね、駅前になんでアンパンマンがというふうなことから始まって、最終的には観光案内所ができました。その時に皆さんもご存じのようにやなせたかし先生がいらっしゃって、あそこに命を吹き込んだわけですね。やなせうさぎの上にアンパンマンの絵を描きまして、「なんのために生まれてなにをして生きるのか わからないままなんて いやだ！」という書き込み、サインをされて、やなせたかしとされました。そして、その後で高知新聞のいわゆるこの「オイドル絵っせい」の中で、やなせさんがそのことについて書かれています。そこが物すごくヒントだと思うんですよね。文脈を読んで行間を読むということになると思えますけれども、やなせさんはこのように書かれています。「土佐山田駅前に観光案内の小さな建物ができて、4月1日のオープニングに出席した。子どものころには、土佐山田駅は立派で山田の町はにぎやかだと思ったが、今見ると田舎の小駅で、アンパンマンミュージアムに行くために土佐山田駅におり立った旅人はいくらか心細い気分になるかもしれない。高知駅は見違えるほどきれいに改装されたのに、途中の駅まではJRとしてもまだ予算が足りないのだろう」ということであるありまして、その中で「案内所は小ぢんま

りとよくできている。でも、周囲との調和はさしてよくない。まず、駅の正面を何とかしなければならなかった」と、このようにも書かれています。

そんなことから始めてですね、先ほどは答弁、これ関係なしでなかったと思うわけですが、自分の友人が実は駅前でタクシーをやってましてその人から聞いた話もあるわけですが、ちょっとやなせさんも駅前の周辺についてはご尽力をされようとしておる。そして、JRも何とかそれをしようとしている。そしてですね、その中で、駅前のことなんですけれども、ことということで、答弁としては地元の盛り上がりがあれば、JR四国としては正式の書面があればこたえるということで、その正式の書面というのがちょっといま一つどういうものなのかがよくわからなかったんでまずそれをお聞きしましょうか、お聞きをしたいと思います。

そして、セレネの部屋のことなんですけれども、確かにキャラクターのいろんなものを置いててもね、本人が全面デザインをしてやりましたということになると全く違うものに私はなると思います。そして、あのアンパンマンミュージアム、いわゆるやなせたかし記念館に来た人たちが、ああ、来て本当によかったなああって、ぜひあそこへ泊まりたいなああっていうふうになれるためにはですね、そういうこともひとつ考えていかれたらいいんじゃないか。そして、経営についても確かに、あれちょっと条例を見るとですね、ちょっと目的が違うようなことになってますが、そこも工夫次第で何とかかなりやあせんかなというふうに思いますので、皆さんと一緒にぜひ盛り上がって、この際一緒にウサギ年、ピョン！といけたらなというふうに思います。

パンは給食、食パンだけでも構んわけで、それがもう問題じゃなくて、多分ね、実はやなせさん、「オイドル絵っせい」という中で幾つか食べ物についても提案されてるんですよ。朴ノ木もちはどうとかね、それから昔、カメ焼きがあってカメ焼きがどうやと、すごく考えることがお好きな方ですし、いろいろこちらの、僕はお会いしたことないですけども提案に対してですね、それがおもしろければおもしろがってこたえていただけるというふうにも思いますので、ぜひですねそれもやられたらどうかなと、そういうことでお尋ねをしたものでございます。それは、ピースフルセレネというあの施設の1つの経営改善の面でもですね、お客さんに来ていただければ、それはそれなりに大きな、山の学校、やなせさんが考えたメニューがありますよということがPRできれば大変に大きな力になると思いますので、そういう機会があればね、ぜひそうできたらなというふうに思いますので、その気があればまた考えてみてください。

そして、ナンバープレートですけど、これ先ほど言われたように、確かに今ね全国であるがですよ。それでですね経費の面からも言われました。これ言うのは、1つには最初、僕、自分自身が言いましたように、いわゆる周辺整備ですよ。やなせさん、アンパンマンミュージアムだって、それで全国に今3つあります、あっ、4つか、今度仙台ができますんで4つに、記念館を含めて4つになって、それで、ほかの3つの施設というのはどちらかというアミューズメントでありますから、記念館のほうは本当にそこ

でしかない、収蔵庫も今建てられる準備をしてらっしゃるという話もありましたけれども、そこにしかないところがございますので、やはりそこにしかないナンバーで走れたら好感度が高まるから、それは皆さんの考え一つ、費用対効果じゃないですけども、そこに住んでよかった、高知へ、香美市へ行って、おれはアンパンマンのあのナンバープレートをつけたぞというふうなことになるね、またそれはそれでね、すごく楽しいんじゃないかというふうなこともありましてですねちょっと提案をさせていただきました。このことについても実態を見てみてということですので、ぜひ、そういう気運が盛り上がればね、よろしく願いをしたいと思います。

それで、これは1つつけ足しですけども、つけ足しというかこの件について今1つお話をしておきたいと思うんですが、実は自分の友人が凸版印刷というところへ勤めてまして、凸版印刷というのはご存じのとおりフレーベル館の親会社です。その中で少しその友人を通じてお話をさせていただく、直接は話してないんですけどもフレーベル館の方とお話もした経過がございます。直接ではないです。その中で、友人から私に情報としていただいたのがですね、商品化権というのは日テレ音楽が持っているね、出版権はフレーベルが持っているということでした。そして、この15周年をめぐっては幾つかやられてまして、まず、先ほどの収納庫のこともそうですけれども、あと1つ大きな話がありまして、実はこれ東京駅に15周年の記念の看板を出すそうです、東京駅へ。そして、横浜、名古屋、仙台の各そのミュージアムに対しても15周年でそういうことがありますよということ、いわゆる高知が総本山であるということもうたわれるそうです。そういうことも情報としていただいております。ということは、来るかもしれないんです、これから、全国からね。アンパンマンの聖地を目指して、かわいい子どもたちとお父さん、お母さんが来る可能性がありますので、そう来たときにということちょっと考えてみたいなというふうに思っています。

8つ目のこの協議会ですが、それは、これ役場が立ち上げてどうかというふうなことです、やはりその運営、回すのはどうあれ声をかけるっちゅうか、私としては、私としてはですけども一義的にまずはちょっとセルモーターを回すのは役場でやってほしいな。1つには、平成23年度、ごらんのようにですね新しい庁舎もでき、新しい組織編制にもなり、アンパンマンも15周年を迎えね、いろんなことが1つの頂点に向かって歩みを進めている、そういう流れが私にはあると見えます。そして、そこに流れがあって、来た、よっし、これに向かってみんなでがっつとやろうよという気持ちがやっぱりあっている物事は進むのかなというふうに思いますので、ぜひそういう観点から見てですねどう思われるか、再度課長のご答弁をいただきたいというふうに思います。

2番目ですけども工科大、いわゆる都市計画ですね。これ確かにね、言われたように、そのとおりなんです。そのとおりなんですけれども、現実として、1回目の質問にも言いましたように、質問の際にも言いましたようにもう過疎化っちゅうかそういうことは実際に進んでまして、いわゆるスプロールを抑制するという意味での都市計画と

いうものが果たして現実に合っているか。人口減ってますよね、どんどんどんどん。それで、昨日の千頭議員の話にもありましたけれども、本当に香北町の市街地、中心街ぐらゐの人口が減ってる状況なんです。自分これ神母ノ木におりまして、どんどんどんどん人減ってますね、実際そこに住み続ける人たちがなかなか都市計画上の縛りがあってそこに住むことができない。どうせここで家を建てるのであれば、ここで思いのとおりの家が建たなければもっと自由に建てられる香南市へ出て行ってやろう、建ててしまおうということで、もうその辺の事情はもう皆さんもよくご存じのはずです。

1回目の質問のときにも言いましたように、この間、国調で5年間の間で三万何千人のね、全国でね人口が減った中で、自治体としては香南市しかふえたところはない。その理由についてはもう、ある種建前はどういうことであれ、現実として皆さんが一番に多分思うであろうということは都市計画の話だと思うんです。だから、それは見直し、要は再検討ということのかじをぜひ切っていただきたい。

都市マスの話も先ほどね、されて、見直しの期間に入ってるというふうなことでも言われてました。当然ね、これ都市計画法というのは昭和43年にできたものでして、この旧土佐山田町がいつこの都市計画を導入したのかはわかりませんが、私もわかりませんが、この中にね、結局、市町村が定める都市計画っていうのは、「議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想」、これは振興計画だと思いませんけれども、「に即し、かつ、都道府県が定めた都市計画に適合したものでなければならない」と、これ。そして、「市町村が」、ここが嫌らしいところなんですけど、「市町村が定めた都市計画が、都道府県が定めた都市計画と抵触するときは、その限りにおいて、都道府県が定めた都市計画を優先するものとする」と。これは第15条ですか。都市計画法の第15条ですけども、そうなるんです。なってるはなってるんですけども、じゃあ何のための地方分権かということになるわけですし、やはりそこに住んでる人がそこに住み続けられるインフラの整備ということが一義的にあったほうが本当に皆さんの幸せにつながるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひね見直しをかけていただければいいのかなと思います。

それで、先ほど言いました、この都市再生のですね、この合併都市の調査報告書でも都市計画のことについては書かれています。そんなことも含めて、ぜひそういう機会を早目に持っていただいて見直しのほうをお願いできたらなというふうに思いますので見解を求めたいと思います。

続きまして、これですね、再生都市ですけども、これすごく、やっぱりよかったと思うんです。ちゅうのは、なかなか連携協議会っていうのは、平成17年からやってるけどもどういう結果が出てくるのか、一つようわからんというふうな、それは私の評価かもしれませんけれども、けど、やっぱり自己評価よりも客観評価というものを基本的には重要視したほうがいろいろいいこともございますので、よかったのかなと。

そして、多分600万円ぐらいであろうというそのお金を使ってね、やりました。そ

して、これに集まった方々というのは、この参考資料に載ってますけれども本当に県の担当者、そして工科大学、さまざまな方が集まってこの計画をやりました。そして、自分自身も実はこのメンバーにいて、ほんで思ったのはですね、これでいよいよ産学官の連携が始まってスタートするぞというふうに思ってすごく期待もしました。ぜひこのことについてもですね前へひとつ進めていくというような形でね、まちづくり協議会設置については、私もこれはぜひ次の振興計画見直しのときにね、参考にしていい計画にしたらいいと思いますので、そのときにはこの中のいろんなものの見方とかも含めて生かしていけるようにしたらいいと思いますので、その点について再度ですね見解をお伺いをします。

雇用創造協議会でございます。

これについては着実に成果を上げられているということで、成果の一端についてお聞きをいたしました。確認をしますけれども、この、そもそももともとですねこの国のほうに出しました計画書にあるようにですね、この計画書では事業終了時の計画として農作業受託作業の委託期間終了後は委託組織を独立させ、ここまで培ったノウハウにより営業活動をしていく。また、農作業のノウハウを身につけることで自立操業なども視野に入れていくと。こういう方向性でしっかりと取り組むようになされるのか。この方向性に揺るぎがないのか。

そして、観光特産品まちづくり事業についてはですね、委託事業で築いた営業ルートや通販システムやノウハウを活用して、収益につながるものについては、まちづくりを行う会社組織あるいはこのビジネスモデルを地元企業等に移行し継続して事業を実施すると。この計画に揺るぎはないかということを確認をさせていただきたいと思いません。

独立以降の経過についてはお聞きをいたしましたので、しっかりと見守りながら、雇用創造協議会も観光協会もそれぞれ所期の目的というか、それに期待されている目的に、目的をしっかりと果たすことができるように期待をしておりますので、その点ご指導のほうをしていただきたいと、こういうように思うわけでございます。

シカ肉です。

答弁の中ではですね、平成21年度については「鹿ロール」、平成22年度については「鹿ロール」、そして吟醸みそ漬けという話やなかったですかね？そういうご答弁、違うちゃったらまた言うてください。

「ロースト」という声あり

○3番（山崎眞幹君） ロースト、「鹿ロースト」でしょ？と聞こえましたんで、違うちゃったら。

○商工観光課長（高橋千恵君） 平成22年度は「鹿ロースト」です。

○3番（山崎眞幹君） ローストですよ、「鹿ロースト」とシカの吟醸みそ漬け、ね、出まして、3つということですが、最近いろんなところで売り出しているのがシカ

ドッグというのがあるはずなんです、これはそれとは関係ないんですかね。あとですね、土佐鹿ソーセージ、これ新聞にも載ってますけどソーセージもその成果品じゃないかなと。ドッグ、しゃぶしゃぶ、ソーセージってのを見ましてそれかなと思ったんですけども、間違っていればまた指摘をしてください。

その雇用関係ですけれども、ふるさと雇用再生特別事業で香美市が雇って開発公社に、いわゆるそこに臨時としておるということでございます。平成24年度以降は本人の意向を踏まえて協議をするということでございますけれども、1回目の質問でも言いましたようにですね、県は今から何とかしようということで取り組みをされるようでございます。実は、シカについては四万十町のほうとかですね、もう既にいろいろやってレシピをつくられたりいろいろやられているところもありますけれども、実際こうやって品物をですね成果品として上げてやられているところは、香美市が本当に先端を走っていると思います。ですから、余計にですね、これをじゃあどうやって売っていくのか。どこで皆さんにご紹介をしていくのかということがすごく重要じゃないかなと、このように考えてですね、どこで売っているのかという話もお聞きをしたわけですが、例えばてんこすですよね、てんこすは今見たらホームページリニューアル中なんで売ってない、わからないんですけれども、じゃあそういうものをですねべふ峡で食べられるのかなと思うてちょっとホームページ見て、メニューとかちょっと見ました。別に、べふ峡でこれ食べられるのは「もみじバーガー」ね、これは商工会の異業種交流の中で開発されたものですけれども「もみじバーガー」ですよね。

それで一義的に、確かに役割を聞いたら、そのことじゃないとは思いますが、もしこの事業による収益がべふ峡温泉の収益としてしっかりとこう入るんであるならば、きのうのその市長のお話でもありましたようになかなか厳しいべふ峡の財務内容というか、そのことについても一定の貢献がね、あるのかなというふうなことも含めてですねちょっとお尋ねをした経過がございます。普通に考えたら開発したものはね、そこで食べられるようにするのが一番いいんじゃないかなと、このように思うわけですが、それは例えばシカドッグとかですよ。シカドッグ、でも開発してないということであるならまた別ですけれども、この間の例えば土佐の観光開き、土佐の「おきゃく」でしたか、そこにもきっちり販売に行って400から500ぐらいの販売をされたというふうに思います。そこら辺のことはどのようにしっかりと役割分担ちゅうかその辺をされているのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

将来的にその開発したものは確かにその期限を限った、平成24年度についてはまた本人の意向を聞かないかというふうなことです、その間投下した、今回の予算を見ても534万円でしたか、開発費用に投下してますよね。それをやっぱり有効的に生かすためにもですね、そこら辺の今後の見通しというか、しっかりしたものがやっぱり必要ではないかというふうに思いますので、その点についてのご答弁もよろしくお願い致します。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 生涯学習課長、田島基宏君。

○生涯学習課長（田島基宏君） 山崎議員さんの2回目のご質問、ソフト的な事業はどこが行っているかということでございますが、この事業につきましてはアンパンマンミュージアム財団が企画をしております、香美市とも、ともに連携をしながら15周年事業を進めているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えいたします。

「ウサギ年、ピョン！アンパンマンをめぐる」のJR土佐山田駅を通称アンパンマン駅にできないかの中の正式な書面についてお尋ねでございますけれども、はっきりJR四国さんに聞いたわけではありませんけれども、どのような意図で通称、愛称をアンパンマン駅にするのか。どのような方向で進んでいくのかといったような計画書であると理解しております。

⑤のピースフルセレネの客室をやなせさんのデザインでと、それからピースフルセレネのメニューにつきましては、ピースフルセレネさんにこのような提案があったということをお伝えして、一緒に協議してまいりたいと思います。

雇用創造協議会でございますけれども、あと1年残っているわけですが、着実にその当初の計画に向かって進んでおりまして、推進している状況ですので、それに向けて私どもも一緒に考えていきたいと思っております。

最後のシカ肉特産品開発・販路拡大事業ですけれども、先ほど出ておりましたシカドッグ、ソーセージにつきましては、それより以前につくられたシカ製品ということで、この製品はべふ峡温泉の開発ということになっております。また、この事業において販売をされた利益ですね、これは利益が単に出れば返還しなければならないという事業になっておりますので、この事業内の中で使用するということに、使用すれば還元しなくても構わないということになります。だから、べふ峡温泉にその利益を落とすということは現在ではできません。それを踏まえて、現実にはできた製品は、最終的にはべふ峡温泉のものにはなりますけれども、事業を執行している間は事業内で還元していくという形をとります。今後もべふ峡温泉の発展とともに、このシカ肉の製品を開発し残していきたいとは考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎眞幹議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

アンパンマンのまちづくりに関する組織の立ち上げについて課長の見解をと、こういうお話ですが、私はですね、やり方によって行政が主になってやる方がいい場合と、それからそうじゃないよという場合を考えた場合に、今回のケース、ご提案のケースについてはどうも行政がというんではあんまりおもしろくないというのが感想でして、

と申しますのも、ご承知かと思えますけれども、おぜん立てをどうするかによって物事が転び方が違ってくるというのはそれはあるわけで、以前に異業種交流会議というのを行政がとりあえずかかわって立ち上げました。これも途中でさる部署に、もともとそういう経過と約束があったわけですから、ぼつぼつその受け皿を交代という話をしてあったとたしか思えますけれども、それがその話を、その段階に至ったということでその話を持ち出したらできないということでお断りされて、結局異業種交流会議が終わってしまいました。そんなことで、羹に懲りてというわけじゃないですけども、そのこともありますから、民という言い方がいいかどうかわかりませんが行政が旗振り役をしないほうがむしろ後々の転びがいいということも考えられますので、今回はどうも私そのほうがいいんじゃないかなというふうに思ってるわけです。

山崎眞幹議員のおっしゃる、とりあえずでも行政がそのセルを回すことぐらいしたらどうかというご提案ですけども、私は1つは駅前にできたいんふおめーしょんというのは行政がそういったセルを回した、すなわち仕掛けたというふうにとらえておるわけですけども、あのいんふおめーしょんについては観光案内所じゃないわけですし、観光案内所の役割も担っておりますけども、中心商店街の活性化に向けての、あそこはその拠点であるという役割も担っておるわけで、そういう意味ではその施設を情報発信基地として使っていただけるようなことにしていきたい。また、そういった起爆剤的な施設であるという認識をしておるわけですけども、どうもその情報発信の利用についても、この名前言ってえいかどうかわかりませんが一番近くにある部分で言うと商工会だったりとか観光協会だったりとかいうものがもう少し一緒にやっていける部分があったら、あそこの施設の活用を含めてあのあたりの状況がちょっと違ってくるんじゃないかなというふうに感じたりもいたしております。この感想がいいか悪いかは別のものですけども、課長の見解を言えということですからそういうお話をさせていただきました。そんな思いでおります。

もう1つ、香美市としてはですね、私は合併をしてから、やなせ先生からいただいたこの香美市の13点のキャラクター、これを育ててくれと、ほしいと言われてますから、今企画のサイドでという言い方だけに限っておきますけども、この先生とのお約束、先生の思いをしっかりと生かしていきたいということがありまして、この13点のキャラクターについては広報では積極的に使っておりますし、それからご承知のとおり市バスには全部もうこのキャラクターを張りつけました。驚かされている市民もおいでるわけですけども、やがてなれていただけたらと思っておりますけども、そういったものを使ってやなせ先生というもののこの香美市に対する貢献というものを精いっぱい私は生かしていきたいし、育てていく責任があるだろうというふうに思っております。行政がまず主体としてやるべきことは、私は私の立場でそうだろうというふうに思っておりますのでご理解をよろしく願いいたしたいと思えます。

もう1つ、工科大との関係ですけども、工科大との連携協議会が何をしてるか、何と

なくこう見えないという、おっしゃられたことですが、ちょっと寂しさを覚えますけども、なかなかその情報がうまく出せてないということもありますのでそんなことにも受けとめがつながっていくのかなと思っていますが、この工科大との連携協議会につきましては、この間そのお祭りなど含めたイベント、あるいは市の計画にかかわって、いろいろ本当にこうかかわっていただいていますし、それから学校とかあるいは子どもたちとの関係で言うと支援をいただくような、そういったかかわりも随分具体的に出てきておるんじゃないかなというふうに思っております。それも工科大との連携協議会の中にあるんですね、出てきて、現実的にそういった事業につながっておる部分があるんじゃないかというふうな、事業というか成果につながっておる部分がありゃあせんかというふうな考え方をいたしております。

工科大学につきましては、本当にこう大事にしていきたいまちづくりの核であるという認識をしておるわけで、この間、答弁もいたしました人口の一定歯どめにもなっておるところもございます。人がやっぱり多いというのは銭、金、そしてにぎわいということも当然あるわけですから、そういった意味でも若者がたくさんいる町というのは大事に、この町として財産ですから育てていくべきだろうというふうに思っております。

マネジメント学部については、ご承知のとおり女子大が県立大化をされた中で向こうに移すということはずっとこの間言われておるわけですが、その場合ですね、それはやむを得ないにしても、工科大がその部分が抜けた後の穴埋めというものはしっかり考えてほしいということは県とも話をしまして、現副知事ともそんな話もしてきた経過もございます。

そういった意味でもこの町にかかわってこの大学というのは、非常に大きな役割を果たしていただいているところですから、今後もこれを大事にしながら連携をしてまちづくりにかかわっていただけたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、宮地和彦君。

○建設都計課長（宮地和彦君） 山崎議員の2度目のご質問にお答えをいたします。

せっかく再生計画、この検討会での結果をもってご提議をいただきましたので、仮称まちづくり協議会ができることを期待しまして、またその場で提案をさせていただきます。ただ、都市計画のこの政策についてはですね、香美市の都市計画審議会というのがございます。市長、香美市としての提案の中でもご審議をいただかないかん部分もございしますので、ここの部分は意見をお聞きするという場でまた提案をさせていただきたい、そんなに思っています。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。あと10分になりましたので、まずですね、シカ製品ですね、これわかったようなわからんような感じですけども、またわからんことは聞きますのでよろしく願います。

これ、ソーセージはね、以前につくられたっていうお話でした。そうしたほうがいいからそうしてるんでしょね。これはじゃあそのようにします。以降の取り組みについてね、本当にやっていただきますようによろしく願いをしたいと思います。自分もできる限りのですねお手伝いはさせていただきたいと、このように考えておりますので。答弁は必要ございません。

そして、都市計画についてはですね、しつこく言うようですけども、私の先輩の議員さんもですね随分とこの分については質問もされ落胆もされたということもあります。世の中ちゅうのは、ご存じのように、言うまでもありませんけれどもどんどんどんどん変わっておりますので、その社会情勢に合致した行政運営というものを考えていくことが行政改革であるということにもあります。そのことも含めてですね、またその場になりましたら、意見も言わしていただける場があれば言わしてもいただきたいと思いますし、また新たな視点でのいろいろなお尋ねもしたいと思います。

言いましたように本当に社会基盤、いわゆる社会インフラがどんどんどんどん進むにもかかわらず、それを逆に言うと利用できない、規制があつてね。そこに公共下水の本管が来ても、つなぐ人たちがいなくなったら何のための開発ね、社会インフラの整備であるのかということが問われるわけですし、一義的に私が、そのぜひ検討していただきたいのはそのところの不合理というか、すごく進みゆうこと自体が妙に整合性がとれてないよと。整合性をとるんであるならば、やっぱり皆さんがそこに人口がふえる政策であったり、そういうことのほうに軸足を置いていただきたいと思いますというふうになると思います。もしかしたら市長が何か言うてくれるかもしれないので、そのことにも期待をしましてお願いをしたいと思います。

そして、連携協議会ですね、いや、僕の認識の仕方が間違ってるかもしれないし、どうかわかりませんが、そしたら例えばですよ、今その大学側として喫緊に香美市に対して対応していただきたいというふうなことが幾つか僕は出てると思うんです。そういうことについてですねちょっとお尋ねしますけども、まず、ずっと言われてます自転車、自転車で通学するときのあの危なさを考えた場合のいろんな、いわゆる交通に関する整備、その要望は上がっているのでしょうか。

そして、都計を見直すまでもいなくてもあの周り、工科大の周りに現実としていろんな飲み食いする場所がどんどんどんどん減ってます。そういうことに対して何とかしていただけないでしょうかという要望は出てるのでしょうか。

そして、もう1点、鏡野公園にバス停が欲しいと。あそこね、あそこにバスとまるんですけど、入り口にとまるんですけども、ないんですよ、雨宿りする場所がね。そういう要望は出てるのでしょうか。

その3点についてお尋ねをしたいと思います。

最後ですね、アンパンマンです。

これね、本当にね、僕は何か皆さん冷たいなというふうにある意味思います。もうち

よつとやなせさんの気持ちも酌みながら、酌み方が間違うちゅうかもしれませんけど、周辺整備を私はしていったほうがいいのかと考えると。

まず、駅の話ですけども境港ね、ご存じだと思いますけれども、境港はこれ水木しげる先生の出身地であるというようなことで妖怪を中心にしたまちおこしをしてですね、今や、あの記念館の入場者というものはそれほど多くない。アンパンマンミュージアムと、ちょっと多いですけどもそれほど変わらない。にもかかわらず観光客は130万人からの方が来てるというふうにこれ資料に読めます。そして、そのためのまちづくりというものは、皆さんが、当然言われたように皆さんの意識の醸成もありますけども一生懸命に取り組んでおられる。駅も当然通称のいろんないわゆる妖怪キャラの駅を使用して、一体となってやっておられるというふうなことがあります。

それで、どうやってやっていくかの話ですよ、結局ね。その中で企画課長は、とりあえずあの駅前の施設を中心にして考えてみたらどうかというふうな提案もいただきましたので、そのほうで少しですね、僕の力があるかどうかわかりませんがちょっと努力をしてみたいと思います。またいろいろとお助けをいただければというふうに思います。

やっぱり最後はちょっと時間がなくなりまして、まとめないかんわけですけども、そのアンパンマンを中心としたまちづくりについてですね、どのように市長としてですねお考えなのか。市長にちょっと、嫌かもしれませんがご答弁をいただいて、また一体になって取り組んでいきたいと思います。

それで、ナンバープレートの件ですけど、ナンバープレート、実はね、これ僕が発想したんじゃなくてフレーベルの武藤さん、武藤さんってフレーベル館の社長がいるんですけど、ミュージアムの評議員もしてますけども、その方がそんなのは香美市として取り組まないでしょうかねということをお友に告げたもので、ひょっとできるかなということでお尋ねをしたものです。また、いろんなあれがありましたら、そのことについてもご相談もしたいと思います。とりあえずは駅前の施設を中心にとということをございますので、商工会初め、ゑびす街含めてですね、できる力をちょっと集めてみたいと思います。

以上ですべての質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎眞幹議員の3回目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、都市計画の分の市街化地域と市街化調整区域の話でございますが、これはずっと旧土佐山田町時代から議論のあるところでございます、さまざまな立場の中で議会からもお話があったわけでございます。私が議員のときにもそうした話が出た記憶がございますが、いつもこのネックになっておるのは、やはり先ほど都計課長のほうから話が、いや、お答えをさせていただきましたように見直す場合のやはりクリアしなければ

ならない条件というものが大変あるわけでありまして。ここでも書いてありますが、いや、説明しましたが、都市区画整備などの面的整備であるとか、あるいはまた周辺の皆さん方の同意であるとか、さまざまなクリアをしなければならないことがあるわけでございまして、そうしたものを現実としてクリアしながら進めていくということが大変大事なわけですね。また、それをなかなか越えられない部分があるわけでございまして、先ほどずっと、きのう、きょうの答弁で申し上げましたように人口の増加、定着を含めて、そうした部分は大変大事でございます。今後まちづくりの中でいかにしてこの市街化調整区域のあり方を研究していくのかということは、今後の課題でもありますし喫緊の課題でもあるというふうに認識をいたしております。

それと、アンパンマンを含めてトータル的なご質問の中で、大変今回山崎議員からは本当に気持ちの込めたといいましょうか、我が香美市を愛する思いの質問がなされたというふうにお聞きをさせていただきました。しかしながら、なかなか行政の中で、これは行政が後ろ向きなという思いではございません。それぞれの部署で、それぞれが全力でその思いを達成すべく努力はいたしておるというふうに認識をいたしておりますが、いかんせんさまざまな課題、また状況、そうしたものがあの中においても取り組んでおる姿勢だけは買っていたきたいというふうに思っております。

特に山崎議員がおっしゃいました、香美市にはさまざまなものがあるということ、これは現実的にアンパンマンだけでなく龍河洞を含めてあると思います。また、のうてもえいシカまでおるわけでございますので、そのシカを逆手にとって特産品として売り出していこうと。この間の高知市の中央公園で行いました、1週間ぐらい前ですか、行いましたあの大懇親会の場でもシカドッグ600本ぐらい売ったというふうなこともお聞きをしております。そういうふうにして、そういう条件、さまざまな状況をうまく利用し、そしてこの香美市を売り出していく、また、香美市の発展につなげていくという姿勢には、行政一丸となって今後も取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、また山崎議員のご提案をひとつよろしくお願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎眞幹議員からお尋ねをいただきました、知っておるかという3点については、具体のことですからお答えをしておきたいと思っております。

まず、学生あるいはその通勤をされておる工科大の関係者が安全に通れる道路について工科大から提案がございまして、現在熊谷先生を中心に安全なまちづくり検討委員会だったかな、そういった組織を立ち上げて、もう具体の検討に入っておるところです。これは市はもとより県あるいは警察も一緒になって作業をしておるところでございます。ただ、その食べるところの問題とかそれからバス停の問題については、済みません、聞いておりません。3月17日に連携協議会がございますので、ひょっとしたらその場で出るやもわかりません。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。
暫時休憩します。

（午後 2時44分 休憩）

（午後 3時00分 再開）

- 議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

7番、濱田百合子君。

- 7番（濱田百合子君） 7番、濱田百合子です。通告に従って質問をいたします。

まず、最初に、母子死亡事故について質問します。

本年2月8日付の新聞紙上で、香北町山間での死亡事故が掲載されていまして。朝のラジオでは、移動販売業をしている方が不審に思い、知らせたとの報道がされていまして。警察によると、母親に目立った外傷がないことから85歳の母親は病死、58歳の息子は自殺した可能性があるという紙面でした。記事を読み、何とも痛ましい事故にやるせなさを感じました。

この事故後、市内の住民の方より私のところに電話がありました。「あの出来事をどう受けとめているのか。あつてはならない事故が起きた。行政はどう対応するつもりか。人ごとではない。隣近所も離れているところが多くなった。こんな地域の中で生きていくのに不安がいっぱいある。行政と地域が見守っていく体制をつくってほしい。なぜ自殺しなければならなかったのかを思うと涙が出る」という不安を込めた内容でした。福祉事務所へ出向き情報や対応についてお尋ねしましたが、「警察が調べている。まだこちらには情報が入ってきていない」という返事。1週間後に再度訪ねましたが、「生活保護世帯ではなかった。貯金もあるようだ」という返事でした。また、地域包括支援センターに訪ねると、「支援を要請に来ていた世帯ではない」ということで、この母子のことは知りませんでした。健康づくり推進課に電話で尋ねると、担当課の方から、「ご家族や地域の方より連絡があれば対象年齢を問わず訪問することはできましたが、どこからも連絡はなかったので対応の仕方がありませんでした」ということで、訪問対象にはなっていませんでした。

この事故は特異な事例かもしれません。しかし、このまま検証しないままでいいのでしょうか。ちょうど3年前の2月に、隣の南国市で11歳の児童が母親の内縁の夫に虐待されて亡くなった事件がありました。学校側もこの児童の身なりや言動から、「支援の必要な家庭だということはわかっていたし、児童相談所も訪問はしていた」ということでした。公的機関は「連携して見守ってきた」と言いました。しかし、連携しているという感覚からちゃんと対応できているという認識をもたらしがちなことには落とし穴があるという報道もされました。この虐待死を受けて、15日目には検証委員会が設立されました。

今回、直接虐待とは違いますが、行政や地域の目が十分行き届いていれば防げるかもしれない事例だと思ってお聞きいたします。今回、事故で亡くなった58歳の息子を保護する手だてはなかったのでしょうか。母親の薬を病院までもらいに行っていた彼からの何らかのSOSをキャッチする手だてはなかったのでしょうか。母親の子を思う気持ちと、病弱で体が思うように動かせない状況の中で、この母親へのケアをする手だてはなかったのでしょうか。私自身もその地域に何度か行っていながら情報を得ていなかったこと、知らなかったことを反省しております。この事故を通し行政としての検証を行うべきと思いますが、今日まで福祉事務所等、関係課において検証を行いましたでしょうか。検証されたのなら、その過程と今後の方向性についてお伺いいたします。

次に、地域包括ケアの体制強化について質問いたします。

済みません、お手元の②のところに「高齢者健診」って出始めに書いてますが、頭に「後期高齢者健診」と、「後期」をご記入ください。済みません。

続けます。地域包括ケアの体制強化について、2006年4月より地域包括支援センターが本市でも設置されています。設置の位置づけは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としており、包括的支援事業などを地域において一体的に実施する役割を担う中間的機関となっています。昨年3月に出された地域包括ケア研究会の報告によると、団塊世代が75歳以上となり高齢化がピークになる2025年までに、高齢者が住みなれた地域で医療、介護、福祉、住宅などの切れ目のないサービスを受けられるような地域包括ケアシステムを構築することが必要としています。

このケアシステムは、高齢の方や障害のある方がニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全、安心、健康を確保するために、医療や介護のみならず福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが、日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制という定義になっています。このケアシステムを施行していくために地域包括支援センターの体制強化が重要と考えますが、その見解を質問いたします。

②、次に、後期高齢者医療制度が2008年4月から導入され、それに伴い健診のやり方も従来の老人保健制度から、失礼、老人保健制度による健診から年齢により区別する健診のやり方になりました。現在、後期高齢者健診の対象者把握と、見守りや緊急時に備えるために75歳以上の方を対象に基本チェックリスト、日常生活アンケートが実施されています。平成21年度は、4月に対象者5,699人へ郵送していると思います。その回収率はどれだけだったのでしょうか。また、アンケート結果に対しての手だて、また、回答がなかった方への対象者への手だてはどのようにしたのでしょうか。

次に、③、地域住民の健康への不安は大変多く聞かれます。日本共産党とくらしと福祉を守る会が昨年夏に実施しました香美市民へのアンケートによると、不安に感じることは何ですかという問いに対して病気と答えられた方が、物部町71.6%、香北町6

7.4%、土佐山田町58.2%ありました。このように多くの住民が今かかっている病気、また将来かかるかもしれないさまざまな病気についての不安が大変強いということがわかりました。香美市には、物部町に1カ所の診療所、香北町に1カ所の診療所と3カ所の医院、土佐山田町には14カ所の医院があります。地域包括ケアの体制強化と地域医療を支えていくために、この市内の医療機関との連携が大変重要だと思います。その見解と、そのためにどのようにしたらいいかと考えているか、その対策について質問をいたします。

次に、外国人登録について質問いたします。

外国人の方が日本に新規に入国したときには、上陸の日から90日以内にその移住地の市町村の長に対し、外国人登録申請書、旅券、写真を提出して行うとされています。外国人登録の手続きは、原則として外国人本人がみずから市町村の事務所に出頭して行うことになっています。

本市の香北町や物部町には、縫製工場や農場など外国人を雇用している民間企業があります。合併前は香北、物部で外国人登録が可能で、仕事の合間などに引率し手続きを行っていたようです。現在は本庁でしか登録できず、その不便さを訴えておられます。特に物部の場合は、本庁までの移動に相当な時間を要する上に、登録証の受け取りを含めると2回出向かなければならなくなっています。せめて登録証の受け取りだけでも各支所で対応ができないかと思い今回質問をいたします。

最後に、就学援助について質問をいたします。

就学援助制度は、憲法第26条、教育基本法第4条、学校教育法第19条に基づいて義務教育、諸学校の教育を保障するために、市町村が小・中学校のいる家庭に学用品や入学準備品、修学旅行費、給食費、医療費などを援助する制度です。援助の基準及び範囲について、就学援助法、学校給食法、学校保健安全法及びそれにかかわる施行令により定められています。2007年の全国調査によると、就学援助率の平均は9.9%であり、義務教育段階の児童・生徒のうち、およそ10人に1人がこの制度を利用していると推測されています。また、同年、文部科学省の全国小・中学校における学校給食費の徴収状況の調査によると、未納額が約22億円に上ることが明らかになっています。その原因として、保護者の規範意識の欠如に次いで経済的困窮が上げられています。就学援助制度は市町村が実施し、その費用の2分の1を予算の枠内で国が補助する仕組みになっていましたが、小泉内閣の三位一体改革の流れの中で就学援助法などが改正され、準要保護に対する国の補助金の廃止に伴い、使い道を限定しない地方交付金に一般財源化されました。2005年、平成17年からは、制度の取り扱いが自治体の裁量に任せられることになり、その結果、市町村によっては準要保護の認定基準や給付の水準の低下の動きが出てきています。

以上のことから次の点を質問いたします。

平成22年度の就学援助制度を利用している本市での要保護世帯、準要保護世帯の数

は何人でしたでしょうか。

②、準要保護について、生活保護を基準にしていますが、今の基準を緩和はできないものなのでしょうか？

③、周知についてです。この3月には、来年度の就学援助についての広報への記載が見られました。また、問い合わせしましたら、来年度は全校児童に文書で知らせるということでございました。大変いいことだと思いますが、文書通知などについては見てなかった、子どもが持ってきても、また親がもらってもなかなか1回では見られない、見抜かったたということもあると思いますので、周知徹底を図るために年3回ほどの通知にしてはどうでしょうか。例えば4月、9月、1月などはいかがでしょう？

④、就学援助制度において、国が補助を出す項目と補助額が定められています。本日お手元に配付しております資料には、2枚の資料のうち1枚が国が補助を出す項目と補助額、もう1つは南国市のものを添付させてもらっております。

「香南市」という声あり

○7番（濱田百合子君） ああ、ごめんなさい。失礼いたしました。香南市のものを添付させてもらっています。本市における運用はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 香北支所長、二宮明男君。

○香北支所長（二宮明男君） 7番、濱田議員さんの母子死亡事故についてのご質問にお答えをいたします。

行政としての検証を行ったかでございますが、香北支所、保険課、福祉事務所、健康づくり推進課での合同の検証は実施しておりません。特異な事象で、個人のプライバシー等もあり非常に難しい状況でありました。今後におきましては、それぞれの立場で情報の提供を受け、情報の共有を行い、痛ましい事故が再び起こらないように各課におきまして連携し、迅速に対応いたしたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 濱田議員の地域包括ケアについてのご質問にお答えします。

まず、地域包括支援センターの体制強化の重要性についてですが、香美市住民の35%が現在60歳以上の高齢者です。今後も高齢化率は増加していくものと考えられますので、今まで以上の体制強化、拡充が必要と考えております。

次に、基本チェックリスト、日常生活アンケートについてですが、今年度の回収率は約73%です。手だてとしては、記入内容を確認し訪問などの活動につなげています。回答がなかった方への対応までは手が回っていません。平成23年度は日常生活圏域ニーズ調査を実施し、未返却者への対応を検討したいと考えています。

地域医療についてのご質問にお答えします。

地域医療は、疾病の予防や健康の維持、増進、疾病の治療、傷病の治癒後のリハビリ、在宅療養のサポート、高齢者や障害者の支援、あるいは妊婦の保健指導や相談、子育ての支援、現在では在宅のひきこもりの児童から成人などへのかかわりなどの活動と広範囲であります。こうした活動を医療機関やそれぞれの関係団体が単独で担うのではなく、行政や住民組織などと連携、協力して進めていかなければならないと考えます。

平成20年度から医療連携体制の仕組みづくりを目的に、県中央東福祉保健所が中心になって、南国、香南、香美地域保健医療福祉推進会議を設置して、住民が住みなれた地域で安全、安心に暮らしていくため、保健・医療・福祉などの連携した体制や仕組みづくりについて協議してきました。メンバーは高知大学医学部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、社会福祉協議会、民生委員、介護支援専門員、3市の住民、3市の行政です。会で提案のあったさまざまな事業がそれぞれの団体で、あるいはそれぞれの団体同士などで事業の実施が行われてきました。半期に一度報告が行われ、評価や意見などを行っています。それぞれ組織のレベルアップにつながっていると思われ、徐々にではありますが連携のパイプも大きくなりつつあると考えます。こうした協議と実践を繰り返すことによって地域医療の連携体制の確立が進んでいくのではないかと考えています。

○議長（西村芳成君） 住民課長、山崎綾子君。

○住民課長（山崎綾子君） 濱田議員の外国人登録についてのご質問にお答えいたします。

外国人登録につきましては、合併後は登録原票を保管している本庁でのみ取り扱っております。外国人登録法に定める各種申請については、登録原票保管の事務所においてのみ受理するのが取り扱いの原則となっているため、香北町や物部町に在住の外国人やその雇用主の方にはご不便をおかけしております。そういった中、雇用主の方々は申請を行う複数の外国人に付き添って来庁され、手続きの手助けをしてくださいますので大変感謝しております。担当課としても、その際には複数の職員で対応して、できるだけ待ち時間が少ないように努力をしているところです。

さて、登録証の受け取りだけでも支所で対応できないかというご質問ですが、登録申請から登録証の受け取りまでは一連の事務処理ですので、登録原票が保管されておらず、事務担当者のいない支所での対応は困難であると考えております。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

就学援助のまず1点目ですけれども、平成22年度の就学援助制度を利用している要保護世帯、準要保護世帯の数はというところでありましてけれども、就学援助制度を利用している要保護世帯は平成23年3月1日現在で9世帯、児童5人、生徒8人、計13人となっています。準要保護世帯は155世帯、児童151人、生徒84人、計235

人となっています。

2点目の就学援助の支給対象者は生活保護基準にしているが、その基準は緩和できないかというところでありますけれども、準要保護児童生徒基準所得計算による基準判定については1.0倍以下となっています、本市では。現状はほとんどの場合認定されるような状況もありますので、この基準は継続させていきたいと考えているところです。

3点目の周知についてですけれども、年3回ぐらいの通知を出したらどうかというところですが、4月より全学年の世帯に対して就学援助についてのチラシを配付することにしています。このような文書通知だけでなく、状況に応じて学校の担任や民生委員の方々からもこの制度の周知をお願いしているところもあります。制度のお知らせについては、広報と年1回のチラシの配付でとりあえずやっていきたいと考えています。

4点目の就学援助制度に関する本市の運用というところですが、別添の資料もいただいております。その別添資料による運用につきましては、学用品、入学準備金、通学用品費については基準により援助、通学費については通学費補助金制度で対応、修学旅行費については全額援助、校外活動費については宿泊を伴わないものについて基準を上限にして援助、給食費については2分の1を援助、医療費については歯の治療に要する経費で保護者が負担することになる額を援助、そして、スポーツ振興センター掛金についても一部援助しているという状況です。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、濱田百合子君。

○7番（濱田百合子君） 7番、濱田です。2問目の質問をさせていただきます。

母子死亡事故についてでございますけれども、香北の支所長様からは検証をされていないということで、個々に今後検証をするというようなご答弁でございましたけれども、私は、この地域の中でさまざまな問題を抱えた方が生活しているわけでございますけれども、生活支援サービス、これがやはり地域包括の絡みからも隅々まで今後届いていくということが理想といたしますか、その計画にも上げられていると思っておりますけれども、障害を持った人、そして高齢者の方々、だれもが在宅でなかなか暮らしにくくなるっていうことは目に見えてるわけでございます。その中で、自分たちが今は元気だけれども、老後、あと10年、15年たったときに、だれもが地域で安心して暮らせるということが、やはり一番の安心、安全を守れるネックの部分だと思いますので、どれ一つ、医療も介護も福祉もそうですがどれ一つ切り捨てられてもなかなか在宅で生活することはできなくなってくると思います。

医療と福祉と介護、関係機関が連携して、今後検証委員会等開くことによってこのケースがですね、詳しい中身のことは私もわかりませんが、やはりこの新聞紙上の中だけの報道でも85歳の母親は病気を持ってたということでございますし、そしてそれを息子さんが一人暮らしでしょうか、わかりませんが、息子さんが介護をしたと。また、お母さんはぎりぎりまで元気な方だったかもしれませんが、隣近所

からの通報というわけではなく、移動販売をしている方がおかしいということ、ということは、やはりその移動販売の購入に来られてたということで、お母さん、息子さん、どちらかが買い物に来られてたと思うんですけれども、その2人のうちどちらも最近来なくなつたというようなことで多分不審に思って知らせたのじゃないかと思ひますけれども。

そういう意味でも地域の人、民生委員さんもいますけれども、なかなか広範囲な中山間の地域、民生委員さん1人では手が回らないと思ひますし、なかなか行政と地域の、もちろん住民の方とも協力をして地域包括はしていかないと成り立っていかないと思ひますけれども、ぜひこの新聞紙上の中身だけでも、検証の1つの材料になるのではないかと考えます。それについて、検証委員会を開いていく意向があるのかどうか。今後こういったケースがあつてはいけないことですが、何かこういうことが香美市で起きたときにすぐ各課が集まって話し合いを持つとかいうようなことができないものだろうかと思ひます。そういう意味で、今後地域包括ケアを生かすべき方向に向けてでもこの検証委員会を開く意向があるかどうか、福祉事務所長にお伺ひをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、地域包括ケア体制強化についてでございますが、保険課の課長さんより、65歳以上の高齢者が35%ということで高齢社会なわけでございますけれども、やはり地域包括ケアの体制強化をしないといけないのは皆さんわかつてのことだと思ひますが、それには地域住民の組織、そしてまたボランティア団体、そういうところの協力もこれからどんどん必要になってくるかと思ひます。けれども、人口は確かに減少をしてきていますけれども、世帯数としては余り減少してないわけでございます。ということは、一人暮らしとか2人、親と子どもという例、夫婦2人、高齢者2人という世帯がふえているということになります。当然、やっぱり日常会話も少なくなつてきますし、人間関係が希薄になってきます。中山間地域の多い本市においては、やっぱり住民力とか地域力といつてもなかなか限界、住民の力を合わせろつと思つても足腰が弱つて、隣近所にちょっと歩いていくのに段差があつたり、やっぱりそういうところは中山間の地域ではなかなか無理な面も出てくるかと思ひますが、やはり行政が主導で地域のいろいろなその、元気なお年寄りの方もいらっしゃるわけですので、地域にある力や財産をどんなふうにかかしていかのかを検討していかなければならないと思ひます。

包括支援センターがいろいろな事業を施行するには、地域の実情に応じた職員配置が必要と思ひます。なかなか少ない職員では目が届かない。それはどんな仕事でもあると思ひますけれども、かといつて少ない人数で過重な仕事だとどうしても夜遅くまで仕事をしなくてはならないということにもなります。出生数が少なくて高齢による自然減の中、人口は減少してきていますけれども、先ほど課長が言われたように35%あるということで、今後この65歳以上の方がますますふえてくるわけでございます。それとともに要支援とか要介護認定者も年々増加をしてきます。基準によると、第1被保険者

数、これがおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに専門職など各1名の配置になっています。本市の場合は、専門職などが各2名以上、理想といいますか、2名の配置が必要だと思いますが、今現在何人でその業務をしてるのかお聞きいたします。そして、今後ふやしていく意向はあるのかどうか、その辺も質問いたします。そして、嘱託とか臨時とかパートに頼むとかいうようなこともあるかと思いますが、その辺のことも含めて今わかっている範囲で、その専門職の業務の配置のことについてお伺いいたします。

それと、後期高齢者医療制度が始まってアンケートをしてるわけですが、75歳以上の方を対象に。この回収率が、先ほど課長さんが言われましたが73%ということですが、アンケートの結果の手だてについては、その内容を確認して訪問したり電話もしたりということで集計をしてると思いますけれども、こういった黄色の日常生活アンケートになりますけれども（資料を示しながら説明）、この中で、例えば「あなたの世帯は次のうちどれですか」という中で、一人暮らしそれから高齢者のみという世帯については割とこう電話をかけたか、まず最初に目がいくと。それから、一人暮らしまたは高齢者のみだが同一敷地内に家族が同居してると。この家族が同一敷地内に同居しているときには後回しになるということ、私がお尋ねしたときには言われました。やっぱり一人暮らしということ、そして高齢者世帯というところがまず最初に気がかりだと、それはそうだと思います。病院や施設に入院してるというところはもう範囲外ということですが、やはりこの、なかなか忙しいとは思いますが、同一敷地内に家族と一緒に住んでいてもですね、その子どもさんの状況とかその家族の、その同居している方の状況なんかも果たしてこの75歳以上のお年寄りの方を見ていけるような状態の人が同居してるのか。かえって、75歳以上の高齢者の方がお元気ですね、病弱の息子、娘、またちょっと障害のある子どもさんをお持ちの高齢者だったりした場合には、やはり目をかけなければならぬかと思うのですが、その辺も考慮した上で、せっかくこの日常生活アンケートをとってるわけですので、今年度までで3年間、2008年4月から導入されてますので3年間実施してこられたわけですので、やはり毎年このアンケートについてその都度検証をして、個々の課題に対しては積極的にその解決のための手だてを、その包括支援の中で話し合いをするっていうことをしていかなければと考えますがその辺のことと、そしてその辺のことができるかどうかということ、それから回答がなかった対象者への手だては、手が回っていないということですが、回答する方は、例えば本人がするかもしれませんが、本人でない方が、家族の方が回答する場合もあるわけです。

実際回答がないということはやっぱり一番心配、返送がないですかね、ごめんなさい、返送されてこなかった。送った、75歳以上の高齢者5,699人に送ったけれども、73%は返ってきたけどもあとは返らなかった。じゃあ返ってきてないところは、どこそこのだれということがわかりますわね。そうしたときに、その方へもやはり電話の1

本入れるとかいう形で対応ができなかったものなのか。それができない、手が回っていないということですので、その手が回っていないっていう状況は人手が足りなかったのか、人手は足りててもそこまでいかない何か理由があったのか、その辺のことをお伺いしたいと思います。

それと、地域医療のことについてですけれども、実際、私も初めて知ったのですが、この県の中央福祉東保健所を起点にして南国、香南、香美がこのような形で協議会を開いて、地域医療ともに連携して話を協議しているということはすごい素晴らしいことだと思うんですけれども、今後、今までにですね、これが始まったのが平成20年度ですかね、それから今日までに医療機関のほうから行政のほうへ、なんか実際診療してですね何か、こんなことがあるけど大丈夫だろうか、この人はみたい。個人情報っていいですか医療機関の、医院のほうで不安に思ったこと、その方に対してこんな情報を行政は知っているんだらうかっていうようなことを、電話が行政のほうに入ったことがあるのかどうか、その辺をお伺いいたします。

それと、次に、外国人登録についてでございますが、もう法律の上でそのようになっているのはなかなか難しいと思います。けれども、2回目の受け取りについて、本庁の職員がきちっと封をしてですね、それを支所に行く日と時間を設定をして、その対象の事業所のほうと連絡をとって、いついつの何時に支所に行くので全員を連れてきてそこでお渡しできますというような形がとれたら、本庁まで行かなくても支所で、その本人さんに支所の、対応した本庁の職員が直接支所で渡せるということになるかと思いますが、それには労力もかかりますが、その辺のことはやはり無理でしょうか、お伺いします。

それから、就学援助についてでございますが、要保護と準要保護の世帯数、私が、済みません、平成22年度分と質問をしていましたが、もし今わかれば教えていただきたいと思いますが平成19年度と平成20年度、平成21年度、わかれば構いません、わかれば教えてください。というのは、この要保護世帯、準要保護世帯がふえてるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

私が調べました平成19年度の就学援助率、私はこの率だけをちょっと見ることできたんですけれども、平成19年度の就学援助率は中学生が13.3%、小学生が11.3%っていうパーセントでしかちょっと調べてなかったもので、もしおわかりでしたら人数を教えてくださいたいと思います。

それから、②についてですけれども、今のところ生活保護基準の1.0倍以下ということでこれを継続したいということでしたけれども、2008年、ごめんなさい、平成20年は準要保護の基準が必要額の1.3倍だったと思いますが、これは例規集で調べましたら平成20年度のほうには1.3倍と書かれておりました。翌年の平成21年度に1.0倍に下がってるんです。それが今日も1.0倍のままでいってるんですけれども、平成、違う、一般財源からの、国の補助金じゃなくて一般財源からの支出になってはい

るんですけれども、そうなってくるとやはり市の財政を圧迫するということにもなりますので、その辺で一般財源からの支出が難しくなって1.3から1.0になったのか。その辺、何が原因なのかお聞きしたいと思います。実際、要保護、準要保護ともに年々全国的にもふえています。2008年度、平成20年度は要保護の児童が13万1,032人、準要保護の児童は130万5,099人あって、ずっとここ5年間ふえ続けております。貧困状態が続いてることだと思っておりますけれども、そういう中で給食費を払えない家庭もありますし、やっぱり需要率を下げるっていうことに対して、やっぱりふえて、需要があるにもかかわらず下げてしまうと枠が狭まりますし、そういう意味からするともとの1.3に戻してほしいと思うのですが、その辺、なぜ引き下げたのか、ことについてお伺いいたします。

そのグラフ、ごめんなさい、グラフじゃなくて、この香南市の分と国が示しているものを添付しておりますけれども、その中でも香南市と国が示しているものには、給食費は実費支払われているわけでございますけれども、香美市の場合は、先ほど課長さんがおっしゃるには給食費は2分の1ということでした。せめて1.0なら、せめてこれを実費にするとかです。それを今後お考えはないのかどうか。それから、修学旅行費は全額出すということですが、校外活動費の中で宿泊を伴わないものは基準に応じて、でも、宿泊を伴うものには補助はないわけでございます。それもやはり香南市を見ましても、それから国の指針を見ましても、やはり宿泊を伴うものに対してそれぞれ小学、中学、補助が出ております。

やはり香美市の子どもたちが、その親の就労で子どもたちが元気に学校に行けるというその気持ちが高まるようなことはできるだけないように、そして、やはりこれは憲法でも保障されていますし、教育にとって食育も大事です。そういう意味で子どもたちがみんな平等に勉強をして、そして修学旅行にも行けて、課外授業もできてというようなことを伸び伸びとするための、そういう条件設定はやはりしていかなければならないと思っておりますし、国が補助金をやめて一般財源にしたということは、国もできないというような事情があったのかもしれないけれども、やはり香美市としてはその辺を考えてもらいたいと思っておりますし、もとの1.3にならないかどうか。今高知県では、その需要率は1.0から1.3の間ということでございます、県下どこの市町村も。香美市が1.0ということですが、それを1.2とか1.3に上げられないかなということで、どうしてそうなったのかということをお伺いしたいと思います。

それと、最後に、文書の通知でございますけれども、ほかの市町村を見てみましましたね、年に1回出すよりも年に2回、年に3回出していつてる市町村の就学援助率の受給率が上がっております。そういう意味で私が、今年から文書を出すんだったら、初めから年3回、学期に1回は出したらどうでしょうかということを行いました。それは、今まで文書を出してなかったのが、この来年度、平成23年度から広報だけでなくって文書を出すということはすごい前進してることなので続けてやってもらいたいと思いま

すが、また、今後その受給率などを見ながら回数をふやすことも考えられるかどうか、お伺いします。

それと、その文書の通知の、まだ通知ができていないかどうかわかりませんが、その文書の通知の見出しですけれども、普通は就学援助制度を申し込みされる方へというふうな項目になるかと思えますけれども、例えば、これは私の個人的な意見ですけれども、どの子もお金のことを心配しないで学校に通えるようにするために就学援助制度がありますというようなことを明記をしていったらどうかと思います。心配、親が恥ずかしいとか、なんか就学援助を受けているのがわかったら嫌かなみたいなものじゃなくて、申請してみようかな、当然の権利として申請してみようかなと思える文面に配慮したほうがいいかなと思ったものです。

以上2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所所長（小松美公君） 濱田議員の母子死亡事故についての2回目のご質問にお答えします。

1つの事例についてのご質問ですが、検証委員会を設けて検証をしないかということですが、検証委員会を設けてというところまでは考えておりません。1つのこの事例です、これにかかわっておりませんので詳しい内容とかはわかりませんが、聞いたところではですね、介護保険等の対象になっていない一般高齢者と稼働年齢層にある子どもさんの2人世帯というところで考えますと、現在は見守りなんか、そういったものの対象にはなっておりません。また、死亡時とかに預貯金とかもあったように聞いておりますので、生活保護なんかの対象になっていた世帯でもないと思います。一人暮らしの高齢者世帯とか高齢者だけの世帯、また要介護者のいる世帯とか、これより気をつけておかなければならない世帯が多くある中、こういった世帯につきましては、行政などがかわる機会は少なくなってくると思います。やはり民生委員さんや地域の方々なんかから、この世帯は気をつけていなければならない世帯とかいった情報提供などをいただくことは大変重要になってくるんじゃないかと思えます。

ただ、こういった事故がありましたので、関係各課でこういったことなどを防ぐためにはどういった取り組みができるかといったことを話し合っていきたいと思えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 暫時時間の延長をいたします。

保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 濱田議員の2回目の質問にお答えします。

地域包括ケアについてのご質問の中で地域包括支援センターの職員体制のご質問についてですが、ご質問の中でもありましたように対象者っていうのは65歳以上の高齢者ですけれども、3,000人から6,000人の場合に3職種の専門職1人ずつを置かなければならないというようになっておまして、香美市の場合、現在9,800人を超

えております。それで、基準から言いますと、基準からいきますと2名ずつおってもおかしくないような、もうちょっと手厚うするならば3名ずつおってもえいような体制になるかと思いますが、現在は1人ずつ、3職種の専門職が1人ずつと事務が1人で4名の正職員がおります。そのほかに嘱託の職員として、平成22年度までは8名の嘱託職員を雇っております。内訳としましては、現在は4名が介護の支援の人に対してのケアの計画書を作成する職員、それでその他4名が相談、総合相談などの仕事をする職員ということ、大まかに分けたらそういった仕事を行っております。それで、雇っております嘱託職員についてはこの3職種には含まれておりませんので、介護支援専門員とか看護師とかそういった職員ですので、職種ですので、3職種の中に看護師もおりますが、その分で言うたら補助になっているかとは思いますが。

嘱託職員を雇ってるわけですがけれども、できたら正職員をとということで総務課には要望はしておりますが、なかなか全体の職員を削減しなければならないということから増員にはなっておりません。嘱託職員で対応をしてもらいたいということになっております。計画書を作成する件数が近年ふえてきておまして、平成18年度当初は3名であったものが今4名になり、また、平成23年度については1名増ということで5名の予定で予算を組まさせていただいております。ほんで、平成23年度からは9名の体制になると。相談窓口のほうはふえておりませんので4名のままでいきます。できたら人員の拡充が必要やということは考えられますので、できたらお願いをしたいと思っております。

また、体制強化ということで、平成18年度の事業ということ、平成18年度からの事業ということで介護予防事業が国において全面に打ち出されて、全国的にであります。介護予防事業に重点を置いた取り組みがなされております。これは国の方向に沿ったものだったんですが、それが結局はそういった事業が過多になって相談業務というものが、包括ケアというものがおろそかとか、そちらのほうにまでは手が回ってないというような状況があつて、国においてそういった研修もしていかないかということ、全国的なレベルでの研修を行っておりますので、平成22年度ちょっと手を挙げていたんですが、採択にならずに研修ができなかったという経過はあります。平成23年度にも手を挙げたいと思っております。

それから、アンケート調査での未回答者に対しての手だてということですが、最初にお答えをさせていただいたようにそこまでは手が回っておりません。それは、人がよけおったら十分回るとは思いますが、現体制ではなかなか、優先順位をつけて行っておりますので回答がなかった方までの対応はできてなかったというのが現状です。

それから、回答があつた方でもいろいろなパターンがあるので、そういった方への訪問も必要ではないかということですが、そうすると全戸に訪問せないかんというような状況になつてもきますので、やはり高齢者世帯とか独居の世帯とか、そういった

方々が優先的になってくるというように思います。

それから、医療機関から具体的な事例についての連絡があったかどうかというご質問ですけれども、医療機関からのそういった個人的な連絡はあっておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 住民課長、山崎綾子君。

○住民課長（山崎綾子君） 濱田議員の2回目のご質問にお答えいたします。

本庁の職員が支所に出向いて登録証を手渡すことができないかというご質問ですけれども、なぜその登録原票を保管している事務所で渡すかということについてはですね、登録原票紙ベースで保管されておりまして、その中には本人の署名であるとか顔写真であるとかといったものが書かれております。必要に応じて、その登録証を渡すときにもご本人がいらっしゃいますので、当然間違いはないですけれどもそのあたりを間違わないように、登録原票と時には確認をしながら手渡すことが大事です。今、多分、香北、物部にいらっしゃる方、中国の方が非常に多いかなと思いますけれども、なかなか中国の方はですねお名前も非常に似てるとかいうか、わかりにくいといえますか、お顔も非常に私たちに似てますけれども、非常に、何ていいますか、何年もたったらですねその方の個性が出てきますけれども、最初に入国されて来たときは服装とか髪とか雰囲気非常に似ておりますので、手渡すときにも職員が確認に手間取ったりといえますか、手間取るということはないですけれども確認に慎重にやっているとこのころがあります。

そういったところで非常にそういうことができないということと、職員6名ですし、渡す期間の指定もしてございます。それで、その指定の期間中で職員が必ず行けてとかいうことはもう実際なかなか不可能ですので、そういうことはできないということのお答えになります。

それとですね、ご存じとは思いますが平成21年の7月に法改正がなされておりまして、外国人につきましては、新たな在留管理制度が導入されることが決まっております。その時期としましては、まだ施行日が正式には決まっておりますけれども平成24年の7月ぐらいになろうと思っております。そうなりますともう根本的に変わってまいりますので、外国人登録法はそのタイミングで廃止をされますので、外国人登録証の手渡しということは市町村でやることはありません。そのかわり外国人はですね、入国をしますと入国管理局で在留カードというものの交付を受けまして、そのカードを持って、その外国人登録法が廃止をされたタイミングで住民基本台帳法の改正も同じように行われますので、外国人住民として住民基本台帳のほうに登録がされるようになります。それで、今の日本人と同じように窓口へ来てですね住所の、入国といえますか住所の変更なりの手続きをしなければならぬということで、根本的に変わってまいります。それにつきましては、またこれから外国人の方とか雇用主の方にも順次お知らせをしていかなければなりませんけれども、まだ国のほうが完全に最終的なところまでが決まっておりますので、なかなか細かいところまではアナウンスするところには至っており

ません。

そして、そうなりますと、なかなか支所での一番最初の入国の取り扱いは困難になります。といいますのは、その在留カードに記載されてきたことと入国管理局が持つてる情報とがきちんと合っているかということ、入国管理局のほうからこちらのほうに、多分そのときにはですね端末が配置をされますけれども、そのパソコンの中の情報を来たときにうちのほうが確認をいたしまして、それによってその住民基本台帳に登録ということになりますので、その端末を各支所に配置をしてということにはちょっとなりませんので、さらに、もうどうしても本庁でなければならないということになります。それまでの1年数カ月の間は、非常にご不便をおかけをいたしますけれども、こちら職員が本当に5人、6人、あいておりましたら全員の職員がかかっておりますので、何とかよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 濱田議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、就学援助制度を利用している世帯数ということでありましたけれども、平成19年でありますけれども、準要保護世帯は120世帯で、児童・生徒数、対象の児童・生徒数は213人となっています。要保護については世帯が8世帯、児童・生徒数は15人。ほんで、平成20年度につきましては、準要保護については148世帯で、児童・生徒数221人、要保護については10世帯で、児童・生徒数18人。それと、平成21年度については、準要保護については159世帯で226人、児童・生徒数226人。要保護については13世帯の児童・生徒数24人というところです。

それで、基準の緩和とか給食費の2分の1をもっと援助できないのかとかですね、校外活動費の宿泊を伴うものへの援助、いろんな援助に対する緩和といいますか、アップのこともありましたけど、ちょっとその他数字を見てみますと、まとめてお答えしますが、平成19年度と平成22年度の児童・生徒数をちょっと比べてみますと91人減っております。もうかなり子どもたちが減っております。そして、準要保護及び保護世帯については228人から248人の認定ということで、20人アップしているという状況があります。そして、児童・生徒数、準要保護、要保護の児童・生徒数の割合ですけれども、平成19年度は私どもの資料では12.0%、平成22年度については13.7%というような数字が出ております。そして、その援助の額ですけれども、補助費についても平成19年度と平成21年度を比べてみますと114万円ほどの増が出ております。平成22年度はまだ出ておりませんが、それ以上の増というところになろうと思います。このような市町村の状況もありますので、現在のところはこのような基準、制度の中で予算も確保しながらこの制度を維持していきたい、対応していきたいというふうに考えています。

そして、チラシのこともありましたけれども、何回か配ればアップ率も上がっていったと。利用する子どもさん、世帯のアップ率も上がったというようなどころのお話もありましたけれども、先ほども言いましたようにチラシの配付、広報の配布を各世帯にしますし、学校の担任の先生方や民生委員さんにもさらにこういう制度のこともお話ししまして周知するようにまた努めていきたいと思っていますし、チラシについてはほぼもうできあがっております。また、校長先生に配付したような、ちょっと見ていただくように配付したこともありますけれども、また見出しの工夫、わかりやすくする工夫はしていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

○議長（西村芳成君） 7番、濱田百合子君。

○7番（濱田百合子君） 濱田です。3回目の質問をお願いいたします。

後期高齢者医療保険制度による、そのアンケートについてでございますけれども、先ほど課長が言われましたようになかなか人がいなくて、返送がなかった対象者については手が回っていないということでございましたけれども、今後やっぱり電話を、訪問することはできなくても電話をかけることができないものか。来年度から訪問活動をするということでございますけれども、返送がなかった、続けて、ニーズ調査なんかも来年度はするということでございますけれども、アンケートの返送がなかった方に対して電話をかけるっていうことができないものか。訪問までは、なかなか時間もとられますし無理かと思えます。人数が現状の4名、来年度もふえなくて4名ということであればそれも難しいかと思えますが、囑託の方が1名ふえて9名になりますし、その辺のことを考慮できるのだろうか、お伺いをいたします。

それと、そのアンケートの中で問8の項目ですけれども、「町内会、自治会に入っているかどうか」ということの質問がありましたけれども、やはり最後の端の問8でございますが、町内会に入っているといろいろ回覧も回るし、人と人との町内でのつながりもありますけれども、「自治会や町内会に入っていない」と、のほうに丸をつけられた方もアンケートの中にはいるかと思えますが、やはりそういう方についても電話をするなりして、安否ではなくて様子を聞く、声をかける、町内会に入っていないけども香美市民でありますので、やっぱり電話、75歳以上のお年寄りに対しての電話がけをするというようなことを今後していく手だてがあるのかどうかお聞きします。

それと、就学援助のことでございますけれども、先ほどお調べいただいて、平成19年度、平成20年度、平成21年度と報告を受けました。それで、今のところ基準額を1.0のままで、上げるあれはないということで、援助額を上げることはないということでございますが、今後様子を見て、それと、やっぱり私が一番思いますのは、給食費がですね毎年なかなか払うことができなくて、議会でも出ておりますし、やっぱり給食ってというのは本当に子どもたちが楽しみにしているものでございます。給食費を香美市のほうが半額補助になってますけれども、これをやっぱり実費補助、全額出せないものかと思えます。やっぱり給食費が払えなくて、親も請求もらって、当然払わなければな

らないんだけど、なかなか生活、母子世帯なんかでなかなか目いっぱい給食費に回せないという事情もあるかと思しますので、給食費については2分の1でなくて全額実費援助ができるようにならないものだろうか。そのことを今後考えていくことができるかどうかお伺いします。

以上で3回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 濱田議員の3回目のご質問にお答えします。

ニーズ調査を実施、平成23年度は実施するわけですが、未返却者への対応を検討をする際に、返ってきた調査票の内容によって対応範囲を拡大するのもあわせて検討して対応したいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 濱田議員の3回目のご質問にお答えします。

給食費を全額支援できないかということですが、香美市の事情については先ほどもお話をしたとおりであります。苦しい生活状態の家庭もふえているというところも理解できる場所ですが、限られた予算ということもありますので、現状は現在の制度のままで維持していきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

○議長（西村芳成君） 濱田百合子君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって本日の会議は延会することに決定しました。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 4時18分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 3 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 3 年 3 月 1 0 日 木曜日

平成23年第1回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成23年3月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月10日木曜日（会期第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 1 番	竹 平 豊 久
2 番	矢 野 公 昭	1 2 番	島 岡 信 彦
3 番	山 崎 眞 幹	1 3 番	依 光 美代子
4 番	利 根 健 二	1 4 番	山 崎 龍太郎
5 番	爲 近 初 男	1 6 番	片 岡 守 春
6 番	千 頭 洋 一	1 7 番	石 川 彰 宏
7 番	濱 田 百合子	1 8 番	竹 内 俊 夫
8 番	山 崎 晃 子	1 9 番	前 田 泰 祐
9 番	織 田 秀 幸	2 0 番	山 本 芳 男
1 0 番	比与森 光 俊	2 1 番	小 松 紀 夫

欠席の議員

1 5 番	大 岸 眞 弓	2 2 番	西 村 芳 成
-------	---------	-------	---------

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	明 石 猛	建設都計課長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	野 島 恵 一	下水道課長	佐々木 寿 幸
広域分権担当参事	奥 宮 政 水	環境課長	横 谷 勝 正
総務課長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企画課長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	几 内 一 秀
財政課長	後 藤 博 明	地籍調査課長	竹 内 敬
収納管理課長	阿 部 政 敏	林政課長	舟 谷 益 夫
防災対策課長	吉 村 泰 典	《香北支所》	
住民課長	山 崎 綾 子	支 所 長	二 宮 明 男
保険課長	岡 本 明 弘	地域振興課長	今 田 博 明
税務課長	高 橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	小 松 美 公	支 所 長	岡 本 博 臣
農政課長兼農業委員会事務局長	中 井 潤	地域振興課長	西 村 博 之

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	幼保支援課長	山 崎 泰 広
教 育 次 長	鍵 山 仁 志	生涯学習課長	田 島 基 宏

学校教育課長兼学校給食センター所長 和田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松 清 貴 議会事務局書記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成23年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第4号)

平成23年3月10日(木) 午前9時開会

日程第1 一般質問

① 14番 山 崎 龍太郎

② 1番 有 元 和 哉

③ 5番 爲 近 初 男

④ 12番 島 岡 信 彦

会議録署名議員

9番、織田秀幸君、10番、比与森光俊君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○副議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前にご報告をいたします。15番、大岸眞弓君は、親族の葬儀のため欠席で一般質問につきましては取り下げの申し出がっております。また、22番、西村芳成君は、所用のため午前中欠席という連絡がございました。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） おはようございます。14番、山崎龍太郎、通告に従い順次質問をいたします。

最初に、定住人口拡大策について伺います。昨年6月議会においても同様のさまざまな視点からお尋ねしたところではありますが、この間の推移から今回は家賃助成、新築助成の2点についてお尋ねしてまいります。

議会における答弁等から家賃助成は考えていない、新築助成は定住促進対策には効果があるとの趣旨のことが述べられてきたわけであります。しかし、この間、本市若者定住化推進条例は廃止された一方、新たな家賃助成、新築助成等の人口拡大、定住促進に前向きな施策が現在のところ見えてきておりません。初日の答弁等で少し見えたような気もするところではありますが、少し深めてまいりたいと思っております。

さて、国勢調査の速報値が報告されました。市全体で平成17年対比でマイナス1,485人、4.91%減であります。詳細は初日にも報告されましたので割愛しますが、この数値に危機感を持たない方はいないでしょう。課長は急迫した事態である、市長は若者定住の足がかりをつくったので今後重点的に取り組む旨の答弁がございました。私も同様に抜本的対策を講じるタイムリミットと考えるところでもあります。

そこで質問に移ります。まず、家賃助成の必要についてであります。国勢調査人口2万8,772人、広報による2月1日時点の人口2万8,091人、単純比較で約700人の差がございます。この差のほとんどが工科大生と考えてよろしいかと思えます。粗計算であります。来年度地方交付税62億4,000万円、人口2万8,772名で割りますと人口1人当たりの交付税額は約21万7,000円です。市内居住者の学生700名掛ける21万7,000円は1億5,190万円、このお金が学生たちが本市に住むことによって交付税としてもたらされていると考えてもよいと思えます。

2月8日付の高知新聞に「学生定住へ補助金」の見出しで土佐市の記事が掲載されております。内容を紹介します。「県内ほとんどの自治体がそうであるように、土佐市でも人口減が進んでいる。そこで定住人口拡大策の一環として同市は2月から、高知リハビリテーション学院の学生に対し、家賃代などを念頭に、毎月5,000円を補助する

ことを決めた。2010年12月に発表された国勢調査の速報値では、同市の人口は05年の同調査時より1,300人余り少ない2万8,698人だった。同学院は高知市内から土佐市へ1998年10月に移転してきた。移転当初は毎年200人以上の学生が同市内のアパートを借りるなどしていた。ところが近年、同学院に通う学生の大半が県内出身者という事情もあり、同学院などによると同市で一人暮らしをする学生は120人前後と、全学生数の約2割。「土佐市離れ」が進んでいる。」という背景があり、「補助金は土佐市内在住の学生に限り、年間6万円を交付する内容。同学院がまず、学生の申請を受けて支給。その後、同学院が同市に対し支払った金額分の補助金を申請する。2010年度は2月から支払われる。同市は当面、約540万円を計上。市議会でもこのほど関連予算案が可決された。」「対象となる全ての学生が申請しているわけではなく、定住者増につながるかは分からないが、同市担当課は「(学校が)移転してきた当初の水準ぐらいいまには戻ってきてもらいたい」としている。」、人口増にて歳入増を目指した施策であることは明確であります。

さて、土佐市としては活性化、人口増の足がかりにしたいとのあらわれでありましょうが、人口1人当たりの交付税額は約16万円、100人定住者をふやすことにより1,600万円の交付税が単純試算で歳入増となります。財源の裏打ちを持った先行投資をしていると言えるのではないのでしょうか。確かに条件面からの違いはあります。高知リハビリテーション学院は大半が県内出身者、工科大生は県外出身者が多うございます。しかし、現在、諸条件がありつつも学生を本市の場合、市内にとどめる行政としての施策を展開できてないと考えます。また、このままではあけぼの街道開通時に学生を市外に逃す可能性も強いと申し上げます。空きマンション対策のことも以前述べました。マンション経営の大変さからくる高額滞納者のことも改善されておられません。もちろん社会人で移住されたマンション居住者も視野に入れての質問ですが、この際市内在住学生全体を網羅した家賃補助支援策を求めるものです。見解を伺います。

次に、新築助成についてであります。

まず、申し上げたいのは現在、土佐山田町内等の開発等で建設されている住宅を見るとき、土地、建物で固定資産税課税額は10万円から20万円ほどになると考えられます。新築時助成100万円を行っても5年から10年でペイできると考えます。企業誘致の奨励金の家庭版と考えられたらいかがでしょうか。先進事例では、住宅リフォーム助成と抱き合わせた施策を実行している自治体、地元産材使用や若者定住助成の合計で300万円の補助を行っている梶原町の例、四万十市では、市内産出木材の一定使用と地元業者の建設の住宅に対して150万円の助成する方向性が示されています。地域の特性に応じた施策であります。

そこで伺います。同僚議員への答弁では、柱立てとして住宅施策、雇用対策、後継者対策等をもとに市全体の若者定住をとの話もございました。この件も含めて会議等で検討した経過はあるのか。また、制度設計等はまだまだ先のことなのか、政策に行き着く

までの過程と時間を問うものであります。

続きまして、土佐打刃物についてお尋ねします。

この間、鍛造業界は、さまざまな行政支援を得てまいりました。業界の1人としてまでもって感謝を申し上げます。私自身、事業後継者としてUターンしたのは28年前であります。その時ある著名な先生に言われたことは、「この業界は、この産地はあと10年はもたないであろう。」とのことでした。しかし、踏ん張っております。下り坂でありながらエンジブレーキがかかっている状態と表現したこともございました。業界全体とはいかなくても指導者、有志たちが、土佐刃物連合協同組合を組織のかなめとして伝統工芸土産地指定事業やブランド化推進事業等にも取り組んできたところでもあります。この踏ん張りも後継者不足という最大の要因から産地形成を危うくしているのが今日であります。平均年齢はゆうに60歳を超しております。この間、5名の方が後継者育成事業補助を受け火造り鍛造技術の習得ができました。今までは師匠である父親が鍛造しているときは息子は刃付け等が中心でなかなか鍛造技術習得まで期間を要していたものが、この機会にと早目に火造りができるようになったことは、かじ屋を一生続けられるという点では施策の効果が上がり大変よかったと考えるところです。

しかし、本事業の対象者もあと数名いるわけでありましたが、受け手がいない状況もあります。その反面、毎年2名から3名の方が、外部からかじ屋をしたいという旨の問い合わせを商工会等に寄せております。ただ、かじ屋が職人を育てる余力を持ち合わせていないため断り続けている現状があります。事ここに至っては行政の強力なリーダーシップにて打刃物の産地、土佐山田を守っていただきたいとの切望する思いがあります。せつかく声をかけてくれた人たちを一定レベルまで、職人の卵まで訓練機関で育て上げることができれば現在のかじ屋も雇い入れが可能であります。また、技術習得の早い人たちはそのまま独立することも可能であります。大学出の人たちが手に職をつけたい、刃物に大変興味があるとのことで業界の門戸をたたいております。昔では考えられないことが現在起こっております。その人たちは鍛造技術を生かし、新たな土佐打刃物をつくり上げるかもしれないのであります。

そこで提案させていただきますが、職人育成施設の設置を早急に検討していただきたいという点であります。今なら指導する側はたくさんおられます。見解を求めます。

続きまして、長寿手帳交付についてお尋ねします。

長寿手帳は、65歳を迎えられた方に発行されております。提示により県立、市立の施設が無料もしくは割引料金で入場できますし映画館もシニア料金であります。県立10施設は基本的に無料、本市では市立美術館が半額で入場できますし、ほか市町村では10施設について減免等が図られております。高知市長寿手帳は、毎月15日の電車料金割り引きや協賛店での買い物や利用等のサービスもあるわけですが、高知市元気がいき課では介護保険課と連携して65歳になられて介護保険の被保険者証の発送に合わせて長寿手帳も同封しております。

本市の場合は、福祉事務所等への来所にて身分証明をし、交付申請にてその場で交付されると聞いております。このような事例がありました。市内のあるご婦人、65歳以上の方が県立施設へ高知市内の友人と行かれたそうです。同年齢のその方が長寿手帳を出し無料で入場し、香美市の方は実費で入場されたそうです。後でその方に聞くと、高知市は65歳になった時、市役所から介護の被保険者証と一緒に送ってきたとのことでした。私は、香美市のご婦人に「香美市は申請したらもらえる。」と問い合わせの結果を伝えると、「高知市が長寿を祝って送ってくるのと、こちらは祝ってもらいたかったら取りに来いみたいにとれるね。」と言われてしまいました。また、二、三人の高齢者の方に長寿手帳について伺いました。すべての方が知人、親戚に勧められて手にしたとのこと、市からのお知らせ等がきっかけではありませんでした。

そこで伺います。長寿手帳交付等のお知らせは今までいかにしてきたのか。また、対象者における交付率はどうか。

2点目に、100%交付のために高知市と同様の方式を採用すべきと考えます。また、65歳以上の現在未交付の方にもこの際一斉送付をすべきと考えます。見解を伺います。以上で1回目を終わります。

○副議長（小松紀夫君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎龍太郎議員の定住人口拡大策についてのご質問にお答えいたします。

この件に関しましては、これまでも定住対策あるいは人口増対策については議員各位よりご質問やご提案をいただきながらなかなか思うように具体的な対策が打ち出せないままにあるわけですけれども、今議会は特に先の国勢調査の速報値公表を受けてというタイミングもあってでしょうか、さらに多くの議員よりご質問等いただきましたことから今後の対応等につきましては、現段階で説明あるいは答弁できることは今議会におきましても先だって答弁をしてきましたので割愛をさせていただきますけれども、山崎龍太郎議員からは特段に家賃助成、新築助成についてのお尋ねについてお答えを申し上げます。

家賃助成につきましては先ほども言われましたように、以前の議会でもお答えをいたしましたとおり一時的な人口増への効果は期待できますから否定をするというわけではありませんけれども、本来安定かつ永続的な行政基本財産といいますか資本の形成にはつながらないのではないかと考えております。全くつながらないという意味ではない、言いましたように優位性の部分での判断ですけれども、その折にも申し上げましたとおり同じ助成をするのであれば新築等への助成にというふうな考え方をしておるわけです。こうしたその新築あるいは新築に限らずとも中古住宅でもいいわけですけれども、賃貸ではなく持ち家対策につきましては安定的な定住対策になりますし、また、市外からの人口増対策にもつながるわけです。また、財政面からは永続的な固定資産税の確保にもつながることとか、派生的には住民税の確保にもつながることも期待できるわけですので

こういった取り組みは全国的にも相当の自治体が制度を設けてやってきておるところです。

本市でも将来展望としましてはぜひ確保したい施策であると考えますが、しかし、まだ具体的にこうだと説明できるだけの構想も描いておりません。特に財源確保をどうするかということもございます。また、行政サイドだけでは対応できないこともあると考えております。といいますとその後ろ向きだと言われるかも知れませんが、ある意味ではこの助成こそ即効性がありますし、かつ確実に結果が見える、結果につながるというものであると考えます。家賃助成もできればそれはそれで一時的ではあっても効果があるわけですが、なかなかあれもこれもということではできないと考えております。そこで、香美市の力量としてどのあたりまで施策展開ができるかということを中心に、また、その振興計画の見直しのタイミングを踏まえてですね検討に取りかかりたいというふうに考えておりますので、その点ご理解とご協力をよろしくお願いしたいと思います。

土佐市の例が出されましたけれども、それは議員さんおっしゃるように学生のもともとのお住まいになっていた条件が違うということがあります。ご承知のように工科大は公立大化になりましてなおさらその県外学生の入学というのが率を高めておりまして、昨年度は逆転して6割までが県外学生だったかなというふうにたしか耳にした記憶がございますけれどもそんな状態ですし、それから、工科大の学生についてはその学習の内容といいますかそんな意味ではあんまりその遠くから通えないカリキュラムの設定になっておるといってお聞きをしておりますので、工科大の学生に限って言えば余り遠くから通ってこられるということは考えておりませんので、土佐市のようなあえてこの市に引き入れるというような対策まで現段階で講じるより、むしろもっと優先すべき事業があるんじゃないかというふうに思っておりますのでその点よろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎龍太郎議員の土佐打刃物についてお答えいたします。

行政主導にて学校方式の職人育成のための取り組みの検討をしてはどうかの見解をとお尋ねでございます。

土佐打刃物は地場産業として取り上げておりますが、伝統産業とも言えるのではないかと思います。県の産業振興計画の物部川流域アクションプランの中でも地場産業の土佐打刃物とフラフの振興につきまして、大切な課題として挙げておりまして取り組んでいくことになっております。この中の事業の概要としましては、海外での展開も視野に入れた新商品の開発や販路の開拓のほか、昔ながらの技術や文化の継承を図るため次世代を担う後継者の育成に取り組むこととしております。後継者育成に関する事業計画を作成し実施に向けて検討していくわけですが、行政主導ではなく香美市と土

佐打刃物連合協同組合、香美市商工会、地域雇用創造協議会、県の地域支援企画員とともに今後学校方式の施設整備も含めソフト面についても協議を行っていくこととなっております。行政主導において施設整備や事業を行いましても単なる打ち上げ花火となることが多々ございます。やはり当事者を含めた協議の中でこそ運営も含め事業が継続されていくことになろうと思います。これにより今議会終了後から早速、土佐打刃物製造の後継者育成に関する事業計画についての検討会が予定されておりますので、議員のご意見も伝えたいと存じます。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） おはようございます。山崎議員の長寿手帳についてお答えします。

長寿手帳の交付率ですが、長寿手帳は一度交付すればずっと使用が可能ですのでこれまでに交付した人数は把握できておりません。また、転出や死亡もありますので、長寿手帳を交付した方でどれくらいの方が現在も香美市に在住しているのかも確認できていけませんので交付率としては算出できておりません。

また、市民に対してのお知らせは、ホームページや広報香美でお知らせしています。広報香美では今年1月号に掲載してお知らせをしています。

長寿手帳の交付についてですが、4月から健康介護支援課において介護保険証も長寿手帳も取り扱うようになりますので、来年度から65歳になった市民に対し介護保険証の発送に合わせて長寿手帳を送るようにしたいと思います。また、65歳以上の未交付の方についての一斉送付については、交付していない方の把握ができませんのでそこまでは考えておりません。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 2回目を行います。

定住人口拡大策について、家賃助成と新築助成について答弁をもらいました。昨日までの答弁から推測するともう少し踏み込んだ答えがいただけるかなと思ったりは、本人も後ろ向きと言ってましたけど後ろ向きですね。まだ緒についたというところですけど、私が先ほど1回目で伺ったのは、やっぱり期間を立ててですね、もちろん課等の編制がえもありますけれども、いつまでに財源も含めて政策として立案するのか、制度設計していくのかということもまだ思いだけあって何も進んでないということでもいいのかな、それなら昨日までの言われてたことが何なのかな、ただ思い入れを言われてるのかなというふうなことになると思います。そのところはやはり答弁を他の議員にもされてる以上はもう少し具体的に答えれる何かを持ってるというふうなことを私は、推測の域ですが思います。

そのことを踏まえましてですが、家賃助成についても否定はしないということであり

ましたけれども、外から学生たちに、今、香美市外に住んでる方々に入ってきてもらうということとあわせて私は先ほどあけぼの街道のことも言いました。それについてちょっと具体的に話していきたいと思います。家賃助成についてですけど、平成18年の高知工科大学学生生活実態調査報告書では、学生の本市における経済直接効果は11億7,000万円、約ね、最近の経済状況からこの数字は確実に低下していると考えられます。また、住宅費は平均月4万円強であります。負担感は増しております。この点では認識は一致できると思います。私が危惧するのは、自家用車、バイク等での通学者が60%以上おられます。その学生たちは30分前後を通学時間とみなしております。あけぼの街道開通時には、住宅費、アルバイト先、ガソリン代等から総合的に判断して住居の選択肢から本市を外す方が多く出てくるのではないかとということであります。よく高速道路効果と申しますが、それは利益が中央に持っていかれるという側面もあります。公立法人化して定員割れの状況が改善し、国勢調査におけるプラス要素としてありがたかったとの旨の話もありました。本市は地域活動奨励事業費補助金300万円を予算化しております。それに合わせて広く薄く支援できるのは本市在住の学生に対する家賃助成と考えます。再度の答弁を求めます。

新築助成についてですけれども、先ほども申しましたように危機感を持った市長等の話と先ほどの課長の答弁とは少し奇異な感じがするところですが、何か考えてるから言えることということ先ほども言いました、それを具体的に示す時期ではないでしょうか。諸般の報告では耐震改修緊急支援事業、多くの応募があったとの、いうことあります。利用されてこそ政策の効果は上がります。やはり慎重な制度設計が必要だと思います。そして、経済効果の部分では、先ほど優先順位からいったら新築助成が先である、含めたね、部分が先であると言われましたが、やはり多くの学生も含めて香美市に住んでもらうと、それが院まで含めて6年、8年、ちょっと数字的にわかりませんが、そうであるのならやはり将来的な効果というものがまだ多いのではないのでしょうか。その点を含めまして再度の具体的な答弁を求めるところであります。

土佐打刃物についてでありますけれども、そういう方向で動いてるということ、私もうっすらそういう情報も入ってきてたわけですが、現実のところ、もちろん行政主導ということ申し上げてるわけではない部分、私は行政支援が要するという部分を申し上げてるところであります。検討会等に意見も伝えてくれるということでもありますので少し私見を言わせてもらいます。場所的には鍛造団地的に今3軒のかじ屋さんが龍河洞の近くに入っておられます。そういうスペース等も考えられますけれども、初期投資の施設整備には一定額を要すると思いますけれども、実際その物部川流域の地域アクションプランにも位置づけてるということですので、やっぱり県の支援も含めてもっと一層人的な部分も含めて必要と考えます。施設維持費は、稼動すれば燃料費、電気代等で10万円以上かかると考えられます。職人育成と同じく趣味でオリジナルナイフやそういう教室等開催すれば収益等も見込まれます。越前市のタケフナイフビレッジという施設があり

ます。かなりの行政の支援を得ながらやっってる事例もあります。その他、他産地では、多くの収益を見込んだ後継者育成、そして趣味の部分での1本ナイフをつくって12時間コースで2万5,000円とかそんな教室にもかなりの人が応募してきている例もあります。参考にさせていただけたらと思います。

そして、何よりもやる気のある若者を職人として導いていくのには、本市の後継者育成事業を見ての手当ても継続して行っていく必要があります。あわせて伝統工芸市の産地指定を受けた伝産事業ですね、それで後継者育成関連の予算等もあったと思いますけれどもそこら辺も具体的に調べて、課長等もそういう会へ出るのであれば伝えていただきたいというふうに思います。昔、土佐山田の時に鍛造団地の話が出まして、出ては消え出ては消えというふうな経過があります。今、最後の踏ん張りどころという土佐刃物業界のことは先ほど訴えました。やはりそのことをぜひ、私もそういう土佐刃物連合協同組合の役員の人でもいますので積極的に訴えてまいりたいと思いますので、ぜひ行政支援のほうもよろしくお願いします。再度答弁を求めます。

長寿手帳についてですが、65歳以上の未交付の方にも一斉に送るのであれば2回目なかったんですけども、実際把握してないと、交付の実態をね。全対象者に再度送った、2通あっても構いましょう、全対象者にすべて送ったらどうですか。65歳以上の方にはこれから送るのであれば全対象者に再度送ると、文書を1つつけて、お手持ちの方は新しい長寿手帳、カードですけどね、切りかえてくださいと。そしたらそれで済む、100%交付がいけるん違いますか。そこにこれからの方と今までの方に、それはもちろん同一課になったのでできるということもありますけれども差を生じてはいけないと考えます。そのことを検討すべきだと思います。再度の答弁求めます。

以上で2回目終わります。

○副議長（小松紀夫君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎龍太郎議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

工科大がもたらす本市への影響といいますのは、議員がおっしゃいましたように数字的にはそういうことであります。これは平成14年と平成18年に学生に対して行った調査の結果からでもですね出ておる数字でして、香美市における主要な経済直接効果といたしましては、平成16年の段階では12億円余り、それから平成18年の段階では1億7,000万円余りということで若干数字が落ちておると。これはやっぱり学生数が減ってきたということも直接的には原因、ここにその反映をされておる数字かなという見方をしております。あわせてその世の中の経済情勢が悪くなって、これは我が町にある工科大だけではなくって全国的にも親の仕送り含めて少なくなっておることも直接的な影響がそこに見えてくるんじゃないかというふうに思っております。工科大生あるいは工科大学の持つ経済的なもののこの町に対する影響というものは、事実そういうことであるという認識はしております。

でですね、家賃のことについて出ましたけども、あけぼの街道ができると学生の住む

場所が移動しやすいかというご指摘ですけれども、そういう懸念は確かにないわけでは私はないと思っております。アクセスがよくなるとどうしても移動というか行動範囲が広がりますので現実としてはそういう懸念は持っておりますけれども、ここにつきましてはやはりその行政の努力の片側ですやっぱりその空き室を出さないような、この不動産を持っておる方の努力も片側をお願いをしたいなというふうに思うわけです。これまでその工科大が定員割れをしておる部分でいいますとどんどん空き室が出てくるということで、一定どうしても入居率というものを確保する意味でご承知のように家賃が下がってきたという状況もあります。一方で、その段階ですやっぱり特にその宅建業界の方からはこの状況の改善を何とかしてほしいというお話もいただいておりますけれども、ここ一、二年ですやっぱりその学生数が定員を超して入りだしたのか、そういった部分ではそういう声を何かいなくなかったという部分では、相当程度そのことに起因をして入居率が改善をしておるといふ実態がひょっとあるんじゃないかなというふうにも考えております。そういうこと、家賃についてはそういう見方をしておるわけで、行政だけの努力だけではなかなかいかんともしがたい部分がありますので、片側ではやはり市民のというかその不動産を持っておる方にもご協力をいただく、こういったその両輪の中で人口というものについては考えて、人口対策というものについては考えていかなければならないというふうに思っております。

それで、後ろ向きじゃないと言いながら後ろ向きじゃないかのご指摘ですけれども、現在そのどういうことなのかといえますと、こういったその行財政を取り巻く状態といえますか時勢の中ではなかなかその政策的な立場と財政的な立場でそれぞれ心配することが違うわけですし、政策的には、例えば10年先には蛇口をひねったときに何も出てこないようなことじゃいかんからやっぱりこういったいろんな対策をせないかんと。例えば財政的には、やっぱりこの一、二年よくっても10年先にこのお家が傾くような状況になったらいかんと、こういうその政策と財政とがどうしてもこの、こういった情勢を受けて裏腹な状況に置かれるということがあると思います。そんなこともあってですやっぱりその政策と財政ともにその裏づけを持ちながら進まないかんとということもあって今回の組織再編に至ったという、ひとつはご理解をいただきたいと。双方の条件といえますかそういったものを勘案しながら政策と財政とがうまく絡んでいくもの、形というものをつくっていかんかんとということでの組織編制であるという部分では、一応、何ちゃあ持っちゃあせんかという山崎議員のご指摘ですけれども、この議会においてずっとお答えをしてきておる部分では柱立てについても言いました、これからその定住対策、人口増についての。ほんで、これについては、柱立てに基づくあくまで構想案という段階ですので、これは今後その制度設計あるいは事務設計をしていく上ではですやっぱり慎重に調整を含めてしなければならないということでもありますので、もっと具体的にこう言えないものかとおっしゃられますけれども、ちょっと今の段階ではそこまで出せない。でも、やらなければならない柱立てはこうだよということをおし上げておるの

で、現段階ではそのレベルでお許しをいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎龍太郎議員の土佐打刃物についての2回目のご質問にお答えいたします。

山崎議員の述べられました事案につきましては、人的支援など行政支援をいただきたい旨も含めまして検討会にお伝えいたします。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えします。

65歳以上の未交付の方に長寿手帳を全員に送付してはということですが、長寿手帳ですね、確かに公共の施設とかでそういった無料とか割り引きとかそういったところもあります。また、施設によってはですね、長寿手帳じゃなくってもその65歳以上とかそういった年齢によって確認できるものがあれば入れる施設なんかもあります。65歳以上の方が皆さん長寿手帳を必要としているというわけではないと思います。また、年間に長寿手帳を100人ぐらい申請してと、とってると思います。それをずっと累計するとかなりの人数にもなってきます。またそれを全員に送るということになりますと重複してかなり多数の人に交付するというにもなってきます。ある面無駄な経費の支出じゃないかというような指摘も受けることもなくなってきやせんかということでそこまでは考えておりません。なお、課としては、福祉事務所ではなくて新しい課になりますので、またそういったところもあわせて全員に送る必要があるのであればそういったことも検討したいと思います。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番、3回目を行います。

企画課長にですが、政策と財政ということでは言われましたけれども、人が減り続ければ政策どころではないということは、これは今までのこの議会での同僚議員からの話でもおわかりですわね？だから、行政の仕事としては政策を中心に考えて、それに対して財源の裏打ちをしていくということでしょう。そうであるんなら、私は財政の部分で言ったらもちろん将来的に大変なことも予測はされますけども、現状の財政から考えたときには政策をどンドンどンドン推進していくということは特に企画の仕事としては大切だと思います。市長もその点でいろいろお悩みのこともあるかと思いますが、実際問題そのところを新しい新年度の予算を見ても反映されてないということを議員各位は思って質問されてる。国調のことももちろんありますよ、だから、そのことを念頭に置くのならばもう少し具体的な話があっても、もちろん柱立てのことは言われました。言われましたけれども実際のところは、これは議員にもう示してもいい時期じゃないかと

いうことを私は申してるところであります。その点について答弁をお願いします。

長寿手帳についてですけれども、今まで実態を把握してなかったですね。だから、それで今度全体に送ったら無駄になる、市民の方が要らなければそれを処分すればいいんですわ。皆さん必要ではないと言いますが、それは所長の感覚であるかもしれません。私は、それまでにそういう手帳を交付したのを、ずさんとまで言いませんけれども高知県長寿手帳を管理できてなかったという責任から言ってでもね、やはり再度は皆さんに一斉に送ると。これからの人は送ってくると、今ほいたら66歳の人、去年65歳になられた方ですね、その方結局申請して取りに来てくれということ、それ年齢におけるね、はっきり言ったら区別になりやあせんかというふうに思いませんか。そうじゃなかったら先ほど1回目と言ったような行政不信的なことを私には言ってこないと思うんですわ。だから、そのことを踏まえたらやはり、新しい課で検討すると思いますけれども実際のところやはり福祉事務所のほうから事務のほうに移りますけれども、一たんは100%に持っていったおいて再度必要であれば交付申請に出られると。紛失したとか最初は要らざったけど必要と思ったと。その手順に戻すべきじゃないかということ再度答弁求めて私のすべての質問を終わります。

○副議長（小松紀夫君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎龍太郎議員の3回目のご質問にお答えをいたします。

質問というよりも指摘をされたというふうに私は受けとめておるわけですが、向かうべき方向も考え方も、これは執行部も議会も私は認識は一つであるというふうに考えておるわけですが、そうは言いますが執行部は執行部としてですね仕事の進め方というものは、これは1つは体制、これは組織といいますかそういったものもしっかりくくりながらやっていかなければならないというふうに考えております。遅いと言われたらそれまでかもわかりませんが、そのことをしっかりその自分が認識をしてこれからの仕事に当たっていきたくて思っていますし、そういう意味では今回柱立てまでしかようお示しをしておりませんが、先ほども言いましたようにこのことについては、制度設計、事務設計をするというのが片側にどうしても振興計画というものもベースになればいけません。そういう意味では今回そのタイミング的にはちょうど基本計画を見直すタイミングでもありますので、そのことと合わせて仕事に取りかかっているというふうに思っておりますので、確かに今のタイミングでいいのかというご指摘はあろうと思いますけれども、そういう思いの中でこれから検討、作業を含めて取りかかっていると思っております。ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員の3回目のご質問にお答えします。

全員に長寿手帳を送ってはというところです。極力経費とかを削減したいと思いますので、65歳以上の高齢者の方などにアンケート調査とか来年度送る機会がありますの

でそれに合わせて長寿手帳を送るように検討したいと思います。その中で漏れる方につきましては別途に送っても人数としてはそれほどではないと思いますので、そういう機会をとらえて送りたいと思います。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

次に、1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） おはようございます。議席番号1番、有元和哉です。通告に従いまして質問を行います。

さて、本日3月10日、1930年には、私の好きな詩人、金子みすゞの亡くなった日であります。娘を思いながら26歳で自殺をすることとなった金子みすゞですが、有名な詩人として多くの詩を残し、「わたしと小鳥とすずと」に出てくる「みんなちがってみんないい」というフレーズはだれもが聞いたことがあると思います。それぞれの違いでさくをつくるのではなく、それぞれのよさを認め合うことこそが調和と安らぎを生み出すような気がいたします。先日の議会で小松紀夫議員の質問に対しての市長の答弁の中で、「私は信頼している」という言葉を聞き、何かこう胸に響くものを感じました。互いの力を合わせ協働を進めていくことが大切なこの地方都市、香美市において、まずは相手を信じるという精神は相手の長所を認め託すという非常に勇気ある考え方であり、今極めて必要なことであると考えます。これは市長だけではなく我々市民一人一人も行政を信頼することから始めなくてはなりません。信用なくして協働はありません。

そして、この場をおかりいたしまして皆様にお願いがございます。この議会を聞いておられる市民の方々、そして市民皆さんに対してのお願いでございます。本来であれば選挙管理委員長が言うことかもしれませんが、今年は統一地方選挙の年、本県でも県議会議員選挙、知事選挙がございます。ぜひとも政治に関心を持っていただきまして信頼の築ける政治、元気な香美市、そして高知県の再生のためにぜひとも投票へと行っていただきたいと思っております。

では、これより香美市が一步前進する答弁を信じ、それでは質問に移らせていただきます。

まず、初めに、現場の意見を生かして現場環境を改善するボトムアップシステムについてということで質問させていただきます。

本議会報告第2号の鏡野中学校耐震改修工事ですが、この報告議案は毎回議会で目にするような気がします。耐震改修工事において細やかな部分までの配慮を行い万全を整えることは重要なことであり、しっかりとした対応をしていただくことで子どもたちの安全で快適な教育空間を守ることができます。そこで感じたことですが、実のところ細やかな視点での日ごろの問題点というのは実際工事等がかかわる専門技師でなければわからないことも多くありますが、逆に日ごろその場所を利用する人が気づいている点も多いと思っております。先日、美術館を訪れた際にも教育長とお話をさせていただきましたが、

芸術を鑑賞する場所で美術品を展示するためにつけられた無数の壁の穴、また、大分昔になりますが無気ない健康づくり推進課の職員と地域の高齢者との会話で飛び出すさまざまな交通の課題や道路の問題、公民館活動に車で行くことができないという都市構造上の問題、教育の現場のみならず日ごろより職員や利用者からの現場の声が反映される状況であれば大きな改修工事の前に対応できることもあり、計画の中心を担う課題も発見することができます。担当の職務以外で浮き上がる課題は、実はそれを担当する者にとって非常に重要な情報になることもあります。例え話として正しいかどうかわかりませんが、現場というのが例えばもし出勤時間も考慮したとして、移動という現場において例えば100人の職員が30分から1時間遅く出勤し高齢者を目的地に運び、日中高齢者は町なかの公共交通で移動し施設や買い物を楽しみ、また朝とは違った別の100人の職員が30分から1時間早く帰り高齢者を自宅に送るとしたら多少の交通問題は解消するであろうし、その中で市民からの情報を得ることもできます。36回分のタクシー券も使用頻度がふえ、利用料金は下がるということも考えられないでしょうか。もちろん人を乗せて走るということは法律や規制の問題も多くあり難しいと思います。

早い話が、専門にとらわれず一人一人が長所や別の視点を生かし香美市の改善を行っていく意識があれば、調査研究の調査の部分はなくとも実行に移すことができるのではないのでしょうか。現在のこの香美市において現場の声の取り入れ方、職員のボトムアップのシステムについて伺います。

次に、産業を生み出すツール整備についてでございます。

本議会において平成23年度予算案を拝見いたしました。約66%が国や県からの交付金や補助金で収入が賄われております。また、約10%が市債であり、家計に置きかえれば約66%を親の仕送り、約10%をローンを組んで生活している状態にあります。適切な表現ではないかもしれませんが、過保護のフリーターの家計と言えます。さて、この過保護のフリーターが自立を考えたときどうしなければならないかを考えると、やはり自分自身の収入をふやさなくてはなりません。繰入金といったものをふやすのでは意味がないので、もしねらい目とすれば市税、預金利子等の諸収入、分担金、負担金、使用料、手数料になります。現状のまま市税の増収を考えれば市民の反発は必至です。保育料や給食費を上げて分担金、負担金の収入を上げれば、たちまち市民の反発とともに超高齢化になります。基金を利率のよい有価証券に変えてみても今のご時世、失敗すればあっという間に地の底です。そう考えてみれば使用料、手数料から考えてみる必要がありそうです。

とりあえずこの話は一たん置いておいて話は変わりますが、先日インターネットで有名な検索サイトで確認したところ「高知と言えれば浮かぶものランキング」というものがあり確認してみました。1位、坂本龍馬、2位、カツオ、3位、四万十川、4位、土佐犬、5位、よさこい祭り、6位、室戸岬、7位、四国八十八カ所、8位、桂浜、9位、広末涼子、10位、足摺岬と悲しいことに香美市を連想するものは出てきていません。

我々の住む香美市は、海はなく大半を山で構成されており、正直なところ龍馬伝や南国高知のイメージからはかけ離れた僻地であるのは認めがたい事実でございます。全国でも似たように不便で、県のイメージから取り残された町がありました。鳥取県壱岐市の海士町、ここは陸から遠く離れた島であったため漁業資源が豊富ではありましたが都会への輸送に時間がかかり市場への参加が困難であったそうです。しかし、C A S、セルアライブシステム、冷凍技術を導入したことにより遠方まで海産物が届けられるようになって産業振興に成功し、島民も100名以上ふえ僻地や離島で問題化している若者の流出がとまり、逆に仕事があるならふるさとで暮らしたいと若者たちが島へ戻り出しているそうです。

建設都計課宮地課長はお料理に卓越されておられるので私よりご存じでしょうが、料理、材料の保存を考えると乾燥、フリーズドライ、粉末、冷凍、缶、瓶詰め、真空等の方法を思いつくことができます。これらの保存、加工技術があれば賞味期限の影響を受けることなく国内外への市場参入ができるだけでなく、香美市内からの独自の製品の創造にもつながります。また、加工技術については、既存技術だけでなく地元高知工科大学との研究、連携を図ることでほかにはない保存の新技术を生み出すことも可能かもしれません。高知県のイメージから離れている香美市である限り、高知県の香美市ではなくふるさとの再生を、香美市から元気をという思いで香美市のある高知県になるくらいの積極的な行動、戦略が必要であると思います。皆様もご存じ時の天下人、豊臣秀吉も幼少の時に親から渡された1貫文分の金を針にかえ商いを始めたように、今さまざまな基金にある程度の余裕があるからこそこれらを道具にかえ、来るべき時代の天下を目指すのもよいのではないのでしょうか。さらに道具を整備することで最初はわずかな使用料、手数料収入の増額になりますが、新商品の開発、生産の成功から生まれる波及効果としての市税等の税収が考えられます。また、最初にいたしました1問目の質問を考えたときに、ツールとして職員に情報端末、スマートフォンやタブレット型コンピューターなどのツールを携帯させ利用すれば、さまざまな業務の際に情報を収集しネットワークで共有することで整備や計画の基礎調査、防災にも効果的な情報をよりピンポイントで集積していくことが可能で、調査経費の軽減と効果的な施策の実行にもつながります。また、きのう市長が言われたように行政サービスの低下は現在死守できていたとしても、現在のこの香美市でもし1カ月間、一家全員が香美市外に出ることなく生活をすれば気づくと思いますが、行政サービスの低下だけでなく民間サービスの低下、映画館であったりゲームセンター、またDVD等の販売店、娯楽文化施設といったものや、また健康施設などが低下しているのは皆様ご存じのとおりで、そういったものも行政が民間にかわりサービスを提供すれば、使用料、手数料の増収のみならず快適な文化環境整備にもつながり人口の増加にもつながってまいります。

私は生まれは兵庫県でございますが、この町は日本一になる可能性があるかと私は信じ、そして今ここにいます。心の日本一ではなくて実績ともに本当の日本一でございます。

だれかが使える助成金よりもだれもが使える道具、ツールのほうが、私たち市民の発想を大きく膨らませ産業発展を実現させることにつながるのではないのでしょうか。今後の香美市の産業振興のツール整備についての考えについて所見を伺います。

1 問目の質問を終わります。

○副議長（小松紀夫君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 有元議員のご質問にお答えをいたします。

現場の意見を生かし現場環境を改善するボトムアップシステムについてというところで、鏡野中学校の耐震改修工事についての現在の現場の声の取り入れ方と今後の対応というところでお答えをしたいと思います。

本工事については、設計の段階時から学校の意見や要望の取りまとめ、経年による劣化状況や利用頻度を勘案しながら防犯とか環境との共生、バリアフリー、室内環境の向上等について現地調査を実施し、必要最小限の設計をそれぞれが共通認識を持ちながら積み上げてきています。また、工事中においても定例会を実施し、施設管理者等関係者に参加してもらい、工事の進捗状況を確認しながら現在の状況や条件に応じた意見や要望等出し合いながらともに進めてきました。

このような中で工事施工中においては、工事現場の状態や工事の施工条件等により当初設計時には予期し得ないような特別な事態が生じる場合がどうしても出てきました。今後においてはこれまで以上に現場状況を詳細に把握しながら、現場等の意見や声を十分に取り入れながら工事を進めていきたいと考えています。また、法や条例等に基づいた事務処理を徹底していきたいと考えています。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 有元議員の「補助をカネからモノへ」の産業を生み出すツール整備についてお答えいたします。

産業を考えますと分野が大変広がります。農業、林業、商工業、また観光も産業ととらえるようになっております。その中で私からは限られたお答えになることをご了承ください。

雇用の創出、産業の創出に向けたハード面での施策でございますが、議員のご指摘のとおり予算の主なものが国の補助金等を活用したソフト事業が中心となっております。産業、雇用創出に向けたハード事業としましては工業団地等の整備が考えられます。現在、香美市内には高知県が分譲しているテクノパークが、市が分譲している、そして秋ノ谷工業団地などが既に整備され販売されておりますけれども、長引く不況や産業構造の変化などによりまだ分譲地が残されている現状でございます。また、一定規模以上の企業が市内に進出して工場等を建てた場合にも各種奨励金を出すなどハード面への支援がございます。なお、直接のハード事業ではなく企業等に向けたハード面への支援につ

いては、当初予算案にも計上しておりますとおりに空き店舗等対策事業として、空き店舗等活用して起業、開業したいと考えております。これは家賃、什器備品、内装経費など2分の1を助成いたします。市としては以上でございますが、そのほか県の企業立地や産業振興計画、中小企業庁の中小企業活力向上事業などがございますし、農業、林業に関しましてはそれぞれハードも含めた補助金がございます。実際のところハード面の支援につきましては限られておりまして、担当課でも今模索しているところでございます。なお一層研究して努力してまいります。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元です。2回目の質問を行います。

1つ目の質問で現場からのボトムアップシステムについてでございますが、先ほどの答弁は恐らく僕がした質問に対しての回答ではないような気がいたしました。それは議案に対する回答であったように思います。再度私が申し上げたいのは、日ごろの活動する現場で常時その情報を集積し、それをそれぞれの各課がいつでも利用できるようなそういう情報の集積の仕方、ボトムアップの仕方についての質問でございました。学校の環境であればその教員、また子どもたちの会話の中から気づいた点を1日の情報として本庁に上げてくる、そういったこともできるのではないかと。また、それは1つの課に留まることなく1つの課から出てきたものをすべての課で利用できる、そういったシステムについてどのように考えているのかについての質問をいたしました。もう一度ご答弁をお願いいたします。

次に、産業振興のツールについてでございます。

私のこの1回目の質問の趣旨に沿った回答がいただけなかったのもう一度同じ質問となってしまいます。私が申しあげました、そのソフトではなくハード面というふうに書いておりましたので勘違いをされたかのように思いますが、私が申し上げたいのは工場等、また企業を立地するものではなくこの香美市が工場を建てる、香美市が技術としてのその道具を整備しそれを市民に、いつでもだれでも利用できるものをつくってみてはどうかという質問でございます。もう一度この質問に対してお答えをいただきたいと思っております。

2回目の質問を終わります。

○副議長（小松紀夫君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 有元議員の2回目のご質問にお答えいたします。

耐震改修工事に関する取り組み方については、先ほど答弁させていただきました。話がこう学校だけでなく広い形のご質問だったと思っております。さまざまな情報は、私たちが学校はしょっちゅう訪問をいたします。ほんで、子どもの状況とか先生のいろいろなお話も聞きながらその情報は教育委員会、教育長を含めた中でもお話ししますし、校長会で

もお話をするのがたびたびあります。実際、既に教育委員会内ではそのような情報のやりとりというものは現在もしておりますけれども、それがまた市役所内へこう広げていくような情報のシステムづくりといいますかそういうことについては、また今後の課題として考えていきたいと思えます。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 有元議員の2回目のご質問にお答えいたします。

私も産業を生み出すツールの整備についてどのようにお答えをしたらよいのかちょっと、かなり悩んでおりました。私の思う意図と多分有元議員のおっしゃる意図は違っているというふうには理解しておりましたけれども、十分なお答えができずに申しわけありません。

香美市が工場をつくる、市民がだれもが利用する施設をつくと申されましたけれども、これは余りにも大きな要素になりまして政策的なものになりますので、担当課としては小さな施設について、目的を持った施設について検討しております、これはもう全庁的に考える課題だと考えますのでその点ご理解をお願いしたいと思います。そのような方向で政策的に全庁的に考えていきたいと思えます。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 有元議員のご質問にお答えをさせていただきます。

大変、いわゆるどういいますか、政策の原点の質問だというふうに思いながらお聞きをしました。この現場の意見を生かし現場のいわゆる環境を改善するボトムアップシステム構築ということについてもそうであろうと思えます。やはり1点の問題ではなくて、やはりそうした全般的な部分についての現場の声というものを1つの面としてとらえて進めていくということの大切さをもしや言われておるのではないかなというふうに思いながらお聞きをしたわけでありましたが、たしかにすべての課に共通する課題だというふうに認識をいたしております。そうしたシステムをきちっと把握しなければなかなか今後の行政のあり方というか、そうしたものが住民の皆さん方の声を反映できる、そういう行政システムが構築ができていない、できていけないというふうな認識を持ってお聞きをしました。こうしたことは基本的に大変大事な部分でございますので、私自身も至りませんがやはりそうしたことには全課を通じながらそうしたことに、システムの構築、またシステムの、システムといいたしましうか、そういう意識、認識を持って臨む職員のボトムアップを図っていくことが必要ではないかというふうに認識をいたしました。

次に、「補助をカネからモノへ」ということで産業を生み出すツールについてのご質問であるわけでありましたが、先ほど産業の面からも商工観光課長のほうからもお答えをさせていただきましたが、この大きな有元議員の理想とするところの行政の今のあり方

ということについてのご質問のような気がいたしました。私自身行政を預かる立場の中にあつて、今本当に不透明でいわゆる閉塞感が漂つておる中で行政がいかにか持続的にきちつと将来へ向けてその存在を持っていけるのかどうかということがまず頭の先に浮かんでくるわけでございまして、そのいわゆるツールの整備というところの一步をなかなか踏み出せないのが今の現実であり現状であるというふうに認識をいたして、私の個人としては認識をしております。大変、何といたしましうか満足感のない答えになろうと思ひます、有元さんにとっては私の答えが物足りない答えになろうかと思ひますが、行政の一つの姿勢としてそうしたことがより将来に向かつて重要なことであろうという認識の中に立つて現在の行政を進めておるといふことが私の思ひとして持つておりますので、その辺をご理解をいただけたらというふうに思ひます。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 1 番、有元和哉君。

○1 番（有元和哉君） 1 番、有元和哉です。市長より大変期待したとおりの答弁をいただきまして大変満足いたしております。

ボトムアップシステムについて今後香美市で取り組んでいかなければならない、また、その産業のツールについてさらなる一步、それを踏み込むのはなかなか困難であるというご答弁だったかと思ひます。そういった点を考慮すればやはり商工観光課長のように日ごろより商工に携わり観光に携わる、そういった方の声が市長へどんと伝わっていく、そういったボトムアップの形が重要であるかと思ひます。今後、香美市の政策を考えていく上でその産業を支えるツール整備、それが重要であるかと思ひますので、ぜひともここで商工観光課長から市長へのメッセージといわん、ものではございませんが、この香美市の産業のツールについてぜひとも課長の立場からその大きな枠というものを一切考えることなくご所見をお伺いし3 回目の質問を終了させていただきます。

○副議長（小松紀夫君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 有元議員の3 回目のご質問にお答えいたします。

商工観光課長としての市長への要望となりますかそういう視点でございませうけれども、商工観光課として6 年間預からせていただきました。かなり未熟なところがございまして自分の意図とするところが十分果たせていないところがございませう。その中で商業にしましても工業にしましても、それから観光にしましてもまだ香美市は十分な目標のところまで行つておりませう。すべてが充実したものになるというのは、目標は常に高いところにありますのでそこまで到達することはできませんけれども、やはり香美市がたくさん資源を持つておりますのでその資源を有効に活用していただきたい。それこそ香美市がここにあるよと、日本の中で、あるいは世界の中で言えるような香美市でありたいと思ひますので、福祉とか保険とかいろいろ重要な施策もありませんけれども、商工観光の産業も大切にしていきたいと思ひます。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 有元和哉君の質問が終わりました。
暫時休憩いたします。

（午前 10 時 21 分 休憩）

（午前 10 時 34 分 再開）

○副議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、5 番、爲近初男君。

○5 番（爲近初男君） 5 番、爲近です。通告に従って質問をさせていただきます。

まず、林業の再生について質問をいたします。

森林は、木材、水源涵養、治山治水、生物多様性の保全、景観、レクリエーションなどの多岐にわたる機能を有していますが、これらは従来 of 森林の機能であり、近年では地球環境問題、資源問題の深刻化から二酸化炭素の吸収源やエネルギー源として注目が集まってきているほか、地方における雇用の受け皿としての役割も加わるなど森林に対する期待は高まる一方であります。森林資源を高度に利用しつつ公益的機能をも引き出す林業はレベルの高い森林管理と高度な技術力が要求される先進国型の産業であり、欧米では、林業、木材産業が集積されて地域の経済を支える柱となるほかバイオマスエネルギーの利用の拡大や二酸化炭素吸収量の拡大などの効果にもなっており、かけがえのない貢献を果たしていると言われております。ところが、日本では林業は疲弊しており、間伐されていない森林が広がり、多面的機能不足の森林の状況だけでなく林業を起点にした木材産業の集積も構築できていない状況にあると指摘されております。日本の森林率は 67% であり先進国の中でも森林に恵まれた国であり、本来なら林業の潜在的な可能性はきわめて大きく、持続可能な形で安定して木材生産を行えば地域資源が付加価値創造の源となり、林業が地域に与えるものは想像以上のものになると言われております。

今回このような考えのもとで推し進めようとする概要は、強い林業の再生に向け路網整備や人材育成など集中的に整備し、今後 10 年以内に外材に打ち勝つ国内産業の基盤を確立する。山元への利益を還元するシステムを構築してやる気がある森林所有者、林業事業者を育成するとともに林業・木材産業を地域産業として再生する。木材の安定供給体制を構築して外材から需要を取り返して、強い木材産業を確立することにより低炭素社会づくりに向け我が国の社会構造をコンクリート社会から木の社会に転換を図るとしてあります。この改革の具体的方向として集約化し計画的な施業を行う者を支援するとし、5ヘクタール以上の集約化した搬出間伐を支援し5年計画で1団地30ヘクタールを要件と聞いてあります。10年後には集約化した団地が設定され路網整備が完了し、機械化の促進や技能向上が図られ、この時点での間伐には搬出間伐のコストが低減して間伐収入と相まって補助なしでも間伐が可能になり今の材価でも経営が成り立つとして

おります。そして、自給率の50%を達成できるとしてはいますが、このような方向に日本の、また本市の林業が沿っていただけるのか、余りにも性急ではないのか、そして地形の険しい本市の現状に合うのかお聞きをいたします。

切り捨て間伐が多くを占めている現況にあって今後搬出間伐が主体となる方向ですが、どう考えるのかお聞きをいたします。また、今後その方向性が決定された時に森林所有者にどう説明していくのかを問います。

次に、高齢者を守っていく取り組みについて質問をいたします。

豊富な知恵、経験を持ち合わせている高齢者が多いことは喜ぶべきであり、それを地域に貢献してくれることは地域にとっても助けになりますし、世代間の触れ合いを通じて活性化にもつながります。この高齢者が安心して暮らせるためのサポート体制の構築が今必要です。山間地では、日々必要な飲料水、生活水の確保や水元の管理は重要ですし、また、食料品の確保は山間地のみならず市街地にも言えることかもしれません。そのための車両や燃料代への支援をして採算がとれる体制づくりが必要と思います。また、一人暮らしで身寄りが近くにいないなど頼りにする人のない人が体調を崩したときにどう助けてやるのか。市長の指揮のもとで地域包括支援、福祉事務所、健康づくり推進課、そして保健所、また社協、民生委員や自治会など地域の人の中へ民間の福祉関係の主団体や郵便局、また新聞販売店等も加わってもらって、地域担当職員、そして今回設置を検討されておる地域支援員等の連携のもとで高齢者の見守りが効率よく達成できる体制づくりの構築を1日も早く実現してほしいと思いますが、お考えをお聞きいたします。

そして、地域包括支援センターの取り組みとして物部町榎山地区に入ると聞きましたが、どういう取り組みかお聞きをいたします。

また、本市の成年後見制度の現状はどうなっているのかお聞きをいたします。市長または担当課長の答弁をお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（小松紀夫君） 林政課長、舟谷益夫君。

○林政課長（舟谷益夫君） 爲近議員の林業の再生についてお答えいたします。

国の進めます森林・林業再生プランが本市の現状に合うのか、性急ではないのかという、まず質問に対してお答えいたします。

確かにその今国が進めようとする再生プランの内容については、これはもう全国一律にですね進めようとする国のプランです。で、その辺は地域の現状に合った内容に変えていってもらわなくてはならないと考えております。そのために組合が全国に先立って森林・林業再生プラン実践事業に取り組んだわけです。その中で地域座談会によってですね本当のその生の声も聞けたわけで、その声はこのプランの報告書の中に盛り込まれて国のほうに届くようなことになっておりますので、十分その辺を国のほうも酌んでもうろうてですね、平成23年から性急にはその改革はできんといいますかその国の考え

方が変わらないとは思いますが、徐々にえい制度のほうへですね変わっていただきたいと思います。

それですね、国の進めます森林・林業再生プランは、日本の、先ほど申し上げておりましたが10年後の木材自給率を50%以上をすることを目的とし、森林法を含めこれまでの制度や施策など広範囲に改正するものであります。その中でですねフォレスターの育成、森林施業プランナーの育成、現場の技術者、技能者の育成などが、平成23年度から平成27年度までの5年間で順次育成していきまして、その後、再検討を加えまして平成32年度、10年後に一定の目標人数を確保する予定で、性急に人材の育成を考えるのではなく各森林組合、事業体の経営計画に合った育成事業の導入を図るべきと考えております。また、欧州のシステムをすべて当てはめるのではなく、本市は土佐山田町、香北町、物部町とそれぞれ所有者の形態や地形などの条件も異なりますので、それぞれの条件に応じた作業システムの構築が必要と考えております。このようなことを市のほうから県、国のほうにも意見を言っていきたいと考えております。

次に、突然示されたプランの内容を林家にどう周知するかということと、それとこの前に、質問事項には載っていませんでしたがその切り捨て間伐の考え方なんです、確かに現時点ではですね集約化したエリア内で年間5ヘクタール以上の間伐の実行が確実であり、搬出間伐の出材材積が50立米以上であれば切り捨て間伐についても補助対象となる予定になっております。例えば1ヘクタール当たり10立米以上の搬出があればよいので、搬出間伐が1ヘクタールで切り捨て間伐が4ヘクタールあっても搬出間伐が50立米以上あれば補助対象ということになっておりますが、これはその集約化した団地内でのことであってですね、実際香美市の山林は、どう言いましたらえいかわかりませんがその急峻な山のほうへその苗を担いでですね、手作業でこう山のほうまで植えられた人工林が多いわけです。で、作業路網を延伸してもですねまだまだそこへ行き着くのに5年、10年かかることもあるし、それから地形的になかなかその作業路網を張れんような山林もあるわけです。そこでやっぱり国のほうも考えを見直していただきまして地元林家の助成とかですね、それとやはりその組合によりまして切り捨て間伐のほうも進めていかんとですね、国が目標に掲げてます年間55万ヘクタールのその間伐っていうのは多分無理やと思います。そういう意味でまだ全部は示されておませんが、やはりその切り捨て間伐のほうの施業のほうは継続して支援をしていただけたらいいと思います。

それと、制度改革の周知につきましては昨年12月、森林・林業再生プラン実践事業で行いました市内18カ所での地域座談会において説明しております。また、平成23年2月25日に開催されました物部森林組合総代会終了後、また、香美森林組合におきましては6月予定の総代会におきまして再度説明する予定となっております。市としましては、現在国から大まかな事業の内容を示されている段階ですので、具体的な事業内容が判明次第、香美市広報などへ掲載を検討し周知を図りたいと考えております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 爲近議員のご質問にお答えいたします。

高齢者を守っていく取り組みについてですが、おっしゃるとおり関係する諸団体が連携しながらよりよい方向性を出すべきと考えます。昨日、濱田議員の地域医療のご質問にお答えをしましたが、関係団体がよりよい連携体制の仕組みづくりについて実践しながら検討をしています。ご質問の具体的な項目で飲料水の確保や食料品の確保については、行政内では関連する課との連携が必要だと考えます。また、体調が悪くなったときの対応策は、事前にそのようになった場合の対応策を考えておくことが必要だと思います。

次に、地域包括支援センターの物部町榎山地区での取り組みについてですが、これはあったかふれあいセンター事業に取り組む中で出てきたものです。今月19日に、来週の土曜日ですが、物部町の大柵地区、榎山地区を健康づくり推進課、福祉事務所、物部支所職員、地域包括支援センター職員らが地域の民生委員さんたちと一緒に地域訪問を行う予定です。各地域をともに訪問し行動することで地域や住民についてより理解を深めるとともに、行政職員と民生委員さんたちとのつながりを強くすることを目的としたものです。

次に、成年後見制度の現状については、現在までに市長申し立てを行った件数は3件です。現在、申し立て相当と思われるケース2件を対応中です。

○副議長（小松紀夫君） 5番、爲近初男君。

○5番（爲近初男君） 5番、爲近です。2回目の質問をさせていただきます。

その間伐がですねおこなわれている現状があるわけですし、現在まではその切り捨て間伐が間伐事業のね、かなり大きい部分を占めていたと思いますが、それが集約化された、設定された地区はえいんですけどその設定に漏れた地区の間伐をどんなにやっていると考えたときに非常に不安があります。国へ対してもっとこう強くですね変更といえますか要望をしてもらって何とかその隅々まで、奥地まで、その集約化の対象外になった林地にまで間伐が進むようにぜひお願いしたいと思います。

日本の林業疲弊の理由として必ずと言っていいくらい指摘されるのが安い外材でありませんが、林業が国の基幹産業となっているオーストリアの賃金は日本より高く、林業機械のオペレーターの賃金は時給3,500円であり日本より相当割高であります。それでも日本に製材品を輸出するほど強い競争力を持っています。「○○○○○○」(後に発言を取り消し「オーストリア」とする)の材価は、日本とほとんど変わらず長期にわたり1万円から1万5,000円の間で推移してきております。製材工場の大規模化によって競争力強化を図ってきたそうです。本市においても将来的には市内の製材工場の現状を把握しつつ、また、県下、県外の実情を見ながら製材工場の研究もしたらどうかと思いますがいかがでしょうか、所見をお願いいたします。

次に、高齢者の見守りであります。以前は自分のところなんかにも保健師がですね、地区へ入って再々お年寄り、高齢者に対して声をかけていたように思いますが、最近はほとんどそういうこともね、保健師さんがなさらなくなったような気がします。そういう面です。民生委員さんに任せるだけでなく、やはり身近で世話のできる状況づくりってのが大切になってくるんじゃないかと思えます。

また、その成年後見人制度であります。子どもが近くにいないとか、また安心して任せられる人が近くにいない高齢者はですね、医療費や食料品の支払いのための預貯金の引き出し等したいときにはですね、何らかの支援制度が必要ではないかと思えます。その成年後見人をですね、もっとふやしていかなければならないのではないかと思えます。その場合に1回訪問したら1,000円とかそういうような報酬は、本市において完全にボランティアでやっておるのか。報酬を、ある程度のね、報酬を支払っているのかお聞きしたいと思います。

以上、担当の答弁を求めます。以上で2回目の質問を終わります。

○副議長（小松紀夫君） 林政課長、舟谷益夫君。

○林政課長（舟谷益夫君） 爲近議員の2回目の質問に対しましてお答えいたします。

切り捨て間伐の施業のことですが、1回目の答弁でも言いましたようにもうその辺は自分も大変重要で外せない施業でございますので、県、国に対してこれからは香美市の声を上げていきたいと考えております。

それと、その製材工場のことですが、私も1年間その森林・林業再生プラン、それからバイオマスの関係で高知工科大学のほうへ委託して検討してきたわけですが、香美市の材につきましてはストックヤードが物部のほうにできておまして、そこに集約化されて競売にかけられてですね、大半の素材の量が県外のほうの製材所なり集成材の工場のほうに流れておまして、その辺の運賃もよけかかってですね、向こうで建築材に加工されて付加価値がつけられて都市部のほうに行きゆうわけで、高知県、香美市もそうですけど、そういった面で素材の売却益だけでですね、雇用も生まれてこないし税金も落ちないというような状況になっております。そしてまた、その製材所、集成材の工場で発生した乾燥された残材につきましては、今検討しておりますバイオマスの貴重な材料ともなりますので、その製材工場の誘致につきましては、香美市内とは言いませんが高知県内に最低2カ所くらいは欲しいと自分も考えております。このことにつきましては、県はアクションプランのほうでもですね、大規模製材工場の誘致のことも載っておりますし、それから話に聞きますと県内の小さい製材工場を集約化といいますか共同化して大きい製材所を建てる構想も聞いたこともありますので、そのような形でやっぱり製材工場のほうですね、県内のほうに持ってこれるような検討とともに進めていかななくてはならないと考えております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 爲近議員の2回目のご質問にお答えします。

成年後見制度の関係ですが、成年後見人に報酬を支払っているかというご質問ですが、報酬は支払っております。

それから、ちょうど、きょう高所に成年後見の関係の記事が載っておりますので紹介させていただきますが、認知症高齢者などの財産管理や権利を守る成年後見制度の普及を図るため、市町村ごとに後見実施機関を設置することを求める報告書を国の研究会がまとめておるということが9日わかったということで新聞に載っております。早ければ介護保険事業計画がスタートする2012年度、来年、再来年ですけれども、2012年度から3年の経過期間で後見機関を全市町村で設置するように求めているという記事が載っております。国も考えておりますので、全体としてよりよい方向にいくものと思います。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 5番、爲近初男君。

○5番（爲近初男君） 5番、爲近です。3回目の質問をさせていただきます。

市長はきのうでしたか、その材価が安いき何ともならんというような話でしたが、「○○○○○○○○」（後に発言を取り消し「オーストリア」とする）の研究してみますと材価はほとんど日本と一緒と。木のその年齢構成が、かなり古い木があってですね、木が多いということですが、日本でももう50年を超えるような木もふえてきましたし、森林率も高いということで材価が、現状でも何とかその山元にお金が入るような展望を持ってですね、またその製材の研究とか雇用の場の確保にもなると思います。そういう観点からそういう研究も推し進めてもらいたいと思っております。ご所見をお伺いいたします。

それから、地域での見守りですけど、やはりその年に数回、2回か3回くらいはですねだれかが行って声をかけるとかですね、そういう体制を早く構築してもらってですね推し進めてもらいたいと思っておりますので、その辺の所見もよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○副議長（小松紀夫君） 爲近議員、オーストリアですか？○○○○○○○○？

○5番（爲近初男君） オーストリア。

○副議長（小松紀夫君） オーストリアですね。訂正をしておきますか？

○5番（爲近初男君） はい。

○副議長（小松紀夫君） 5番、爲近初男君。

○5番（爲近初男君） 済みません。「○○○○○○○○」ではなく「オーストリア」です。訂正をいたします。

○副議長（小松紀夫君） お諮りをいたします。爲近初男君のご発言取り消しについて、許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（小松紀夫君） はい。異議なしと認めます。よって、発言の取り消しは許可をすることにいたしました。

保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 爲近議員の3回目のご質問にお答えします。

保健師の活動のことでのご質問だったと思うんですが、これまでは保健師が地域へ入って行って見守りをしてきたという経過がありました。今も行ってはおります。地域包括支援センター、それから健康づくり推進課に保健師がおりましてそれぞれが行ってはおりますが、香美市全体となかなか範囲が広がったために全体へ回っていくのはなかなか、全員へ回っていくのはなかなか困難であるということで、昨日の濱田議員の地域医療の、地域医療ケア体制についてのご質問にもお答えをさせていただいたんですがなかなか全戸へということには至っておりませんので、民生委員さんとか、物部支所においては地域担当職員、それから地域の方々や自治会の方々の協力を得て全体として見守りの取り組みをしていきたいというように考えておりますので、地域の方々のご協力をよろしくお願いしたいと思っております。

○副議長（小松紀夫君） 市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 爲近議員の3回目の森林のことについての質問にお答えをしたいと思います。

切り捨て間伐の補助につきましては、これも先ほど議員の質問の中にもございましたように現在の山の状況からして、なかなか搬出を伴う間伐ということにつきましては一定限界があるのではないかとというふうに私自身も理解をいたしております。このような方向を政権が打ち出した背景にもいろいろこの自給率の向上などを含んだ中での考え方があろうかと思いますが、それにしましてもやはり現場、現状の状況というものはご承知のとおりでございますので、やはり切り捨て間伐についての補助につきましても国に当然伝えていくべきだと思っております。次回の市長会などにおきまして、国への意見書として提出をしていきたいというふうに思っております。

それと、製材工場の誘致といいましょうか研究を進めてみよということでございます。オーストリアとの材価は同じであるということも述べられました。私オーストリアへ行ったことがございませんのでわかりませんが、オーストリアの山と本県を含む日本の山の形態がどうなのか。いわゆるこの材価が安いというのは、やはり搬出コストにお金がかかり過ぎて材価が余りにも、材価といいましょうか山主へお金が落ちるほどのお金にならないというふうな日本の特有のことがあるわけでございますので、そうした面でオーストリアと同じような考え方の中で進めていっていいのかどうかということにも疑問が残ります。また、同時に製材工場が誘致また設置をされましても材の需要が拡大をしなければ、やはり根本的な考え方の中で材がよけ使われていくという、そういう建築方式も含めて国のそうしたことへの補助といいましょうか、国の日本材を使っている建築を進めていく、普及をしていくという、そういう政策的なものがあって初めてその

材の需要が高まってくるというふうに思いますので、そうしたことへのやはり国に対する要望等も強めていかなければならないのではないかというふうに思っております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 爲近初男君の質問が終わりました。

次に、12番、島岡信彦君。

○12番（島岡信彦君） 12番、島岡信彦、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

1点目についてですが、まず、健康づくりについてであります。

1月7日付の高知新聞の記事にありましたが、県民世論調査によると県民の9割が何らかの健康づくりに取り組む必要性を感じながらその半数以上は実践できていないことがわかった。県健康政策本部は、行動には結びついていないが健康に対する県民の意識自体は高いことがわかった。行動に移すきっかけづくりがポイントになるとしております。健康づくりにおいて大切なのは栄養や休養、そして運動であると思います。運動は体力を向上し、生活習慣病を予防し、健康の保持や増進につながり、運動やスポーツをすることによって汗を流す喜びを与え、爽快感や体力の向上によって健康感を実感させストレスから開放する効果が得られ、また、家族や地域社会の人々ともに運動やスポーツを楽しむことは家族とのきずなを深め友人をつくるきっかけとなり、運動によるコミュニケーション増進は暮らしや生き方を充実させる効果があります。

しかし、近年交通機関の発達や日常生活の中での機械化、自動化され、体を動かすことが以前に比べて少なくなっているのではと思います。すべての人たちが自分の体力や能力に応じて自発的に運動やスポーツに親しみ参加できるような環境づくりが重要であると考えますが、健康づくり推進課における取り組みはどのようなものか。また、生涯学習課との連携についてはであります。

2点目は、軽スポーツの中での生涯スポーツを通じての市民の健康づくりについての取り組みはどのようになっておるか。

3点目ですが、消防関係についてであります。

昨日も宮城県の沖を中心に地震がありました。また、先ごろニュージーランド地震において多数の死者や行方不明者が出ております。その地震において多くのビルが崩壊するなど大きな被害が出ており、行方不明者の日本人留学生もビルの崩壊に巻き込まれております。香美市にとっても南海地震は避けて通れない災害の1つであると考えます。南海地震の発生確率は年々高くなっており、公共施設、建物の耐震補強はもとより専門的な応急救助活動、被災者を支援するなどといった防災計画などそれに向けての対応をしなくてはならないことがまだまだ多くあると考えます。自助、共助の取り組みの中では、自主防災組織確立や充実を図り、災害時における助け合いによる地域での取り組みを継続して実施していくことが重要であると考えます。そういったことから年に一、二回避難訓練等に取り組んでいる組織もあります。

また、公助のかなめであります消防本部においても日ごろから勤務等において、また各機関と連携した取り組みを行っていることだと考えます。1月14日付の高知新聞におきまして、老朽化して取り壊される公共のコンクリート建築物などを使い香南、南国、高知市の消防隊が連携して南海地震を想定した救助訓練を実施している記事が出ておりました。壁や屋上に穴をあけたり倒壊家屋に埋もれた負傷者を想定したりしてリアルな状況で訓練ができるのが特徴であると書かれておりました。本市においても過去に市営住宅の取り壊し前に訓練に取り組んでおられますが、新庁舎完成時において現庁舎を取り壊す前に救助訓練等について実施する計画はあるのか。また、今後の老朽施設取り壊し前の建築物についての利用計画はあるか。

1回目の質問を終わります。

○副議長（小松紀夫君） 健康づくり推進課長、几内一秀君。

○健康づくり推進課長（几内一秀君） 島岡議員さんの健康づくりについてのご質問にお答えいたします。

健康でありますことは生活を送っていく上で最も大切なことでもありますし、生活の基本となるものでございます。ご質問の健康づくり推進課におけます取り組みとしましては、健康づくりと介護予防を目的に現在約50カ所の高齢者の集い等がございます。集会所等で開催されておりますが、これも地域包括支援センター並びに社会福祉協議会とともに支援をしてできた団体ではございますが、こちらのほうは自主的に集まっております。その中で年2回ほど保健師のほうで支援に入りましてはつらつ体操の普及啓発を行っておって、それをまた自主的に続けていってもらうような活動しております。それから、平成22年の1月に作成されました健康増進計画の中でも健康づくりに関連の深い項目としまして運動を取り上げておりまして、運動をすることの大切さを広報やパンフレットにおきまして啓発をしておりますとともに、各種団体の研修会においても実際に運動する研修を取り入れまして、それを地域へ普及してもらうような活動を始めておるところです。なお、健康まつりにおきまして運動を始めるきっかけとしまして健康ウォークなどのイベント等も行いまして1つのきっかけづくりとしていただいております。また、平成23年度には、特定検診後の特定保健指導の対象者等にも、対しまして、生活習慣病の予防を目的に健康運動指導士によります運動指導も行うような検討をしております。

生涯学習課との連携ということでございますが、今のところ生涯学習課との連携というのはありませんが、今後連携してやっていけるようなことがありましたら柔軟に対応していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○副議長（小松紀夫君） 生涯学習課長、田島基宏君。

○生涯学習課長（田島基宏君） 島岡議員さんの軽スポーツの取り組みに関しての、生涯スポーツを通じて市民の健康づくりの取り組みとご質問にお答えいたします。

住民一人一人が日常生活の中で生涯にわたりまして積極的にスポーツに親しむことは、

健康上の保持、増進と体力の向上に役立つだけでなく明るく豊かで生きがいがある生活を営む上で大変重要であると考えております。今のところ高齢化や都市化が進行いたしまして健康に対する関心が非常に高まっている状況でありますので、生涯スポーツの充実を図らなければならないと考えております。現在、香美市におきましても子どもから高齢者まで住民各層にわたってさまざまな方が、また男女を問わずに楽しみや運動不足解消、また健康、体力づくりを目指しまして友人、仲間との交流や触れ合いを求めましてスポーツをなさっております。スポーツの種目につきましても、従来の一一般のスポーツに加えましてレジャー、レクリエーション性のあるスポーツだけにとどまらず健康づくり的なものまで新たなスポーツ種目が、香美市の行事だけでなく地域レベルや各団体での活動の中で実施されております。生涯学習課は、こうした生涯スポーツを行う中で健康づくりの推進、普及を図っているところでございますので、住民の方々には、このスポーツは私の健康づくりである、また、自分に合っているとと思われるスポーツに参加をいただいております。

生涯学習課といたしましては、今後も住民の方々のお声をお聞きしながらともに健康づくりに役立つスポーツの推進に取り組んでいきたいと思っております。健康づくり推進課長からもご答弁がありましたように、連携できることがあるか検討しながら生涯スポーツの普及をこれからも図っていきたく、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（小松紀夫君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 12番、島岡議員の消防関係についてのご質問にお答えを申し上げます。

大規模地震によります災害を想定し、家屋の倒壊などに伴いまして脱出が不可能になった負傷者の救出活動を主体としました救助活動の訓練につきましては、既に数年前から何度も訓練を重ねてきております。最近では、高知市介良の県営住宅の建てかえのほか近隣の公営住宅や公共施設の取り壊し前、また先ほどご質問にありましたように香美市の市営住宅の取り壊しに伴います、建物の取り壊し前など各消防署の隊員がより多くの訓練活動が実施できるよう近隣消防本部とも連携をとって想定訓練を実施しているところでございます。ご質問の現庁舎での震災対応訓練につきましても既に訓練の実施計画書を作成してございまして、現在訓練活動の細部について検討と協議を行っているところでございます。5月には新庁舎に引っ越しも完了しすぐに取り壊しを行う建物ではございますが、訓練ということになりますと使用に関する条件や制約等もございまして、このため、それらを調整した後、可能な範囲での訓練を実施するというものになるかと思っております。また、今後老朽化による建てかえ等に伴います公共施設などの取り壊し等が発生した場合には、その都度関係部署と協議し使用可能な範囲での震災対応訓練を想定した救助訓練等に利用させていただきたいというふうに考えておりますので、現時点では具体的な利用計画というものはつくっておりません。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君） 12番、島岡信彦君。

○12番（島岡信彦君） 12番、島岡です。2回目の質問で健康づくり推進課長にお伺いいたします。

運動するきっかけづくりにおいて健康づくり推進課長にお伺いしますが、健康づくり推進課には保健師さんとか健康づくり推進員さんがおられますが、そういった方々の、その運動とかスポーツのきっかけづくりはその保健師さんとかかかわれないものなのか。

それと、消防長に1点だけ、機関と連携ってというのは、署員、いうたら香南消防とか南国消防とか高知市とか消防署との連携で消防団とかいう方々のあれは考えておられないのか。

これで2回目終わります。

○副議長（小松紀夫君） 健康づくり推進課長、几内一秀君。

○健康づくり推進課長（几内一秀君） 島岡議員さん2回目のご質問にお答えいたします。

運動へのきっかけづくりということで保健師さん、健康づくり推進員さん等がかかわっていけないのかということですが、健康づくり推進員さんにつきましてはそれぞれメンバーがおいでです。その中、先ほど申しましたように各種団体での研修会においての実際に運動する研修を取り入れるということで、こちらのほうで健康体操等を推進員さんのほうに研修として行っておりまして、それを地域の集いの場とかで紹介していただくような活動を始めているところです。

それから、保健師さんにつきましては、保健師さん自体が特に運動ということをお勧めする、しておるということでもございませんので、なかなか保健師さんのほうが運動のきっかけづくりに取り組んでいくというのは難しい面もあるかと思いますが、やはり健康教育の中で運動の大切さを保健師さんのほうから伝えていっていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 12番、島岡議員の2回目の質問にお答えを申し上げます。

現在、先ほど申しあげました訓練の実施計画を立てておりまして、主に救助活動を主体に訓練をしたいというふうに考えておりまして、消火活動に、それから救急活動も一応計画はしておりますが、消火につきましてもですね水が使えるかどうかというところも先ほど申しあげました条件とか制約の範囲に入っておりますね、詳細のところについてまだ詰めができておりませんが、基本的には今回は消防署員でやるということで考えております。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君） 島岡信彦君の質問が終わりました。

お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ散会にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれで散会いたします。

（午前 11 時 30 分 散会）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名者

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

平成 2 3 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 3 年 3 月 1 1 日 金曜日

平成23年第1回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成23年3月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月11日金曜日（会期第10日） 午前 9時01分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	山 崎 龍太郎
4 番	利 根 健 二	1 5 番	大 岸 眞 弓
5 番	爲 近 初 男	1 6 番	片 岡 守 春
6 番	千 頭 洋 一	1 7 番	石 川 彰 宏
7 番	濱 田 百合子	1 8 番	竹 内 俊 夫
8 番	山 崎 晃 子	1 9 番	前 田 泰 祐
9 番	織 田 秀 幸	2 0 番	山 本 芳 男
1 0 番	比与森 光 俊	2 1 番	小 松 紀 夫
1 1 番	竹 平 豊 久	2 2 番	西 村 芳 成

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	明 石 猛	建設都計課長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	野 島 惠 一	下水道課長	佐々木 寿 幸
広域分権担当参事	奥 宮 政 水	環境課長	横 谷 勝 正
総務課長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企画課長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	几 内 一 秀
財政課長	後 藤 博 明	地籍調査課長	竹 内 敬
収納管理課長	阿 部 政 敏	林政課長	舟 谷 益 夫
防災対策課長	吉 村 泰 典	《香北支所》	
住民課長	山 崎 綾 子	支 所 長	二 宮 明 男
保険課長	岡 本 明 弘	地域振興課長	今 田 博 明
税務課長	高 橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	小 松 美 公	支 所 長	岡 本 博 臣
農政課長兼農業委員会事務局長	中 井 潤	地域振興課長	西 村 博 之

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	幼保支援課長	山 崎 泰 広
-------	---------	--------	---------

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 田 島 基 宏
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

- 議案第 1 号 平成 2 3 年度香美市一般会計予算
議案第 2 号 平成 2 3 年度香美市簡易水道事業特別会計予算
議案第 3 号 平成 2 3 年度香美市公共下水道事業特別会計予算
議案第 4 号 平成 2 3 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
議案第 5 号 平成 2 3 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 6 号 平成 2 3 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第 7 号 平成 2 3 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
議案第 8 号 平成 2 3 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
議案第 9 号 平成 2 3 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 1 0 号 平成 2 3 年度香美市水道事業会計予算
議案第 1 1 号 平成 2 3 年度香美市工業用水道事業会計予算
議案第 1 2 号 平成 2 2 年度香美市一般会計補正予算（第 5 号）
議案第 1 3 号 平成 2 2 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 1 4 号 平成 2 2 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 1 5 号 平成 2 2 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
（第 3 号）
議案第 1 6 号 平成 2 2 年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 1 7 号 平成 2 2 年度香美市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 1 8 号 平成 2 2 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第
3 号）
議案第 1 9 号 平成 2 2 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第
4 号）
議案第 2 0 号 香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 1 号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 2 号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

- 議案第 23号 香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24号 香美市私債権の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25号 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26号 香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28号 香美市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市立保健センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33号 香美市課等の組織編制に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 34号 香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について
- 議案第 35号 香美市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について
- 議案第 36号 香美市国際交流学生寮の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 37号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 議案第 38号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 議案第 39号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
- 議案第 40号 香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について
- 議案第 41号 香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定期間の変更について
- 議案第 42号 土地の取得について
- 議案第 43号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 44号 香南香美衛生組規約の変更について
- 議案第 45号 香美市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第 46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成23年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第5号)

平成23年3月11日（金） 午前9時開会

- | | | | |
|-------|-----|-----|--|
| 日程第1 | 議案第 | 1号 | 平成23年度香美市一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第 | 2号 | 平成23年度香美市簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第 | 3号 | 平成23年度香美市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第 | 4号 | 平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計
予算 |
| 日程第5 | 議案第 | 5号 | 平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第 | 6号 | 平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予
算 |
| 日程第7 | 議案第 | 7号 | 平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予
算 |
| 日程第8 | 議案第 | 8号 | 平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業
勘定）予算 |
| 日程第9 | 議案第 | 9号 | 平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第 | 10号 | 平成23年度香美市水道事業会計予算 |
| 日程第11 | 議案第 | 11号 | 平成23年度香美市工業用水道事業会計予算 |
| 日程第12 | 議案第 | 12号 | 平成22年度香美市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第13 | 議案第 | 13号 | 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3
号） |
| 日程第14 | 議案第 | 14号 | 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第
4号） |
| 日程第15 | 議案第 | 15号 | 平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計
補正予算（第3号） |
| 日程第16 | 議案第 | 16号 | 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（
第3号） |
| 日程第17 | 議案第 | 17号 | 平成22年度香美市老人保健特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 議案第 | 18号 | 平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補
正予算（第3号） |
| 日程第19 | 議案第 | 19号 | 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補
正予算（第4号） |
| 日程第20 | 議案第 | 20号 | 香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第 | 21号 | 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第 | 22号 | 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第 | 23号 | 香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する |

条例の制定について

- | | | | |
|-------|-----|-----|--|
| 日程第24 | 議案第 | 24号 | 香美市私債権の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第25 | 議案第 | 25号 | 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第26 | 議案第 | 26号 | 香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第27 | 議案第 | 27号 | 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第28 | 議案第 | 28号 | 香美市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第29 | 議案第 | 29号 | 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第30 | 議案第 | 30号 | 香美市立保健センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第31 | 議案第 | 31号 | 香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第32 | 議案第 | 32号 | 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第33 | 議案第 | 33号 | 香美市課等の組織編制に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第34 | 議案第 | 34号 | 香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について |
| 日程第35 | 議案第 | 35号 | 香美市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について |
| 日程第36 | 議案第 | 36号 | 香美市国際交流学生寮の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第37 | 議案第 | 37号 | 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について |
| 日程第38 | 議案第 | 38号 | 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について |
| 日程第39 | 議案第 | 39号 | 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について |
| 日程第40 | 議案第 | 40号 | 香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第41 | 議案第 | 41号 | 香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定期間の変更について |
| 日程第42 | 議案第 | 42号 | 土地の取得について |
| 日程第43 | 議案第 | 43号 | 市有財産の無償貸付けについて |
| 日程第44 | 議案第 | 44号 | 香南香美衛生組合規約の変更について |
| 日程第45 | 議案第 | 45号 | 香美市過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第46 | 議案第 | 46号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |

会議録署名議員

9番、織田秀幸君、10番、比与森光俊君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時01分 開会)

○議長(西村芳成君) おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

これから議案質疑を行います。

議案第1号、平成23年度香美市一般会計予算並びに議案第12号、平成22年度香美市一般会計補正予算(第5号)については、本会議の後連合審査の予定がありますのでこの時点で質疑を行い、その他の議案につきましては各常任委員会へ付託となりますので、議員各位は所属の委員会に付託されていない議案についての質疑を行うようお願いをいたします。

日程第1、議案第1号、平成23年度香美市一般会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第2号、平成23年度香美市簡易水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第3号、平成23年度香美市公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、竹平豊久君。

○11番(竹平豊久君) はい。11番、竹平です。議案第3号、平成23年度香美市公共下水道事業特別会計予算につきまして、これの将来の収支計画の見通しについてお聞きします。

○議長(西村芳成君) 前へ、マイクへ。

○11番(竹平豊久君) ん？

○議長(西村芳成君) いや、マイクへひっつけてください。

○11番(竹平豊久君) マイク、聞こえん？聞こえますかね、はい。

この議案第3号の収支計画の見通しについてお聞きします。

議案書を見てみますと、まず、公共下水道事業の本年度の予算の歳入の部でございますが、これは一般会計から約、数字はもう全部概数で言いますが約2億400万円の繰入金ということで、その中で本業の収入ですね、使用料、それから分担金、これの収入が約1億3,700万円というふうになっておりますが、この中で国庫補助金も当然収入とありますが、これは一応会計上では事業外益ということで除きますと先ほどの繰入金とそれから使用料収入で3億4,100万円という収入額となっております。そして、

歳出の部では、借金の返済に当たる公債費ですね、これが約2億3,000万円ということで、これを単純に収支計算をいたしますと差し引き1億1,100万円ということになります。この額に対しまして歳出の中でいわゆる事業管理費、建設費でなくして事業管理費だけで約9,600万円となっております、この繰入金を含めたいわゆる基本収入から借金である公債費とそれから事業管理費、これを引くと約1億1,500万円ということになりまして、財務の会計上から見ますと本来の前向いた建設的な事業はできんというふうに考えるわけでございまして、これは事業ということに関係しますと、これは一応非常に公益性、公共性の高い事業でございますから事業を行うについても国の補助金と市債、いわゆる借金でこれの仕事をやらないかんよと。そういった中においてこの事業ですね、この将来のそうした財政面から見通したときにこの状態の収支が続いていって耐えられるのかと。と同時に一般会計からこのように年度ごとに繰り入れを続けていくということになると当然一般会計のほうにも影響が出てくるんじゃないかと思うところでございますが、そここのところの考え方とあわせてこの公債費のいわゆる借金の償還のピーク、これは何年になるのか。また、こうした点につきまして、いわゆるこの下水道審議会という協議会があるわけでございますが、そこでこういったことに対してのシミュレーションを描いて収支計画または事業計画、そういった議論とか協議はなされておるのか、その点をお聞きします。

○議長（西村芳成君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） はい。竹平議員のご質問にお答えいたします。

まず、下水道施設でございますけれども、まだ今施設自体を整備途中ということでございまして建設に伴う予算をたくさん計上しております。この中には先ほど申されましたように受益者負担金及び使用料等がいただける汚水のほかに雨水、雨の事業も計画をされております。平成21年度末に最終、国分川、土生川の合流点付近にはけ口が完成いたしました。そのあけぼの街道の中に雨水管が入っておるわけでございますが、毎秒1.4トンの雨水を放流することができるいわゆる川のような河川のようなものをつくっておるといふような事業、これも公共下水道の1つでございます。そちらにつきまして全額公費、いわゆる受益者負担を伴わない公費で賄うもとのいふような形で事業を進めておりました、現在汚水のほうにつきましては、土佐山田処理区につきまして440ヘクタールのうちに200ヘクタール少しを既に供用開始をして現在230ヘクタール分、残り30ヘクタール分を認可変更いたしまして事業を進めておるところでございますが、まだそれでも約60%程度という整備率になっております。

特にこの公共下水道につきましてはどんどん整備を進めておったわけですが、当然財政とのシミュレーションということが必要でございまして、合併をした後平成19年に財政課も入っていただきまして今後の財政シミュレーションということで20年間、平成41年までの財政シミュレーションをつくりまして、年間当たりの事業費を公共下水道、特環下水道、農業集落排水事業すべて含めまして3億5,000万円というふうな

形で上限を決めようと、その中で分配をして整備を行っていかうという形になっております。その3億5,000万円に決めまして、いわゆる起債、いわゆる公債費なんです。そちらのほうの最も償還の高いところは平成25年がピークとなっておりましてその後徐々に減少していくというふうなシミュレーションを持ちまして、公共下水道審議会のほうでも認可区域の拡大及び使用料金というふうな形で検討いただきまして前回公共下水道の使用料金の料金改定という形に至った経緯もございます。

特に下水道につきまして、先ほどもお話しましたように雨水と污水っていう形がとられるという以上、污水管というのは通常1メートル当たりの施工費というのが5万円程度、5万円前後でございますけれども、雨水管、雨のほうにつきましては1メートル当たり50万円程度必要となってきます。末端におきます径2メートル60の管渠につきましては、メートル200万円というふうな莫大な事業費が必要となってくるということでございますけれども、都市基盤施設としては道路、公園、上水道、下水道すべてこれリンクしていくものでございまして、1つだけを取り上げてやればよいというものではございません。すべてを面的に整備していく中ですべてが必要になってくる。また、その中で公共下水道の污水につきましては、下流に住まわれている南国市、香南市、高知市の方々に対して、上流域に住む私たち香美市の者といたしまして可能な限りきれいな水を排水していくという義務を負うておると私どもは考えております。その中でいわゆる収支がとれないから要らないじゃなくってある一定環境に配慮するためのお金、これも当然必要というふうな考えのもとに公共下水道審議会でも協議もいただきまして現在進めているところでございます。なかなか収支が黒字になるっていうのは非常に難しい、長い年月がかかると思います。例えば上水道におきましては、昭和20年代から整備を行いまして約50年たってやっと黒字っていうふうな形、いわゆる施設が完全にでき上がりまして、それを維持管理をしながら使用していく過程の中である一定年数が過ぎましたら黒字化していくというふうなところでございますけれども、下水道につきましては、先ほどお話ししましたように雨水という雨の水の処理というところもございしますのでなかなかそこら辺が、それはすべて公費を伴っていくものでございますので黒字というのはなかなか厳しいものがあるんじゃないかと。ただ、先ほど申しましたように環境にも配慮しながら香美市として進めていくと、いわゆる公共水域の水質の向上ということも含めると、ある一定負担をしながら市としての公共下水道を含めた都市基盤施設の整備を進めていくべきと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

11番、竹平豊久君。

○11番（竹平豊久君） はい。11番。

ご丁寧なお答えでございました。全くそのとおりで下水道事業の、私もこれはいわゆる污水と雨水と両面からのこれは役割を担ってきわめて公共性の高い事業であるという

ことで、黒字化ということは当然これは今言ったように雨水の部分でこれはもう行政のほうで完全に負担をしていかなければならないというところでわかりますが、問題なのは先ほどのお答えの中でですね

、特環もそれから農集の関係も含めてですが、3億5,000万円を上限としてそれをそれぞれやっていくという枠内でいけば20年間ぐらいはそういったことで、いわゆる一般会計のほうにも今の状態で推移してそう影響はないというようにとらえたところですが、ただ、そこでですね、この一般会計はそういった状況の中でもやはりこの、いわゆるこの下水道事業内での企業努力といいますかね、この辺もちょっと自分は望むところがございます。具体的に言いますと、これちょっと乱暴な計算かもしれませんが繰入金、一般会計から繰入金で2億400万円と、その中で純然たるこの下水道事業の中の収入を見ますと1億3,700万円ということで、この割合見ますと約6割ちょっとですね。ということは、逆に言いますとこのところの下水道事業の本体の収入を上げて一般会計を下げると、そしたらパーセントが上がって順次こう7割、8割と上がっていけば一般会計の繰り入れが若干でも少なくなるのではないかと。要するに、いわゆる事業内で収入を上げる努力、これも当然次に出てくる議案第4号、それから議案第5号、これにも関連をしますが、そのあたりに非常にこう注目するところですがその点について再度お願いします。

○議長（西村芳成君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

まず、公共下水道を含めましたすべての事業でございますけれども、まず特環、香北町におけます特定環境保全公共下水道につきましては、まず当初計画分99ヘクタールはすべて供用開始ができて、あと四、五年ぐらいをかけた当初計画以降に新たに造成をされた団地であるとか詩とメルヘン館であるとか、また処理場における、水洗化率が約60%を超しましたので処理場の2池目の工事ということでですね、若干、当然人口規模が非常に減少しておりますので当初計画から言いますと2分の1規模になりますけれども、そちらの処理場の増設工事というふうな形であと四、五年のうちには特環工事はすべて完了いたします。また、農業集落排水事業につきましては、平成23年度をもちましてすべて工事は完了いたしまして平成24年4月1日からは供用開始をしていくというふうな形で、あと残りますのは公共下水道の汚水及び雨水というふうな形に事業は変遷していきます。その3億5,000万円のうち今現在は4つの事業に分配しておるわけなんですけれども、ここ何年かのうちにはあともう2つの事業に集中していくというふうな形をとっております。

先ほど竹平議員もおっしゃっていただきましたけれども当然企業努力という、公営企業ですので努力は必要となってきます。それに、いわゆるその1つの手といたしまして、この4月からの上下水道課というふうな統合によりまして当然人員の削減及び効率化を図るということも当然必要になってきますし、事業の中である一定収入を上げよと、あ

りがたいお言葉でございます。次の料金の改定するときにも、そのお言葉もいただきましたのでぜひそのような形でも前向きに検討していきたいと考えております。またその節にはよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 佐々木課長、佐々木課長、関連しますと言うただけで質問あっておりませんので、議案第3号は、公共下水道だけで答えてください。後は後でまだありますので。

○議長（西村芳成君） 11番、竹平豊久君。

○11番（竹平豊久君） 3回目になります。2回目でやめようかと思いましたが、今ちょっと誤解を生じたらいけませんのでもうこれは言うておきますが、その料金の改定のことですが、これはですね非常に市民の方々、使用される方々に負担がかかるということですので、単純に私が今こういう赤字だから料金をちょっと上げるのを前向きに検討してくれと、そのときに「はい。」とはこれは言いかねます。というのはかなりですね、今、課長かなり言いましたように課の統廃合によって人員削減と効率化を図ることですね、そこのところ十分に削減効果を出していただいて、なおかつこの工事についてもそういった効率化を図って事業費を圧縮していくと。その上でどうしてもこの下水道事業会計についてまだ将来的に見たら若干というときに初めてそれは議論の棚に乗ることであって、いきなり今ちょっと一般会計から繰り入れて、苦しいから値上げをというような話はそれはちょっといただける話ではございませんのでここで改めて確認をしときまして、そのときはそのときでまた議論を行いたいと思いますのでよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） はい。またそのときにはよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

日程第4、議案第4号、平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第5号、平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第6号、平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第7号、平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、
本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第8号、平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）
予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、議案第9号、平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計予算、本案につ
いて質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、議案第10号、平成23年度香美市水道事業会計予算、本案について質
疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11、議案第11号、平成23年度香美市工業用水道事業会計予算、本案につ
いて質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、議案第12号、平成22年度香美市一般会計補正予算（第5号）、本案
について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第13号、平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第
3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第14号、平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算
（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第15号、平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会
計補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第16号、平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第17号、平成22年度香美市老人保健特別会計補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第18号、平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第19号、平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第20号、香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第21号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第22、議案第22号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第23、議案第23号、香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第24、議案第24号、香美市私債権の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第25、議案第25号、香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第26、議案第26号、香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について、本案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第27、議案第27号、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第28、議案第28号、香美市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第29、議案第29号、香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第30、議案第30号、香美市立保健センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第31、議案第31号、香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第32、議案第32号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第33、議案第33号、香美市課等の組織編制に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第34、議案第34号、香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） 全面的なその交通体系の見直しということで一般質問等でも議論がされたところですので、この設置条例ですので地域交通のあり方を検討す

るために設置するという事で大枠のその設置条例ということになっておりますけれども、例えばその検討委員会内で検討される内容等については執行部側から提案されることかと思っておりますけれども、その中に調査とか、検討委員会で、市民の声の集約方法とかいうものもその中に、検討内容の中に入りますでしょうか。あるいは、済みません、先進地の視察とかいったふうなことも想定の中にございますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

検討委員の皆さんがどういう観点で作り込んでいくかという中でですね、例えば調査が必要であるとか、あるいは視察が必要であるとかいうことが出てこようかと思いません。それにはやはり目的を達成するために必要なものについては当然その中で調査をする、あるいは視察をするというようなことが出てこようかと思しますので、それ向きに対応していくことになろうかと思いません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） この委員会の傍聴などは認められますか。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） お答えいたします。

この条例で決めてないことについては別途定めるという規定になってますのでそこで検討されていく事柄になろうと思えますから、余り深くこう言及するのもどうかと思えますけれども、目的が目的ですのであえてその秘密にする必要もないというこからすればですね、傍聴していただくのも結構じゃないかというふうには考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第35、議案第35号、香美市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公明君） この条例制定につきましては、光が十分に当てられて、光が十分に…へっへっへっへ。

（笑い声あり）

○2番（矢野公明君） ちょっと、ちょっと、議長、笑うのをとめてくれん、ちょっとやりにくい。

そういうふうな分野の取り組み強化を図るためとなっておりますけれども、その分野といたしましてDV対策から始めて大まかに3つに取り組んでいくと、強化をすると、このようになっておりますけれども、この分野それぞれに非常に幅が広いというふうに考えます。それで、もし今それぞれに対して内容、いわゆる具体的にどのような取り組

みを考えておられるのか、わかっておればお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 住民生活に光をそそぐ基金条例につきましては、この交付金を受けまして、これは通常なら平成22年度事業で平成23年度へ繰り越してやるべき事業なんでございますが、基金に積みますと平成23年、平成24年と2年間で取り崩しながら事業ができるという制度でございますので、今回この基金に限りましては特定されております。これは教育委員会の特別支援員の報酬、それから学校図書支援員の報酬とそれから図書館司書1名の報酬分を2年間として基金に積んで計上しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第36、議案第36号、香美市国際交流学生寮の設置及び管理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元です。

お聞きしたいのですが、寮費が1万円というふうに設定してあります。この設定の理由というのをお聞かせいただきたいと思います。私、高知工科大学の出身で大学院まで行っておりましたので留学生ともかかわりが深くありました。それで、大体留学生で大学院に来られる方は非常に裕福な家庭の方が多くおまして、中にはその政府や学校、その他から奨学金を中には25万円以上一月に受けている方もおられます。そういった収入を加味した寮費ではないように見えるんですが、そういった設定とかは考えてのこの1万円という寮費でしょうか。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい。お答えします。

この条例自体、今回全面改正するものなんですけど平成14年から施行しております。その当時から今回も料金は変えておりません。海外から留学するという方にとって、先ほど裕福なお話もありましたけどいろんなこちらの住宅とか子どもたちの学生、啓明寮とかの割り振りといいますか、状況を見て適当な金額であろうということをお聞きしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 4番、利根です。

まず、この提案理由ながですけども、今回前やった条項からいうたらかなりの大幅な条項アップになっておりますが、改めて細かい条項をふやして設定しないといけないよ

うな理由があつての改正なのかどうかをひとつよろしく願いをいたします。

それとですね、条文そのものではないがですけども第4条にありますところの平成18年香美市条例第100号による小・中学生は現在ですね何人ぐらいおるのかということと、今回のこの条例改正に当たる対象の寮の定員と現状、何人ぐらい入っているのか。あわせて内容が「国際交流」という言葉が入って外国人という、留学生ということがなですけども、現在、工科大そのものが本体が運営していると思われる百石に工科大の学生寮がございますが、そこでの住み分けを大学側と何らかの話はしてるのか。そこにおいては国際交流という言葉でとらえ方として地域との交流ということも大事にしておりまして地域との交流、ここやったら香北やったら香北の地域の方との交流も追加していろいろこう考えておられるのか。もし考えておられるんやったらこういった条項の中に地域との積極的な交流ということも1つ加えていただいたほうがよろしんじゃないかと思ひますけども、その辺をよろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい。利根議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の件ですけども、今回の理由は学生さんが車を利用する方が大変多うございます。そういうこともありまして、もとは駐車場の使用の件について追加をしました。それに伴いまして規則のほうからも、管理運営に関することもこちらの条例のほうに持ってきましたのでちょっと長い条文となっております。

それと、啓明寮という寮が建物の中1階にありますけれども子どもたちは現在8人入寮しております。2階部分をこの交流学生寮としておりますけど6室を用意しております。現在入っているのが4室で5人、夫婦で来られている方おりますので現在そのような状況があります。

百石町のほうに寮があると言われる、済みません。僕はそこは学校のほうとの、知らなかったので連絡も全くとってませんでした。

地域との交流ですけども、今現在は4世帯とも中国からおいでちゅう方で特に自分らあ交流できてないわけですけども、かつてはALTの方とかもおりましたので地域とも盛んに交流していた経過もありますけれども、地域との交流も大切なことなのでそういうこともまたお話ししながら進めていきたいと思つてます。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。3番でございます。

これひょっとしたら直接じゃなくて関連になるわけですけども、その、やはり先ほど有元議員の話で随分裕福な方というふうなお話がありました。実はうちは2人受け入れて、受け入れての話ですけどもお部屋を貸しておりまして、その方はアフガニスタ

ンから来られた方、そしてミャンマーから来られた方です、家族連れです、これは。で、うちが家賃が2万5,000円、それでももっと安くしてくれと言われております。そんなこともあって、やはり将来的にもう少しこの施策っていうものをもし進められるものであるならばちょっと進めていただいて、できれば工科大の周辺へ集積をしていただけたらどうかなというふうにも思います。そして、第2学生寮という話が一時あったような気がしたんですけれどもその辺の関連は一体どうなってるのかなということも含めまして、もしその後の状況、全体的に工科大をめぐるいろんなことになるかもしれません。これは住居、寮の話ですけれども、その辺のことが今の現状がありましたらぜひお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 関連してのご質問ですけどお答えをさせていただきますけれども、工科大の学生寮につきましては、従前に女子寮の建設というのがございましたけど、これはもうその話はなくなっております。現在、今、山崎眞幹議員さんがおっしゃられたような状況で外国から来る学生さんについても家族連れで結構来られる方が多いということもあって、今市内にありますワンルームマンションは、まあそういう意味では家族が住む面積があっても賄えないということがあって学校も大変苦慮しておるようでございます。その意味で新しい学校としてその留学生を受け入れられる体制というものを整えたいというような思いがあるようございまして、これはまだそのレベルの話でしかございませんけどもそんな構想というものが持ち上がっておるということ聞き及んでおるところでございます。学生さんが、有元さんがいらしたころはどうかわかりませんが今は外国から来る学生さん、あんまりその必ずしも裕福な方ばかりというような状況ではないようございまして、私費留学という方も相当数おいでるというような話を学校のほうから聞いておるような状況もございまして、工科大そのものが外国からの留学生を大変多く受け入れておるのは、1つは優秀なその外国の留学生を受け入れることによって学校のグレードを上げていきたいということと、それから学生数の確保という観点も1つは持っておるようです。もう1つは、今言いました家族での受け入れができるような条件整備というものをしたいと、こういうなことです。このことにつきましては、市としても工科大がやりゆうことだからというようなことではない受けとめ方をこれからする必要があるだろうというふうには思っております。

状況を含めて以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第37、議案第37号、奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第38、議案第38号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定につい

て、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第39、議案第39号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第40、議案第40号、香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第41、議案第41号、香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定期間の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第42、議案第42号、土地の取得について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第43、議案第43号、市有財産の無償貸付けについて、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第44、議案第44号、香南香美衛生組合規約の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第45、議案第45号、香美市過疎地域自立促進計画の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第46、議案第46号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第1、議案第1号から日程第46、議案第46号までの質疑はすべて終わりました。各案件は、お手元にお配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は3月14日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、3月14日ま

でに審査を終えるよう期限をつけることに決定をいたしました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会します。

(午前 9時45分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 3 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 3 年 3 月 1 6 日 水曜日

平成23年第1回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成23年3月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月16日水曜日（会期第15日） 午前 9時01分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	山 崎 龍太郎
4 番	利 根 健 二	1 5 番	大 岸 眞 弓
5 番	爲 近 初 男	1 6 番	片 岡 守 春
6 番	千 頭 洋 一	1 7 番	石 川 彰 宏
7 番	濱 田 百合子	1 8 番	竹 内 俊 夫
8 番	山 崎 晃 子	1 9 番	前 田 泰 祐
9 番	織 田 秀 幸	2 0 番	山 本 芳 男
1 0 番	比与森 光 俊	2 1 番	小 松 紀 夫
1 1 番	竹 平 豊 久	2 2 番	西 村 芳 成

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	明 石 猛	建設都計課長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	野 島 惠 一	下水道課長	佐々木 寿 幸
広域分権担当参事	奥 宮 政 水	環境課長	横 谷 勝 正
総務課長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企画課長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	几 内 一 秀
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	地籍調査課長	竹 内 敬
財政課長	後 藤 博 明	林政課長	舟 谷 益 夫
収納管理課長	阿 部 政 敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉 村 泰 典	支 所 長	二 宮 明 男
住民課長	山 崎 綾 子	地域振興課長	今 田 博 明
保険課長	岡 本 明 弘	《物部支所》	
税務課長	高 橋 功	支 所 長	岡 本 博 臣
福祉事務所長	小 松 美 公	地域振興課長	西 村 博 之
農政課長兼農業委員会事務局長	中 井 潤		

【教育委員会部局】

教 育 長 時 久 惠 子 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 田 島 基 宏
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

- 議案第 1 号 平成23年度香美市一般会計予算
議案第 2 号 平成23年度香美市簡易水道事業特別会計予算
議案第 3 号 平成23年度香美市公共下水道事業特別会計予算
議案第 4 号 平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
議案第 5 号 平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 6 号 平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第 7 号 平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
議案第 8 号 平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
議案第 9 号 平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 10号 平成23年度香美市水道事業会計予算
議案第 11号 平成23年度香美市工業用水道事業会計予算
議案第 12号 平成22年度香美市一般会計補正予算（第5号）
議案第 13号 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 14号 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第 15号 平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
（第3号）
議案第 16号 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 17号 平成22年度香美市老人保健特別会計補正予算（第2号）
議案第 18号 平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第
3号）
議案第 19号 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第
4号）
議案第 20号 香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 21号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
議案第 22号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

- について
- 議案第 23号 香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第 24号 香美市私債権の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 25号 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 議案第 26号 香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 27号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28号 香美市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 30号 香美市立保健センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 議案第 31号 香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33号 香美市課等の組織編制に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につ
いて
- 議案第 34号 香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について
- 議案第 35号 香美市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について
- 議案第 36号 香美市国際交流学生寮の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 37号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 議案第 38号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 議案第 39号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
- 議案第 40号 香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について
- 議案第 41号 香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定期間の変更について
- 議案第 42号 土地の取得について
- 議案第 43号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 44号 香南香美衛生組合規約の変更について
- 議案第 45号 香美市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第 46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議員提出議案の題目

- 意見書案第 1号 国税通則法の改正については慎重審議を尽くすよう求める意見書
の提出について
- 意見書案第 2号 介護保険制度の改定に関する意見書の提出について

意見書案第 3号 不妊治療に保険適用を求める意見書の提出について

議事日程

平成23年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第15日目 日程第6号)

平成23年3月16日(水) 午前9時開会

- 日程第1 諸般の報告
報告第 7号 専決処分事項の報告について
香美市立(仮称)B保育園建設工事(建築主体工事)に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について
- 日程第2 議案第 1号 平成23年度香美市一般会計予算
- 日程第3 議案第 2号 平成23年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第4 議案第 3号 平成23年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第5 議案第 4号 平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第6 議案第 5号 平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第7 議案第 6号 平成23年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- 日程第8 議案第 7号 平成23年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算
- 日程第9 議案第 8号 平成23年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算
- 日程第10 議案第 9号 平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第11 議案第 10号 平成23年度香美市水道事業会計予算
- 日程第12 議案第 11号 平成23年度香美市工業用水道事業会計予算
- 日程第13 議案第 12号 平成22年度香美市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第14 議案第 13号 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第 14号 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第 15号 平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第 16号 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第 17号 平成22年度香美市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第 18号 平成22年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)

日程第20	議案第	19号	平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
日程第21	議案第	20号	香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	21号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	22号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第	23号	香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第	24号	香美市私債権の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第	25号	香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第	26号	香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第	27号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第	28号	香美市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第	29号	香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第	30号	香美市立保健センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32	議案第	31号	香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第33	議案第	32号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第34	議案第	33号	香美市課等の組織編制に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第35	議案第	34号	香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について
日程第36	議案第	35号	香美市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について
日程第37	議案第	36号	香美市国際交流学生寮の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第38	議案第	37号	奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について
日程第39	議案第	38号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
日程第40	議案第	39号	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
日程第41	議案第	40号	香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について
日程第42	議案第	41号	香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定期間の変更

ついて

- 日程第43 議案第 4 2 号 土地の取得について
- 日程第44 議案第 4 3 号 市有財産の無償貸付けについて
- 日程第45 議案第 4 4 号 香南香美衛生組合規約の変更について
- 日程第46 議案第 4 5 号 香美市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第47 議案第 4 6 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第48 意見書案第 1 号 国税通則法の改正については慎重審議を尽くすよう求める意見書の提出について
- 日程第49 意見書案第 2 号 介護保険制度の改定に関する意見書の提出について
- 日程第50 意見書案第 3 号 不妊治療に保険適用を求める意見書の提出について
- 日程第51 閉会中の所管事務の調査について

会議録署名議員

9 番、織田秀幸君、10 番、比与森光俊君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時01分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

市長から地方自治法第180条第1項の規定により、報告第7号の専決処分事項について報告書のとおり報告がありました。

次に、市長から発言を求められておりますのでこれから許します。市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） おはようございます。先ほど議長からも東北、関東沖の大震災につきましてのお話がございます、また、犠牲者に対しての黙禱をさせていただいたところがございますが、この件につきまして、お時間をおかりしましてご報告をさせていただきます。

3月11日14時46分、マグニチュード8.8、後に9.0に改正をされましたが、東北地方太平洋沖地震が発生をいたしました。その影響によりまして大津波が発生をし、東北、関東地域に空前の被害を及ぼしました。津波は西日本各地にも及びまして、本県でも被害が発生をいたしました。特に岩手、福島、宮城各県の被害は甚大でございます。本日でもう間もなく6日が経過いたしますが、今も懸命な救出作業が行われておられます。3月15日現在で死者、不明者数が、けさの新聞にも載っておりましたが1万人を超え、さらに今後その数は増すものと思われま。改めまして犠牲者の皆様方、また、被災をされました皆様方にお悔やみとお見舞いを申し上げる次第でございます。

そのような中で、本市といたしましてもこの東北関東大地震の対応につきまして協議をしてまいりましたので、時系列にご報告を申し上げます。

東北地方、名称的にいろいろとふくそうしておりますが、新聞へ出ておりました名称で読まさせていただきます。東北地方太平洋沖大震災が11日金曜日の14時46分に発生をいたしましたところから、ただちに高知県市町村災害時相互応援協定幹事市といたしまして、防災対策課職員を待機をさせ本県沿岸部市町村の支援に備えました。

12日、13日、土曜、日曜でございますが、引き続き待機体制を維持し、この間、岩手県宮古市に出張してました市内企業の社員との連絡がとれなくなったことが判明をいたしました。12日午後は無事が確認をされました。

14日月曜日、8時45分から緊急庁内会議を招集しまして、かつて被災地として全国からご支援をいただいた経験にかんがみまして、支援に全力を挙げることを確認をいたしました。同日13時30分から同会議を再び開催をし、具体的な支援、手法、市民への周知方法を確認するとともに、給水ポリ袋6,000枚を提供することを決定をいたしました。14時45分に消防隊員3名、救急車1台の出動がございまして、その激励を行い、見送りをいたしました。また、香南市から宮城県の姉妹町支援のために備蓄

食料の提供依頼がございまして、それに応ずることといたしました。

15日火曜日、13時30分から庁内会議を開催しまして、義援金窓口、市民への周知の取り組みを確認するとともに、同日夕刻でございしますが、全自治会長あてに発送を行いました。職員派遣に関しましては、保健師2名の派遣を可能として報告をすることといたしております。また、市独自の義援金につきましても近隣市と情報交換を行っておりまして、早急に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

けさから派遣の救急隊員は、岩手県の大船渡市の被災地に入りまして懸命の支援に当たっておられます。なお、18日には第2次の派遣も行われる予定で、見込みでございします。

また、議会終了後には課長会を開きまして、情報の共有化と支援の一層の強化、具体化を図る所存でございします。

以上ご報告を申し上げます。

○議長（西村芳成君） 市長の報告が終わりました。

これから報告第7号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

16番、片岡守春君。

○16番（片岡守春君） はい。16番、片岡です。

今までこの予算追加は、常に想定外のことがあったということで予算の追加がなされてきたけど、今度のこの看板設置については、これは工事に入る前からそういうことは当然あるべきじゃと思うけどそれも想定外であったのかということが1点と、もう1つは、これ1カ所、1枚看板なのか、その中身をご報告をお願いします。

○議長（西村芳成君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、片岡議員のご質問にお答えをいたします。

まず、想定外かどうかというご質問でございします。この駐車場案内看板につきましては、駐車場を指示する看板ではございませぬので、ここで示されている部分についてはですね、朝晩の混雑を回避するために駐車場を一方通行とするように決めましたので、そのことで追加の看板をしたということで1枚でございします。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第1号、平成23年度香美市一般会計予算から、日程第47、議案第46号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、以上46件を一括議題とします。

これから各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、島岡信彦君。

○総務常任委員会委員長（島岡信彦君） おはようございます。総務常任委員会報告

を申し上げます。今期第1回定例会におきまして総務常任委員会が付託を受けました案件につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

総務常任委員会が付託を受けました案件は、議案第1号、議案第12号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第37号、議案第43号、議案第45号、議案第46号です。

これから議案第1号、平成23年度香美市一般会計予算を議題といたしました。ただいま議案としました案件は、既に連合審査会で質疑が終わっていますので討論に入り、討論はなく、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号、平成22年度香美市一般会計補正予算（第5号）を議題、ただいま議案としました案件は、既に連合審査会で質疑が終わっていますので討論に入り、討論はなく、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号、香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、執行部より補足説明があり、その後、質疑に入り、「定員適正化計画は今後とも続けていくのか。当面の間、この条例で改正したことによって428名が同数で推移していくのか」との質疑に、「この適正化計画と集中改革プランはリンクしているものであり、集中改革プランが成立すれば、これを適正化計画とみなし行っていく。平成27年の最終目標の380名まで行いたい。平成19年の10月の集中改革プランが平成22年3月までの計画であった。これが1回終わって目標が達成できたので、これを基礎としてできた」。

以上、質疑の後、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、全員賛成により議案第20号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第21号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部より補足説明、その後、質疑に入り、「嘱託栄養士はどこの所属か」、「教育委員会の所属になり、配置の場所については聞いていない」。「嘱託栄養士、教育支援センター所長は16日勤務なのか」との質疑に、「ご承知のとおり、4分の3要綱の規定に基づく勤務です」。

以上、質疑の後、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、全員賛成により議案第21号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号、香美市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の補足説明の後、質疑に入り、「今回の対象者は」との質疑、「4月1日に号級をおろす職員については約40名」との答弁。「40名は、級が下がるけれども給与に影響しないということか」との質疑に、「改正の第2条に書いてあるが、改正後の香美市一般職の給与に関する条例の附則第11項の規定により、職務の級を切りかえられる職員の平成23年4月1日における給与の月額切りかえ日の前日において受けていた給与の月額に達しないこととなる職員には、給与月額のほか、その差額に相当する額

を給料として支給する。つまり、現給補償をするということになる」との答弁。

以上、質疑の後、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、全員賛成により議案第22号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号、香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部より説明の後、質疑。

特段の質疑もなく、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、全員賛成をもって議案第23号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第24号、香美市私債権の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部より補足説明の後、質疑。

「この議案は債権放棄に関する条例の改正と思われるが、加える第6号を具体的に説明をお願いしたい」との質疑。「親が亡くなったときに妻や子が相続するのを単純相続といい、負債がたくさんある場合に行う相続放棄、限定承認とは、相続人が1人の場合はいいが、何人かいる場合には全員が限定承認をするということに同意がなければならぬことになっている。例えば100万円あるとして、負債に係るものを差し引いていき20万円残るものとする。その20万円について相続をするというのが限定承認である。限定承認をした場合、不動産の場合については譲渡所得が発生し、税金を払わなくてはならないとなっている。第6号については、限定承認を経て相続した財産がそれぞれ強制執行したときの費用とか、優先債権等を足した合計額より満たない場合、香美市の債権を放棄するということである」との答弁。「市が債権を放棄する基準はどうか」との質疑に、「安易にこの条項に当てはめることはできない。この条項に到達するまでの調査等を行い、法的な根拠をしてもどうにもならない場合に限ってこれを適用する。限定承認を市の債権と比較して、法的にやられる人はいないのではないか」。

以上、質疑の後、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、全員賛成により議案第24号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号、香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部より補足説明の後、質疑に入り、「試験運行の区間を黒代まで伸ばすのか。それと、立花から上がるのか、安丸へ出るのか」との質疑に、「スクールバスの運行になる。神池楮佐古線とって、神池から程野を通り黒代を往復する」との答弁。「利用する児童数は何人か」、「黒代には、この4月に入学する小学生は1名、地元3人である」との答弁。「所要時間はどのくらいになるのか」との質疑に、「10分から15分ぐらいである」。

以上、質疑の後、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、全員賛成により議案第25号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第32号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを、執行部より補足説明の後、質疑。

「51台から71台にふえるということだが、51台でいっぱいなのか。それとも7

2台でいっぱいになるのか」、「戸数が71戸で1世帯あたり1台になる。実際のところまだ余っている状態である」との答弁。「ほかに駐車場を貸したりはできないのか。研究なされたのか」との質疑に、「国の補助事業で行っているので、目的外使用になるのでできない」との答弁。

以上、質疑の後、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、全員賛成をもって議案第32号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第33号、香美市課等の編制に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題と、執行部より補足説明の後、質疑。

「第2条の「第9条中「企画課」を「総務課」に改める。」第5条の「第7条中「企画課」を「政策企画財政課」に改める。」というのは、企画課をばらすという意味合いなのか」との質疑に、「改正の中身からすればそういうふうを受けとるかもしれないが、企画課を細分化していくようなことは考えていない」。

以上、質疑の後、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、全員賛成により議案第33号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第34号、香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定についてを、執行部より説明の後、質疑に入りました。

「試行運転はどのくらいまであるのか」との質疑に、「今試行している路線については、2割前後で推移をしている。本路線にするかどうか、これも今度の検討委員会等で検討していくことになるだろう」。

以上、質疑の後、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、全員賛成により議案第34号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第35号、香美市住民に光をそそぐ基金条例の制定について。

○議長（西村芳成君） 住民生活。

○総務常任委員会委員長（島岡信彦君） 香美市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についてを、執行部より補足説明の後、質疑。

「この基金の失効は平成25年3月31日で2年間ということで、基金を積み立てておくと最終年度には残が残ると国に納付しなければならないとなるが、担当課は考えて運用しなければならないと思うが」との質疑に、「基本的には全部人件費なので残らない。教育委員会の管理となる」、「この基金は全部人件費に使われるものなのか」との質疑に、「基本的には特別支援員を2名、学校図書支援員を1名、図書館司書を1名、このための財源である」。

以上、質疑の後、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、全員賛成により議案第35号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第37号、奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について、執行部より補足説明の後、質疑。

特段の質疑もなく、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、全員賛成をもつ

て議案第37号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第43号、市有財産の無償貸付けについて、執行部より補足説明の後、質疑。

「現在の収益や見通しは」との質疑に、「現在の収益については、平成19年度、純利益が79万8,000円、平成20年度が51万9,000円の黒字となっているが、平成21年度については、高圧殺菌がまの取りかえのために2カ月間生産の停止により240万3,000円の損失となっている。自立のめどについては、菌床生産組合の経営の状況を判断して、今後、将来的な方向については話し合いが必要だ」との答弁。

以上、質疑の後、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、全員賛成により議案第43号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第45号、香美市過疎地域自立促進計画の変更について、執行部より補足説明の後、質疑。

「健康センター健康増進事業の枠の後に福祉医療費助成事業を追加するものなのか」との質疑に、「そのとおりである」。

以上、質疑の後、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、全員賛成により議案第45号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第46号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、執行部より補足説明の後、質疑。

「岡ノ内の林道は延長するということか」という質疑に、「起点と終点は変わらないが、地理も悪く、急峻な地形のため、工事期間の延長である」との答弁。「岡ノ内林道が終点まで行ったとき、そこに受益者は何軒あるのか」との質疑に、「林道の終点には、人家が五、六軒ある」との答弁。

以上、質疑の後、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、全員賛成により議案第46号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 次に、産業建設常任委員会委員長、千頭洋一君。

○産業建設常任委員会委員長（千頭洋一君） はい。6番、千頭です。

おはようございます。6番、千頭でございます。このたびの震災に対しましての心からお見舞い申し上げます。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災されました皆様方の1日も早い復旧を心からお祈りいたします。

それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

3月11日、出席委員は7名であり、定足数に達しておりましたので今期定例会において産業建設常任委員会を開催し、付託されました審査事件は、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第10号、議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第40号、議案第41号、議案第42号と議案第44号の議案14件の審査を慎重審査で行いましたので、経過と結果について順次

報告いたします。

議案第2号、平成23年度香美市簡易水道事業特別会計予算についてを議題とし、審査を行いました。まず、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑といたしましては、「影山地区の工事をすることだが、用地買収費の計上がないが」の問いに対しまして、「山田堰簡易水道影山地区の送配水布設工事は、隣の山の標高190メートルに移設することになった。用地については、地主が分筆しては売らない。施設の存続する限り借地契約です。同じ轍を踏まないためにも弁護士に相談し、通常は民法では20年間の借地期間であるが、本件は建物ではなく工作物であり、借地借家法での契約とならず、施設の存続する限りで地上権を設定し耐用年数までの契約とすることにしたい。用地については、地上権の設定での借地契約です」と答弁。

「代がかわったとき相続者等の対応と、借地料は幾らか」の問いに対し、「耐用年数を地上権に変えて契約するため、契約は相続される。借地料は前回借地料と同単価で、立木については補償契約し、新年度に正式契約するが、今は口約束で事業を進めている」との答弁。「立木補償、借地料は、施設がある限りとは減価償却終了時点が施設の終了と認識でよいのか」の問いに対し、「予算では立木補償は補償費が150万円、ここだけではないが借地料80万円である。減価償却の耐用年数は、配水管路40年、構造物は60年であるが、耐用年数が過ぎても施設が存続する限り借地できる話し合いをしている」との答弁。「現在は口約束であるが、正式には契約書を作成し、この内容を明確にする認識でよいのか」の問いに対しまして、「現在の借地権到来が平成24年9月30日で、それまでに更地にして返す必要があり施設を期間内移転するが、期日が迫っているため9月補正1,000万円の基本設計、詳細設計を。信頼関係を結んでいるが、新年度から正式契約する」と答弁。「地権者は1人か。周囲の立ち入り等についての問題はないか」の問いに対して、「今、影山に配水池があり、その隣に設置するので問題はない。用地地主、地権者は1人である」と答弁。「工事請負費の中で、道路新設等に伴う工事は逆川での工事認識でよいのか」と、「神母ノ木地区の配水管は、漏水が多いので布設替えするのか。その範囲は」の問いに対し、「道路新設等に伴う工事は、県道、市道に関する布設替工事である。平成23年度は県道部分と工科大東の工事で、5年後において神母ノ木商店街、風鈴横丁へと進む。事業費も年間1,000万円程度と、事業費にも限りがある」との答弁。「事業費1,000万円は県道側であり、商店街はその後であるのか」の問いに対し、「事業費1,000万円は県道側と工科大の東であり、商店街は平成24年度以降である」と答弁。

ほかに質疑もなく、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、議案第2号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号、平成23年度香美市公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、審査を行いました。執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

「審議会委員の審議範囲、どんなことを審議するのか」の問いに対し、「現在、公共下水道審議会、都市排水対策促進審議会と水道審議会の3審議会があるが、4月以降になるが、条例化のもと上下水道を一本化にしたい。現在は別々に計上。審議内容は、認可区域の拡大、使用料金、財政計画に基づく事業の進め方等、事業を進めていく柱、幹を審議し、家屋事前調査等は工事に係る部分であり、現場の細部までの審議はしない。香美市として、今後の大きな柱の進め方を審議していただく」と答弁。「横堀川の性格上、毎年しゅんせつをしているが、この川の意義、必要性は。地元としてはこの川に水を流せとの声もあるが、行政の考えは」との問いに対し、「旧土佐山田町市街地には、横堀川以外には河川がない。上井から分かれて西願寺のところで上井から流入をし、北上し、古谷燃料店のところで西に、JR西町駅の方向に流れている。これも農業用水路分岐であったが、農地の減少で本来なら廃止すべきものと経過もあったが、降雨時には雨水が流入してくる。条例上は河川と位置づけ、建設都計課の管轄であるが、公共下水道が昭和58年に認可を受け、ここに雨水排水の一部である、現在の計画は、旧香山旅館の付近でボックスカルバートを布設し、現在はとまっているJRの下を通りあげぼの街道間1,800の管渠で結ぶ計画で、横堀川自体は大雨以外には流入はしなくなる。それまでの間、排水先がなくなるので、雨水幹線の排水能力が十分整備されるまでは下水道課がしゅんせつ等の維持管理をしているが、最終的には埋めるかボックスカルバートを布設するなどさまざまな方法が考えられるが、通常時の雨水は雨水幹線に流入させないと南国市との契約もあり、平常時には横堀川から上井、3号排水路を経由して土生川へ流す」と歴史的背景も踏まえての答弁。「委託料に3号排水路とあるがどこか。また、市内の排水計画作成した時、パブリックコメントの状況は」との問いに対し、「3号排水路は、旧市街地から中組を経由して土生川に通ずる排水路である。末端部分は、100メートル（1,000程度の）パイのヒューム管で土生川に排水している。これに雑排水も流入するが、下流には南国市の植田地区の簡易水道の取り入れ口もあり、水質汚濁については厳しい。都市排水のパブリックコメントの件ですが、雨水排水管ができ、旧市街地の浸水被害は激減している。污水管渠と同時に雨水排水管も整備した。雨水排水管については、市役所の東の県道から東、JRから南部分のほぼ全域に、戸板島に雨水排水をしている。それ以外はあげぼの街道の中央雨水排水管に排水し、都市基盤整備についてしているところである」と答弁。

ほかに質疑なく、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、議案第3号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第4号、平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、審査を行いました。

まず、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、審議に入り、「受益者分担金が前年度より65万円ふえているが、これを実施することでどれだけふえるのか」に対し、「香北町の特定区域での年間30戸ほどの水洗化で接続している。事業計画では1,0

00戸の加入で、その3%、30戸が毎年加入で、年間2%の予定をしていたが、現在では60%の水洗化率である。第1次目標の70%には、あと4年程度で達成見込みである。それに応じて受益者分担金も増加を見込んでいる」と答弁。

ほかに質疑なく、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、議案第4号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号、平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とし、審議を行いました。まず、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

出された質疑といたしましては、「家屋事前調査委託費100万円は龍河洞のほうを調査するのか、調査は今回で終わりか」の問いに対し、「家屋事前調査委託費は、掘削の深さによって、そこから45度の範囲に家屋、塀、工作物等があればその家等を調査するものである。平成23年度で工事は終了し、平成24年度からは供用開始になり調査は終了する」と答弁。「家屋事前調査委託料とは別に調査業務賃金が発生しているが、これには発生しないか」の問いに対し、「家屋事前調査委託費は工事の事前に調査にするもので、工事で亀裂、ふすま等が開かなくなったとき、何かあった場合には最初から、事後調査で、必要で（最初から影響があると確定しているという名目になるので）、家屋事前調査事業費とは区別している」と答弁。「1人事業の承諾がされていない方がいたがその方の対応と、龍河洞で使っている合併浄化槽はどうされるのか」の問いに対し、「龍河洞の商店街の一番奥の方で、先日、全額分担金を納めていただき、推進委員会の会長、龍河洞保存会の会長にご協力いただき全員の方の承諾を得られた。平成23年度は、浄化槽を併用しながら、全員の管接続が終了した時点での廃止ができる」と答弁。

「水質検査業務委託とあるが、どの水を検査するのか。浄化槽の廃止方法は」の問いに対し、「水質検査は、供用開始前の水質を2カ所、処理場の前と逆川橋の下流の堰で調査し、使用前と使用後の水質がいかに変わっているかデータをとり公表する。浄化槽の処分方法は、通常、中をくみ取り、洗浄し、側面に穴を開け、砂、碎石等で埋め戻して、入り口、出口の管を接続して処理する」との答弁。「使用料の設定、積算の方法は」の問いに対し、「地区説明会でパンフレットにより、公共下水道、特環下水道料と同額である」と答弁。「積算方法は、水道水がそのまま下水道に流れるとの前提で、水道使用量に応じて決めている。井戸だけの利用者は、井戸にメーターをつけるか人数等により、二、三カ月で50ないし60立米とか、使用量を認定することで基準を決めている」と答弁。

ほかに質疑なく、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、議案第5号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号、平成23年度香美市水道事業会計予算を議題とし、審査をしました。執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

「昨年度までは集金人を置いていたが、今後は振り込み等にするのか」の問いに対し、

「旧土佐山田町時代から約20年間、集金していただいていたが、3月で委託終了となり、その後は預金振替をお願いしている。どうしてもの方には納付書で納付をしていただく」と答弁。

ほかに質疑なく、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、議案第10号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第11号、平成23年度香美市工業用水道事業会計予算を議題とし、審査を行いました。執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

「事業収益の営業収益2,000円、資本的支出の企業償還金1,065万6,000円と計上しているが、償還終了時期は」との問いに対し、「給水収入、その他の営業収入をそれぞれ1,000円ずつであるが、これは予定の1事業者の事業進出予定の予算である。企業償還金は、平成23年度から本償還、いわゆる元本償還が始まり、平成43年度まで支払いが続く。借入金の総額、元金2億5,500万円、予定利息4,870万円、合計3億370万円で、年間約1,425万円の償還が平成44年3月まで続く」と答弁。

ほかに質疑なしと認め、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、議案第11号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号、平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、審議に入りました。

「繰越明許費の農業集落排水事業に伴う排水管布設替工事がなぜおくれたか、その理由は」との問いに対し、「本体の農業集落排水事業の管路敷設工事と水道の布設替工事の工程調整のため年度内完成ができなくなった」との答弁。「繰越の事業が確定したとの認識でよいのか」との問いに対し、「会計年度独立原則があり、平成22年度予算を平成23年度に送ることで本工事の事業は平成22年度で一部決算するが、種々の工程理由により繰越限度額での翌年度工事とする」と答弁。「10ページの歳出で事業確定によるとあるが、説明を」との問いに対し、「300万円減額は事業確定によるものであり、繰越明許費とは別である」。

ほかに質疑なしと認め、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、議案第13号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号、平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とし、まず、執行部からの補足説明の後、質疑に入りました。

質疑なしと認め、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、議案第14号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第15号、平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、執行部からの補足説明の後、質疑に入りました。

出された質疑といたしましては、「入札減が多いが、発注時の設定価格はどうか。低価格で落札し事業をとっても、ただ喜んでばかりはいられないではないか」との問いに対し

し、「15節の工事請負費は、最低入札限度額は通常80%と設定がある。入札減としては20%程度である。13節の委託業務は、最低制限価格の設定がないので大きく予定価格を下回る入札をする事例もある。不用額を工事費に回すこともできるが、今回は予定工事もないので不用額となり減額となった」と答弁。「予定価格の四、五十%で落札し規定事業ができることになると、予定価格が高いのではないか」の問いに対し、「国土交通省の基準に基づいての積算をし申請をしている」と答弁。「15ページの下水道事業と過疎対策事業費の事業債の年度末の現在高の見込額で、過疎債の支出を高くしてはどうか」の問いに対し、「過疎対策事業費は市全体で総額が決められている。分配は財政課で調整し、有利な過疎債は希望がたくさんあり、最終事業年度は過疎債も多くするとの判断により比率が変わる」と答弁。

ほかに質疑なしと認め、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、議案第15号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号、平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、執行部からの補足説明の後、審議に入りました。

質疑はなく、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、議案第16号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号、香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定についてを議題とし、執行部からの補足説明の後、審議に入りました。

出された質疑といたしましては、「管理料が大きく減っているがその主な理由は」の問いに対し、「利用料金制度を採用している。今までは施設使用料を市の収入として使用料に入っていたが、利用料金ですので指定管理の中で賄う。すなわち収益の中で賄って運用することになる」と答弁。「理事長は市長であるが、理事の構成メンバーは」の問いに対し、「理事は、物部森林組合長、奥物部を楽しむ会会長、物部の市会議員2名、常務理事である」と答弁。「平成24年度末で公社が解散することになっているが、その後のあり方についての話し合いは」の問いに対し、「奥物部開発公社の事務局を物部支所で行っているので、現在物部支所において移行手続きの研究をしている」と答弁。「開発公社がなくなっても姿を変えた形で継続するのか。また、指定管理者を公募して応募した方に運営を委託とか、どのような体制とするのか」の問いに対し、「指定管理者は公募が基本であり、公募をかけることも検討していたが今回はできなかった。次からは公募の検討をする」と答弁。

ほかに質疑なく、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、議案第40号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号、香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定期間の変更についてを議題とし、執行部からの補足説明の後、審査を行いました。

出されました質疑といたしましては、「一たん契約していた期間を短縮することは今までになかったと思うが、できるのか」の問いに対し、「指定期間変更を議決した後、

協定書の変更をすることによってできる」と答弁。「前年度まで使用料としていたものを利用料としてから、不足分を継ぎ足していたが、差し引きすると不足することも考えられるがその対応は」の問いに対し、「今までの収支を全部洗い出して指定管理料の金額を設定した。かなり努力され、足し継ぎ、補正予算はしない。大雪、災害、施設の改善、大きな修繕等があれば別途協議する」と答弁。

ほかに質疑なく、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、議案第41号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号、土地の取得についてを議題とし、執行部からの補足説明の後、審査を行いました。

出されました質疑といたしましては、「上の1万1,400平米の1号区画は白紙で、下の5,000平米の2号区画は現在貸し付けをしているか」の問いに対し、「現在2号区画の貸し付けをしているところも3月末で撤退する」との答弁。「下の2号区画だけでも売ることができるのか」の問いに対し、「もともと分譲は1号区画、2号区画と別々のもので、当初から分譲可能。両方を買うこともできる。貸し付けは当初から設定していなかったなので、今後、貸付利率等を協議し検討する」。

ほかに特段の質疑もなく、（後に「討論なし」と追加あり）、採決の結果、議案第42号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第44号、香南香美衛生組合規約の変更についてを議題とし、執行部からの補足説明を受けた後、審査を行いました。

特段の質疑もなく、（後に「討論なし」と追加あり）、採決を行い、議案第44号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 次に、教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） おはようございます。依光美代子です。ただいまから教育厚生常任委員会の報告をいたします。

今期定例会に教育厚生常任委員会が付託をされた案件は、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第36号、議案第38号、議案第39号の以上16件であります。

議案審査に入る前に、当日提出のあった平成21年度香美市教育委員会施策に関する点検、報告書について、教育次長より説明を受けました。その後、議案審査を行いましたので、審査の経過と結果を順次ご報告いたします。

議案第6号、平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を議題とし、執行部より提案理由の補足説明を受けました。「国民健康保険税については、今年度も税率の変更を行わず、昨年度と同率とする。ただし、最高額については医療分を1万円増、後期高齢者支援金分を1万円増、介護支援金を2万円増として計算している。この

最高額については、国の法律が今月中には通るため3月31日で専決させていただきたい。なお、納付期限は、最高額が73万円から77万円に上がることに伴い7回から9回に変更する。保険給付費は微増と予測する」との説明を受け、質疑に入りました。

最初に、「保険給付費は伸びを見込んでいるとの説明があるが、保険税収入額は前年度より少なく見積もっている。徴収率が落ちると考えるのか、それとも後期高齢者医療に移行する人を見込んでのことか」との問いに、「徴収率は変わらないと考える。この保険税の試算は現在の所得に応じ計算をするので、前年と比較すると所得が下がっているのおのずと税も下がる」。次に、「所得が全体的に下がるのは、失業して所得が下がる人がふえているということか。また、最高額の影響を受ける人はどのぐらいか。納付期限の回数変更は全員が対象か」との問いに、「失業者は、会社の都合によるリストラや期限切れによりふえている。その方には減額措置がある。また、最高額の影響を受ける世帯は71世帯あり、4万円上がるため284万円ぐらいを想定している。納付期限の変更は、全員が対象である」。「113ページの介護従事者の処遇改善事業が今年が終わったが、この取り組みにより介護従事者の処遇が改善された実感はあるのかどうか」との問いに、「処遇改善されたかどうかについてはわかりません」。次に、「人間ドックや健康まつりの費用の削減の理由は何か」との問いに、「前年度の実績に合わせている。人間ドックの受診者は平成21年度に269人であったが、平成22年度は167人となっている。今年は200人を予定している。健康まつりはウォーキングの参加賞を作成していたが、香北、物部での参加者が少なく、去年は雨のため中止となりそのまま参加賞が残っている。それを利用するため減額とした」。最後に、「126ページの特健康診査等事業費の13節、委託料の増額の理由は」の問いに、「特定健康診査以外に、平成23年度は健康づくり推進員や団体の方が地域の全戸へ訪問し受診券を配布する予定です。事業者に委託をして行う予定である」。

以上で質疑を終え、審査の結果、（後に「討論もなく」と追加あり）、全員賛成をもって議案第6号は、可決すべきものと決定しました。

議案第7号、平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を議題とし、執行部より提案理由の説明を受け、質疑に入りました。

「152ページの委託料に毎年システム改修費が計上されているが、今年度はないが必要ないのか」との問いに、「現時点ではシステム改修の予定はない」。次に、「要支援者の介護サービスが保険給付費から外れるのは何年からか」との問いに、「介護保険法が改正になれば、平成24年度からである」。次に、「152ページの1目、2節の給料、2,166万3,000円の職員数を聞く」、「介護給付費係の6名分と1名の育児休業取得者の分である」。

以上で質疑を終え、審査の結果、（後に「討論もなく」と追加あり）、全員賛成をもって議案第7号は、可決すべきものと決定しました。

議案第8号、平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算を

議題とし、執行部より提案理由の説明を受け、質疑に入りました。

「180ページの1目、1節の嘱託職員の報酬は前年度より増額である。その理由と、職員数は何人分か」との問いに、「平成22年度は4名で対応していたが、ケアプラン作成件数がふえており、平成23年度からは1名ふやし5名とする」。「その増額分は保険料に影響するのか」との問いに、「ケアプラン計画費は、介護保険特別会計からもらえるものであり、人件費が足りない場合は一般会計より繰り入れるので保険料には反映しない」。

以上で質疑を終え、審査の結果、（後に「討論もなく」と追加あり）、全員賛成をもって議案第8号は、可決すべきものと決定しました。

議案第9号、平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、執行部より提案理由の説明を受け、質疑に入りました。

「191ページの1款、1目の徴収費が昨年より新設され、時間外と印刷費を計上しているが、その対応を文書のみですか」との問いに、「文書で知らしている。時間外は計上しているが使っていないと思う」。次に、「高齢者に文書のみでの通知では十分な認識とはならない。電話での納付指導などが必要ではないか」との問いに、「こちらから電話することは少なく、ほとんどは住民側から電話があり対応をしている」。最後に、「この徴収制度は、徴収率を上げるだけが目的ではなく、滞納者の状況を把握するためにも職員が積極的にかかわっていく努力が必要ではないか」との問いに、「一部負担金免除の相談者はなく、国保と比べて後期高齢者医療の場合は、滞納者全員に短期者証を送付しているので、窓口負担が重くて診察を控えるとは思わない。ある一定の自己負担は必要と考える」。

以上で質疑を終え、審査の結果、（後に「討論もなく」と追加あり）、全員賛成をもって議案第9号は、可決すべきものと決定しました。

議案第17号、平成22年度香美市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とし、執行部より提案理由の説明を受け、質疑に入りました。

「平成22年度でこの特別会計は終わるが、雑入や返還金が発生したときはどうなるのか。出納閉鎖まで置くのか」との問いに、「この会計は、平成23年3月31日で終わるので出納閉鎖期間はない。今後、発生する分納による入金や平成22年度の精算があるとすれば、平成23年度の一般会計で処理する」。次に、「一般会計のどの科目に入るのか」の問いに、「雑入の中に老人保健給付費返納金や老人保健第三者納付金として項目をとってある」。

以上で質疑を終え、審査の結果、（後に「討論もなく」と追加あり）、全員賛成をもって議案第17号は、可決すべきものと決定しました。

議案第18号、平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を議題とし、執行部より提案理由の説明を受け、質疑に入りました。

最初に、「13ページに国庫金返納金が発生している」、「今回国の算定ミスで調整

交付金が香美市へ過大に交付されたので返還するものです」。 「過少の場合は追加交付があるのかどうか。また、地方の自治体で調整交付金が正確かどうかについて、どのようにしてわかるのか」との問いに、「今回は国の調整交付金の算定ミスにより、過少交付の自治体については追加があるが、香美市の場合は過大交付であり返納するものです。過去に、国の会計検査により間違いが発見すれば、過大交付の場合は法律の条項で返納するとうたわれており戻さなければならない。しかし、過少の場合は追加でもらえるとの条項はないのでそのままである」。 「今回のこの問題は、大分市議会議員団から国に対し過少給付の全額交付を求めたので、全国の過少の自治体へは追加交付されるようになったと聞く。過大のときは払い戻しなさい、過少のときは請求がなければそのままというのはおかしくないか。国保会計をつかさどる課長としてどう思うのか」との問いに、「今回は拠出金の対象の額と、拠出金の額との言葉が似ているということで間違いがあったようです。このような問題は国の会計検査で発覚するぐらいで、県や市が調べたりしないのでそのままとなっている」。

以上で質疑を終え、審査の結果、（後に「討論もなく」と追加あり）、全員賛成をもって議案第18号は、可決すべきものと決定しました。

議案第19号、平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）を議題とし、執行部より提案理由の説明を受け、質疑に入りました。

「13ページ、1目、趣旨普及費の消耗費とはどのようなものか」との問いに、「納付書と一緒に送るパンフレットを作成したのである。12ページの介護従事者処遇臨時特例基金繰入金はこのパンフレットの費用であり、当初の予算から抜かっており計上するものです」。

以上で質疑を終え、審査の結果、（後に「討論もなく」と追加あり）、全員賛成をもって議案第19号は、可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第26号、香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部より提案理由の説明を受け、質疑に入りました。

格段の質疑もなく、審査の結果、（後に「討論もなく」と追加あり）、全員賛成をもって議案第26号は、可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第27号、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部より提案理由の説明を受け、質疑に入りました。

最初に、「農村広場の大幅な値上げの理由について」の問いに、「平成21年3月に体育施設の大幅な改正があったが、この広場の料金は旧町のまま据え置きだった。今回他の施設など参考にして改正するものです。なお、参考に、日高村総合運動公園は2,500円、スポーツパークさかわは1,800円、野市ふれあい広場は2,000円、南国市の吾岡山文化の森スポーツ広場は2,000円となっております。この改正については、昨年11月30日に社会体育施設運営審議会に諮り、承認をもらい提案をするものです」。次に、「大栃柳沢グラウンド、県から市が管理を受けることで（条例の）

夜間照明を削り照明施設としたのはなぜか。また、県が管理のとき使用料は幾らであったか」との問いに、「大栃高校のときは、県がグラウンドを管理し、香美市は夜間照明のみ、日没から22時までを管理していた。この改正によりグラウンドと夜間照明の両方を管理するものである。使用料については、県のときは無料で開放をしておりました」。最後に、「農村広場の利用頻度と免除や減額措置はどのようになるのか」との問いに、「平成21年度の利用状況は、グラウンド全面が、免除が119時間、減額が40時間、一般利用が65時間です。グラウンドの片面使用が、免除が9時間でありました。照明利用は、免除が86時間、減額が7時間。この施設の利用団体には事前に改正を周知している。異議の声はなかった。免除や減額については今までと同じであり、香美市の利用者は料金に変更はなく、本市以外の利用者は負担がふえることになる」。

以上で質疑を終え、審査の結果、（後に「討論もなく」と追加あり）、全員賛成をもって議案第27号は、可決すべきものと決定しました。

議案第28号、香美市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部より提案理由の説明を受け、質疑に入りました。

格段の質疑もなく、審査の結果、（後に「討論もなく」と追加あり）、全員賛成をもって議案第28号は、可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第29号、香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部より提案理由の説明を受け、質疑に入りました。

格段の質疑もなく、審査の結果、（後に「討論もなく」と追加あり）、全員賛成をもって議案第29号は、可決すべきものと決定しました。

議案第30号、香美市立保健センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部より提案理由の説明を受け、質疑に入りました。

格段の質疑もなく、審査の結果、（後に「討論もなく」と追加あり）、全員賛成をもって議案第30号は、可決すべきものと決定しました。

議案第31号、香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部より提案理由の説明を受け、質疑に入りました。

最初に、「ピッチングマシンは一般の方でも利用できるのか」との問いに、「どなたでも可能である」。次に、「ピッチングマシンは何台か」との問いに、「アーム式とホイル式1台である」。

以上で質疑を終え、審査の結果、（後に「討論もなく」と追加あり）、全員賛成をもって議案第31号は、可決すべきものと決定しました。

議案第36号、香美市国際交流学生寮の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、執行部より提案理由の補足説明を受け、質疑に入りました。

「今回の改正は、留学生に車の所有者がふえ、駐車場と駐車料金の設定が必要となり条例を改正するものです。従来に関する条例に設置及び管理の見直しも含めたの

で少し長い条文である」と説明。

最初に、「もとの条例へ管理運営に関する規則を一緒にして今回の条例としているが、従来の規則を廃止すると文言を入れなくてよいのか」との問いに、「条例第17条に必要事項は教育委員会規則で定めているとなっており、規則は残っている。条例では主なものを定め、規則では細かい書類の手続きや流れなどを定めている」。「条例、規則の961ページにある分ですが、この規則は生きているということか。また、家賃の高い、安いかの議論はあったのかどうか。そして、滞納の懸念はないのか」との問いに、「規則は、教育委員会の条例施行規則で定めている。家賃の1万円は、留学生に適当な額と考える。滞納については、平成21年度はない。現在中国人が4室利用しているが、滞納はない。駐車料金についても心配ないと考える」。次に、「将来中学生が定員以上にふえたときはどのようにするのか。また、第5条の入寮資格、第2項の大学院生とは、留学生だけでなく日本人も受け入れるということか。そうであれば、あえてうたう必要があるのか」との問いに、「中学生の定員は10名で、現在は8名入所している。過去、定員割れ（オーバー）はない。第2項の大学院生とは留学生を考えているが、第3項に、その他、教育委員会が適当と認める者とあるので、部屋の状況により認めることもある。しかし、基本的には国際交流学生寮ですので外国からの大学院生を考えている」。

以上で質疑を終え、審査の結果、（後に「討論もなく」と追加あり）、全員賛成をもって議案第36号は、可決すべきものと決定しました。

議案第38号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定についてを議題とし、執行部より提案理由の説明を受け、質疑に入りました。

格段の質疑もなく、審査の結果、（後に「討論もなく」と追加あり）、全員賛成をもって議案第38号は、可決すべきものと決定しました。

議案第39号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定についてを議題とし、執行部より提案理由の説明を受け、質疑に入りました。

最初に、「こづみの管理、運営については、特老の施設と将来一体となって管理、運営ができるようになればよいのではないかと。また、指定管理の期間を5年から3年に短縮した理由は」との問いに、「この件については、土佐香美福祉会と協議したとき、同一事業者が管理、運営をすれば効率もよいとの意見があった。将来はそういう方向で検討したい。それには、双方の事業者の意向を聞きながら指定期間の3年のうちに考慮していきたい。また、指定管理の期間の短縮は、小規模特老の設置に伴う利用者や介護事業者などの環境変動を考慮して、土佐香美福祉会からの要望で3年間とした」。次に、「この件については、両事業者の意向を聞く協議の場を早い段階で行い、次の指定管理に備えるべきではないか」との問いに、「今回の指定管理の継続についても、平成21年度中に行いました。次回についても1年以上前から協議をしていきたい」。

以上で質疑を終え、審査の結果、（後に「討論もなく」と追加あり）、全員賛成をもって議案第39号は、可決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

それから、皆さんにお伝えします。議員協議会で決定しました認知症サポーター研修は4月13日、お手元へ配ってます。

○議長（西村芳成君） 委員長、委員長、審査結果だけ。終了してください。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） はい。済みません。以上で終わります。

○議長（西村芳成君） これで常任委員会委員長の報告を終わります。
暫時休憩いたします。

（午前10時18分 休憩）

（午前10時34分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

3 常任委員長から順次発言を求められておりますのでお願いします。

総務常任委員長、島岡信彦君。

○総務常任委員会委員長（島岡信彦君） 済みません。報告の中で、議案第1号と議案第12号につきましては、「討論に入り、討論なく」とは言いましたが、議案第20号からすべての議案につきましては、「採決の結果」の前にすべて「討論なし」とつけ加えさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 次に、産業建設常任委員会委員長、千頭洋一君。

○産業建設常任委員会委員長（千頭洋一君） 6番、千頭でございます。

先ほどの産業建設常任委員会の報告の中で、議案第2号から議案第44号、計14件でございますが、その時の報告の中で質疑なし、それと採決したということですが、採決、それから「討論なし」ということをつけ加えさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 次に、教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） 依光です。

先ほど報告しました教育厚生常任委員会の報告を訂正をさせていただきます。議案第6号から議案第39号まで、以上16件の審議の後に、質疑を終え、審査の結果、その後へ「討論もなく」と全項目につけ足したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） これから常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号、平成23年度香美市一般会計予算を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第2号、平成23年度香美市簡易水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第3号、平成23年度香美市公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成23年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よっ

て、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

最後に「議案第7号」と言いましたが、「議案第6号」です。議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成23年度香美市水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成23年度香美市工業用水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成22年度香美市一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成23年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算…。

「22年」という声あり

○議長(西村芳成君) ああ、平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案14号、平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成22年度香美市老人保健特別会計補正予算(第2号)を採

決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成22年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成22年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、香美市私債権の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、香美市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、香美市立保健センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、香美市課等の組織編制に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、香美市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、香美市国際交流学生寮の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

（11番、竹平豊久君、20番、山本芳男君 退場）

これから、議案第40号、香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定期間の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

（11番、竹平豊久君、20番、山本芳男君 入場）

（12番、島岡信彦君、13番、依光美代子君、21番、小松紀夫君 退場）

次に、議案第42号、土地の取得についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

○15番(大岸眞弓君) これ全員ですか。

○議長(西村芳成君) いや、出席は全員。

(12番、島岡信彦君、13番、依光美代子君、21番、小松紀夫君 入場)

次に、議案第43号、市有財産の無償貸付けについてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、香南香美衛生組合規約の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、香美市過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第48、意見書案第1号、国税通則法の改正については慎重審議を尽くすよう求める意見書の提出についてから日程第50、意見書案第3号、不妊治療に保険適用を求める意見書の提出についてまでは追加案件であります。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、日程第47（後に「日程第48」と訂正あり）、意見書案第1号から日程第49、意見書案第3号までの案件は…。

○議会事務局長（小松清貴君） 第50ですね。

○議長（西村芳成君） 日程第50までの案件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

日程第48、意見書案第1号、国税通則法の改正については慎重審議を尽くすよう求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。12番、島岡信彦君。

○12番（島岡信彦君） 12番、島岡信彦、案文を朗読して提案させていただきます。

意見書案第1号、国税通則法の改正については慎重審議を尽くすよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成23年3月16日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 島岡信彦、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 千頭洋一

国税通則法の改正については慎重審議を尽くすよう求める意見書（案）

政府が決定した「2011年度・税制改正大綱」には、税制改正とあわせて、「納税者権利憲章」の策定、国税通則法の改正が含まれています。

「納税者権利憲章」は、国税庁が作成する行政文書とし、課税庁に対する強制力もなく、納税者の権利保護もあいまいです。

国税通則法「改正」案には、①白色申告者の記帳を義務化、②税務調査（増額更正）期間を5年に延長、③修正申告の強要の合法化、④再調査権の新設、⑤事前通知をしないことを法定化、⑥資料・伝票等を税務当局がいくらかでも預かることのできる領置権の拡大、⑦更正の請求を行う納税者への挙証責任の義務化など、納税者の権利を侵害する恐れがあります。

よって、国におかれては、「大綱」で示された「納税環境整備」の法定化にあたっては、慎重審議を尽くし、憲法の理念に基づき税務行政に適正手続きを貫く「納税者の権利憲章」を、国民合意で制定するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月16日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 西岡武夫殿、内閣総理大臣 菅 直人殿、総務大臣 片山善博殿、法務大臣 江田五月殿、財務大臣 野田佳彦殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

【意見書案第1号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 先ほど私が日程について「日程第４７」と発言をしましたが「４８」ですので、訂正をいたしますのでよろしくお願いします。

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第１号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第１号は、原案のとおり可決されました。

日程第４９、意見書案第２号、介護保険制度の改正に関する意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。１３番、依光美代子君。

○１３番（依光美代子君） １３番、依光美代子です。意見書の案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

意見書案第２号、介護保険制度の改定に関する意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成２３年３月１６日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 依光美代子、賛成者 同 千頭洋一、賛成者 同 島岡信彦

介護保険制度の改定に関する意見書（案）

昨年１１月３０日、政府案のたたき台となる「介護保険制度見直しに関する意見」が厚生労働省の社会保障制度審議会介護保険部会から出され、１２月２４日には厚生労働省の介護保険法「改定」案が発表されました。その柱となっているのは、介護保険制度を持続可能な制度にしていくために、財政的にどのように改革していくかということと、高齢化社会のピークを迎える２０２５年に向け、新しく地域包括ケアを打ち出したことです。

改定案は問題点を解決するために必要な国の負担割合を引き上げないまま、介護認定制度や支給額の抜本的な見直しもせず、保険財政上の帳尻合わせを優先する内容となっています。

厚生労働省の「改定」法案では、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を中学校区くらいの地域ごとにつくるとうたい、介護保険給付は重度者に「特化」し、在宅の単身・重度の要介護者に対応で

きるよう、24時間対応の定期巡回型介護サービスを行うとしています。一方、「軽度」と判定された要支援1・2の人たちへの家事支援を含めた介護サービスについては「地域支援事業」を活用したり、ヘルパーではなく、近所の助け合いやボランティア活動、あるいはNPO（非営利団体）の活動に頼るなど、保険給付から外すことも含めて、市町村が支援内容を決めていく仕組みを打ち出しています。

要支援1・2の人たちの中には、ヘルパーによる調理など日常的な生活支援を得て、なんとか生活を整えている人が大勢います。厚生労働省の法案では、それらを大きく縮小・後退させる重大な問題を含んでおり、国の責任を放棄し、介護を在宅に閉じ込めていく方向へ向かっていると云わざるを得ません。

国が果たすべき役割は、長年にわたって社会に貢献してきた高齢者が安心して老後を送れるように介護体制を整えることであり、その責任は重大です。よって、国におかれては、介護保険制度の改定にあたり、国庫負担割合を引き上げることと、介護保険料・利用料の負担軽減、介護サービスの充実などを行うように、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月16日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 西岡武夫殿、内閣総理大臣 菅 直人殿、総務大臣 片山善博殿、厚生労働大臣 細川律夫殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

よろしく申し上げます。

【意見書案第2号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第50、意見書案第3号、不妊治療に保険適用を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。13番、依光美代子君。

○13番（依光美代子君） 13番、依光美代子です。案文を朗読して提案説明とさ

せていただきます。

意見書案第3号、不妊治療に保険適用を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成23年3月16日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 依光美代子、賛成者 同 千頭洋一、賛成者 同 島岡信彦

不妊治療に保険適用を求める意見書（案）

現在、不妊により治療されている方は全国で約50万人といわれ、生れてくる子ども50人に1人が体外受精によるものと言われていています。しかし、不妊治療は医療保険の対象外であるため、患者の自己負担となっています。

不妊治療費に対する公的な助成制度としては、「特定不妊治療費助成事業」が2004年より始まっており、支給件数は2005年が2万5,987件、2009年が8万4,395件と、年々増加の一途をたどっています。

この助成制度は、1年度1回につき15万円の助成となっていますが、現実問題として、患者負担は1回40万円以上が必要です。不妊治療にかかる費用が若い世代にとっては大きな負担であり、それが少子化の要因の一つでもあると考えられます。

よって、国におかれては、『産みやすく、育てやすい環境』に考慮され、『不妊治療に関する高度医療全般』に健康保険を適用されるよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月16日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 西岡武夫殿、内閣総理大臣 菅 直人殿、総務大臣 片山善博殿、厚生労働大臣 細川律夫殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

よろしく申し上げます。

【意見書案第3号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第51、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

お手元にお配りしました閉会中の所管事務調査の申出書のとおり、会議規則第105条の規定によって、議会運営委員会及び各常任委員会並びに特別委員会から閉会中の所管事務の調査についての申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり、閉会中の所管事務の調査を実施することに決定いたしました。

以上で今期定例会に付された議案はすべて議了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

去る11日の午後2時46分ごろ、マグニチュード9.0という日本観測史上最大の東北地方太平洋沖地震が広範囲に激震、被害をもたらした、未曾有の東北関東大震災が起きました。発生から6日目になった中、昨日の午後10時の警察庁がまとめた発表によりますと、死亡3,373人、行方不明7,558人、1万931人という発表がされております。また、東北沿岸の津波は最大10メートルという津波が発生し、家屋の倒壊、壊滅、流出と被害はひどく、復旧の見通しが立たない状況であります。東北地方の避難者は53万人と言われ、特に宮城県の南三陸町は、人口1万7,000人のうち1万人以上の不明者が出ています。さらに、岩手県大槌町は壊滅状態で、町長、職員らが行方不明になっております。亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

また、12日午後には、福島第1原発の1号機で爆発があり、14日にも3号機が水素爆発をし、半径20キロ、また30キロの避難指示が出ております。被爆者も数人が出ており、今後も予断が許されない恐れがあるわけであります。

また、昨日は静岡でも震度6強の地震が発生をしていますので、高知県でも南海地震がいつ起きるか、非常に心配なところであります。

さて、3月6日に開会されました、平成23年度第1回香美市一般会計予算を初め、提出されました全議案等に対しましては、それぞれ適切な議決がなされました。また、一般質問につきましても、17名の議員が市行政全般にわたって質問をなされまして、今議会の一般質問につきましても、今、議会改革推進特別委員会がご協議をいただいております一問一答方式や、執行部に反問権を認めた場合を想定いたしまして、一般質問通告要旨に基づいているか、あるいは通告外でないか、また、質問の中で「ご答弁ありがとうございます」とか、「ご説明お願いします」あるいは「何々を教えてください」等々の不適切な表現ではないか、質疑でなく一般質問形式の発言であるかどうかを議長といたしまして気をつけて聞き、不適切発言と思われる議員に対しましては注意をさせていただきましたが、これも議会改革の一環であると受けとめていただき、ご了承

を賜りたいと思います。

今後は、議会改革推進特別委員会の協議を進めていただき、その内容を議員全員、協議会で全員が確認をして決定をしてもらいたいと思っております。

本日で第1回香美市議会定例会を閉会しますが、議員各位には議事運営に対しまして格段のご協力を賜り、スムーズな議会運営ができましたことに感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、この3月末で鍵山仁志教育次長、法光院晶一総務課長、吉村泰典防災対策課長、田中育夫ふれあい交流センター所長、高橋 功税務課長、奥宮政水総務課広域分権担当参事の6名が退職されますが、長年にわたり、まことにご苦勞さまでございました。今後も健康に留意されまして、市政に何かとご協力を賜りますようお願いを申し上げます。ご苦勞さまでございました。

次に、市長よりごあいさつがあります。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

3月2日から開会をいたしました本定例議会も、皆様方の慎重なる審査をいただきまして、提案をさせていただきました46議案すべて議員全員の皆様方のご賛成をもってここに可決をいただきました。心から感謝を申し上げます。

また、可決をいただきました平成23年度一般会計予算を初め、特別会計予算もそうではありますが、大変厳しい状況の中で本市の状況に、そして特に少子高齢化問題、あるいはまた山間地域における自治活動への対処、そして同時に、安心、安全のある市をつくっていくという前提のもとに今回の予算を立てた次第でございます。そうした状況の中でおきましても、今、議長から申されましたように大変国の財政状況も厳しいわけですので、大変こうしたことも配慮しながら慎重なる予算の執行に努めなければならないというふうに考えております。

また、けさほど報告もさせていただきましたが、東北地方太平洋沖の大地震につきましては大変な惨事になってきております。戦後以来の初めてのこうした大きな惨事とも言われておるわけでございまして、大変な状況であります。

また、ましてや、それに増して福島第1原子力発電所の1号機から4号機までが事故を発生をするなど、まことにこれは国難と言えることではないかというふうに思っております。

特に被災をされた方々にとりましては、東北の長い冬からようやく解放されてこの新しい年の春を迎えられるという、そういう思いを持って生活をされてきた、このことが一瞬にして吹き飛んだということではないか。大変なそうした状況に対して衷心よりお見舞いと、改めてご冥福をお祈りする次第でございます。

また同時に、原発等の事故によりまして、大変な経済状況へも大きな影響も及ぼすということになるかというふうに思います。

そうした中でのそれぞれの自治体のこれから平成23年度の新しい年を迎えて、年度

を迎えて運営をしていくわけでございますので、そうした国の動き等も慎重に見きわめながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、議員各位の今後とものご指導をよろしくお願いを申し上げます。

終わりになりますが、先ほど議長からもご紹介をいただきました。この3月31日をもって本市の職員を退職をされる方が13名おいでになられます。ご紹介をさせていただきますが、新改保育園の鍵山美和子さん、なかよし保育園の友利美千代さん、じんざん保育園の北村文子さん、大柝保育園園長の横山京子さん、下水道課の浜崎久美子さん、それと中央公民館の楠瀬美知代さん、消防署長の川村晴夫君、教育次長の鍵山仁志君、防災対策課長の吉村泰典君、総務課長の法光院晶一君、ふれあい交流センターの田中育夫君、税務課長の高橋 功君、以上13名の方々でございますが、うん？失礼しました、総務課の奥宮政水参事、この13名の方々でございますが、本当に長い間それぞれの職場の中で大変なご努力をいただきました。また同時に、大変な厳しい時代の中で行政での仕事につかわれていたわけでございますので、大変なご労苦もあったというふうに思っております。この議場をおかりいたしまして、退職される皆様方の今後ともますますのご健康とあわせてご健勝をお祈りをさせていただきますまして、私からのごあいさつにかえさせていただきます。

この3月31日にはまた新しい、本市の新しい希望としましては、この本庁舎も完成をいたします。5月2日からは新しい本庁舎での業務が始まるわけでございますので、そうしたこともあわせ、皆様方に今後のご協力もあわせましてお願いを申し上げましてごあいさつにかえさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） これをもって平成23年第1回香美市議会定例会を閉会をいたします。

（午前11時25分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成23年第1回香美市議会定例会
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	2日(水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告、市長の行政の報告並びに議案提案・提案理由の説明まで。但し、同意第1号、諮問第1号・第2号は、本会議方式で採決まで。請願第1号、陳情第13号は、審査報告から採決まで。(全員協議会)
第2日	3日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	4日(金)	休 会	〃
第4日	5日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	6日(日)	休 会	〃 〃
第6日	7日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	8日(火)	本会議	一般質問①(行財政改革推進特別委員会)
第8日	9日(水)	本会議	一般質問②(議会改革推進特別委員会)
第9日	10日(木)	本会議	一般質問③
第10日	11日(金)	本会議	議案質疑、委員会付託、連合審査会(議案第1号・12号) 総務常任委員会の審査(議案第1・12・20・21・22・23・24・25 32・33・34・35・37・43・45・46号) 教育厚生常任委員会の審査(議案第6・7・8・9・17・18・19・26 ・27・28・29・30・31・36・38・39号) 産業建設常任委員会の審査(議案第2・3・4・5・10・11・13・14 ・15・16・40・41・42・44号)
第11日	12日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第12日	13日(日)	休 会	〃 〃
第13日	14日(月)	休 会	議案審査整理のため(常任委員会予備日)
第14日	15日(火)	休 会	議案審査整理のため
第15日	16日(水)	本会議	議案採決(付託議案の審査報告～採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略、提案説明から採決まで)

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第1号	平成23年度香美市一般会計予算	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第2号	平成23年度香美市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会	〃	〃
議案第3号	平成23年度香美市公共下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会	〃	〃
議案第4号	平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会	〃	〃
議案第5号	平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計予算	産業建設常任委員会	〃	〃
議案第6号	平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	教育厚生常任委員会	〃	〃
議案第7号	平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	教育厚生常任委員会	〃	〃
議案第8号	平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	教育厚生常任委員会	〃	〃
議案第9号	平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	教育厚生常任委員会	〃	〃
議案第10号	平成23年度香美市水道事業会計予算	産業建設常任委員会	〃	〃
議案第11号	平成23年度香美市工業用水道事業会計予算	産業建設常任委員会	〃	〃
議案第12号	平成22年度香美市一般会計補正予算（第5号）	総務常任委員会	〃	〃
議案第13号	平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	産業建設常任委員会	〃	〃
議案第14号	平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	産業建設常任委員会	〃	〃
議案第15号	平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	産業建設常任委員会	〃	〃
議案第16号	平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	産業建設常任委員会	〃	〃
議案第17号	平成22年度香美市老人保健特別会計補正予算（第2号）	教育厚生常任委員会	〃	〃
議案第18号	平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）	教育厚生常任委員会	〃	〃
議案第19号	平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）	教育厚生常任委員会	〃	〃

議案番号	議案内容	総務常任委員長	教育厚生常任委員長	原案可決	全員賛成
議案第20号	香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	会			
議案第21号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	会			
議案第22号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	会			
議案第23号	香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	会			
議案第24号	香美市私債権の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	会			
議案第25号	香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	会			
議案第26号	香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員長	会		
議案第27号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員長	会		
議案第28号	香美市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員長	会		
議案第29号	香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員長	会		
議案第30号	香美市立保健センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員長	会		
議案第31号	香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員長	会		
議案第32号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員長	会		
議案第33号	香美市課等の組織編制に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務常任委員長	会		
議案第34号	香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について	総務常任委員長	会		
議案第35号	香美市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について	総務常任委員長	会		
議案第36号	香美市国際交流学生寮の設置及び管理に関する条例の制定について	教育厚生常任委員長	会		
議案第37号	奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について	総務常任委員長	会		
議案第38号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について	教育厚生常任委員長	会		
議案第39号	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員長	会		

議案第40号	香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第41号	香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定期間の変更について	産業建設常任委員会	〃	〃
議案第42号	土地の取得について	産業建設常任委員会	〃	〃
議案第43号	市有財産の無償貸付けについて	総務常任委員会	〃	〃
議案第44号	香南香美衛生組合規約の変更について	産業建設常任委員会	〃	〃
議案第45号	香美市過疎地域自立促進計画の変更について	総務常任委員会	〃	〃
議案第46号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総務常任委員会	〃	〃

意見書案第 1 号

国税通則法の改正については
慎重審議を尽くすよう求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 23 年 3 月 16 日 提出

香美市議会議長 西 村 芳 成 殿

提出者 香美市議会議員 島 岡 信 彦

賛成者 " 依 光 美代子

賛成者 " 千 頭 洋 一

国税通則法の改正については
慎重審議を尽くすよう求める意見書（案）

政府が決定した「2011年度・税制改正大綱」には、税制改正とあわせて、「納税者権利憲章」の策定、国税通則法の改正が含まれています。

「納税者権利憲章」は、国税庁が作成する行政文書とし、課税庁に対する強制力もなく、納税者の権利保護もあいまいです。

国税通則法「改正」案には、①白色申告者の記帳を義務化、②税務調査（増額更正）期間を5年に延長、③修正申告の強要の合法化、④再調査権の新設、⑤事前通知をしないことを法定化、⑥資料・伝票等を税務当局がいくらかでも預かることができる領置権の拡大、⑦更正の請求を行う納税者への挙証責任の義務化など、納税者の権利を侵害する恐れがあります。

よって、国におかれては、「大綱」で示された「納税環境整備」の法定化にあたっては、慎重審議を尽くし、憲法の理念に基づき税務行政に適正手続きを貫く「納税者の権利憲章」を、国民合意で制定するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年 3 月 1 6 日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	西岡武夫	殿
内閣総理大臣	菅直人	殿
総務大臣	片山善博	殿
法務大臣	江田五月	殿
財務大臣	野田佳彦	殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 2 号

介護保険制度の改定に関する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 23 年 3 月 16 日 提出

香美市議会議長 西 村 芳 成 殿

提出者 香美市議会議員 依 光 美代子

賛成者 " 千 頭 洋 一

賛成者 " 島 岡 信 彦

介護保険制度の改定に関する意見書（案）

昨年 11 月 30 日、政府案のたたき台となる「介護保険制度見直しに関する意見」が厚生労働省の社会保障制度審議会介護保険部会から出され、12 月 24 日には厚生労働省の介護保険法「改定」案が発表されました。その柱となっているのは、介護保険制度を持続可能な制度にしていくために、財政的にどのように改革していくかということと、高齢化社会のピークを迎える 2025 年に向け、新しく地域包括ケアを打ち出したことです。

改定案は問題点を解決するために必要な国の負担割合を引き上げないまま、介護認定制度や支給額の抜本的な見直しもせず、保険財政上の帳尻合わせを優先する内容となっています。

厚生労働省の「改定」法案では、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を中学校区くらいの地域ごとにつくるとうたい、介護保険給付は重度者に「特化」し、在宅の単身・重度の要介護者に対応できるよう、24 時間対応の定期巡回型介護サービス

を行うとしています。一方、「軽度」と判定された要支援1・2の人たちへの家事支援を含めた介護サービスについては「地域支援事業」を活用したり、ヘルパーではなく、近所の助け合いやボランティア活動、あるいはNPO（非営利団体）の活動に頼るなど、保険給付から外すことも含めて、市町村が支援内容を決めていく仕組みを打ち出しています。

要支援1・2の人たちの中には、ヘルパーによる調理など日常的な生活支援を得て、なんとか生活を整えている人が大勢います。厚生労働省の法案では、それらを大きく縮小・後退させる重大な問題を含んでおり、国の責任を放棄し、介護を在宅に閉じ込めていく方向へ向かっていると云わざるを得ません。

国が果たすべき役割は、長年にわたって社会に貢献してきた高齢者が安心して老後を送れるように介護体制を整えることであり、その責任は重大です。よって、国におかれては、介護保険制度の改定にあたり、国庫負担割合を引き上げることと、介護保険料・利用料の負担軽減、介護サービスの充実などを行うように、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月16日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	西岡武夫	殿
内閣総理大臣	菅直人	殿
総務大臣	片山善博	殿
厚生労働大臣	細川律夫	殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 3 号

不妊治療に保険適用を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 23 年 3 月 16 日 提出

香美市議会議長 西 村 芳 成 殿

提出者 香美市議会議員 依 光 美代子

賛成者 " 千 頭 洋 一

賛成者 " 島 岡 信 彦

不妊治療に保険適用を求める意見書（案）

現在、不妊により治療されている方は全国で約 50 万人といわれ、生れてくる子どもの 50 人に 1 人が体外受精によるものと言われていています。しかし、不妊治療は医療保険の対象外であるため、患者の自己負担となっています。

不妊治療費に対する公的な助成制度としては、「特定不妊治療費助成事業」が 2004 年より始まっており、支給件数は 2005 年が 25,987 件、2009 年が 84,395 件と、年々増加の一途をたどっています。

この助成制度は、1 年度 1 回につき 15 万円の助成となっていますが、現実問題として、患者負担は 1 回 40 万円以上が必要です。不妊治療にかかる費用が若い世代にとっては大きな負担であり、それが少子化の要因の一つでもあると考えられます。

よって、国におかれては、『産みやすく、育てやすい環境』に考慮され、『不妊治療に関する高度医療全般』に健康保険を適用されるよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月16日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	西岡武夫	殿
内閣総理大臣	菅直人	殿
総務大臣	片山善博	殿
厚生労働大臣	細川律夫	殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

平成23年3月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
第1号	平成23年度香美市一般会計予算	原案可決	23. 3. 16
第2号	平成23年度香美市簡易水道事業特別会計予算	〃	〃
第3号	平成23年度香美市公共下水道事業特別会計予算	〃	〃
第4号	平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	〃	〃
第5号	平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計予算	〃	〃
第6号	平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	〃	〃
第7号	平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	〃	〃
第8号	平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	〃	〃
第9号	平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃
第10号	平成23年度香美市水道事業会計予算	〃	〃
第11号	平成23年度香美市工業用水道事業会計予算	〃	〃
第12号	平成22年度香美市一般会計補正予算（第5号）	〃	〃
第13号	平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	〃	〃
第14号	平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	〃	〃
第15号	平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	〃	〃
第16号	平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	〃	〃
第17号	平成22年度香美市老人保健特別会計補正予算（第2号）	〃	〃
第18号	平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）	〃	〃
第19号	平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）	〃	〃
第20号	香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第21号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第22号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第23号	香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第24号	香美市私債権の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第25号	香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
第 26 号	香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	23. 3. 16
第 27 号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第 28 号	香美市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第 29 号	香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第 30 号	香美市立保健センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第 31 号	香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第 32 号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第 33 号	香美市課等の組織編制に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	〃	〃
第 34 号	香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について	〃	〃
第 35 号	香美市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について	〃	〃
第 36 号	香美市国際交流学生寮の設置及び管理に関する条例の制定について	〃	〃
第 37 号	奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について	〃	〃
第 38 号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について	〃	〃
第 39 号	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について	〃	〃
第 40 号	香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について	〃	〃
第 41 号	香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定期間の変更について	〃	〃
第 42 号	土地の取得について	〃	〃
第 43 号	市有財産の無償貸付けについて	〃	〃
第 44 号	香南香美衛生組合同規約の変更について	〃	〃
第 45 号	香美市過疎地域自立促進計画の変更について	〃	〃
第 46 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	〃	〃
同意第 1 号	教育委員会委員の任命について	同 意	23. 3. 2
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	適 任	〃
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	適 任	〃